



令和2年 第1回定例会

# 会 議 録

(令和2年2月28日～3月25日)

枕 崎 市 議 会

令和 2 年  
枕崎市議会第 1 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27 日間（2 月 28 日～3 月 25 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
2 月 28 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第30号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 報告（日程第31号） 11 散 会
2 月 29 日 (土)	休 会			
3 月 1 日 (日)	休 会			
3 月 2 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
			委員会 後 4:22	1 議会運営委員会
3 月 3 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
3 月 4 日 (水)	休 会	委員会	前 9:23	1 総務文教委員会
3 月 5 日 (木)	休 会	委員会	前 9:03	1 産業厚生委員会
3 月 6 日 (金)	休 会	委員会	前 9:29	1 予算特別委員会（補正）
3 月 7 日 (土)	休 会			
3 月 8 日 (日)	休 会			
3 月 9 日 (月)	休 会	委員会	前 9:24	1 予算特別委員会（当初）

3月10日(火)	休 会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会(当初)
3月11日(水)	休 会	委員会	前 9:28	1 予算特別委員会(当初)
3月12日(木)	休 会			
3月13日(金)	休 会	委員会	前 9:22	1 予算特別委員会(当初)
3月14日(土)	休 会			
3月15日(日)	休 会			
3月16日(月)	休 会	委員会	前 9:16	1 議会運営委員会
3月17日(火)	休 会			
3月18日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第3号-第13号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第14号-第20号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 散 会
3月19日(木)	休 会			
3月20日(金)	休 会			
3月21日(土)	休 会			
3月22日(日)	休 会			
3月23日(月)	休 会	委員会	前 9:15	1 議会運営委員会
3月24日(火)	休 会			
3月25日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号)

				3 委員長報告（予算特別委員会） 4 質疑、討論、表決 5 議案上程（日程第8号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会
--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------

# 本 会 議 第 1 日

(令和2年2月28日)

令和2年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

令和2年2月28日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
5	2	令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	3	令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	4	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃
8	5	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
9	6	令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
10	7	令和2年度枕崎市一般会計予算	〃
11	8	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
12	9	令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
13	10	令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
14	11	令和2年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
15	12	令和2年度枕崎市水道事業会計予算	〃
16	13	令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
17	14	枕崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文

18	15	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
19	16	枕崎市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	17	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び枕崎市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
21	18	枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	19	枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
23	20	公の施設の指定管理者の指定について	産 厚
24	21	市道の廃止について	〃
27	24		
28	25	専決処分の承認を求めることについて	予 特
29	陳1	公共下水道終末処理場周辺の悪臭解消についての陳情	産 厚
30	陳2	公共下水道終末処理場周辺の悪臭解消についての陳情	〃
31	報1	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

上園信一 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
田中幸喜 総務課参事	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
日高広子 会計管理者兼会計課長	丸山屋敏 教育長
山口美津哉 教委総務課長	益満裕美 学校教育課長
末永俊英 生涯学習課長	中嶋章浩 文化課長
豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長	松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長
中原浩二 消防長	松田正知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田一豊 警防課長兼消防署長	山口太 総務課主幹兼行政係長



午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和2年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、6番城森史明議員、9番立石幸徳議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和元年11月、12月及び令和2年1月執行の例月現金出納検査結果報告書、令和元年11月及び令和2年1月に実施されました定期監査の結果並びに令和2年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和元年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第30号までの27件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和2年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨年、本市は市制施行70周年の記念の年を迎えました。市制施行記念日の9月1日に開催した記念式典には、多くの関係者の皆様にお集まりいただき枕崎市の未来への思いをお伝えすることができました。市民の皆様、議会の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和という新しい時代に70周年という記念の年を迎え、新たな時代に新たなまちづくりへ市民が一つになって向かってまいりましょう。

私が、枕崎市長に就任して2年が経過しました。「産業」「子育て」「地域コミュニティ」の3つをテーマに、それぞれ「産業競争力の向上」「子育て支援」「コミュニティの再構築」という課題に取り組んでまいりました。

産業競争力の向上については、浜の活力再生プランを活用した枕崎水産加工業協同組合の再資源化工場の稼働、枕崎市漁業協同組合の総合加工場の設備更新などの計画が着実に進められています。

また、本年10月には再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスを活用した発電施設が稼働します。エネルギー政策に関しては、電力の地産地消を実現するための地域新電力会社の設立を目指します。

本市の農水産物等、地場製品の販売強化に関して、一昨年、福岡の百貨店と結んだアンバサダー協定、そして本年はかごしま生活協同組合との取組着手、枕崎市漁業協同組合との連携による県外の商業施設での販売ルート開拓など積極的な販売支援に取り組んでいます。こうした域外への販売強化と同時に地域内の経済活性化のためには地産地消の取組が欠かせません。

人口減少が進み、地域内経済の縮小が危惧される環境下では、これまで以上に地域内経済の活性化を追求していきます。

地産地消は、エネルギーにとどまらず地場製品でも積極的に進めます。そのためにも、さらなる地場製品の品質向上、付加価値の向上に取り組み、市民が喜んで消費し、自信を持って薦められる地場製品に育てていきます。

昨年6月、日本青年会議所九州地区鹿児島ブロック大会は枕崎高校文化祭とのコラボレーションで開催されました。枕崎高校生が青年会議所メンバーと一緒に進めたSDGsの学習、持続可能なまちづくりへのワークショップは本市の未来を支える若者の可能性を感じさせるものでした。

また、鹿児島水産高校は、一昨年、文部科学省から全国の水産高校で唯一の指定を受けたSPH、スーパープロフェッショナルハイスクールの活動2年目を迎え、さらに深化した研究を進めてくれました。最終年度となる新年度の研究成果に期待が持たれます。本市の未来をつくるのはこうした若者たち、そして子供たちです。

子育て支援については、本市の強みである小中連携教育のさらなる推進を図るための学校と地域をより身近につなぐコミュニティ・スクールの取組を枕崎校区で始めます。

昨年は、学校空調設備の整備、新年度から始まるプログラミング教育を見据えたタブレットの導入などの環境整備に取り組んでまいりましたが、新年度以降も子供たちが安全に安心して学べる環境整備に努めてまいります。

周産期から乳幼児期、学童期への切れ目のない子育て支援への取組も継続して推進していきます。

また、本市が将来にわたって活力にあふれ、魅力的なまちであるためには、市民一人一人が性別に関わりなく互いを尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮できるまちでなければなりません。その実現に向け、男女共同参画推進条例の制定を目指します。

先ほども紹介しましたが、昨年は高校生の活躍が目立った1年でした。中でも、枕崎高校野球部が近年の活躍が認められ、今春の選抜高校野球21世紀枠の鹿児島県推薦校に選ばれたことは大きなニュースになりました。残念ながら、全国大会出場とはなりませんでしたが、近い将来、甲子園出場という期待が大きく膨らみました。また、改めて枕崎市民の野球に対する情熱を感じることでできる出来事でした。

野球に関して申し上げますと、新年度は「野球によるまちづくり」に取り組めます。まず、市営野球場の改修整備にスポーツ振興くじ助成金等を活用して取りかかる計画です。また、大学チーム、社会人チームのキャンプの誘致、高校、小中学校の合宿等の誘致、大会の開催等に関係団体等と連携しながら積極的に取り組めます。これらの活動は、地域コミュニティの活性化につながるものと確信しています。

コミュニティの再構築については、この「野球によるまちづくり」や火之神公園のキャンプ需要、その他、枕崎お魚センターなど観光施設等の活用方法を再度、検証・見直しを進めながら関係人口の増加に取り組んでまいります。関係人口の増加が、人の流れ、情報の流れ、経済の流れを活性化し、新たなコミュニティを生むきっかけとなるはずで

産業、子育て、コミュニティ、これらを活性化し、地域の抱える課題を解決していくための戦略が本年度中に策定する「第2期枕崎市地方創生総合戦略」になります。

改訂版の枕崎市人口ビジョンにおいては、最新のデータを基に本市の将来にわたる人口見直しを見直し、今後目指すべき本市の姿を示します。

新年度から令和6年度までを期間とする第2期総合戦略においては、現総合戦略の基本目標を見直し「地場産業の振興と、地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進する」「豊かな地域資源を使って、地域外とのつながりと、新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安心な暮らしを守るとともに、時代にあった、魅力的な地域をつくる」という、新たな4つの基本目標を掲げ、本市独自の魅力に磨きをかけることで、人が訪れ、住み続けたいと思えるような地域の実現を目指します。

具体的には、地域の稼ぐ力を高め、地域外からの富の流入と、地域内での循環を図るための取組や、子育て世代等に対する切れ目ない支援など、SDGsの視点も取り入れた45の事業とそのKPIを掲げ、毎年度その効果検証を行い、事業の改善を図りつつ実行していきます。

この第2期総合戦略については、枕崎市地方創生総合戦略審議会における審議を経て、現在、その素案について、パブリックコメントの手続きを行っておりますが、そこで寄せられた意見等や本定例会における議会での議論等を踏まえ本年度末に成案化します。

ふるさと応援寄附金については、さきの12月定例会において、本年度の寄附額を16億円と見込んで補正を行いましたが、1月末現在で26億円を超える多くの寄附が寄せられております。

お寄せいただいた御厚意については、本市のまちづくりの財源として、地域の振興策に有効に活用させていただくとともに、返礼事業を通じてさらなる本市の特産品の魅力の発信等に努め、産業競争力の向上、地場産業の振興につなげます。

また、ふるさと応援寄附金を活用し、将来の庁舎建設に向けた基金への積立ても新年度当初予算に計上させていただいておりますが、今後とも財源確保に取り組むと同時に、新庁舎建設に向けた調査・研究等についても進めていきます。

平成28年に策定した第6次枕崎市総合振興計画も新年度で5か年が経過し、令和3年度からは後期基本計画がスタートすることになります。策定に当たりましては、本年度中に策定する第2期総合戦略を反映させた上で、議会をはじめ、まちづくり委員会、市長と語る会、市民アンケート等での御意見や御提言、さらには関係業界等の御意向など幅広くお聴きしながら、時代に合った計画にしていきたいと考えております。

現行の過疎地域自立促進特別法は、新年度で期限を迎えることとなります。新たな過疎対策法の制定、そして今後の過疎対策の推進は、本市の振興のためにはなくてはならないものでありますので、引き続き新法制定の要望を行っていくとともに、本市の新たな過疎対策計画の策定に向けての作業も進めていきます。

本年10月に、燃ゆる感動かごしま国体・なぎなた競技会が本市で開催されますが、昨年5月に本市で開催された都道府県対抗なぎなた競技大会に役員として携わっていただいた、ある学校の先生から大会終了後にお便りをいただきましたので、ここで御紹介したいと思います。

そのお便りによりますと、閉会式後、全日本なぎなた連盟の役員の方々を鹿児島中央駅までお送りする車中で、役員の方が「枕崎市がなぎなたの国体会場になっていただいた有り難さをこのリハーサル大会で感じました。出場した選手たちは全員が来年のかごしま国体の地元代表になって枕崎市に来ようと思ったはずです。私自身も役職は引いても見に来ます」と話されていたとのことでした。

また、お便りをくださった先生御自身も「正直なところ役員となることに気乗りしていませんでしたが、来年の国体でもぜひ役員をさせてもらいたいという気持ちになりました。閉会式の片づけをする市の職員の動きを見て、そのような気持ちになったのは私だけではないと思いました」

とつづられておりました。

就任以来、市の職員の意識改革は私の中の大きなテーマであると述べてきました。恐らく私が就任する以前からも、今回のようなお褒めの言葉をいただけるような職員であったとは思いますが、改めてこのようなお便りをいただくと、市長として本当に嬉しく思います。

昨年の茨城国体で、鹿児島県なぎなたチームは総合2位の好成績を収めました。今年の燃ゆる感動かごしま国体では、市民が一つになって鹿児島県なぎなたチームを応援しましょう。そして、昨年のリハーサル大会以上に素晴らしい大会にしたいと思えます。

さて、中国で発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国においても、保健、医療、観光、経済など様々な分野に影響を及ぼしております。本市では、枕崎市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、当面の市のイベント等を中止、延期すること、民間団体にも同様の要請をするという方針を発表しましたが、今後も国の方針等を踏まえ、市民の安全を第一に新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全を期してまいります。

続いて、第6次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など施策の主なものについて説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づき、亀沢団地の外壁・屋根の改修工事を引き続き実施します。

民間木造住宅の耐震診断及び改修の費用に対する助成など、安全な住環境づくり支援に取り組みます。

水道事業では、安全・強靱・持続の3つを柱とする水道ビジョンに基づいて、片平山配水池の更新事業や別府地区の水量・水質を改善するための工事を実施するほか、安全で良質な水道水の安定供給に努めます。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づいて、終末処理場等の施設改築更新事業を実施するほか、汚泥量、臭気濃度の軽減に向けた処理過程の検証に取り組みます。

また、地方公営企業法全部適用に伴い、厳しい経営環境に対応するための確な経営判断を行い、安定的なサービス提供ができるように努めます。

次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用しながら、公共下水道区域外の浄化槽設置・転換を積極的に推進し、水質保全の確保や公衆衛生の向上に努めます。また、事業場の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。

廃棄物対策や水質の汚濁、悪臭など環境課題の解決には、長期的な視点で対策を講じていく必要があります。その取組の推進には、市民一人一人の意識を高め、幅広く環境課題への実践を図り改善に結びつけることが求められます。

気候変動問題や社会的状況の変化など環境への課題を十分反映し、持続可能な社会の実現に向けた取組を前進させるため、枕崎市環境基本計画の策定を進めてまいります。

現在、ごみの減量化をはじめとする枕エコプロジェクトを進めておりますが、その取組の一つとして、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を導入します。日本語・英語・ベトナム語に対応し、本市のごみ分別区分をスマートフォンで確認できるようにするもので、ごみ出しマナーの向上につながると考えています。

市内各地で大量発生しているヤンバルトサカヤスデ対策については、関係機関と連携し、引き続き蔓延防止と駆除対策に努めるとともに、新年度は市民が購入する薬剤補助の拡充を図ります。

(仮称)南薩地区新クリーンセンターについては、令和6年4月の供用開始に向け取組が進められておりますが、本市におけるごみの収集・運搬体制や今後設置を予定する中継施設等の在り方について具体的な検討を進めます。

市内には、太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギーの発電施設が多く存在しており

ますが、これら地域で生産される電力のほとんどが市外の電力会社に売電され、また地域で使用した電力の電気料金が市外に流失している現状があります。

このようなことから、太陽光・木質バイオマスなど地域の再生可能エネルギーを地消し、経済の地域内循環を促進するため、地域新電力会社の設立を目指すこととし、新年度は市内の電力需要や事業採算性など、その実現可能性調査に着手します。

市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画である「枕崎市強靱化地域計画」を本年度中に策定いたしますが、この計画を指針として、今後の本市の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進していきます。

河川改修の総合流域防災事業については、引き続き中洲川の改修工事を実施します。

海岸の防災対策については、白沢津漁港の護岸整備を実施するとともに、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸護岸整備に取り組みます。

平成30年度から2か年度で実施してきた防災行政無線のデジタル化については、このほど事業が完了し、3月から運用を開始します。新年度においては、戸別受信機の設置に対して補助を行い、戸別受信機の普及促進を図るほか、新たに防災行政無線の放送内容等を登録制メールで自動配信するなど、市民への災害関連情報等の確実な伝達に努めます。また、引き続き自主防災組織の結成促進と活性化を図り、地域防災力の向上と共助の取組を推進します。

消防業務については、引き続き救急救命士の養成及び救急隊員の資質の向上を図るとともに、地域防災力の中核である消防団の設備並びに装備の充実・強化を進め、市民の安全と安心の確保に努めます。新年度は、屈折はしご付消防自動車のオーバーホールを実施します。

都市公園については、塩浜公園の野球場のベンチ及びテニスコートの改修とともに、瀬戸公園や台場公園のトイレのバリアフリー化や各公園の老朽化した遊具、その他の公園施設の更新を実施します。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、持続的に高度な専門知識の習得に努め、相談体制の一層の強化を図るとともに、高齢者や児童生徒を対象とした出前講座の開催や広報啓発を通じ、近年被害が多発する特殊詐欺等の消費者トラブルについて未然防止の意識の高揚に努め、自主的に判断できる自立した消費者の育成に努めます。

高齢者や障害者、子供などの要支援者はもとより、全ての市民が住み慣れた地域でさらに安全に、また安心して暮らせるよう市内の事業者・団体等の協力を得ながら、地域における見守り活動の拡充とネットワークの構築に努めます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

国道225号峯尾峠の視距改良事業については、引き続き改良工事を実施します。

国道270号水流跨線橋付近の線形改良事業については、用地買収と橋梁設計を実施します。

防災・安全交付金事業、過疎債事業等により、小江平交差点の冠水対策事業として、交差点から花渡川までの区間の排水路整備を含む道路改良工事並びに中央交差点を起点とする台場通線と枕崎小学校正門前の街路4号線の歩道を含む道路改良工事や、老朽化した市道の舗装修繕及び道路改良工事を引き続き実施します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁点検を行うとともに、馬追橋、竹中橋及び二本木橋の補修工事を実施します。

擁壁・法面変状対策事業については、道路交通網の安全性、信頼性を確保するため、道路ストック点検結果に基づき若葉竈原線の法面変状対策工事を実施します。

立神通線道路改築工事については、引き続き道路改築工事を実施します。

制限速度や道幅など課題が残る南薩縦貫道については、地域高規格道路としてさらなる機能強化が望まれます。本年度から取り組み始めた市内の経済団体と一体となった要望活動など、今後

も継続して実施し、地域の声を伝える取組を進めていきます。

新しい交通システムの構築については、まずは高齢者、障害者等の外出の機会を増やすことを目指して、昨年10月からタクシー利用に係る運賃助成制度を開始しました。今後もさらなる利用促進の取組を進めてまいります。

新年度は、市民や関係団体、交通事業者等で組織する地域公共交通システム検討委員会を設置し、タクシーの利用状況等を検証しながら高齢者をはじめとする交通弱者に配慮した、市民の地域交通の利便の増進に資する新たな地域公共交通システムの構築に向け、検討・取組を進めていきます。

J R 指宿枕崎線については、その運行存続等について沿線自治体等と連携した要望活動を続けていくとともに、利用促進を図るための取組を進めていきます。新年度は、特に収支状況の厳しい指宿・枕崎間の線区の利活用の方策について、J R 九州、九州運輸局、県、沿線自治体と一体となって検討を進めます。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

本市に船籍を置く地元遠洋カツオ一本釣りの漁船は、沖の漁模様が安定せず取り巻く環境が厳しい状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行います。

漁港整備については「枕崎漁港高度衛生管理基本計画」及び「枕崎地区に係る特定漁港整備計画」に沿って、水深9メートル岸壁の新設を進めるとともに、漁港機能保全として水深1.5メートル泊地のしゅんせつや臨港道路の舗装改修を行います。

沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や増殖礁設置及び水産多面的機能発揮対策を実施します。

また、本市の基幹産業である漁業及び水産加工業において、新たに従事する者に対し産業後継者育成奨励金事業で給付を行っておりますが、新年度は補助対象要件の拡充及び補助額の引上げを行い、就労者の育成並びに確保を図ります。

新規事業では、国の政策目標である農林水産物・食品の輸出拡大に伴う輸出先のニーズに対応したH A C C P（ハサップ）等の管理基準を満たすため、食品製造事業者等が行う施設の新設及び改修を支援していきます。

農業については、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、集落等での話し合い活動を行いながら、人・農地プランの充実を図り地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。

また、地域農業を守り生かす取組として、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進し、耕作放棄地の発生防止に努めます。今後も中山間地域等支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業の日本型直接支払制度により、農地の有効利用や荒廃防止、農道及び水路の保全管理体制の構築を推進するとともに、農村地域の活性化を支援します。

新年度から持続可能な農業振興策として、農業後継者への就農支援を図り地域の農業を守る担い手の育成を進めます。さらに、基幹産業の一つであるお茶の生産振興及びPRのための事業を進めます。

農業生産基盤の向上のため、南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良及び広域農道の保全対策事業を引き続き実施します。また、農地防災対策として、農村地域防災減災事業の調査計画を進めます。

農作物への鳥獣被害については、深刻化・広域化してきているため、地域での取組の支援を行うとともに、猟友会等の関係機関と連携し一層の被害の軽減に努めます。

林業については、民間の木質バイオマス発電施設が本年10月から稼働する予定であり、地域の未利用材を活用することにより、森林整備の促進につながることを期待されます。

利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、新年度は本市と南九州市を結ぶ林道の開設のための事前調査を実施します。

また、本年度から交付されている森林環境譲与税を森林経営管理制度や林業担い手の支援等に活用し、森林整備の促進に取り組むほか、妙見の森の環境整備や木材利用の普及啓発による林業の活性化に努めます。

平成31年1月から始まった収入保険制度については、引き続き掛金の一部の助成を行い、農業者の所得の安定化を図ります。

商工振興対策として「商店等新規出店支援事業補助制度」や「商工振興資金利子補給制度」「がんばる商店街支援事業補助制度」など様々な施策を展開し、商工会議所や通り会連合会等と連携して魅力ある商店街づくりに努めます。

また、本市地場産品を「枕崎ブランド」として国内及び海外に発信し、本市地場産品の認知度・イメージの向上を図るため、国内催事や観光客が多く訪れる施設等での販促活動・販路開拓を促進するとともに、海外において物産展を開催することで、市内事業者の海外展開を支援します。また、これらの活動に合わせてトップセールスを行い、効果的な事業展開を図ります。

さらに、枕崎市通り会連合会が行う「枕崎鯉船人めし」や「枕崎鯉大トロ井」「枕崎昆鯉出汁愛鍋」の全国的展開への取組を引き続き支援することで「食のまち枕崎」の魅力発信に努めます。

雇用就業環境対策として、若者等の職場への定着や女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として職場施設環境改善やユニホーム整備を行うなど、積極的に就労改善に取り組む市内企業に対しその支援を行います。なお、新年度は補助対象要件の拡充及び一部補助限度額の引上げにより支援拡大を図ります。

また、多様な人材が参加・活躍できる社会の実現への取組の一環として、外国人技能実習生をはじめ市内に居住する外国人を対象とした日本語講座を開催します。

高校生を対象とした就職支援事業として、引き続き企業訪問や合同企業説明会を開催し、地元企業の魅力を伝え就職促進へつなげます。

高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりのため、シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を継続して実施します。

観光振興については、火之神公園の景観整備や駅舎前広場におけるにぎわい創出に継続して取り組むとともに、市内周遊観光手段として導入した電動アシスト自転車を活用し、枕崎駅を起点とする火之神公園までの周遊ルートのPRに努めます。

また、近年増加している火之神公園内でのキャンプ利用者に快適に過ごしていただけるような環境整備を行うとともに、さらなる誘客促進を図るためSNS等を活用した情報発信にも努めます。

あわせて、枕崎お魚センターでのカツオのわら焼きタタキづくりやかつおぶし削りなどの体験型観光を一層推進することで、本市の観光拠点施設としてのポテンシャルの強化を図るとともに、観光PR動画等を効果的に活用し、本市の魅力発信に努め、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

本市への移住・定住の促進については、これまでの取組に加え、東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、国・県・市で連携して実施する移住支援事業に新たに取り組むほか、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるためにも、結婚に伴う新生活のスタートアップに対する支援策も実施します。

これらの取組については、さらなる情報発信に努め、本市への移住・定住の促進を図ります。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

本市の脳卒中死亡率は、依然として高い状況が続いています。また、国民健康保険の医療費の増加も続いており、国民健康保険財政の健全化のためには、医療費抑制が重要な課題となってい

ます。このような、本市の脳卒中死亡率の改善や国民健康保険医療費の抑制等を目的に、本年度から「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトを実施しています。

新年度は、子育て世代や働き世代の生活習慣病予防対策や、子供たちへの健康教育の推進を図ります。そのため、市内の高校での血圧測定と高血圧健康教育を実施するとともに「血圧を測ろう祭り」と枕崎高校の文化祭を青年会議所の協力の下、共同開催する計画です。

また、鹿児島大学や本市医師会と連携し、医療従事者の生活習慣病の改善・予防に関する専門的知識の向上を図る目的で、高血圧・循環器病予防療養指導士の資格取得に要する費用の一部補助を行います。その他、プロジェクトの様々な取組を通して、市民の健康に関する意識の醸成を図り、健康なまちづくりを目指します。

安全な血液製剤の安定供給の確保を目的に、市内の献血に協力していただいている団体等と連携して、献血推進協議会を設置し、取組の拡充を目指します。

市立病院については、医療機器等の整備を行い、より充実した医療サービスの提供に引き続き努めます。4月からは新たに1年間、総合診療専門研修プログラムにより専攻医を受け入れ、常勤医師3人体制で診療を行います。

地域医療構想については、平成29年3月に策定した新枕崎市立病院改革プランについて、病床機能の転換等を含めた見直しを行います。

また、安心して子供を生み育てられる環境づくりとしての病児保育事業の施設運営を引き続き実施します。

近隣市の産科医療機関が2月末をもって閉院することとなり、市民の産科医療体制を維持するためには、市内の産科医療機関の役割がますます重要になっています。

そのような現状を踏まえ、市民が安心して子供を生み育てられる環境を守るため、市内産科医療機関や本市医師会との緊密な連携を図るとともに、南薩地域の自治体等で構成する、南薩3市医療体制充実等推進協議会における取組を推進します。

新年度を初年度とする第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期に渡り、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行います。

具体的には、出産前後の期間の妊婦健診や産後ケア事業、乳幼児期の乳児家庭全戸訪問事業、学童期の病児・病後児保育事業など、様々な事業を実施し、若い世代が安心して子供を生み育てられる環境づくりに努めます。

また、枕崎児童館及び片平山児童センターの遊戯室の空調整備工事を実施し、四季を通じ快適で子育てしやすい環境のさらなる充実に努めます。

3歳以上の子供及び3歳未満の非課税世帯に属する子供を対象に、昨年10月から実施されている幼児教育の無償化については、事業の円滑な運営に努めます。

生活困窮世帯に対する具体的な支援策として、本年度から実施している生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業をさらに推進するほか、新年度は新たに家計改善支援事業に取り組みます。

障害者福祉においては、最終年度となる第5期障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを楽しめるまちづくりに向け、その環境づくりや啓発活動等の取組をさらに推進します。

高齢者福祉においては、最終年度を迎える第7期老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業やてげてげ広場事業のさらなる普及促進を図り、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業などを引き続き実施します。

また、自らの命と人生について様々な機会に自分の意思を伝え、周囲と話し合う「アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」の啓発を図るとともに、若年末期がん患者の在宅での療養を支援する事業を推進するなど、世代を超えた地域包括ケアシステムの構築に努めます。



次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

本市の教育委員会では、児童生徒の教育の重点として3つの教育を推進します。1つ目は、教えること、育むことにメリハリをつけた「教育」、2つ目は、学校、家庭、地域社会の三者が緊密に連携した「協育」、3つ目は、故郷を学び、故郷に学ぶ「郷育」です。

学校教育については、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成するため、確かな学力の向上や豊かな心を育む教育の充実に努めます。

その一環として、小中連携教育を推進し、研究指定を受けている学校が「学び」「心」「体」「家庭・地域」の4つのつなぎを重点化した研究の成果を公開発表します。

新たに、英語検定料助成事業を実施し、市内全中学生を対象に1人年1回、英語検定料の半額補助を行い、英語教育の推進を図ります。

また、枕崎小学校と枕崎中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校と地域が一体となって協議しながら、特色ある学校づくりの一層の充実、活性化に向けて取り組みます。

学校施設については、枕崎小学校の校庭の整備をはじめ、施設の適正な機能や役割などを考慮しながら、非構造部材耐震化や老朽化の進む施設・設備の補修等を年次的・計画的に実施し、児童生徒の安全・安心のための教育環境の整備に努めます。

また、新年度から始まる小学校プログラミング教育の充実を期すために、プログラミング教材の整備・充実を図ります。

学校給食センターでは、安心安全でおいしい給食の提供に努めるとともに、地産地消の拡大と食育の推進を図ります。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めます。

また、青少年の育成については、引き続き家庭教育への支援や青少年を対象とした豊かな体験活動の機会の充実を図ります。

さらに、これまで地域が学校を支援してきた学校応援団を基に、地域学校協働活動への移行を開始するに当たり、統括コーディネーターを配置し、地域と学校の連帯感を高めることに努めます。

本市における生涯学習・文化事業等の拠点施設である市民会館については、老朽化したホール棟の空調設備の改修工事を行います。

市立図書館については、市民に寄り添い地域に役立つ図書館づくりに努めるとともに、図書館内部の改修工事を実施します。この改修工事は、トイレや内装など大規模な改修となることから、工事期間中は休館としますが、休館中の図書の貸出し等の図書館業務は地場産業振興センターにおいて実施します。

本年10月には、「第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）なぎなた競技会」が、全国47都道府県から選手・監督、関係者が参加し本市で開催されます。市民総参加の下、その英知と総力を集結し、本市の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指します。

また、国体開催を契機として、体育施設の整備を進めるとともに、市民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図り、スポーツを生かした地域づくりを推進します。

また、市営野球場については、スポーツ振興くじ助成金等を活用した防球ネットやラバーフェンスなどの整備を計画しています。

芸術文化のまち枕崎を深化させるため、地域振興推進事業を活用しアートミュージアム拠点「南溟館」推進事業を実施します。

本年度の第2回枕崎国際芸術賞展の関連事業に引き続き「大切な命」をテーマに南溟館において、特別企画「絵本作家スズキコージ・詩人アーサー・ビナード展」を開催します。

小中学生が外国人技能実習生と交流を進め、外国の文化や伝統について理解を深めることを目的として、異文化交流・国際理解教育推進事業を実施し、学校教育における国際理解教育を深めます。

次に、「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

マイナンバー制度については、マイナンバーカードを活用した消費活性化策としてのマイナポイント事業の実施や健康保険証としての利用開始に向けて、プライバシー・個人情報保護などに配慮しつつ、市民へのマイナンバーカードのさらなる普及のための取組を引き続き進めます。

行財政改革については、平成30年度に策定した枕崎市行財政改革推進計画に基づき、引き続き推進します。

また、金山小学校跡地の活用策については、地域住民や大学などと協働して、様々な観点から検討を進めます。

広域行政については、引き続き近隣の自治体と連携した中で、事務の共同処理等による効果的、効率的な展開を目指すほか、南薩地域全体の発展の核となる道路網の整備、JR指宿枕崎線の利活用の促進についても一体となった取組を進めます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係13件、条例6件、公の施設の指定管理者の指定について1件、市道の廃止について4件、専決処分の承認を求めることについて1件及び報告事項1件の計26件であります。このうち、報告事項を除く25件について説明を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億9,810万円を追加し、予算総額を155億1,940万円にしようとするものです。

繰越明許費は、ASF侵入防止対策事業補助ほか4事業を令和2年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、学校教育施設等整備事業の追加と過疎対策事業ほか7事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業、擁壁・法面変状対策事業、小学校非構造部材耐震化事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,819万4,000円を追加し、予算総額を36億5,154万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、総務管理費、療養諸費、高額療養費及び繰出金の増額であります。

以上の財源として、県支出金、繰入金、繰越金及び国庫支出金の増並びに国民健康保険税及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、予算総額を3億3,155万9,000円に

しようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金並びに償還金及び還付加算金の増額と、繰出金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第4号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万円を減額し、予算総額を28億2,780万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金及び地域密着型介護サービス給付費の減額並びに介護予防サービス給付費及び介護給付費準備基金積立金の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金の増及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第5号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ531万円を減額し、予算総額を9億3,932万9,000円にしようとするものです。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を令和2年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、公営企業会計適用費及び下水道整備費の支出額確定に伴う不用額の減額並びに公債費の利率見直しによる補正であります。

以上の財源として、繰越金の増並びに繰入金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第6号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増などに伴い、医業収益を1,181万7,000円、医業外収益を5,993万6,000円追加するほか、一般会計補助金の増に伴い、附帯事業収益を21万3,000円追加し、収益的支出においては、経費の減に伴い、医業費用を1,555万1,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、企業債の減並びに繰入金及び負担金の増に伴い、収入を747万円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を358万9,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する3,551万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第7号令和2年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的、効率的に配分し、第6次総合振興計画の各分野における取組を着実に進めるとともに、令和2年度から始まる第2期枕崎市地方創生総合戦略に係る施策、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感を持って取り組んでいくこととしました。

また、新年度の予算編成方針のタイトルには「持続可能な枕崎市を目指して」との表記を新たに追加し、SDGsの観点を持って予算編成に取り組むことを明確に示したところです。

その結果、新年度の予算総額は144億7,670万円となり、前年度の当初予算額に対し22.8%の増となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、人件費が会計年度任用職員制度の影響などにより増となったものの、扶助費や公債費が減となったことから、対前年度比1.1%減の60億2,816万4,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、単独事業費で市営野球場の整備を行うスポーツ交流拠点整備事業や図書館施設整備事業、市民会館改修事業などの増により増となったものの、補助事業費が市営住宅建設事業や浜の活力再生施設整備事業などの終了の影響で大幅減となったことなどから、対前年度比7.4%減の13億2,425万2,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比67.0%増の71億2,428万4,000円となっていますが、これは、ふるさと応援寄附金が増となった影響で積立金や補助費等、物件費などが増となったことに加え、水道事業会計出資金の影響で投資及び出資金も増となったことによるものです。

なお、公共下水道事業が新年度から地方公営企業法全部適用となることから、下水道事業会計への繰出金が、性質別区分では、これまでの繰出金から補助費等へと変更されておりますので、繰出金は減少し、補助費等の増が大きくなっているところです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、対前年度比1.5%増の21億9,209万1,000円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比0.9%増の34億円を計上していません。

財産収入は、臨空工業団地の売払いを見込み、対前年度比620.1%増の1億1,045万5,000円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、対前年度比248.1%増の29億4,588万2,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や減債基金、ふるさと応援基金からの繰入れで、対前年度比100.5%増の10億9,120万1,000円を計上しています。

市債は、南薩地区衛生管理組合の新クリーンセンター施設整備事業、図書館や市民会館、市営野球場などの整備、水道事業会計出資金の影響などにより増加はあったものの、防災行政無線整備事業の減の影響が大きいため、対前年度比9.3%減の11億8,377万8,000円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

このほか、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第8号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、36億7,628万8,000円で、前年度当初予算に対し2.6%の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであり、ます。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第9号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は3億6,149万5,000円で、前年度当初予算に対し9.8%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであり、ます。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第10号令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は28億1,576万2,000円で、前年度当初予算に対し4.7%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などであり、ます。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第11号令和2年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,885人、外来で1万4,790人、1日平均患者数を入院で49人、外来で58人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を5億9,008万6,000円、支出額を7億3,592万7,000円とし、

差引き 1億4,584万1,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を4,839万3,000円とし、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第12号令和2年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,300戸、年間総給水量を268万立方メートル、1日平均給水量を7,342立方メートルと決めました。

主な事業として、片平山配水池更新事業、老朽管更新事業、連絡管新設事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億5,067万2,000円、支出額を3億9,976万4,000円とし、税抜き後で1,220万3,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を2億2,954万4,000円、支出額を5億5,040万7,000円とし、差引き3億2,086万3,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第13号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、排水戸数を5,950戸、年間総処理水量を160万立方メートル、1日平均処理水量を4,380立方メートルと決めました。

主な事業として、終末処理場の汚泥量及び臭気濃度の軽減に向けた各処理設備の基本設計並びに老朽施設の更新に伴う汚泥脱水設備及び汚泥濃縮設備の詳細設計を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を7億6,387万7,000円、支出額を7億3,039万4,000円とし、税抜き後で2,771万7,000円の当年度純利益を予定しております。

資本的収入及び支出では、収入額を1億5,185万円、支出額を3億7,921万4,000円とし、差引き2億2,736万4,000円の不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度利益剰余金処分で補填しようとするものです。

次に、議案第14号枕崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法に係る規定の整備をしようとするものです。

次の議案第15号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育者の資格要件に係る規定について、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第16号枕崎市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険基金の設置目的、積立て及び処分に係る規定について、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第17号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び枕崎市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、民法の一部改正に伴い、入居者の連帯保証人が負担した費用が極度額に達したときの連帯保証人の変更及び敷金に係る規定の整備を行うほか、連帯保証人の確保が困難な入居希望者への対応として、法人を連帯保証人として認める措置を講じようとするものです。

次の議案第18号枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除等に係る規定について所要の改正をしようとするものです。

次の議案第19号枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い条文の整理をしようとするものです。

次の議案第20号公の施設の指定管理者の指定につきましては、片平山児童センターの指定管

理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第21号から議案第24号までの市道の廃止につきましては、既存の4路線を廃止することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第25号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、令和元年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げますとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は1件だけですね、議案第17号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例、そのほかにもあるんですけども、この議案第17号について質疑をいたしたいと思いません。

今度の条例改正は、民法改正に伴いましての本市条例改正ということになっているんですが、この件につきましては、私自身はさきの昨年12月議会の一般質問でも、少し民法改正の影響ということで触れたんですけども、今回、保証人に関するその極度額を設定してですね、条例改正をすると、そのほかにもあります。

しかしながら、現在の市営住宅を含む公営住宅の保証人の在り方ということではですね、大きな流れが出てきていると思います。それは保証人を不要、保証人は要らないという動きが全国的に出てきているわけです。

そこで、今回の本市条例の改正に当たってですね、保証人設定を廃止をし、緊急時の連絡先だけを届け出ると、そういった形の検討はなされなかったのか、その点を最初にお尋ねをいたします。

○松崎信二建設課長 今回の条例改正につきましては、民法の一部改正に伴い、令和2年4月から市営住宅へ入居する場合、契約時に連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額を定めることとなりますが、連帯保証人が入居者に代わり負担した額が極度額に達した場合、連帯保証人を変更する必要があります。

その極度額につきましては、国が行った調査による連帯保証人の平均負担額を参考値といたしまして、入居時の家賃の12か月分に設定し、枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の中で定めることとするため、施行規則の一部改正も条例改正後に行うこととしております。

また、国は保証人を確保できないため、入居できないという事態が生じないようにしていくことが必要であるとし、平成30年3月に公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定を削除する改正を行い、各自治体にも適切に対応するよう通知を出しております。

本市といたしましては、検討の結果、入居者の緊急時の連絡対応及び家賃の滞納防止の観点から、現在のまま1人の連帯保証人を必要とすることを継続するとともに、新たに法人による保証もできるようにするため、入居者の手続及び連帯保証人の規定を定めるものとしております。

○9番立石幸徳議員 今、建設課長のほうから、その改正の中身がある程度突っ込んで説明いただいたんですけども、要はその保証人を不要、要らないとするという検討があったのかどうか

はですね、明確に答えていないんですけどもね。その点も再度確認しますが、この保証人を不要にするということでは背景がありましてですね、今、課長から出た平成30年、つまり2018年の3月に国土交通省が全国の都道府県、それから政令都市、こういったところに保証人は不要にしない、要らないようにしないという通知が出されているんですね。

その国土交通省が、なぜそういう通知を出したかというのも原因があるわけですよ。それは、国土交通省あるいは厚生労働省が国の行政評価、国の監視を受けて、国交省、厚労省が全国に通知を出した。そのまた元の原因はどういったものがあるかということ、平成26年にですね、千葉県銚子市で発生をした市営住宅に入っていた人たちが明渡しを求められたその当日、自殺をした、心中をした。そういった非常に悲惨な出来事があって、行政評価を国交省、厚労省にかけたわけです。

厚労省のほうは、当然、この公営住宅というのは福祉目的が第一議ですので、厚労省、国交省が評価をさせられたわけですね。その結果、国交省が全国の都道府県、政令都市に保証人はなしとそういった対応をするようにという通知が出ているわけです。

全国的には、現在進行中ですけども、私の調査では既に都道府県レベルでもですね、多くの県が保証人なし。最近では、隣の熊本県も来年度から保証人は要らないという動きが報道されております。

ですから、もう一回ですね、本市は検討したのかどうなのか。それから国交省の通知、こういったものはきちっと確認されているのかどうか、その点をお尋ねをいたします。

**○松崎信二建設課長** 国交省からの通知に関しては、もう分かっております。それを踏まえまして、本市のほうで検討した結果、先ほども申し上げましたけれども、入居者の緊急時の連絡対応や家賃の滞納防止の観点から、今回、条例改正をするものであります。

それと、県内の状況につきましては、県内の大半が本市と同じ連帯保証人を必要とし、法人化の方向で考えているようであります。

それと、参考までに、議員のほうからありましたけれども、全国の市町村、県を含めた調査のほうでは保証人を必要としないというパーセントは、20%にまだ満たないような状況でありました。そして、本市としても全国の状況、県内の状況によっては、将来的には検討の必要があるのではないかとおっしゃっております。

**○中原重信議長** ほかにありませんか。

**○6番城森史明議員** 私は、議案第7号について質問をしたいと思います。

令和2年度の予算については、名づけられるなら、ふるさと納税予算ということで名づけてもいいような感じじゃないかと思ってるんですが、あらましの17ページ、18ページ、19ページの中で、ふるさと納税に関する予算と考えられるものが、寄附金、繰入金、総務費、それと委託費、補助金等あると思うんですが、令和2年度のふるさと納税額の予算をどれだけに設定したのか、それによってこれの予算が組まれたと思いますが、この辺の関連性はどうかについて、まず質問したいと思います。

それと、ふるさと納税関係については、前年度が8億、そして令和元年度が29億に達するということですが、約20億増えたわけです。そういう意味で、商品の調達から配送まで大変な作業じゃなかったかと思いますが、ふるさと納税の商品のどの部分が、ベスト3とするならどの部分が20億も増えたのか、この点について質問をしたいと思います。

**○中原重信議長** 城森議員。予算特別委員会を出てるんですけども、そちらでは駄目ですかね、今の質疑。

**○6番城森史明議員** 予算委員会っていっても大変な分野があるわけですよ。いっぱい質問はあると思いますよ。だから、私はその大事な部分だけ、一番大事な部分だけ質問しているわけですよ。なぜそれがいけないんですか。

まず、なぜそれが、この質問が——そういうことを言われるんですかね、私はそれを理解できません。だって、いっぱいあるじゃないですか、予算委員会ちゅっても。質問したいことはいっぱいあると思いますよ。だから、あえて私はその大事な部分だけ、今ここで本会議で質問してるんですよ。

そして、予算委員会は市長はおられませんよ、市長は参加されませんよ。大事な本会議で、市長がおられる席で質問することがなぜいけないんですか、それに教えてください。

○中原重信議長 いけないとは言ってません。あるんですよということですので——答弁できますか。

○6番城森史明議員 あえてそんなことをなぜ言うかということですよ。まるで、するなっていうことと一緒にですよ。なぜそういうことを今言ったのか、それを教えてくださいよ。

○中原重信議長 私は、するなどは言ってません。予算特別委員会もありますけどどうですか、と城森議員に相談したところです。

○東中川徹企画調整課長 まず、令和2年度のふるさと応援寄附額の算定についてということで申し上げますと、ふるさと応援寄附金については元年度当初予算で8億円、それから12月補正後で16億円ということで補正を行いましたけど、実績としまして二十数億ということになっております。

2年度当初予算の計上に当たりましては、なかなかその推計が難しいということもありまして、令和元年度の専決処分後の29億円ということを目録額として設定させていただいております。

それから、返礼品についてベスト3というようなことでございましたが、今手元にありますものが先週末2月21日現在のものを持ってありますが、これでいきますと返礼品の件数が7万件ほどございまして、一番件数が多いのが、一本釣り炭火焼カツオたたきという部分が1万3,000ほど、18.5%ほど占めております。そのほか2番目、3番目につきましては、肉類、また海の幸、そういったものの定期便、そういったものがありまして2番目が3.9%、3番目が3.6%、そういった状況にございます。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 今、ふるさと納税ということで質疑、答弁もありましたが、今までふるさと納税を今回、市長の施政方針にも述べられておりますけど、今まで駅舎建設、庁舎の大規模改修と今使われてきていますが、駅舎は駅舎で枕崎市に關係ない人も利用、活用するというところで、それなりの意味があると思います。

その新しい庁舎を造るのに、基金を積み立てるのに反対はしませんが、いろいろ寄附して下さる方々の思いを考えたときにですよ、何かこうふるさと納税から離れてるんじゃないかちゅうそういう考えを私はしてるんですよ。

簡単に言えば、市民が自分が住むところを家がないから造りましょうつって、クラウドファンディングするならいいけど、それに一般の關係ない人にお金をくださいというのと私はあまり変わらないと思うんですよ。

そうした場合、今、本市がふるさと納税を募るのに、一応、使い道、用途をある程度大ざっぱな項目で示して募集してますよ。

そうした場合、総務省のほうを調べると、その用途も公表しなくていいちなってるんですけど、やはりそういう中で大ざっぱに何十億ということになると思うんですけど、そういう取り組むんであれば、やはりその明確に庁舎建設の基金に充てるとか、用途目的を指定しない場合、そういうふうに積み立てるとかそういうことも必要だと思うんですよ、それが1点と。

新しい庁舎を造るのにいろいろ制約がありますよね。地方債の充当率、元利償還金に幾ら使える、そしてその中で交付税措置は幾らぐらいになるとか、そしてあと基金を幾ら使いなさいというのがありますよね、庁舎建設については、そこら辺はどのように考えているんですかというこ



とをお聞きしたい。

○**本田親行総務課長** 本年度、ふるさと応援基金を活用して将来の建設に向けた庁舎建設整備基金のほうの積立てをお願いしてございますけども、ふるさと納税の使途、充当につきましては、議員からありましたように、目的を定めて寄附をもらっているところですけども、今回、庁舎に積み立てる、整備基金に積み立てる分については、使途の定めのない部分の範囲内で積立てをお願いしてございます。

庁舎整備の財源についてですけれども、なかなか有利な地方債の活用は難しいところです。合併団体等の合併に関するところにつきましては、有利な地方債等もございませぬ。

本市については繰り返しになりますけども、なかなか有利な地方債が活用できませんので、基金等の財源を充実していくことが大切でございませぬ。

基金についても、幾ら使わなければならないとか、幾らためなければならないといったような制限はないところでございませぬ。

○**東中川徹企画調整課長** ただいま御質問の中で、使途について公表は不要というようなことでございましたが、使途については毎年度ホームページ等において公表をしております。

○**5番禰占通男議員** 使途についてもホームページにも載ってますけど、それを明確に庁舎建設基金に充てるちゅうその項目を、その日本全国の方が見てぱっと分かるようにするんですかちゅうこと。そこを伺いたいんですけど。

○**東中川徹企画調整課長** 公表の仕方についてですが、条例で7項目ありまして、その部分でどの部分に充てたというような公表をしております。ちょっと今、明確に答弁できませんが、何々事業に使ったというものも添付していたような気もするんですが、ちょっと今答えられませぬので申し訳ございませぬ。

○**中原重信議長** ほかにありませんか。

○**4番沖園強議員** 施政方針について、ちょっと基本的なところでお聞きしておきたいと思ひます。

まず、施政方針の8ページ目に、枕崎市強靱化地域計画の部分に触れられているんですけど、つい先日、この施政方針、議案書が発送された後に、おとといだったですかね、南日本新聞に紹介されておったんですが、災害防止、未然防止のために中州の除去の予算を拡充するというところで、梅雨を控えた事前にその除去対策を取ろうということなんですけど、本市の場合、中洲川を今ここに施政方針では触れられておって、その中州の除去等についての対応というのは、庁内では協議されているんですか。その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それともう一点、10ページの道路改良等のことで方針で触れられているんですけど、今、台場通り、あるいは枕崎小の正門前とか、具体的に触れられているんですけど、計画的にいろいろなそういう改修工事等を進められるときに、例えば電線の地中化、こういう台風の多い、頻りに襲来する枕崎市においてそういった地中化の検討というものはなされているのかどうか、2点ほどお聞きしときます。

○**松崎信二建設課長** 今、質問がありました第1点目の河川等の寄州の除去の件だと思ひますけれども、議員のほうも新聞等で県議会のほうで中州除去を知事のほうも進めていくということで、額を覚えてない——何十億、九億か何十億かだったと思ひますけれども、それで本市のほうも寄州がある箇所につきましては、県のほうに要望をしておりますので、本市の場合は大きな河川は花渡川、中洲川ですけれども、あと尻無川とありますけれども、要望しております、最終的にまだ決定が来ておりませぬので、今ここでどこの部分をとすることは答えられませぬけれども、地域から要望があった分に関しては、ちゃんと要望しております。

それと、道路関係の電柱の地下埋設無電柱化ということで、国のほうの方針も出ております。それで、県内でもそれを進めているのは鹿児島市とか、あと川内のほうもあつたですかね、ちょ

こつと。

本市のほうもですね、そこら辺に関して検討するのに、大体道路改良工事と合わせて電柱のほうの九電、NTTのほうに連絡するんですけども、改良延長がある程度、長い、早く言えば何百メートルっていう感じで、億単位の工事規模ではないと。今現在しております枕崎小学校の正門前のところも何十メートルっていうスパンでしておりますので、ちょっと枕崎では難しいのではないかなというふうに思っております。

**○4番沖園強議員** 今、地中化の部分におきましては枕崎では難しいと、事業費のことなんでしょうけど、そのメーター数がそういう九電のほうとかそういったところは、はっきりとしたそういう規定があるんですか。何メーター以上でないといけないとか、そういったのは決められているんですか。

**○松崎信二建設課長** はっきりとした規定というのはないとは思いますが、改良工事と同時にしますので、大体九電柱の電柱スパンが大体50メートルです、1スパン。

そしたら、最低でも大体標準的には50メートルで電柱を設置しておりますので、大体50メートル以上あるところではないと地中化は難しい。そして、こちらのちょうど改良工事、早く言えばこの間も国道事務所のほうから、枕崎は台風が襲来するところということで昔からあって、市役所からそういう幹線的なところを電柱の無電柱化とかは対応の計画はないかということを開かれたんですけども、市役所前の道路に関してはもう整備済みであります。

だから、そこをまたもう一回改良事業をするということは、今のところ考えておりませんので、改良と同時に電柱の無電柱化を実施しますから、ちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。

**○4番沖園強議員** 本会議の質疑でございますので、これ以上はお尋ねしませんけど、また要望もできませんので、分かりました。

**○中原重信議長** ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これを付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○中原重信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第31号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 報告事項について報告いたします。

報告事項第1号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

**○中原重信議長** ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時14分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(令和2年3月2日)

令和2年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

令和2年3月2日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	立 石 幸 徳 議員（27ページ～37ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（37ページ～46ページ）
		城 森 史 明 議員（46ページ～56ページ）
		永 野 慶 一 郎 議員（56ページ～68ページ）
		上 迫 正 幸 議員（68ページ～74ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

上園信一 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
田中幸喜 総務課参事	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
日高広子 会計管理者兼会計課長	丸山屋敏 教育長
山口美津哉 教委総務課長	益満裕美 学校教育課長
末永俊英 生涯学習課長	中嶋章浩 文化課長
豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長	松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長
中原浩二 消防長	松田正知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田一豊 警防課長兼消防署長	山口太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番眞茅弘美議員、3番城森史明議員、4番永野慶一郎議員、5番上迫正幸議員、6番禰占通男議員、7番豊留榮子議員、8番清水和弘議員、9番東君子議員、10番沖園強議員の順に行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 令和2年第1回定例会に当たり一般質問を行います。限られた時間でありますので、的確な答弁をお願いいたします。

冒頭に、日本全国、そして世界を不安にしている新型コロナウイルスについて少し申し述べさせていただきます。

WHOは、まだパンデミックではないと言っておりますが、社会不安に対しては、国、県、市町村それぞれの行政機関の果たすべき役割が一番大事ではないかと思えます。それぞれの機関がしっかりとした対応をやっていただくことをまずお願いいたします。

国立感染症研究所におられた岡田晴恵教授の6年前に出された図書の一文を紹介させていただきます。

新型インフルエンザやMERS、それに匹敵する感染症の大流行は、台風、地震、噴火などの自然災害と同様に、まさに災害にほかならない。現在の科学技術では、感染爆発の正確な予知や発生阻止は不可能である。したがって、発生リスクを少しでも減らすような対策を進めるとともに、発生を早期に検知し、発生時の大災害をいかに減災するかが人類の英知に委ねられている。科学的根拠に乏しい楽観的な被害想定を甘受することなく、必要十分な事前対策を怠ってはならない。

現在、連日のごとくメディアで発言されている感染免疫学博士岡田教授の「感染爆発にそなえる」から紹介させていただきました。この中に出てくる楽観的な被害想定は駄目だということ肝に銘じ、災害対策の質問に入っていきます。

「災害は忘れた頃にやってくる」という寺田寅彦さんの有名な言葉がありますが、平成時代の後半は東日本大震災をはじめ熊本地震、平成29年の九州北部豪雨や平成30年の西日本豪雨、そして昨年、令和元年の台風第15号、第19号とまさに災害は忘れないうちにやってくるようになりました。

本年1月初め、気象庁の研究グループは、英国科学誌ネイチャーに今後なお一層の厳しい地球温暖化対策を実行しないと今世紀末には日本が位置する中緯度帯を通過する台風の移動速度は10%遅くなると発表いたしました。

昨年10月の台風第19号の移動速度は毎時37.5キロメートルで、平年と比べ39%も遅かったということでもあります。そしてまた、地球温暖化に伴い台風による降水量は、現状よりも1割程度増えるということでもあります。

気象研究所主任研究官は、温暖化が進むと台風の移動速度の減速と降水強化の相乗効果で、積算降水量が増える可能性があるとして指摘しております。これまでの常識が通用しなくなって、より頻繁に、より強力に思ってもいなかった地域に豪雨が発生すると言っております。

こういった自然環境の下、本市における災害対策上、被害想定の見直しが必要になってくると考えますが、どのような検討をされているのか、ハザードマップ作成や枕崎漁港防波堤の設計に当たって、防災、そして減災対策の見直しについてお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

近年、全国各地で頻発、激甚化する自然災害等により、多くの尊い人命や財産が失われるなど甚大な被害が発生しております。地球温暖化に伴う気候変動などにより、今後さらに降水量の増加や短期間での豪雨発生頻度は高まると推測され、自然災害等による被害はますます甚大化することが考えられております。

このようなことから、平成26年11月の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正では、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務づけるなどの改正が行われ、また平成27年の水防法改正では、洪水に係る浸水想定区域について河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充されました。

災害による被害を最小限にするためには、市民の皆様が平時からお住まいの地域危険箇所やリスクを認識した上で、災害発生時において適切な避難行動が取れることが重要となってまいります。

現在、市ではこれらの法改正等を踏まえた最新の情報等を取り入れて、平成24年度に作成した枕崎市防災マップの更新作業を行っておりますが、配布準備が整い次第、4月上旬を予定しておりますが、公民館を通じて各世帯に配布する予定といたしております。

お尋ねの防災マップの見直しと新町・旭町地区の枕崎漁港海岸整備事業の詳細等につきましては、担当課長等に答弁させます。

○田中幸喜総務課参事 今年度更新いたします枕崎市総合防災マップについては、大規模災害発生時等において市民の皆様がお住まいの地域周辺の危険箇所等を認識していただき、早期避難行動や災害時の対処方法等の適切な避難行動が取れるよう、防災に関する最新の各種情報を掲載し作成するものです。

このため、洪水等に関するデータについては、平成27年5月の水防法の改正により、国が示した洪水浸水想定区域図作成マニュアルに基づいて、鹿児島県が平成29年3月に告示いたしました花渡川及び中洲川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）のデータを利用しております。

具体的に申し上げますと、想定する降雨量等につきましては、既存雨量の降雨継続時間は24時間で181.1ミリでありましたが、新たに掲載するデータについては、降雨継続時間は12時間で870.8ミリであり、1時間雨量の最大値につきましては、既存データが57.6ミリでありましたが、新たに掲載するデータについては、151.7ミリとなっております。これらの数値により算出したデータによります洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を総合防災マップに掲載いたします。

また、土砂災害の警戒区域等につきましては、土砂災害防止法の改正に基づき、鹿児島県が調査を終え現時点において告示されております土砂災害警戒区域、イエローゾーンや土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの最新データを掲載いたします。

このように、現在想定し得る最大規模かつ最悪の事態を前提としたデータを基に、平成24年度に作成いたしました枕崎市防災マップの被害想定の見直しによる更新作業が完了次第、各世帯に配布いたしますので、災害時の適切な避難行動や対処方法等に活用していただきたいと考えているところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねの防波堤につきましては、平成27年の台風第15号による高潮及び越波により海岸背後の家屋やかつおぶし工場が浸水、損壊被害が発生したことに対する災害対策といたしまして、高潮による背後地への越波を防止し、地域住民の生命、財産及びかつおぶし工場の被害防止を図ることを目的として、国の特例補助事業の漁港海岸整備事業において新たに離岸堤を整備するものです。

事業の内容としましては、越波のあった台場の沖合100メートルのところに490メートルの離岸堤を設置するもので、工期は2024年度まで、総事業費は約10億円となっております。

令和元年度は、調査測量設計の予算が確保され事業が執行されております。令和元年度の経過としましては、昨年6月5日に鹿児島県南薩地域振興局が3回目の地元説明会を開催し、その後、現地での海底地形を含めた詳細な調査測量を終え、水理模型製作、同模型によるシミュレーションによる実験まで完了したと伺っております。現在、その結果を踏まえまして、実施設計を行っているとのことです。

模型シミュレーションによる実験状況を撮影したものやその実験結果等について、住民にも公開する予定で、令和2年度の初めに住民説明会を開催する準備を進めているとのことです。

本工事は、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画であります。昨年6月の住民説明会において、工事期間中に同じような台風が来たらどうするのかといった御意見もありましたことや、今現在でも平成27年の台風被害から5年近くが経過していることを踏まえまして、本市としましても県や国に早期の事業完了、工事期間の短縮をお願いしているところです。

**○9番立石幸徳議員** 今、具体的にハザードマップ、それから防波堤設計、それぞれの担当課のほうから説明をいただきましたけれども、昨年の台風第19号を踏まえてですね、国のほうでもまたこの対策の検討委員会というのがスタートしているんですよ。

国土交通省においては、昨年の台風第15号、第19号のいろんな港湾の被害を踏まえて、港湾等に来襲する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会というのが始まっております。

その中で、このハザードマップ、市長のほうからも4月早々には配布できるということで、私も詳細にはそのハザードマップをまた見ながらお尋ねすることもあろうかと思うんですが、国のほうでもハザードマップっていうのは災害のソフト対策と位置づけているわけですね。

防波堤の設計なんかというのは、いわゆるハード面の対策。ソフト対策、ハード対策、両方とも極めて大事であると、実際、台風第19号におきまして昨年の、河川の浸水を受けた地域が、まさにハザードマップの描いているとおりの浸水状態であったという地域がございました。

ですから、今後このハザードマップ、どういうものができてくるのか。かなりの雨量の想定も従前のやつと違ったものになっているので、この件についてはまたそのマップを見ながらですね、お尋ねをさせていただきます。

それから、この防波堤についてはですね、もちろん設計もさることながら、水産商工課長が最後のところで言われた5か年間で用をなすような防災対策っていうのもいかなんかと思えますので、これも委員会のときよく言っているつもりなんですけれども、できるだけ作業を急いでいただきたい。

それから、私も振興局等にも足を運ぶ中でですね、担当の港湾課長は、ある日、私も非常にどきっとさせられるようなことを聞いたんですが、私どもも真剣に防波堤造りには協力いたしますと、しかしどのような防波堤ができて、それで満足してもらっては困ると。

要は、この今の地球環境からいくと、いかなる防波堤を造っても、それで完璧なものとはならないでしょう。これは委員会で、かつて禰占議員も言われたんですけど、海岸沿いにいろんなそういう家屋とか新たに造るようなそういったこともこれからの政策上、一応考えとってください。

まだ、これから防波堤を造ろうという課長が言うことですから、今後は本当に想定がどこまで行き届くのかというようなものも踏まえて、災害対策には努力していかなければならないんじゃないかと思えます。

後の質問もありますので、次の財政運営について質問に入らせていただきます。

今度の当初予算百四十数億、過去最大、枕崎市始まって以来の当初予算としては過去最大。ただ、財政課長から教えていただきまして私も確認したんですが、令和元年度の最終補正はもう既に150億を一般会計で超しているんですよ。しかしながら、そういう規模が大きくなればなるほどこの財政運営というものは、いろんな意味で留意しなければならないんじゃないかと思えます。



4点ほど挙げてございますが、まず時間の関係でこの一般会計の第1番目、第2番目についてはまとめて質問をさせていただきます。

今度、令和2年度の地方交付税の新たな費目に、これ仮称ということですが、地域社会再生事業費というものが出てまいりました。これは人口減少等の地域に対してですね、地域社会の再生のために新たな費目がつくられたわけなんです。この関係では、全国的には4,000億と言われてますね。

本市にとっては、どの程度の算定額が期待できるのか。それから、これを新たな費目についてはどういった使い道、活用をされると考えているのかですね、お尋ねをします。

もう一点、これも昨年度から何回も論議をしております会計年度任用職員の地財措置、新年度からスタートするわけなんですけれども、巷間、この報道の中ではですね、低い時給で働く非正規職員の処遇改善が目的で期末手当も支給できる。本市の来年度予算を見ても期末手当もきちっと計上されております。

しかしながら、全国ではそのボーナスが出る代わりに、月給のほうの方が下がるんだといった懸念の声が出ている。ですから、この関係の地財措置、全国的にはこれも1,700億円ですけれども、ある自治体の人事担当者は、非正規の人数に見合った交付金が本当に来るんだろうかと懐疑的になっているという自治体もあるということですが、本市の場合の地財措置についてですね、財政局はどのように認識しているのか、2点お尋ねをさせていただきます。

**○佐藤祐司財政課長** 新年度の普通交付税の基準財政需要額の算定項目では、新たに地域社会再生事業費を創設しております。これは、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方創生を推進するための基盤ともなる地域社会の持続可能性を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持、再生に取り組むための新たな歳出項目として、地域社会再生事業費4,200億円を計上し、その取組に必要となる経費を算定したものでございます。

算定に当たっては、道府県分と市町村分の算定額を同額程度とし、測定単位を人口とした上で地域社会の維持、再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行う観点から、2つの視点による指標を反映するとしております。

1つ目は、人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応するもので、人口減少率や年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率といった人口構造の変化に応じた指標により算定し、全国平均を上回って人口が減少しており、少子高齢化が進行している団体の経費を割増しするとしております。

2つ目は、人口集積の度合いが低い地域で生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応するもので、非人口集中地区の人口を基本とした指標を算定に用い人口集積の度合いに応じた指標により算定し、人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増しするとしております。

算定額の推計に当たりましては、標準的な指標によるモデル試算が国から提供されておりました、その中で本市と人口減少率や年少人口比率、高齢者人口比率、生産年齢人口減少率が近い団体の数値を参考に8,000万円程度を見込んでおります。

活用につきましては、冒頭に申し上げた趣旨にのっとりまして活用することになりますが、現段階では額が確定しておらず、普通交付税という一般財源であるためピンポイントでこの事業に幾ら充てているとは申し上げにくい状況にございます。

ただ、人口構造の変化によって生じる課題への対応や生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することへの対応のため創設されたという点に着目をいたしますと、これまで普通交付税で算定されていなかった公共下水道事業や国民健康保険事業の維持などのために法定外や基準外として支援を行っている部分などにも趣旨に該当するのではないかとというふうに考えております。

続きましての会計年度任用職員の分ですが、先月総務省から出されております令和2年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項についてという文書におきまして、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費について地方財政計画に1,738億円計上し、地方交付税措置を講ずることとしているとの記載がございます。

地方交付税措置の内容につきましては、別途資料の「令和2年度普通交付税の算定方法の改正について」によりますと、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態に応じて期末手当等の支給に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしているとの記載がございます。

国から示されている内容は以上であります。普通交付税の推計に当たりましては、個別算定経費については会計年度任用職員分の増加以外の影響も踏まえ前年度の2%の伸びで、包括算定経費は2.5%の伸びで推計するようにとされております。

以上の状況から、普通交付税の算定では、個別の自治体の実人員あるいは実人件費を密度補正などによって反映するという手法は取らないというふうに思われます。つまり、各団体の必要額に合わせた算定とはならないというふうに考えております。

今年度中に数回、総務課に会計年度任用職員の実態調査があったということでありまして、全国の実態調査を踏まえ、普通交付税算定の標準的な人口規模である10万人の団体で、会計年度任用職員の人数等を捕捉して単位費用等で算定することや包括算定で措置することなどの取扱いになるのではないかと考えております。

本市の会計年度任用職員の数等が類似団体と比較してどのような状況なのか、また普通交付税でどの程度算定されるのかは現段階では分かっておりませんが、正規職員の人件費と同様に標準より少なければ財源に余裕が生まれることになり、標準より多ければ財政状況が厳しくなるということになります。

**○9番立石幸徳議員** 財政課長のほうから非常に詳しく説明をいただきました。

具体的に、新年度予算の会計年度任用職員の給与費明細を拝見してもですね、本市の場合は、前年度は任用職員ではありませんけれども、一応、前年度の臨時職員等を踏まえて一般会計では148人を新年度は136人になってますね、人数が12名ぐらい減っている。

しかしながら、報酬のほうではですね、新年度が1億4,700万、今年度1億3,300万で1,400万、期末手当は別にですね、本市に限って言えば、人数は減ったけれども報酬額が増えているということは、かなり最初の私質問で言ったボーナスが出る代わりに給与が減るんじゃないかと。この心配はない、むしろ処遇改善をしたということで聞いておりますので、働き方改革の中でこの辺はしっかりとした考えで取り組んでいてもらいたいと思います。

3番目の国保会計の歳入欠陥補填収入、この点でですね、どうもよく分からないというか、相変わらず国保会計というのは非常に模索を続けているのかなと危惧しますので、予算委員会もありますけれども、一応、一般質問で触れておきます。

今度の国保会計の令和2年度予算でですね、歳入欠陥補填収入をおよそ9,800万円計上しているんですね。しかしながら、実質はもうその他繰入金という形で一般会計から1億円は法定外の繰入金を計上して、そして歳入欠陥補填収入だけは9,800万、つまり実質的には1億9,800万、おおよそ2億円の財源不足ですよ。これまでの法定外繰入れの対応っていうのはな、年度末に不足額を充当するというような基本的な考えもあったんですけど、令和2年度は当初から1億円はもう出している。

今後推移でどういうふうになるのか、医療費が非常に不確定なものがありますからね。今後の推移も見なきゃなりませんけれども、まずこの国保会計、全国的には法定外繰入れはですね、全国集計、平成25年度3,500億円が平成29年度は1,700億円、全国集計ですよ、半減してるんです

ね。

平成30年度に大きな国保の制度改正がありました。しかし、どうも本市のこの国保会計の実態を見ると、制度改正にかかわらずむしろ上がっていくんじゃないかと非常に心配するわけです。報道にもありました本市の1人当たり来年度の保険税額13万4,000円、19年度比13.76%の伸びですよ。まず、簡潔にですね、こういった国保会計の実態はなぜこうなってるのかを健康課長に説明をいただきたいと思います。

**○田中義文健康課長** 令和2年度当初予算において、財源不足額は約1億9,600万円と高額になっております。令和元年度と比較すると約7,600万円の増加となります。

財源不足が増加した主な要因につきましては、平成30年度の制度改革で創設されました事業費納付金が合計で約4,500万円増加したと国保税が合計で約3,500万円減少したことによるものと考えております。事業費納付金の増加要因は、制度改革前の精算による影響額が5,000万円と最も大きく、また国保税の減少要因は、加入者の所得の減少が大きいと考えております。

**○9番立石幸徳議員** 制度改正があった平成30年度からの本市の、今課長の説明があった納付金ですね、平成30年度が8億1,000万ぐらいだったんですね、本市が県に払う納付金。平成31年度8億8,000万円、新年度9億3,000万円が出されるようになります。

この内訳なんですね、納付金は医療分、後期分、介護分、3通りあるんですが、対前年度と比べて後期分並びに介護分は対前年度より納付金は減ってるんですよ。医療分だけが前年度6億6,000万から7億1,500万ということで、ここの部分が大きく伸びてきてるんですよ。

これ何度も言うように、委員会で詰めますけど、この医療費の適正化、こういったものはどうなっているのかですね。国は、あくまでも今度また年度末に新しい国保関係のガイドラインを出すつもりですが、法定外繰入れをいずれかはもう解消しなさいという、早い段階でですね、そういう通知も来るようになってる。

一体全体、この制度改正ちゅうのは何だったのかというのがですね、旧態依然たるその法定外繰入れ、先ほど財政課長も何かその新しい今度の交付税の費目をもう国保や下水道の法定外にも使えるんだと、もう既に法定外に使おうかともう構えているような感じですけどね、そうそう簡単にはいかないですよ。これ時間も少なくなりましたんで、委員会のほうでのまた質問に保留させていただきます。

3点目の地方創生の件で質問に入っていきたいと思います。

これも1番目、2番目まとめて第1期、今年度までの地方創生の総事業費と交付金は幾らぐらいだったのかですね。それから、第2期についてはですね、もう先般の初日本会議でもいわゆる素案を我々議員にも配っていただきましたけれども、この第2期の5年後のあるべき姿、これは総合戦略の7ページに「人、世代、地域、産業、情報など様々な要素がつながり、持続していくまち」こういうふうに書いてあるんですね。住み続けたい、あるいは住んでみたい、帰ってきたい、どうもこの5年後のあるべき姿がこういった、私ははっきり言って、率直に言って、よく分からない。図示は、確かに持続していくまち、市長も先般来からこのSDGsを言われますけど、SDGsのDの部分ですね、つまり持続だけしていけばいいじゃないかと、あくまでもその発展するという部分はどこにも出てないですよ。

それと、もうまとめて聞きますが、新たなこの総合戦略では国のほうもいわゆる関係人口っていう概念が出てきておりますね、本市の場合の第2期地方創生戦略で、関係人口というのは、これについてはどういうふうになるんですかね、まとめてお答えをいただきたいと思います。

**○堂原耕一企画調整課参事** まず、第1期総合戦略の総事業費及び交付金の額についてお答えをさせていただきます。

平成27年度から令和元年度を計画期間とする第1期枕崎市総合戦略に掲げたメニューに沿って実施した事業の総事業費につきましては、既に決算している平成27年度から平成30年度まで

の金額は2億2,658万2,282円となっております。また、令和元年度の戦略事業の予算額は8,053万5,000円ですので、この2つの金額を合計すると、第1期総合戦略の期間中に実施した事業の総事業費見込額は3億0,711万7,282円となります。

また、地方創生に関わる交付金の交付額につきましては、平成27年度の地方創生先行型交付金の交付額が4,119万2,000円、平成28年度の地方創生加速化交付金の交付額が3,688万0,840円、平成29年度から平成30年度に交付されました地方創生推進交付金の額が合わせて371万8,629円となっております。令和元年度の地方創生推進交付金の予算額は200万となっておりますので、これらの金額を合計すると、第1期総合戦略の期間中の交付金の交付見込額は8,379万1,469円となっているところでございます。

続きまして、第2期総合戦略の方針ですとか、持続可能な部分だけではなく、その発展性の部分、5年後どういったところを目指しているのかということのお尋ねについてですが、まず基本的なところを申し上げますと、第2期枕崎市地方創生総合戦略につきましては、第1期に掲げた4つの政策分野を国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略などを勘案しながら見直しまして、今回お渡しした素案にも書いてありますとおり、4つの政策分野「地場産業の振興と、地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進する」「豊かな地域資源を使って、地域とのつながりと、新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「安心な暮らしを見守るとともに、時代にあった、魅力的な地域をつくる」という今後5年間で目指していく4つの政策分野を掲げております。

さらに、議員も先ほどおっしゃられましたとおり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むSDGsの考え方も取り入れたところであります。

その中では、独自性、そして新たな視点を取り入れてもございますが、水産業や農業などの後継者確保に向けた支援など、本市の基幹産業の持続可能な経営基盤の確立に向けた取組を進める一方で、経済の地域内循環を目指す地域新電力会社の設立に向けた調査研究のスタート、野球を起点とした新たなコミュニティを創り出すための野球場整備の実施、本市の海や山や川といった自然環境を活用した魅力の創出などに関する検討など、枕崎市の独自性を生かした新たな取組も併せて開始するものとなっております。

今後5年間につきましては、各施策のKPIを基にPDCAサイクルに沿った評価と見直しを着実にスピード感を持って実施し、当面の目標といたしましては、市内総生産や市民所得など、政策分野ごとに掲げた目標の達成を目指していきたいと考えているところでございます。

続きまして、第2期総合戦略での関係人口の考え方についてでございますが、第2期枕崎市地方創生総合戦略におきましては、先ほども申し上げましたが、野球を起点とした新たなコミュニティを創り出すための野球場整備の実施、食のまち魅力発信事業、アートミュージアム拠点推進事業、本市の海・山・川といった自然環境を活用した観光客誘客の検討など、政策分野2に関連する施策を中心に枕崎ならではの産業、環境を強化し、本市の魅力にさらに磨きをかけ、本市に関心を寄せてくださる方の数である関係人口の創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、その一つのパロメーターとして政策分野2の目標値の一つといたしまして、ふるさと応援寄附者の新規リピーター数の増加をその指標の一つに設定したところでございます。

**○9番立石幸徳議員** 時間が本当、少ないですのね、今、担当参事の説明にあったこの電力会社の件、これを基本的なことをきちっと確認し、市長の考えもお伺いしたいと思いますので、こっちのほうに入っていきます。説明のあった部分については、また委員会等でいろいろと検証をさせていただきたいと思っております。

今度の総合戦略の第10番目にですね、地域新電力会社を設立し、エネルギーの地産地消、経

済の地域内循環を図るとともに、事業収益を活用して地域課題の解決につなげていくと、こういう説明書きでこの新電力会社設立の事業が出てるんですけども、まず基本的なことを確認させていただきますが、枕崎市全体の電力使用料金総額は幾らになっているんですかね。あるいは、金額じゃなくてもその電気の使用量、この点についてはどういうふうな確認をされているのか。

それから、会社を設立すると施政方針で出てるわけですから、当然、第三セクターというのが想定されるんですが、資本金等については詰めがどうなってるのか分かりませんが、どの程度の出資を予定しているのか。

それから、本市としては出資者の中で筆頭株主といいたいまいしょうか、第1位の株主になりますと、当然、市長が社長ということになりますのでね、その辺の状況はどうなってるのかですね。

それから、この電力関係ちゅうのは平成28年4月に電力自由化という法改正がありまして、全国的にも先進事例も結構あるんですけども、地域電力に取り組んでいる全国の事例、こういったものは何か所ぐらいあるのか。取りあえず、具体的に3つほど確認をさせていただきます。

**○東中川徹企画調整課長** まず、市内の電力消費量はどれぐらいあるのかという御質問でございますが、枕崎市内の電力消費量については、県のほうにもお聞きしたんですけども、自治体ごとの消費量については把握してないということでございます。今後、委託事業の中でですね、本実現可能性調査において推計をしていくということになります。

それから、第三セクターの出資の関係ですけども、第三セクターを設立しまして、出資については50%以上ということ考えているところでございます。

次に、全国の新電力会社がどれぐらいあるのかという御質問でございます。これは、資源エネルギー庁の資料で確認いたしました。令和元年8月末現在において全国に611社の小売電気事業者がありまして、そのうち地方自治体からの出資を受けているものは43社ということで示されております。

**○9番立石幸徳議員** まず、その枕崎市の電力料金な、これがなぜ確認できないんですかね。というのが、私は今言ったその先進事例の近隣では日置市とか、いちき串木野市が取り組んでますけどね。はっきり言って串木野のほうにも私足を運んで、それなりの調査をさせていただきました。

その串木野の説明資料にはですよ、きちんといちき串木野市内の電力使用料金約30億円のうち、約2割の6億円を串木野市の新地域電力会社で供給しようという目標を立てているんですよ。串木野あたりはもう分かってるじゃないですか、なぜ枕崎は分からないんですかね。それから、その点は何かあったら答弁をください。

第三セクターについては、50パー以上ということですから、当然、筆頭株主ということで市長が社長ということになっていくんでしょうが、この点で一番住民が気がかりといいたいまいしょうか、考えるのは本当に安心していろんな災害とか、いろんなリスクにも対応できる安定供給できる電力が供給できるのか。その辺のことが、まずは住民は懸念するだろうと思うんですけどもね、そういったことも踏まえて、市長がこの事業に取り組もうといったその意図しているもの、先ほどいろいろ幾らかは事業の収益をいろいろ政策的に使うというのもありましたけれども、この事業が本当にきちんと軌道に乗っていくと、そういった見通しも踏まえてですね、市長の考えを聞いておきたいと思えます。

**○東中川徹企画調整課長** まず、前段の部分で私のほうで申し上げますが、他の新電力会社の関係で市内の電力消費量ということでお尋ねをしてみたところなんですけれども、その部分でも推計をしているということでございます。今度の委託事業の中で推計してまいりたいというふうに思っております。

それと、住民の安心安全ということで申し上げますと、例えば新電力会社ができまして、その電力の調達先である発電施設が被害を受けた場合などの電力の供給については、その場合におい

でも大手発電事業者を常時バックアップ電源として確保するということがございまして、その部分については問題ないというふうに聞いているところであります。

**○前田祝成市長** 今、お尋ねのところについて答弁したいと思います。

まず、前提として、先ほど企画調整課参事のほうからですね、地方創生総合戦略の5年後のあるべき姿という御質問に対しての答弁があったわけですが、その辺りも補足しながら話をしたいと思います。

地方創生総合戦略の5年後のあるべき姿というところで申し上げますと、抽象的な表現で大変申し訳ございませんが、市民一人一人の生活の質が今以上に向上しているということが5年後の目標であり、あるべき姿であろうかというふうに思います。幸せという言葉を使わせていただきますが、生活の質を高めるということは市民の幸せ度が上がるということ。それこそが目指すべき、その実現こそが地方創生につながるものというふうに考えております。

その中で、具体的な事例を申し上げますと、先ほど参事のほうからもございましたエネルギーの地産地消、市民サービスの向上のためのエネルギーの地産地消、そして例えば野球によるまちづくりによって関係人口を増やすってというような形が具体例かというふうに思います。その中で、このエネルギーの地産地消、地域内電力会社の創設というのは、非常にその中でもかなり大きなものであるというふうに認識しております。

その地域内電力会社の創設に向けて、今、調査研究を進めているところであるんですけども、その目的というのはですね、先ほど申し上げましたエネルギーを地産地消して、地域内の経済をもっと活性化させるという大きな目的がある。

そして、もう一つはですね、そこで得た利益というのを何とか市民サービスの向上につなげられるようなですね、そういう利益体系ができないだろうか、そうすべきだというふうに考えておるところです。ですので、当然、第三セクターということで筆頭株主という形になると、私がその会社の責任者になります。

そうすると、当然、会社運営になりますので投資リスクもございまして、先ほど議員からもございました災害等に関するリスクというのでもございまして。そこについてはですね、しっかりと我々準備をしてですね、リスクに対して対応していくということを考えていこうというふうに思います。

リスクというのは、当然、コントロールできない部分もございまして、リスクはコントロールできないが、コストはしっかりとコントロールできるっていう部分も一般論としてございまして、その辺りは会社経営の中でですね、しっかりと取り組んでいくというのが大前提であろうというふうに思います。

目標としては、市民一人一人の生活の質を高める、そして市民一人一人の幸せ度を上げる、そのための会社であり、そのための会社運営になろうかというふうに考えておりますので、御理解いただければというふうに思います。

**○9番立石幸徳議員** 電気事業についてはですね、国のほうでもまた近々法改正をします。つまり昨年ですか、北海道の地域が災害によって非常に長期間停電をするという事態があって、何らか地域電力を活用できないのかというようなこともあり、電気事業法を新たに改正するという動きもあるようです。

いずれにしても、いいことばかりじゃなくていろんなそういうリスク、懸念されること、そういうものを含めてですね、今後ともまたお尋ねする機会があると思いますので、最後の水産振興、これも非常に大事なんですが、もう年初めというより今年も2か月間経過したんですけど、年頭に、水産団体に限りませんが、水産団体の会長、理事長は年頭会見っていうのを実施するわけですね。

その中で、今年非常に私が目についたのが、枕崎市と非常に関係の深い海外まき網漁業協会会長

の1月15日の年頭会見、ここにはですね、南太平洋において非常に中国が脅威になってきたと。これは漁業の面でもさることながら、日本の安全保障上もこの南太平洋は何とか対応しないと中国にいずれ制覇される。いわゆるナウル8か国というミクロネシア地域の8か国ありますが、このうち半分、キリバスとかソロモンは最近では台湾と絶交しまして、中国の支配下に入ってきております。

そういう意味でですね、この我が枕崎市のカツオ漁業の非常に好漁場であるこの地域を何とか確保していくために、私はふだんの親善交流というのが必要だろうと思います。自治体でやるつつつてもなかなか手が届かない面もあるので、国県を通じてこのミクロネシアの地域とは密接な親交をしていただきたい。それが我が市の遠洋漁業には、さらなるいいことにつながっていくと考えますので、このことをどう思われるのか。

そして、もう一点はですね、遠洋漁業に限らず、本市は沿岸漁業にも力を入れてるんですけど、本市の白沢にある白沢津港のしゅんせつが本年度もう地元の方々はやっていただくと思っていたにもかかわらず、これが駄目になった。そのことに非常に落胆しているようですが、この白沢津港のしゅんせつ事業、今後どうなっていくのか、残り少ない時間ですけどお答えをいただきたいと思います。

**○鮫島寿文水産商工課長** まず、ミクロネシアの親善の関係を申し上げます。

本市において取り扱われる冷凍カツオ・マグロは、海外まき網漁業、遠洋カツオ一本釣り漁業、輸入によるもので賄われているところです。

これらの漁業は、中西部太平洋のミクロネシア連邦、パラオ共和国、マーシャル諸島、ナウル、キリバス、ソロモン諸島、パプアニューギニア、ツバルのPNA8か国の排他的経済水域とインド洋を主な漁場としております。

その一部の国においては、海洋資源の保護を目的とした法による漁規制が2020年1月より実施されましたが、今のところ本市のカツオ漁業に大きな影響は出ていないところですが、日本以外の漁船が締め出され、それらの外国漁船が他海域で多く操業することとなり、他の漁場へ影響が出てくる、場合によっては日本の海外まき網船と外国漁船が競合することになるという懸念もございます。

また、2019年12月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会の会議において、日本船の入漁料や操業日数などの制限が厳しくなるというような動きは今のところないようですが、世界的な魚食ブームによりカツオの需要が高まる中、カツオをめぐる国際競争は激化しており、本市の冷凍カツオの搬入先の大半を占めるミクロネシアをはじめとした中西部太平洋海域の島嶼国との関係性は非常に重要であると認識しております。

その中でも、ミクロネシアからの冷凍カツオの搬入が特に多いことから、同国との友好関係については特に重要視しております。これまでの同国との友好関係構築の取組としましては、2014年に開催したさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりにおきまして、在日ミクロネシア連邦大使を審査委員長に迎え、日本・ミクロネシア連邦国交樹立25周年記念フラダンス大会を開催しております。

また、2017年にはミクロネシアのポンペイ島に、枕崎水産加工業協同組合の協力により、かつおぶし工場が整備されるなど、同国の経済発展や雇用創出にも貢献しており、ポンペイ島には本市名物のかつおのぼりが掲げられるなど、両地域の友好関係は着実に深まってきております。

さらに、2018年に開催された日本・ミクロネシア連邦国交樹立30周年及びミクロネシア連邦独立32周年記念の祝賀レセプションには、本市の関係者も招待され出席したところです。

今後もより一層の友好関係を構築するため、水産業界をはじめ国や県、関係機関と連携しながら、どのような親善交流、協力活動の方法があるのか検討を進めてまいりたいと考えております。

白沢津港につきましては、平成26年度に国の補助事業で港内のしゅんせつ工事を行っており

ます。その後、数年が経過し、再び港の東側の泊地に土砂が堆積し、干潮時に船の航行に支障があるなどの情報が寄せられ、南薩地域振興局と協議し、県単補助事業で今年度の事業実施を予定したところです。

しかしながら、現在まで南薩地域振興局の事業実施の予算内示がなく、今年度中の事業実施は難しいと考えているところです。

このようなことから、再度、県の漁港漁場課と事業調整を行い、国の枕崎漁港の水産基盤機能保全計画に基づく水産機能保全事業での事業実施を予定し、今議会に来年度当初予算でお願いしてあるところです。

○中原重信議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 世界的に問題となっておりますコロナウイルス感染が、あっという間に日本国内でも広まっております。何とか、これ以上拡大せずに終息に向かってほしいです。

さて、安倍政権は、昨年経済が落ち込んでいる中、消費税10%増税を強行しました。消費税は、所得の低い人ほど重くのしかかり、貧富の格差の拡大につながります。社会保障を手厚くするための増税ならやるべきだと思いますが、現状では国民の負担がかさむばかりではないでしょうか。

それでは、1つ目に、生活困窮者の現状と支援について質問させていただきます。

生活困窮者とは、収入や資産が少なく生活に困っている方を表し、平成27年4月に生活困窮者自立支援制度ができて、これは現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で自立が見込まれる人を対象に、困り事に関わる相談に応じ、安定した生活に向けて様々な面で支援する制度でございます。

つまり、生活保護受給者ができるだけ増加しないように、困り事があれば支援しますよということだと思いますが、本市の生活困窮者の基準がございませうか。また、相談窓口はどちらになりますか。相談件数も過去3年分お願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成25年12月13日に公布された生活困窮者自立支援法により、今質問者からありましたように、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援制度が実施されております。

それまでの日本は、安定的な雇用を土台とした雇用・労働保険や職業訓練等のいわゆる「第1のセーフティネット」と最後のとりでである生活保護制度により包括的な国民生活の安心を提供してまいりました。

しかし、平成20年のリーマンショック以降における日本の社会経済の構造的な変化の中で、非正規労働者やニート、ひきこもりなど、様々な事情により生活の維持が困難となるリスクが高く、かつ従来の制度では救えない者が著しく増加したことから、従来の制度のはざまにあるこれらの者を対象に、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」として導入されたのが、生活困窮者自立支援制度になります。

生活困窮者の基準については明確なものではなく、生活困窮者自立支援法第3条第1項において生活困窮者の定義が規定されているところですが、第2のセーフティネットの構築という制度の目的も考慮すると、同法でいう生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれ



のある者であって、かつ生活保護を受給していない者ということができます。

なお、生活困窮と類似した語句に貧困という言葉がありますが、我が国において貧困とは、平成28年国民生活基礎調査結果によると、等価可処分所得の中央値244万円の2分の1、122万円未満の者となり、これも生活困窮者に関する一つの目安になるのではないかと思います。

なお、本市の相談件数等につきましては、担当課長が答弁いたします。

**○山口英雄福祉課長** 本市におけます生活困窮者自立支援に関する相談窓口につきましては、福祉事務所の援護係でございます。

また、過去3年の相談実績について申し上げますと、各年度の新規相談件数ですけれども、平成28年度が37件、平成29年度が17件、平成30年度が18件というふうになっております。

**○2番眞茅弘美議員** 今の等価可処分所得でございますけれども、こちらの計算は1世帯合計ですか。つまり、夫婦でしたら2人の収入合計でしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 先ほど貧困ということで、等価可処分所得のお尋ねですけれども、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、日本におきましては貧困という場合に、総体的な貧困ということで、等価可処分所得の中央値の2分の1、平成28年国民生活基礎調査結果に基づきますと122万円未満の者というふうになります。この等価可処分所得といいますのは、その世帯の総収入から税金とか保険税とかそういった税金関係のものを差し引いた実際の収入をその世帯に所属する人数の平方根で割ったものということでございます。

なぜ平方根で割るかといいますと、例えば単身世帯の場合と2人の世帯の場合を比べますと、生活に必要な共通経費というのはどうやっても単身のほうが割高になります。

そういったことで、世帯の人数の平方根で割るといような算出方式になっております。

**○2番眞茅弘美議員** 分かりました。相談者の家庭状況や相談内容についてお聞きします。

相談者の家族構成や年代別が分かりましたら人数まで教えてください。

**○山口英雄福祉課長** 平成30年度に受け付けました生活困窮者自立相談支援の新規相談件数18件について申し上げます。

主たる相談者の年齢を見ますと、30代が2人、性別は2人とも女性でございます。40代が3人で男性が2人、女性が1人、50代が6人で男性が3人、女性が3人、60代前半が3人で女性が3人、60代後半が4人で男性が2人、女性が2人というような状況になってます。

それから、その相談者の属する世帯類型別で申しますと、単身世帯が8、夫婦のみの世帯が1、母親と子供からなる世帯が7、夫婦と子供からなる世帯が2というふうになっております。

それから、主な相談内容といたしましては、収入・生活費に関するものが10件と最も多くなっておりまして、それに引き続きまして仕事探し・就職に関するものが5件、病気や健康・障害に関するものが2件、家族との関係に関するものが1件というふうになっております。

なお、相談内容につきましては、過去3年の相談実績を見ましても、いずれの年におきましても収入・生活費に関するものが最も多くなっております。

**○2番眞茅弘美議員** 細かくありがとうございます。単身者とか高齢の方と子供との二人暮らしの家族構成の方が多いように思います。そういった相談に関しまして、相談支援員はおられますか。

**○山口英雄福祉課長** 生活困窮者自立相談支援に係る相談支援につきましては、現在は福祉事務所援護係のケースワーカーが兼務しております。

**○2番眞茅弘美議員** そのケースワーカーは生活保護の方も担当されておりますか。

**○山口英雄福祉課長** 兼務でございますので、その相談員は生活保護のケースワーカーも担当しております。

**○2番眞茅弘美議員** ケースワーカーの方を含めまして、援護係には何名の職員がおられますか。

**○山口英雄福祉課長** 現在、援護係にはケースワーカーが3名、それから指導員が1名、合計4

名おります。

**○2番眞茅弘美議員** はい、ありがとうございます。ケースワーカーを含めて4名ということでございますね。生活保護も見ておられるということでございますけども、人数的にはそちらの人数で、対応のほうは十分されておりますかね。

**○山口英雄福祉課長** 生活困窮者自立支援相談につきましては、まず生活にお困りの方が、特に経済的な収入とかですね、そういったことでお困りの方が、まずは援護係に来ますけれども、相談員がいろいろお話を伺う中で、決まり切った収入があるけど、例えば多重債務とかですね、ほかの要因で生活が苦しいというときには、基本的な収入があるということであれば生活保護の対象にはなりませんので、生活困窮者自立支援相談というふうに切り替えて相談を受ける。そもそも収入自体がほとんどないとかいう方につきましては、そこで相談を受けた時点で生活保護の相談に切り替えるというような方法を取っております。

そういったことで、生活保護に関する相談と生活困窮者自立支援に関する相談とは関連する部分がありますので、今のやり方でも特段支障がないということにはなりますけれども、ただ件数がですね、取扱件数が先ほど申しましたとおり、十数件から多いときで37件程度、今までの過去の実績でそういったことでございますけれども、今後この件数が多くなったりした場合には、できれば生活困窮者自立相談支援に関する専門の相談員がいたほうがいいのかというふうに思っております。

過去、その生活困窮者自立相談支援員を募集したことがあるんですけども、1名非常勤職員で採用したんですけども、ちょっと事情がございまして、途中で退職されたということがございます。

こちらのほうといたしましても、今後のことも踏まえて将来的には生活困窮者自立相談支援員を専属で配置したいなというふうには考えているところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 分かりました。それでは、この生活支援事業について質問させていただきます。

必須事業と任意事業がございしますが、この内容について、例えば離職などにより住居を失った方への住居確保給付金の支給とございしますが、本市ではこれに当てはまる相談がございしますか。

**○山口英雄福祉課長** 生活困窮者自立支援制度につきましては、今、質問者が言われたとおり、必須事業と任意事業とございします。そのうち、今、生活困窮者住居確保給付金、これは必須事業でございしますので当然やっているんですけども、この生活困窮者住居確保給付金というのは、離職等に起因する経済的困窮で住居を失った場合等におきまして、自立に向けた就職を容易にするために住居の確保が必要と認められる方に対して給付金を支給するものというふうになっておりますが、これまで本市では事例がございしません。

**○2番眞茅弘美議員** 分かりました。それでは、次にですね、一時生活支援事業についてですが、様々な理由で相談に来られた場合、例えば今日明日の食べる物もありませんと来られた場合は、どういう支援がございしますか。

**○山口英雄福祉課長** 今、一時生活支援事業ということで、これは任意事業に該当します。

まず、生活困窮者自立支援事業につきましては、大きく2つ、まず大分類すると必須事業と任意事業、それでさらに細かく分けると、必須事業が2つ、任意事業が4つというふうに分かれます。

必須事業につきましては、生活困窮者自立相談支援事業、これは就労その他の自立に関する情報提供とか関係機関との連絡調整、認定生活困窮者就労訓練事業の利用等のあっせんとか、支援計画の作成を行うものでございます。

それから、必須事業のもう一つは、先ほど申し上げました生活困窮者住居確保給付金でございします。

任意事業につきましては、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対しまして、一定期間就労に必要な知識能力向上の訓練を行う「生活困窮者就労準備支援事業」、家計の状況等を適切に把握し、家計の改善意欲の向上等を支援する「生活困窮者家計改善支援事業」、一定の住居を持たない生活困窮者等に対しまして、一定期間宿泊場所や食事その他日常生活に必要な便宜の提供をする「生活困窮者一時生活支援事業」、生活困窮者である子供に対する学習の援助及び子供の保護者に対し生活習慣・育成環境の改善等の助言指導を行う「子どもの学習・生活支援事業」の4つが任意事業として位置づけられております。

今、この任意事業のうち、本市におきましてこれまで実施しておりますものは、子どもの学習・支援事業でございます。また令和2年度からは金銭管理が不得手のために生活困窮に陥りやすい方を対象として、家計の状況を適切に把握し、家計の改善意欲の向上等を支援する「生活困窮者家計改善支援事業」を実施することとして、令和2年度の一般会計予算に盛り込んでいるところでございます。

お尋ねの一時生活支援事業につきましてはですが、これまで本市では実施しておりませんが、緊急にですね、これまでの事例として食材を買うお金もなく、実際に食材もないといった方が相談に来られた際には、県内におきましてフードバンクというのをやっているとございます。

このフードバンクというのは、いろんな事業所から賞味期限が間近に迫った食料品を無駄にしないために、その賞味期限が迫った食材を提供していただいて、そういった食べ物に困っている方々に提供するというそういったことをやっているフードバンクというものがございまして、過去にはそういったお金も食料も全くなく緊急に必要な方というのがあった場合にですね、県内のフードバンクから食材を提供していただいたということがございます。

**○2番眞茅弘美議員** フードバンクの取組は、すばらしいものだと思います。まさしくリデュースですよ、すばらしいと思います。

食料に関しては、そちらのフードバンクより提供していただけるということですが、先ほど課長も言われましたけど、例えば病気とか離職などでちょっと現金を使い果たし、次の仕事は二、三週間後に決まってはいるんですが、電気代も払えず電気が止まったとか、本当に現金が今ないんですっていう、このような相談が来られた場合、そのようなときの対応はどのようにされておりますか。

**○山口英雄福祉課長** 収入はある程度あるけれども特別な事情、例えば病気、急な疾病とかですね、そういうので一時的に経済的に困ったとか、あるいは就職が決まってるけど、給料が入るまでまだ何週間か後にならないと現金が手元に入らないので、それまで金銭がないとか、そういった場合につきましてはですね、制度といたしましては、社会福祉協議会のほうでつなぎ資金——一時的な資金を貸し付けるという制度があるんですけども、ただ、その貸付けに当たりまして、ある一定期間の審査が必要になります。

そういったことで、申請して、例えば1週間なり2週間なり審査期間がかかりますので、その場合には、今、金銭に困っているけれども救済できるのは2週間後とかそういったことになってしまいます。

そういう場合には、生活保護でですね、現に窮迫しているというのは事実でございますので、緊急に生活保護を一時的にかけて、それでその方が就労等によりまして収入を得たとかしたときには、その時点で生活保護の基準額と比較して保護基準額を上回る場合には、生活保護の廃止というふうにそういった措置を取っております。

**○2番眞茅弘美議員** 分かりました。様々なですね、いろいろな問題を抱えた御家庭がございしますが、例えば子供ですね、様々な御家庭があると思いますけども、この支援事業にも子どもの学習・生活支援事業とございますが、こちらの本市の取組をお聞かせください。

○山口英雄福祉課長 子どもの学習支援事業につきましては、先ほども申しましたとおり、令和元年度から実施しております。現在、7人の児童生徒、内訳は小学生が5人、中学生が2人、この7人が学習支援を受けているところでございます。

この子どもの学習支援事業につきましては、経済的な困窮とかそういった家庭の事情によりまして、そういった家庭にいる子供たちは経済的な理由とかそういったもので、学習意欲がなかなか湧かない場合が多いと学習意欲の低下が将来的な貧困の連鎖につながるという傾向がありますので、それを防止するために基礎的な学習意欲を湧き起こす、そのための支援をやっているものでございまして、この事業につきましては、NPO法人に事業を委託しまして実施しているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 学習の遅れがないようにとか、学習の習慣がつくように大事な取組だと思います。これからもよろしくお願いいたします。

続きまして、生活困窮者といいますが、経済的や家族関係、精神的な問題など様々な理由により複雑に絡み合っている場合がございます。そのような人たちは、なかなか声を上げられず、支援にたどり着けず社会的に孤立しているケースが少なくないと考えます。つまり、一般的に言われております大人のひきこもりです。

国の推計によりますと、ひきこもりの人数は54万人、しかしこれは39歳以下に限っての数字で、40歳以上を含めると100万人にも及ぶと言われております。本市におきましても、恐らくたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

この大人のひきこもりについて、大体の状況や人数の把握はされておりますか。

○山口英雄福祉課長 本市におけますひきこもりの実情を把握しているかというお尋ねでございますけれども、ひきこもりの方っていうのは傾向といたしまして、その本人自体は世間との関係を、つながりを断っていらっしゃるの、その人からこの外部に接触することはなかなかないと思います。

また、そういったひきこもりの方が世帯にいる場合にも、その世帯の方々がなかなかうちにはひきこもり傾向の家族がいるとかというのをなかなか話したがない傾向にあると思います。

そういったことで、なかなか実態というのはですね、こちらのほうも把握したいとは思っているんですけども、なかなか実態としては全体的に何人ぐらいいるかというのは把握できておりませんので、個別に相談があったりとか、そういったときに個々のケースとして捉えております。

そういったことで、相談とか、地域の民生委員とか、御近所の方から情報がない限りは、なかなか把握できないのが実情でございます。

○2番眞茅弘美議員 そうですね、難しい問題だと思います。ひきこもりを含めまして、社会的に困窮している人は、今、課長が言われましたとおり、相談に来ない、あるいは来られない方々、相談しようという意欲すら湧かない方もおられると思います。

また、それぞれの家庭にむやみに立ち入ると人権侵害や様々な問題に発展しかねません。非常に奥が深くデリケートな問題でございます。しかし、これを放置しておきますと、8050問題、また孤独死など、ますます社会から孤立し、やがては生活保護に頼らざるを得なくなると思います。そこで、ひきこもりも含めまして、潜在的な生活困窮者の早期把握に努めているかをお尋ねします。

○山口英雄福祉課長 今、質問者が言われたとおり、ひきこもりの方、長期間の離職者とか生活困窮に陥る危険性の高い方々の実態については、先ほども申しましたとおり、実態把握をしたいんですけども、なかなか正確に把握することは非常に難しい面があるところでございます。

ただ、これまでもですね、地域の公民館長とか、民生委員とか、在宅福祉アドバイザーとか、そういった方々と連携して情報を提供してもらっておりますので、今後とも地域の公民館長、民生委員、在宅福祉アドバイザーなどの御協力をいただきまして、そういったひきこもりなど生活

困窮に陥る可能性の高い方々の早期発見に努めたいというふうに思っております。

それから、ほかにもいろんな関係機関からも情報提供の可能性もございますので、庁内の関係課はもちろん、庁外の関係機関とも連携していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 確かに、それぞれの地域の館長や民生・児童委員の方々は、重要な任務を担っていると思います。民生・児童委員は本市に何人いらっしゃいますか。

○山口英雄福祉課長 民生委員・児童委員につきましては、本市に全部で60名おります。

○2番眞茅弘美議員 60名ということですね。民生・児童委員につきましては、無給な上に仕事がハード、そして気苦勞も多いかと存じます。さらに、成り手不足も問題になっております。民生・児童委員を長い間引き受けて活動されてる方もいらっしゃいます。

民生・児童委員の任期は何年ですか。また、欠員も出ずにスムーズに選任されておりますか。それから、年齢の制限はございますか。

○山口英雄福祉課長 民生委員・児童委員の任期につきましては、法律で3年というふうになっております。それから、欠員につきましては、本市の場合は欠員はございません。民生委員の御事情、例えば体調とかですね、そういったものによって任期途中で辞めたいということもありますけれども、その場合にもですね、地域の皆さんにも御協力いただきまして、後任者をスムーズに推薦していただいているところでございます。

それから、民生委員につきましてはですね、一応、年齢として75歳という上限がございますけれども、ただ、これは地域の実情に応じてそこは判断して、それを超えることも実質上は可能というふうにはなっています。

○2番眞茅弘美議員 分かりました。地域によっては、たくさんの世帯を抱えていらっしゃる民生委員の方もいらっしゃいます。たくさんの業務に追われ大変だと思います。

生活保護家庭や一人暮らし、認知症などの高齢者問題の相談、支援、子供への虐待、貧困、大人のひきこもり、孤独死など、新たな問題も出てきています。僅かな活動費は支給されますが、ほとんどボランティアです。潜在的な生活困窮者に関しても一概には言えませんが、最も早く情報が入るのが民生委員だと思います。

現在は、欠員はないということですが、何とかこれからも全ての地区におきまして、欠員が出ないように市のほうでもですね、活動費を支給できないか検討できないでしょうか。

○山口英雄福祉課長 民生委員につきましては、民生委員法第10条で無報酬というふうに一応されております。

現在、民生委員の活動につきましては、都道府県にですね、国から交付税措置がなされておきまして、令和元年度でいきますと、1人当たり5万9,000円の活動費というのが地方交付税措置されておきまして、その額が民生委員の活動費に係る実費弁償分として市の民生委員・児童委員協議会のほうに交付されているところでございます。

また、そのほかですね、市のほうでは民生委員の定例会、研修会への出會等に係る費用弁償分として317万円を交付しているところでございます。

ただ、今言われた活動費につきましては、報酬というよりも活動に必要な――民生委員の活動というのは、今質問者が言われたとおり広範囲にわたりますので、その活動に必要な費用の一部の支給というような形になるかと思っておりますので、その活動費で十分かどうかということにつきましては、なかなか十分な額ではないのかもなというふうには考えているところでございます。

ほかの自治体の例を見ますと、活動費を市単独で助成しているという事例もあるようでございますので、そこら辺につきましては、今後の活動範囲の状況とかですね、それからほかの自治体の状況といったものも見ながら調査研究させていただきたいというふうに思います。

○2番眞茅弘美議員 ぜひよろしく願いいたします。早期把握には、館長、もちろん民生委員、

そして保健推進員の方などのお力を借りつつ、この方々に任せるのではなく私たち一人一人が隣近所に関心を持って、互いに支え合う地域づくりこそが生活困窮者の早期把握にもつながると考えます。

これまでの質問は潜在的な生活困窮者についてでしたが、庁内におきましても様々な相談があると思います。福祉課へのつなぎなど、庁内連携は取れておりますか。

**○山口英雄福祉課長** この生活困窮者の関係ばかりではございませんけれども、いろんなですね、例えば健康課では子供のいる世帯に臨戸訪問して、子供の状況をメインとした家庭の状況等を把握してらっしゃいますし、そういった現場の方々たちからいろんな必要な情報はこちらのほうに入ってまいります。

そういった際に情報が入りましたら、こちらのほうでも関係課と連携をして支援が必要な場合には、その関係課と連携して必要な支援策について協議して、それでそれぞれが役割分担しながら支援を実施しているところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 今の話と関連しますが、税金などの滞納についてお伺いします。

9月議会で税務課から頂いた資料を確認したところ、平成30年度の市税滞納原因別一覧表の生活困窮者は44名、このうちの29名は生活保護の方のようです。それから、失業中、収入少額の方が160名、病弱、高齢で年金少額の方が43名とございます。このような理由によって滞納している方への対応を教えてください。

**○神園信二税務課長** 滞納者への対応につきましては、その方がどのような原因で滞納になってしまったのかという資料が、ただいま議員が御紹介いただいたその資料の数でございます。

滞納が始まった原因につきまして分析をした資料であります。今言いました、どのような原因で滞納になってしまったのかということ、それとその方の現在の生活状況がどうなっているのかということ把握することがまず基本でございます。

そのために、職員は滞納者のお宅を訪問して現在の生活状況を観察、把握させていただきます。その上で、滞納者と面談しながら滞納が続いている原因を洗い出して、できるだけ早く滞納を解消できるように、職員、滞納者ともに考えることが求められております。

生活が困窮し税金を滞納している方の中には、定職がなく収入が少ない方、多重債務に苦しんで滞納せざるを得ない状況に追い込まれている方もいらっしゃいます。

困窮状況が生活保護の適用を考えるレベルにある場合は、福祉課ケースワーカーと連携しまして生活保護適用の検討をお願いする場合もございます。

また、ハローワーク情報を基に職業紹介をしまして、一定の収入を得ていただきながら、そのうちの一部を納税していただくよう手配させていただいたりしております。

多重債務者に当たった場合には、どのような方法を取れば債務の一本化を図り、少しでも生活の困窮度を低くすることができるのかアドバイスをしまして、それによって納税につなげていくよう指導したりと職員の努力には人知れぬ苦勞がございます。

担当の職員が一番困りますケースが、滞納者宅を訪問しても居留守を使って面会してもらえないケース、それから職員の話の全く聞こうとしない、また滞納解消に向けた協議ができないケースでございます。

滞納に引け目を感じて、人目の多い平日に市役所税務課を訪れようとしないう方もいらっしゃいますが、そのような方のために毎月第3日曜日に税務課の徴収担当窓口を開いて、市民の皆さんから相談していただく機会を設けております。

このように、滞納者の生活困窮の状況を判断しながら、その方の生活を壊すことのないペースで納税につなげていきますが、場合によっては、ほかの納税者との公平を期するため少々厳しい御意見をさせていただきますことや、差押え可能な財産が発見された場合には、滞納処分に着手しますということもお伝えしてございます。

税務課の徴収担当といたしますと、ともすれば税金を徴収するだけという怖いイメージを持たれかねない部署ですが、どうやったら税金滞納から1日でも早く抜け出していただけるかのお世話をさせていただきたく部署とお考えをいただきまして、ぜひとも御相談をしていただきたいと思いますところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 様々な配慮や御苦勞をされていることが分かりました。これからもよろしくお願いいたします。

次に、水道料金のほうもちょっとお聞きしたいんですけども、同じような対応でよろしく願います。ちょっと時間がないですので飛ばします。

2番目の質問に入りまして、本市の基幹作物でありますカンショの基腐病についてお伺いします。

本市の基幹作物でございますカンショについて焼酎加工用とでん粉用がございますが、近年焼酎の消費低迷が続き、焼酎用カンショの出荷も2割ほど削減されていると聞いております。

そこで、本市の栽培面積をでん粉用、焼酎用それぞれ教えてください。それから、引き続き被害状況もよろしく願います。

**○原田博明農政課長** 本市の令和元年度産カンショ栽培面積につきましては、約525.2ヘクタールでございます。内訳につきましては、でん粉原料用が97.5ヘクタール、焼酎用原料が355.6ヘクタール、加工用が57ヘクタール、その他青果用カンショなどが15.1ヘクタールとなっております。令和元年度産につきましては、令和2年1月中旬に全ての圃場で収穫が終わっております。

被害状況につきましては、本市のカンショの生産状況や今回のサツマイモ基腐病の被害状況などの把握について、JA南さつま枕崎支所、工業用甘しょ部会、さつまいも生産部会、酒造会社、仲買人等で組織する枕崎市甘しょ対策協議会を開催し、聞き取りなどにより実態の把握に努めたところです。

枕崎市甘しょ対策協議会で被害状況を確認している中では、地域や圃場、収穫時期によって被害状況が異なることや、圃場の一部だけの被害、また半分近くの被害など、状況につきましてはまちまちであったということでございます。

一概に基腐病だけが原因とは言えませんが、先ほど質問者が言われるように、作付面積の減少や春先の突風による植え直し、長雨による日照不足など気象条件などの影響も含めて、被害があまりなかった平成29年度産に対し2割程度の減収となっているようでございます。

**○2番眞茅弘美議員** この基腐病が一昨年あたりから発生しまして、カンショ農家は本当に困っております。

今、課長が言われたとおり、基腐病だけではございませんが、この病気に関しましては、1枚の畑がみるみるうちに真っ黒になってひどい畑もございます。大体、本市の被害としては1割から2割ぐらいではないかと考えるんですけども、これ以上広がらないように何か方法はないかと思いますが、発生原因とその対策を教えてください。

**○原田博明農政課長** 基腐病の発生原因は、ヒルガオ科の植物へ寄生する糸状菌が原因とされております。

一次感染については2パターンあります。1つ目が発病した塊根から苗へ伝染すること、2つ目が土壌中のサツマイモ残渣から苗へ伝染することが考えられます。

二次感染につきましても2パターンがあります。1つ目が発病株から隣の株へ接触感染すること、2つ目が圃場内の停滞水が風などによって圃場へ広がって感染することが考えられます。

基腐病を含め様々な病害を防止するためには、栽培基本技術の徹底に努めることが大事であります。収穫後の圃場においては、可能な限り収穫残渣を圃場外へ持ち出し、複数回の耕うん、ロータリーのことですが、を行うこと。育苗期には苗床消毒の徹底、病害のない健全な種芋の確保。植付け前の圃場においては、土壌消毒の徹底や排水対策を行うこと。植付け時には、苗の消毒の

徹底が大切な対策となります。また、成育期での圃場対策として、令和2年1月に予防剤の新規登録がなされたことから、予防的な散布を行うことで発生密度の低下など期待されるところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** 今言われましたとおり、いろいろそうですね、消毒の徹底など早掘りや緑肥による休耕、そして残渣を残さないようになど様々ございまして、健全な苗の確保ということでバイオ苗ですかね、ウイルスフリーの。こちらを勧めていらっしゃると思うんですけども、このバイオ苗が高額で手に入りにくいという声もよく聞きます。元苗から増やしていくので、ハウスのほうでたくさん必要だし、技術のほうも難しいと聞いておりますが、こちらはどのようにお考えでしょうか。

**○原田博明農政課長** バイオ苗及びウイルスフリー苗につきましては、経済連のほうとかですね、県のほうがいろいろと苗の増殖等も行っているようでございます。

ただ、今質問者がおっしゃるように、量的にまだ不足しているというような状況でございますので、バイオ苗、ウイルスフリー苗の増殖を含めてですね、各農家のほうも健全な、菌の入っていない苗の確保ということが一番の大きな対策だというふうに考えております。

**○2番眞茅弘美議員** 新聞にも、この3種の農薬登録ということで記事に出ましたけども、これも苗の消毒と圃場で散布する予防剤ということで、病気に効くという薬ではないんですね。この消毒剤も農家に聞きますと完全に効くものではないと言っておられます。

本当に、この病気に関しましては困っておられますし、緊急支援事業も12月議会でも同僚議員から質問がございました。そしてまた、今年に入りまして再度公募しますという回答でした。

この事業内容につきまして、何か変更などございましたら、そちらの点と申込み件数を教えてください。

**○原田博明農政課長** 昨年12月に1次募集がありまして、その1次募集につきましては、期間的に時間がなかったというところもあったり、申請方法がなかなか難しい方法だったということもあって、本市におきましては、1次募集時に、かんしょ農業機械等リース緊急支援事業ということで1団体が申請したところでございます。

この団体につきましては、12月末に事業採択を受けておりまして、事業内容につきましては、令和2年度産の生産に向けた土壌消毒やウイルスフリー苗の導入ということでありました。

本年1月8日に2次募集がありまして、この事業につきましては、かんしょ生産性向上緊急支援事業ということで始まりまして、そのうち、かんしょ重要病害虫対策事業に12名の方が、でん粉原料用かんしょ産地対策事業に8組合が申請したところです。

かんしょ重要病害虫対策事業につきましては、JA南さつま枕崎支所が事業主体となって12名の方が土壌消毒やウイルスフリー苗の導入、また他作物への作付などへ取り組む内容ということで申請をいたしております。

でん粉原料用かんしょ産地対策事業につきましては、既存の1組合と新たに立ち上げた7組合の計8組合が、農業機械の購入及びリースでの導入を農水省に申請いたしたところです。

この事業内容は、圃場管理に必要なトラクター及び深耕機や土壌消毒機、またハーベスターなどが事業内容でございます。

この申請につきましては、2月末に採択が決まるということで報告を受けておりましたが、現在まだ報告がないところでございます。

**○2番眞茅弘美議員** この支援事業につきましては、枚数などが多くて書き込みに大変苦労すると聞いておりました。農政課のほうでもお手伝いなり、今回はしていただけたようで大変ありがたいと思います。

しかし、農家を私も回ったころですね、この申請用紙が面倒くさくて大変なんだって、もう書類を見たくもないっていう方もおられましたので、忙しくて大変だとは思いますが、これからも



お手伝いいただきまして、サービスの一環だということですのでよろしくお願いいたします。

それと、この国の支援事業と別にですね、ぜひ今の被害に応じた本市独自の助成はできないでしょうか。ぜひこちらでも御検討よろしくお願いいたします。

○原田博明農政課長 要望として今後検討していきたいと思えます。

○中原重信議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後1時6分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 昼からの1番手であります。よろしくお願いいたします。

昨年の市民と市議会との意見交換会で、本市の中学校の在り方について様々な意見が出ました。

本市においては、各地域に小学校と中学校が存在し、地域と一体となった小中連携教育が実施され一番の特徴となっております。

しかしながら、人口減少の影響により各中学校の生徒数は減少し、部活動の存続等の問題が表面化しております。

意見交換会では、バスケットボールが好きで、小学校では枕崎小に通いバスケットをやっていたが、別府中にはバスケットボール部はないので、本市の4つの中学校があるが、学区をなくし通いたい中学校を自由に選べるようにしてほしいという意見が出ました。桜山中においても小学校ではバスケットをやっていたが、中学校ではバスケ部がないので、部活には何も入っていないとお母さんの話も聞きました。

中学校生活において学力向上が一番大事なのですが、次に大事なのは人生における仲間づくり、友達づくりではないでしょうか。このような絆をつくるために、部活動は大きな役割を担っております。

桜山中学校グラウンドの道路を通るとき、部活動の生徒を目にすることは非常に少なくなりました。15年前は野球部とサッカー部が同時に活動し、野球部の打球がサッカー部の部員に当たらなければいいがなど心配するほど活発な状況でした。

子供たちが好きなことを選択し、自分の人生を発見していくことが子供たちにとって幸せだし、両親にとっても最大の願いではないでしょうか。

また、市民からは現状の4つの中学校を維持すべきという意見や、4つの中学校は一つに統合すべきという意見も聞きます。

文科省は学校の適正規模についてガイドラインを示しております。子供たちの成長において適正規模は重要な問題であり、いろんな面より切磋琢磨できる環境、友達づくりのための出会いの環境は非常に大事ではないでしょうか。

本市の中学校の在り方は、本市の将来を担っていく人材を育成するという観点から、本市にとっても重要課題であります。市民においても、子供たちの幸せを願う若い子育て世代や地域の活性化を願う地域においても重要課題であります。

しかしながら、最重要課題は枕崎の子供たちが豊かな人生を送るため、幸せな人生を送るための環境づくりであることは間違いのないことです。

そのためには、執行部、市議会、教育審議会等の判断ばかりでなく、市民の生の声を聞きながら中学校の在り方を議論することが必要ではないでしょうか。

今後の中学校の在り方について、アンケート等で市民の声を把握することについてどのように考えているか、まず質問いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問者からありました中学校の在り方ということで、答弁させていただきたいと思います。

中学校のほうの現状というのは、今質問者からありましたとおりでですね、非常に部活動を中心にですね、なかなか厳しい状況があるというのは認識しているところです。

施政方針の中でも申し上げましたが、本市の場合、本市の小中学校全ての校区が1小1中というような状況がございます。その特徴というのもございまして、その1小1中の特性を生かした小中連携教育、これは我々枕崎市の非常に強みであるというふうに認識しております。その小中連携教育を行っております、その強みを継続していきたいというのが私の考えでございます。

ただ、おっしゃられたように学校統合についての検討というのも考えなければならないと思いますが、学校統合につきましてはですね、平成24年枕崎市望ましい学校づくり審議会の中で、中学校においては1学年15人以下または全校生徒が45人以下となった場合は、再編・統廃合を検討するという答申が出されているところでございます。

その辺りも踏まえてですね、アンケート調査の実施時期であるとか、必要性の有無等については、私どもとしては慎重に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番城森史明議員 私は、アンケートという手段等を活用しながら、市民の生の声を聞くことについてどう考えてるか質問したんですが、その点についてはどう考えているんですか。

○前田祝成市長 市民の生の声という部分で言いますと、私どもは語る会をさせていただいております、その中でも1回目の語る会のときにはですね、学校教育中心のお話もさせていただきました。

まさしく議員からございましたバスケットボールを小学校でやっていて中学校でっていうお話もですね、直接私も伺っているところでございますし、機会を見てですね、そういう積極的な市民からの御意見の吸い上げっていうのは心がけているつもりでございます。

○6番城森史明議員 県のほうにおいてもですね、この前、新体育館の件がありました。

もう県議会は県民体育館の場所を決めてたんですが、その後に県民のアンケートを取ってるんですね。ですから、そのときに1,600通ぐらいそういう回答が寄せられたということなんですが、そういう意味で、やはり個々に意見を聞くのも大事でしょうが、トータル的にアンケートということで、それを最重視するということではなくて、その市民の声を把握するということでは、非常に大事なことではないかと思っておりますので、その辺のところをですね、やはり非常に重要な案件だと思っておりますので、それは緊急的な問題ではないので、やはりその辺もこうしながらですね、地方創生も含めてやっていただければと思います。

それと、次に部活動なんですが、その小規模校では好きな部活ができないという声があるんですが、その辺のその部活の在り方についてはどのように考えておられるんですか。

○豊留信一保健体育課長 中学校の運動部活動は、鹿児島県中学校体育連盟の規則にのっとりまして、学校単独で必要最低人数に足りずチーム編成ができない場合には、それぞれの学校長の判断により近隣の中学校と合同でチームを編成することによって大会に出場し、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように対応をしております。

また、この県中学校体育連盟の合同チームの編成基準では、各学校の既存の運動部活動に合同チームで編成して出場できるものとなっております。

しかし、部活動を設置していない学校の場合は、学校長の判断により練習はできますけれども、中体連の大会には出場することができません。

今後の部活動の在り方につきましては、生徒の部活動の機会が損なわれることがないように、引き続き複数校による合同部活動等の編成によって大会に出場していくことと考えております。

また、平成30年3月にスポーツ庁から発出された運動部活動の在り方に関する総合的なガイ

ラインの中に、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めると示されておりますので、本市におきましても、長期的に地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わり得る生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討していく必要があると考えております。

○6番城森史明議員 例え、さっきあったバスケットの話になりますが、多分、立神中と枕崎中はバスケット部があるんじゃないかと思います。別府中と桜山中はバスケットボール部がないわけですね。

そういうときに、そしたら今の話によりますと、枕崎中か立神中には参加していいけども、中体連には出られませんよっていうことの意味でいいんですか。

○豊留信一保健体育課長 部活動の中には、個人種目とチーム種目というのがあるかと思います。

チーム種目の場合は、ある程度人数がいないと試合はできないわけですので、部活動が中学校に存在して、その部員がプレーする人数に足りない、そういったときに、ほかの中学校にもそういう学校があれば、一緒に合同チームを組んでプレーができる人数にして出場するという意味でございます。

○6番城森史明議員 ということは、部活がないところはどうすればいいんですか。別府中でバスケをしたいという人がいた場合には、どうなるんですか。

○豊留信一保健体育課長 中学校の生徒数とか、教職員の数とか、学校の規模によりまして、ある程度できる部活動の数というのが、学校の裁量によって決められておりますので、確かに生徒の中にはほかの競技もやりたいという思いの生徒もいらっしゃるかと思います。

そういう生徒はですね、本当にかわいそうになるわけなんですけれども、市内のほう、あるいは近隣のまちには民間が運営するスポーツスクールでありますとか、クラブ等がありまして、そちらのほうに参加して活動している生徒もいらっしゃいます。

先ほども答弁しましたが、中体連の規則等そういった民間事業者の利用とかですね、そういうのを活用していくというスポーツ活動の機会の確保といいますか、そういう充実方策を今後考えていかなければならないのかなと考えているところです。

○丸山屋敏教育長 保健体育課長にちょっと補足をしますけれども、学校で部活動を設置するに当たっては、顧問がいなければならないんですね。顧問というのは教師でなければいけないんです。そうすると、幾つも学校で部活動を設けますと、顧問がないという現実が出てくるわけです。

先ほどのバスケットにつきましても、別府中学校についてはテニス、バレーやいろいろありまして、主顧問、副顧問、そうすると顧問がないわけです。

そうしたときには、もう部活動の設置ができないという物理的な問題がございまして、今保健体育課長からありましたけども、子供のニーズにおいてはたくさんつくりたいんですが、現実問題としてはそれは厳しいということでもあります。

○6番城森史明議員 別府中を例に出しますが、別府中には部活をつくらなくても、したい人がおったら枕崎中のバスケ部に入って活動はできるんでしょう。

○丸山屋敏教育長 それは、受入れは校長の許可ということになります。というのはですね、例えば今、別府中を例に挙げましたが、枕崎中に練習に行く、そのときの事故は誰が責任を持つのか、途中ですね。それから、枕崎中学校で練習しててけがをしたら誰が責任を持つのかというようなですね、そういう保険の安全面もございまして、校長がいいですよと、それで保護者の了解の下、そして受け手の別府中学校の校長の許可があれば練習は可能であります。それはあくまでも受けの学校の校長の判断であります。

○6番城森史明議員 いろんな規制がありまして、確かに今のところそういうことはできないような状況なんです、小中学校は市町村管理なんですね、そういう意味からしたら、市町村の何らかの条例なり変えることによって、要は中学校同士でそういう何ていうんですか、好きなことができるような体制というのはつくれないもんなんですか。

今、話を聞きますと、県の教育委員会のそういう規則があつて、その中でやりくりは非常に難しいんじゃないかとそう受け取りましたけど、それは市の管轄でありますから、市の管轄で何らかの形でそういうのはできないのかつていうことです。

○丸山屋敏教育長 市町村によってはですね、通学の校区の弾力化ということで、部活動のないところは新たなところに通っていいですよというのもあるんです。

ところが、これをやるとですね、つまり籍を移さなきゃいけないわけです。籍を移してその学校で部活動をやっているんですよとあるんですが、本市の場合ですね、それをやるとしてしまいますと、学級の定数に関わってきまして、40人が1学級です。41人になると2学級なんです、例えば42名、実際はいるんだけど、部活動で隣の学校に行つて、2人減つたというから40名になったということになってきますとですね、1学級になってしまひまして、在籍する子供たちに影響があるわけです。

というのは、2クラスが1クラスになるといふと教職員の定数等にも関わってきます。そういうことで、本市ではそういうのは設けておりませんで、現在のところは現状でやっていくということしか考えられないし、今そのほうがベターだといふふうに考えております。

○6番城森史明議員 そしたら、バスケ部がないということで、次の手段は民間で、例えば別府小と桜山小、バスケ部がないところで、民間の団体がそういうフットボールクラブっていうんですかね、それを設立すれば、それは可能なんですか。

○豊留信一保健体育課長 それは可能です。ただ、大会がいろいろありまして、中学校の体育連盟が主催する大会等には当然、学校に部がないでするので出場することはできませんが、そういった例えばバスケの競技団体とかが主催する大会には出場できるかと思ひます。もちろん練習はそちらでやっていただきます。

市内のほうにも民間のスイミングスクールであつたり、空手道であれば民間の指導者がおつて中学生、小学生に教えているといふような教室もございます。

○6番城森史明議員 部活動は確かにですね勝負にこだわるというのもあるんですが、私なんかの子供を振り返つてみれば、小中学校の大会の勝ち負けつて本当に小さなものなんだなというのが分かるんですよ。

そういう意味で、確かに試合に出て子供の元気な姿を見たいつて親は、私なんかもそうでした。そういう形ではあるんですが、やはり子供たちの好きなことをやらせるちゆうところが一番大事なところですから、それはそういう問題があれば何らかの学校現場でも取り上げていただいてそういう民間のあれをつくつてもらふなりしてほしいなつていう現状ではそういういろんな問題があつて、学校間では解決できないもんということですから、そういうこともやれば子供たちも、その行き帰りの交通の問題にしたつてそれはもう当然親が持つべきですよ。そして、枕崎は非常にコンパクトなまちですから、本当にそれは可能だと思ひますよ。

南九州市みたいにそんなに広くないし、非常にコンパクトなまちで、子供の送迎はそんなに難しいことじゃないのか、経費もかからないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと、次の質問ですが、南薩地区のこの前、最終出願率が出ました。その中でですね、やっぱり気づくのは、南薩地区はほとんど募集定員を下回つておりますね。そして、その内容を分析したときに生徒数なんですね、生徒数が一番多い加世田高校でも111人なんです。鹿児島市内はほとんど300人、1学年がですね。そういうふうに非常に少なくなつていく状況が分かりますが、それともう一つは私立高校の問題があります。

そういう意味で、過去5年間における中学校卒業者の公立高校と私立高校への入学者数の推移はどうなっているのか、質問いたします。

○益満裕美学校教育課長 過去5年間における中学校卒業者の公立高校と私立高校への入学者数の推移について申し上げます。

平成26年度は公立高校139名、私立高校53名、平成27年度は公立高校143名、私立高校44名、平成28年度は公立高校160名、私立高校47名、平成29年度は公立高校117名、私立高校35名、平成30年度は公立高校125名、私立高校51名となっております。

○6番城森史明議員 南薩地区の近辺には鳳凰高校、鹿児島城西高校、それと神村学園という私立高校がありますが、その在籍数を調べると、城西高校1,267名、鳳凰高校1,439名、神村学園1,334名ということで、もう本当に1学年にすれば、400人以上ですかね、それぐらい生徒数があります。

実際、それは県外からも来てるんですが、やはりこれを考えたときですね、公立高校に行って全体で300人ぐらい、この私立高校に行けば1,300人ぐらい。

結果として考えたときに、当然、そのいろんな、要は高校生活って子供から大人になっていくわけですが、その中で多くの状況、多くの人たちに接したほうが、より成長する可能性が高いわけですよ。

そういう意味で、こういう実際、私立高校に奪われている面も、今の推移を考えれば私立高校がどんどん増えてるなっていう感じがするものですから、そういう意味で公立高校が定員割れしますと、非常に子供たちの学力に対するモチベーションというか、意欲が低下するんじゃないかと思うんですが、その辺の現状はどうなんですかね。それと、それに対してどのような教育をされているのか、お伺いいたします。

○益満裕美学校教育課長 高校の募集定員割れが学力向上への意欲に及ぼす影響については、その影響が全くないとは言えません。それよりも学習そのものに向き合う姿勢が大きな要因だと考えております。

平成18年に改正された学校教育法第30条で、学力の3要素として、1基礎的・基本的な知識・技能、2思考力・判断力・表現力、3主体的に学習に取り組む態度が新たに示されました。

このことを踏まえ、中学校において学力向上への意欲を高めるために、主に次の2つの対応をしております。

1つ目は、社会人として自立した人を育てるというキャリア教育の視点からの対応です。高校入試のためだけの学習ではなく、生徒に将来の夢、目標、仕事についてよく考えさせ、その実現のために学力が必要であるという指導を行い、生徒の学力向上への意欲を高めるようにしています。

2つ目は、日々の授業の充実です。教師が生徒の興味、関心を高める工夫をしたり、対話活動の充実を図る工夫をしたりすることで、生徒ができた、分かったという授業を実現し、成就感や達成感を味わい、意欲的に学習に臨めるようにしております。

○6番城森史明議員 確かに、勉強そのものに対する興味を持たせるということが一番大事だと思いますが、実際、いろんな成績の悪い生徒もいるし、高い生徒もいるし、昔はですよ、要は、普通は私らの中学校のときは、入試が近づかないと勉強しないという感じで意識が低かったのか、要は入試前にぐっと成績が上昇する人もいたんですよ。ですから、やはりただその理想的にはそうかもしれませんが、高校入試に通るために必死に頑張っ、以前はするものでしたよね。必死に頑張っ、鹿児島市内もそうだと思いますよ。

鹿児島市内は、大抵1倍を超えてますので、必死に勉強してそれで通ったときの喜びとか、そういうのがあったように思うんですが、実際、生徒の状況はそういうのはないんでしょうか。

○益満裕美学校教育課長 確かに、議員が言われるように募集定員を割れてしまうと、子供たち

がその高校に行きたいとなれば募集定員を割ってしまっているのです、学力については、もしかしたら心配ないというふうに考えるかもしれません。

ただ、生徒個人個人で、やはり行きたい学校、将来なりたい職業ということ意識しながら、ある学校に進学をしたいという目標があれば、その高校に通るための学力をつけていくというのは、やはり子供たち自身が持っていかないといけない部分でありますので、それに向けて学力をつけていくための努力は続けていくんじゃないかなというふうに考えます。

**○丸山屋敏教育長** 学校教育課長に少し補足をしますと、今議員は公立学校に限定して公立が定数を割ったら学力がつかないんじゃないかというような御意見だと理解しましたけれども、かつて私たちは公立が優先、それに落ちた子供たちが私学というふうに思っておりました。今はですね、私学が専願といってもうその位置を超えている学科なんか通らないんですね。ですから、公立私立を問わずにですね、今、競争をやっておりますので、必ずしも公立が低いからといって、定数を割ったからといって学習をしないということじゃないんですね。

そしてまたですね、かつては学歴社会でした。大学を出ていけば、この大学を出ていけばということでした。今はですね、学習歴社会で、どこで学んだかじゃなくて何を学んだかということを学校で指導しております。そういうことですね、全くないとは言いません。でも、大多数の子供たちがですね、そうした学習を学校でやっているということでもあります。

**○6番城森史明議員** 意識の高い人なら、そういうことで順調に問題ないと思うんですが、心配しているのは、どうしても要はそういう意識の低い人もいるわけで、人間ですから。そういう人たちをいかに引き上げるかっていうのが一つの目標だと思うんですね、そういう意味でこれはもう世の中の流れなので、この公立高校の志願率の低下はもう流れなので、その辺はどうにもできませんが、そういう意味でやっぱり教育っていうのは非常に大事なことでありますので、今後ともよろしくお願いしたいと思えます。

次に、J R 指宿枕崎線についての質問をしますが、J R 指宿枕崎線の利用客の増加を目的として、今年度、本市は小学生等への運賃助成制度等を創設しましたが、どのような状況なのか質問いたします。

**○東中川徹企画調整課長** 指宿枕崎線につきましては、J R 九州に対する要望活動を継続しながら、駅前イベント開催等によりまして誘客に努めてきておりますが、J R 九州が公表しております平成30年度の指宿・枕崎間の輸送密度というのを見てみますと、昭和62年度と比較して3分の1以下と、この区間の減少というのは著しいということから指宿枕崎線の利用促進を図り、また子供たちが指宿枕崎線への愛着を深めてもらうことで、将来に向けての利用促進にもつなげていきたいということで、新たに本市独自の取組としてJ R 指宿枕崎線利用促進事業を本年度から開始いたしました。

事業内容について若干申し上げますと、枕崎駅から指宿駅までを助成対象区間として、市内の保育園、幼稚園、子供会、スポーツ少年団、小中学校のPTA等が、子供が8人以上参加をしまして、指宿枕崎線を利用して遠足等の社会見学活動等を実施した場合に、団体割引を利用した乗車運賃の2分の1を助成するものであります。

お尋ねの利用状況についてであります。夏休み期間中に市内の児童クラブにおいて小学生58名の参加で実施しましたJ R とバスを併用した遠足で、指宿駅までの片道の利用1件に対する助成を行っております。

この制度のお知らせにつきましては、年度当初チラシ等を作成しまして、市内の幼稚園、保育園、小中学校、子供会等に配布するなど利用を促してきましたが、なかなか利用につながらないということから、昨年12月にも再度各団体に呼びかけを行っております。

そのようなことで、3月中に利用したいといった相談、申出等が来ておりましたが、このたびの新型コロナウイルスの関係で取りやめになるのではということをお聞きしております。

今後についての取組についても、若干述べさせていただきます。今後についてであります、助成を受けるための条件としております団体割引を受けるためには、あらかじめ西穎娃駅まで申込みに行かなければならないといったことがございます。そういったことや、欠席、天候などで人数の変更、こういったものもあるといったことで、利用される方々の当日の事情等も考慮する必要があります。

そのようなことから、団体割引の条件を外して、当日降りる際に車内で領収書を発行してもらえるよう使い勝手のいいものにしたいということで、現在、手続の簡素化に向けてJRとも調整を行っております。今後とも、この制度の活用を促しながら、指宿枕崎線の利用促進につなげていきたいと考えております。

**○6番城森史明議員** 1件だけあったということですが、非常に喜ばしいことじゃないでしょうか。

新聞にですね、肥薩おれんじ鉄道において、出水の野田小が修学旅行で貸切りをしたっていう記事が載ってました。その中に、あつという間の2時間、車内のいい雰囲気が旅行中ずっと続いた、のんびり行くほうが楽しい。これは、今までは新幹線を利用して八代まで行ってたということでもあります。

それと、経費以上に車窓からふるさとのよさを学べたことが子供たちにとって何よりの収穫という、非常にその単なる鉄道を利用するだけじゃなくてですね、こういう自分の故郷を走る列車に乗って故郷のよさを再認識したっていうことでもありますので、非常にこれはそういう意味からも、今助成は子供たちだけですが、今後も強力に旅行会社なんかと連携しながら進めていければと思います。

次にですね、存続のために、枕崎は本土最南端の始発終着駅ということではありますが、これは非常に枕崎にとっては大きな観光資源だと思うんですね、そして魅力の一つであると思います。

この前も、私ちょっと修学旅行生を受け入れてるんですが、鉄道マニアの子供がいてですね、西大山駅と枕崎の終着駅その辺をばっちりカメラに収めたいということで、そういう意味からもやっぱりすごいんだなという、この本土最南端の始発終着駅っていうのは非常に鉄道ファンだけじゃなくてですね、一般市民にも非常に魅力的なものなんだなということを認識したわけであり

ます。

今までJR九州等への様々な陳情をしていると聞いているわけですね、活用を増やすために。指宿枕崎線存続のためには、やはり指宿市や南九州市と連携し、地域住民と一体となって利用客を増やす努力が必要と思うが、どのように考えているんですか。

**○東中川徹企画調整課長** 指宿枕崎線の利用促進につきましては、今、議員からありますように、路線の維持、存続のための要望活動を実施しながら、先ほど申し上げましたように、イベントの開催等による誘客、それからただいま申し上げました本市単独の利用促進策に努めておりますが、JR九州のほうからも利用の少ない線区におきまして、今後の安定的な運行を維持するために、沿線自治体と一緒に利用促進の検討を行いたいという意向が示されております。

そのようなことから、沿線自治体の指宿市、南九州市、枕崎市の3市に県の交通政策課、南薩地域振興局、九州運輸局、JR九州、JR九州は本社からも支社からもまいります、JR九州を加えまして、JR指宿枕崎線「指宿・枕崎線区」の利用促進に関する検討会というものを立ち上げたところであります。

検討会については、本年度これまで2回開催しまして、指宿・枕崎線区の現状把握、各団体からの活用策の持ち寄り等を行っております。今後指宿枕崎間の利用状況を踏まえながら、同線区の活用策の考案、考案といいますか、その後活用策の策定、実行、取組結果の検証というサイクルの中で、持続可能な線区にするための利用促進の取組というものを一体となって進めていくこととしております。

○6番城森史明議員 南九州市と指宿市と枕崎市の中で、団体はどういう名称になっているんですか、どういう活動内容になってるんですかね、利用促進協議会というのがあったと聞きましたが。

○東中川徹企画調整課長 これまでといたしますか、現在、指宿枕崎線の輸送強化促進期成会とかいうのがありまして、それには3市と鹿児島市が入っております。その期成会を母体にしまして、JR九州から一緒に検討をしないと、特に指宿と枕崎間の利用の減少が著しいということで、その区間の利用促進に特化して検討したいというJRからの意向がありまして、期成会を母体としてであります。指宿市、南九州市、枕崎市の3市と県、九州運輸局、JR九州を加えまして、検討会の名称につきましては、JR指宿枕崎線「指宿・枕崎線区」の利用促進に関する検討会というのを立ち上げたところであります。

○6番城森史明議員 1回、ワインでしたかね、焼酎列車かワイン列車を走らせた民間の協議団体はどういう団体でしたか。そういうことで、私やっぱりそういうような民間、民間というか、以前これも議員と語る会でしたが、そういう指宿枕崎線の利用促進に対して枕崎市の取組が非常に弱いよねという意見も聞いたことがあります。

そういう意味で、南九州市と指宿市と枕崎市の中で、そしたら指宿枕崎線の指宿・枕崎間がですね、どの都市が一番重要だっというか、非常に大事だということを考えたときは、やっぱり本市だと思うんですね。存続がされないともう駅の価値もなくなるわけですよ。そして、指宿は観光都市なんで、西大山駅っていう駅もありますが、あれは指宿枕崎間ですが、別に観光があるのでそっちでカバーできるわけですけど、この指宿枕崎線にとっては枕崎が一番影響を受けるんじゃないかと思うんです。

さっき出た輸送密度が、鹿児島中央と喜入が8,555人、喜入指宿間が2,537人、指宿枕崎間が291人なんですね。ワースト3なんです。人吉吉松間、油津志布志間に次いでワースト3なんですよね。

そして経営が黒字っていうか、4,000人以上がですね、その黒字になるっていう数字なんで、ちょっと291人ですから、とても及ばないんですが、やはりそれは確かにその鹿児島中央と喜入間でカバーできると思いますよ。

指宿枕崎線全体としてはですね、鹿児島中央から喜入間でカバーできる問題だと思いますが、そしたらもう指宿と枕崎を切り離すっていうことになりがちだと思うんですね。ですから、そういう意味で主導権を取って、存続に対してやっぱり力を入れる必要があると思いますが、その辺はどうでしょう。

○東中川徹企画調整課長 先ほど議員からありましたのは、たしか夢たまプロジェクトですかね、そういった関係だったろうと思います。

それと、指宿枕崎線の観光面での利用のほかにはですね、今その検討会の中で出ていることで、若干出ているものを紹介させていただきますと、議員のほうから地域住民と一体となってというようなことがございますが、地域住民の皆様方にもその指宿枕崎線の利用実態を知ってもらおうと、それで日常的な利用につなげていくために必要なことを地域の皆さんと一緒に考えて、そのきっかけづくりとして住民アンケート等の調査が実施できないかということなどもその案としては出ております。

観光面というものであるとか、そういった日常の利用とかですね、いろいろ案が出ておりますので、今後、今出ております活用策をそれぞれの団体で検討を進めまして、次回の検討会で役割分担まで含めて選定していこうということにしておりますので、議員のおっしゃることはもう十分受け止めておりますので、今後の利用促進に努めていきたいというふうに思っております。

○6番城森史明議員 夢たまプロジェクトのイベントなんかにもですね、そういう周知をしていただいて、みんなが参加できるようにすればなと思います。

私なんかは何年か前でしたが、南薩地区の議員の集まりがいせえび荘であったときに、市議で



何人か乗り合わせてJRを利用して行ったことがあります。そういうことを1年に1回でも市民が乗ればそれだけ数になるわけですので、そういう意味ではやっぱり駅前イベントやら非常に活発で、その辺のそういう活動も含めて、今後もやはりこの駅ってのは観光資源っていうか、非常に魅力的な大事なものだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、償却資産についての話ですが、質問ですが、税率はこの前教えていただいて1.4%という税金が課せられるということですが、農業等の個人事業者を考えたとき、個人事業者、商業者、中小製造業者、この辺の影響額というのはおおむねどれぐらい、全体的にはこの前の9月議会では1,800万ぐらいの影響額があるということでしたが、その辺の影響額はどれぐらいになってるものなんですか。

**○神園信二税務課長** 議員お尋ねの影響額というところをちょっと捉えきれておりませんが、もう少し具体的にお尋ねいただければ、またお答えしたいと思います。

また、税額の算出方法ですが、地方税法第350条、市税条例第62条の規定に基づきまして、議員の言われますとおり、課税標準の100分の1.4ということでございます。

この償却資産の課税標準は地方税法第349条の2及び市税条例第61条第7項に賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする規定されております。この償却資産課税台帳は、償却資産を所有する市民、法人が行う申告に基づき作成されるもので、当該償却資産の課税標準は減価償却後の評価額となるものであります。

なお、地方税法第351条及び市税条例第63条の規定に基づきまして、固定資産税の免税点が規定されておりますが、償却資産分につきましては、課税標準の合計額が150万円未満の場合は、固定資産税を課さないという税の算出方法の仕組みになっているところでございます。

**○6番城森史明議員** 要は、150万円以上が課税の対象となることですが、例えば次の質問になりますが、農業をはじめ商業、中小製造業、非常に景気が悪い状況にあるんですが、この5年遡及課税を実施するということでしたが、これがですね、産業の衰退につながらないかという心配をしてるわけですね。

というのは、やはり消費税も昨年2%増税されて10%になりましたが、その消費税を上げたおかげで非常に景気が冷え込んでるっていう分析があるわけです。そして、消費税もその以前には延期されましたよね。だから、やはりそういう状況にあるという状況で5年遡及課税を実施するということが、非常に問題にならないのかっていうことについてはどう考えますか。

**○神園信二税務課長** 今回の償却資産の申告義務の取組につきましては、地方税法第383条に基づく償却資産の所有者が負う固定資産の申告義務が果たされていなかった状況を法に基づいて解消しようという取組でございます。

市民の皆さんに、この申告義務がありますよということの広報、周知を徹底する努力が足りなかった点につきましては、私どもも反省しております。

なお、遡及課税につきましては、地方税法第17条の5及び第368条、市税条例第72条の規定に基づきまして、過去に申告をしなかったことによる固定資産税の不足額を遡及徴収することが規定されております。

5年から1年の期間、それぞればらばらですけれども、遡及課税を受けた、徴収を受けた方の影響は大きいものがあるということは理解をいたしますが、法的にいかんともしがたいというところございまして、この5年遡及につきましては、市独自の政策判断ではございませんので、ただいま申し上げましたとおり、法に基づくものということでぜひ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

**○6番城森史明議員** その反面、過料と延滞金については免ずるということでありましたが、その5年遡及分というのは延滞金には相当しないんですか。例えば、要は延滞金ということは過去のあれですから、考えてみればそれは延滞していることになりまして、税金を。4年間は延

滞してるちゆうことにも意味は受け取れるわけですよ。

だから、その延滞金ということを考えれば、延滞税は免じるということで9月議会で述べられているので、4年間は免じることができるじゃないですか。

**○神園信二税務課長** 5年間に及び遡及をしますというのは、5年前に納めるべき本税、4年前に納めるべき本税、3年前に納めるべき本税、税額がございます。それは、法の下ではいかんともしがたい、それを遡及して頂くことはいかんともしがたいという御説明であります。

そうしますと、本来であれば5年前に頂くべきであった本税については5年間納めていただかなかったので、その分のいわゆる利子分、それが延滞金というものでございます。

その利子分等々につきましては、国から示されました利率に基づいて計算をされる分でありませぬけれども、本税に係る延滞金につきましては、今回、市長の判断が効く部分が法にも条例にもございましたので、その分につきましては免ずるというふうな措置で決定させていただいたというところでございます。

**○6番城森史明議員** ですから、そういう状況においてですね、例えば1,000万の人が1.4%でしたら14万になるわけですよ。それが5年間ですと70万になるわけですよ、税率は1.4%ですから。ですから、結構70万というのは個人業者にとっては重たい部分があるので、その5年間遡及というものをもっと市長の情状により、そういう法律が優先するっていうことをおっしゃられました、その辺のところをやはりいろんな情状を考慮してするべきじゃないかと思うんですけど。

それと、税の公平性でいったときに、申告しない人に過料を免ずるっていうことでしたよね。だからそちらのほう为重たいんじゃない。言うたら、過料を課すべきで当然申告をしないわけですから。当然、過料はすべきだと思うんですね、そうしないと公平性が保たれないじゃないですか。だから、その5年間遡及に対して結構不満を持っていますよ、個人の農業の人たちは。何で今年始めるのに5年間遡ってせないかんのかって言うのを言っていますよね。だから、その過料を納めない、申告もしない人、それをもっと厳しくすべきで、5年間納めてる人、申告した人にはもっと優しくするべきじゃないんですかね。

**○神園信二税務課長** 5年間遡及の根拠法令につきましては、先ほども御紹介いたしました地方税法第17条の5、それから第368条、市税条例第72条の規定で過去に申告をしなかったことによる固定資産税の不足額を遡及徴収するという規定がございますが、これにつきましては市長が情状酌量してこれを免ずると読める規定は全くございません。

延滞金につきましては情状部分、それから過料につきましては情状部分というのがございましたのでそこを読みまして今回、延滞金と過料につきましては市長が免ずる判断をしたというところでございます。

その情状といいますのは、行政としても市民の皆さんにしっかり申告をしてくださいというふうな広報の努力が足りなかったというふうな情状を見たところでございます。この情状によって過料をしっかり課すべきであるというふうな御意見でございしますが、今回、個人の事業者の方々に1,194件申告の意欲をした件数がございしますが、このうち今のところ500件程度申告をしていただきまして、本来、全く申告の対象ではなかったというふうな方、700件程度だったですかね、大分返ってきておりますが、申告の必要がなかったというふうな方々もいらっしゃいますけれども、そのほかにたくさん申告していただいた方がいらっしゃいます。

その方々に、申告をしなかったことについての過料を課せということになりますと、今回申告書を出していただいて対象となっていく資産はあります。でも、課税の対象になりませんでした。それから、申告があつて課税になりましたという方々にも全て過料を課すということになりますので、この影響のほうはもっと大きいものがあるかというふうにご考えております。

また当然、これまでしっかり申告を御自身からしていただいて、納税までしていただいた方と

の税の不公平、公平性の担保というところでは5年遡及はしっかりさせていただくと。ただ、過料それから延滞金というところにつきましては、免じる措置をさせていただくというところが妥当なところかなというふうに判断したところでございます。

**○6番城森史明議員** そうであれば、それを課す代わりにいろんな、市長も助成事業を考えるとということで答弁されていましたが、やはり農業に関しては本市独自の収入保険の補助ですとか、鳥獣被害への電柵補助とかですね、そういうことをやっていただいで、非常に農業者は助かっているんですよ。

やはり、そういう意味で5年遡及を免ずることができないとなればですね、そういう方法でまたいろんな一時的な収入ががんと5年遡及すれば増えて、それがずっと5年間のしかかかっていくわけで、そういう意味で、こういう景気の悪い状況では非常に問題だと思うんですね、そういうことも考えていただいでください。

そして、これはちょっとお聞きしますが、要は消費税みたいな軽減税率とか、そういうことは取れないんですか。それも併せて、わがまち特例的な対策はないのか、最後に答弁をお願いします。

**○神園信二税務課長** お答えします前に、先ほど申告態勢をした中で、申告の必要はなかった、納税の必要はなかったというふうな御紹介をしましたがけれども、申告の態勢をさせていただいたのは1,194件、そのうち申告書の提出をいただいた503件というのが今現在ございますが、該当する資産自体がないというのが、この503件のうち150件、約30%近くが申告自体必要がなかった、商売に資産自体を使っていないという方がいらっしゃいますので、ちょっと私たちの申告態勢は、非常に前広に対象を捉えてやったものですから、そういう方々が含まれております。

申告をいただいていた503件のうち150件が資産がない。残り503件から150件を引いた残りが353件となりますか。この中で免税点を超えないために納税の必要はなかったというふうに分けられるところでございます。

それと、わがまち特例みたいなものはできないかと、独自な方法はできないかということですが、わがまち特例の制度というのは、地方税法に規定されました課税標準の特例規定でございます。条例のつくり方で御覧をいただければ分かると思うんですが、本市の市税条例、附則の第10条の2にわがまち特例を規定してございます。これは法附則第15条第2項第1号等の定めに基づいて行われている課税標準の特例規定でございます。本市独自に税法に基づかない、いわゆる課税標準の特例規定等を設けることは難しいことでございます。

また、独自に業種とか特例減額等々の業種を絞った対象を外すとかいうふうなことも、これは税法上の成り立ちからいうと難しいところでございます。

**○中原重信議長** 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時19分 再開

**○中原重信議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

**○11番永野慶一郎議員** お昼から2人目の質問者となります。一番きつい時間かと思いますが、しばらくの間お付き合いください。

感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響で、本市におきましても、先月、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、明日から小中学校の休校、そしてイベントの中止や延期が発表されました。しかし、感染はいまだ衰えることなく世界各地でさらに広がり続けております。

マスクの着用、手洗い・うがいの励行や不要な外出を控えるなど、私たち一人一人ができる最

大限の備えをし、感染防止に努めていかなければいけないのではないかと思うところでもあります。

罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い回復と終息をお祈り申し上げます。

また、この3月末に定年退職を迎える職員の皆様、特に今年退職を迎える皆様のほとんどの方が、昭和、平成、令和と、この3時代長きにわたり市政発展のために御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従い質問いたします。

平成27年度から令和元年度までを計画期間として策定した第1期枕崎市地方創生総合戦略が、新年度からは新たに第2期枕崎市地方創生総合戦略としてスタートいたしますが、市長は第1期の結果をどのように受け止めているのかをお答えください。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 平成28年3月に戦略策定ということですが、平成27年度に策定した第1期枕崎市地方創生総合戦略が実質4年間進められてきたわけですが、その結果は厳しいと言わざるを得ないというふうに考えております。

厳しい見方をすると、そもそもこれは戦略と言えるのか、もっと枕崎独自の違いのあるものでなければならないというふうに考えますが、国が示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をなぞらえた施策にとどまってしまっている印象があります。

これは全国の多くの自治体も準備期間等を考えですね、そうだと思うんですけども、中央集権的な国レベルの視点だけで地方の人口減少対策を取り組んでもなかなかうまくいかないということがですね、この5年間で分かったのではないかなというふうに思っております。

言葉を正確に選んで発言しなければなりませんけれども、人口減少を抑えて自治体を存続させる、あるいは自治体を存続させるために人口減少を抑えるというような発想ではなくて、先ほどの午前中の答弁でも申し上げましたが、市民一人一人の生活の質、暮らしを向上させて、そして幸福の実現を手助けするという視点で施策に取り組まなければ、地方創生は実現しないのではないかとこのように感じております。

人口減少対策のための補助金あるいは国の支援などがあまり前面に出てしまいますと、どうしても手段の目的化が起りやすくなるというふうに感じているのもあります。ですので、第2期の総合戦略につきましては、一人一人の市民目線でしっかりと施策をつくるのが重要になってこようかというふうに思っております。

今回策定いたしました第2期総合戦略についても、いろんな意味でまだまだ足りないという部分もございます。ただ、現在の総合戦略よりも随分とレベルアップした戦略になっているのではないかとこのように思っております。

しかしながら、これで十分ではございませんので、この戦略をさらに磨いていくためには、それぞれの施策をしっかりと検証していく、まさにPDCAサイクルを回していくということが重要であるというふうに考えております。

**○11番永野慶一郎議員** ただいま市長から、第1期の地方創生総合戦略の総括的な答弁をいただきましたが、第1期総合戦略の中から4つの基本目標がそれぞれ上がっておりましたけども、その中からですね、一つずつ抜粋してちょっと本日はお聞きしたいと思いますが、まず1つ目の基本目標ですね、「枕崎で安定した雇用を創出する」というのがございまして、その中で地場産業の活性化を促すことにより、地域に密着した雇用創出を増やすとございますが、どのような事業を実施して、またどのような成果があったのかをお示しください。

**○堂原耕一企画調整課参事** 第1期枕崎市地方創生総合戦略の政策分野1、枕崎で安定した雇用を創出するにつきましては、地場産業の活性化を促すことによりまして、地域に密着した雇用創出数を増やすための取組といたしまして、具体的事業を申し上げますと、食のまち魅力発信事業

補助、若者定住育成協議会での企業訪問などの取組、また商店街等新規出店支援事業補助、商工振興資金利子補給補助など、雇用の創出や企業支援などに関する取組を行ってまいりました。

その成果といたしましては、若者定住育成協議会で平成30年度から新たに合同企業説明会、こちらのほうは30年度は15社の地元企業の方々、あと100名以上の高校生の方々に参加していただいております。

こちらのほうを実施し、多くの企業と若者をつなぐ取組を始めたところであります。商店街等新規出店支援事業補助の活用によりまして、この計画期間中に18件の新たな出店があったことなど、地域に密着した雇用の創出でありますとか、新たな起業の促進などが図られたものと考えているところでございます。

**○11番永野慶一郎議員** ただいま若者定住育成協議会のほうには15社の参加があつて、100名以上の高校生がその協議会に出られたということなんですけども、この中から実際にその企業に就職した方というのは、何人ぐらいいらっしゃるか把握はされているんでしょうか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 合同企業説明会に参加していただきましたのは、枕崎高校と鹿児島水産高校の1、2年生の方々となっております。ですので、今把握している平成30年度の卒業生の高校生の方々とは直接はリンクしないところなんですけど、今後、その直接の効果というのは、今の段階でははっきり申し上げられませんが、平成30年度の2つの高校の卒業生のうち、地元の企業に就職された方の今把握している人数は、15人の方々が地元就職しているところでございます。

**○11番永野慶一郎議員** 直接の関連はないかもしれませんが、平成30年の卒業生が15名は地元企業に就職をしたということでございますが、果たしてじゃあその15名が多いのか少ないのかっていうと、ちょっとよくどうなのかなと思いますが、地元企業の社長とか、そこにお勤めの方とよく話をする機会がありましてですね、口をそろえて人がいないんだと、仕事はあるんだと、仕事はあるそうなんですけど、どうしてもその人手不足ですね、仕事が見えてるけどもその仕事になかなか手が届かない、建設業で言えば、その現場を取りに行けないとか、そういった話もよく聞かれます。

そういった中でですね、これまだ個人っていうか、一企業の社長が私に相談があつて、今こういう状況ですのですね、もちろんその企業も人がいないんだと、平均年齢もちょっと高くて専門の技術職的なところはあるんですが、このままじゃ私たちのこの仕事も大変になってくるといところでちょっと話を受けまして、その方が何を言ったかということ、個人ですね——個人というかその企業で、一企業で高校に行ったりだとか、その辺のそういう専修学校ですね、専門的なそういう専門学校に行ったりする子供たちに何か奨学金的なですね、そういった助成ができないだろうか。

そしてまた、そういう支援をするので、その支援をした会社にですね、また入社してもらえようようなそういう仕組みができないだろうかというような相談を受けまして、一企業でそれをやるのは、なかなか大変ですよって話にもなりました。

やっぱりそういった企業のその職種のいろんな団体とか、そういったので取り組んでやっていくのが一番方法としてはいいんじゃないですかねっていうようなお話をしたんですけども、いかんせんですね、ノウハウがないというようなことを言われます。

そういった思いがあつてもですね、どうやって立ち上げればいいのか分からないというようなお話をいただきました。

ちょっと行政にですね、その企業が出す奨学金を助成してくれということではあくまでもないんだと、ただその仕組みづくりのお手伝いとか、そういったノウハウを指導していただけないかなということで、そういった御相談を受けているんですけども、今までそういった御相談がなかったのか、また今後そういった企業があれば、これ一企業の話じゃなくてまち全体でそういった

のができれば、また地元での雇用も生まれるんじゃないかなと私思うんですけども、行政のほうでまたお手伝いできるのかとか、ちょっと行政のほうからも指導して、そういった働きかけはできないのかとか、そういったところを協力いただけないかなと思っただけの御相談なんですけど、ちょっと答弁をお聞かせください。

**○鮫島寿文水産商工課長** お尋ねは雇用創出に係る人材確保の関係であると思いますが、既存の制度で該当しますのは、奨学金ということで枕崎市産業後継者育成奨学金条例というのがございますが、この条例につきましては、本市の基幹産業である農業及び漁業に将来従事する者に対し、学資を貸与することにより、農業及び漁業の後継者を育成することを目的として、奨学金の貸与及び奨学金の返還免除について定めてあります。

具体的に、農業に従事する者とは農業を専業とする者、漁業に従事する者とは本市の漁港を基地とするカツオ一本釣り漁船に乗船する者と条例で定義されております。なお、学校等を卒業後、直ちに農業または漁業に5年以上従事した場合などは奨学金の返還が免除されます。

地域の雇用状況を申し上げますと、先ほども議員がおっしゃいましたとおり、ハローワーク加世田管内の有効求人倍率を見ましても2年以上1倍を超えており、基幹産業に限らず様々な産業分野で人材不足が顕在化し、人材確保が困難な状況が続いていることは把握、認識しており、奨学金の返還免除については、高校や大学、専門学校卒業後の若者の市外流出を抑制すること、生産年齢人口の減少に歯止めをかける効果もあると考えております。

先ほど、申し上げましたとおり、この条例の目的は、基幹産業の後継者育成を目的としたものでありますので、市として全産業にわたる奨学金の返還免除の制度構築につきましては、次期総合戦略で地元就職した場合の奨学金の返還猶予や免除制度の導入などについて検討することとなっておりますので、その中で調整されていくものと考えております。

どうやって立ち上げたほうがいいのか分からないとか、仕組みづくり、その辺につきましても、今後そのようなことも含めまして研究してまいりたいと考えております。

**○11番永野慶一郎議員** 第2期総合戦略のほうでそういった基幹産業のみならず、ほかの業種でもそういった奨学金の返還免除というような検討をされるということでございますけども、ぜひですね、そういったものを早く実現していただきたいと。奨学金がなかなか返せなくて大変だという方もいっぱいいらっしゃるというようなお話も、この議会でもよく取り上げられて出てまいります。

また、そういった行政のお金も支援もなんですけども、やっぱり企業がどうしても自分の会社に就職してもらいたいという意味では、そういう企業が支払うこれも完全に給付型ですよ、そこで働いてもらわないといけないという条件はあるかと思うんですけども、そういった制度づくり、また金銭面でも行政のほうでお手伝いができるのであれば、そういった仕組みづくり等を御協力をしていただきたいと。

若い人たちが働く職場って、すごい活気がやっぱり出てくるんだというような話もいたしまして、若い人がたくさん働いている会社って結構また若い人が入りやすいですよ。若い人の多い会社って見てれば、そういう若い世代の人たちがどんどん入ってくるような、そういった傾向も見受けられますので、ぜひそういった企業の方ともお話をさせていただいて、そういった際には御相談に乗っていただくように、今回、この件は強くお願いをいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の基本目標の中から「枕崎へ新しい人の流れをつくる」ということで、都市部からの転入者数を増やすとございますが、どのような事業を実施し、どのような成果が得られたのかをお示しくください。

**○堂原耕一企画調整課参事** お尋ねの政策分野の2、枕崎への新しい人の流れをつくるについて、都市部等からの転入者数を増やす取組といたしましては、移住・交流推進支援事業の開始など、

移住者支援による新しい人の流れをつくることを目指した取組を行ってまいりました。

その成果といたしましては、移住・定住に関する取組といたしまして、空き家バンクの創設ですとか、お試し住宅の整備など、移住者の方々に対する住宅支援の充実が図られた点であると考えているところでございます。

**○11番永野慶一郎議員** ただいま空き家バンクという答弁がございました。本市の空き家バンクの登録のスタートがちょっと遅かったということで、まだほかのまちと比べると数的にはそんなにたくさんの登録はないかと思うんですけども、昨年11月に大分県の豊後高田市に行政視察で行ってまいりました。

豊後高田市っていいますとですね、物すごく移住者の多いまち、また子育て支援にも力を入れているまちということで、どういった取組をしてるのかなということで見えてまいりましたが、やはり移住者に対してとても優しいっていいですか、移住をしてきた人たちに年に1回移住者懇談会でしたかね、懇親会というのをもって今何か悩みがないですかとか、そういった会を開いて——懇話会ですね、移住者懇話会というのを開いてですね、そうやって移住者の方たちとも、来ていただいて終わりじゃなくて、そういったつながりを持ってらっしゃると。そういった形でも移住者に優しいという取組をしていると。

また、空き家バンクなんですけども、空き家バンクは平成30年度末でいいますと、空き家バンクの契約数ですので、これ借りた人、空き家バンクを使った方だと思うんですが、54世帯、そして人数が141名というような形になってまして、移住者が多いのでですね、そういった空き家バンクも大分活用していらっしゃるといような取組をしております。

空き家バンクに取り組んで特によかったのがですね、若い世代、子育て世代の、移住者の約35%がファミリー、子育て世代であるということで、そういった子供たちも逆に増えてきているというようなお話を伺っております。

本市も空き家バンクのほうをですね、また、どんどん力を入れていただきたいと思いますが、今回の結果を受けて、また今後どうやっていくのかって、この空き家バンクの活用をいろんな市の取組もございまして、本市としてはどのように展開していくのかっていうのを一つお聞かせください。

**○東中川徹企画調整課長** 空き家バンク制度につきましては、本市は今議員からありましたように、平成29年度と最近になってから開始いたしまして、空き家の有効活用に取り組んでいるところでありまして、空き家バンクへの登録を促して空き家等対策計画に掲げました空き家等の活用の促進を図るということを目的としまして、空き家バンクに登録された物件内の家財道具等を処分するための費用の一部を支援する空き家バンク利用促進事業も本年度から開始しております。

この制度のこれまでの利用につきましては、市のホームページへの掲載、空き家バンクの御案内ということで空き家バンクへの登録の呼びかけ、家財等の処分への補助の紹介のチラシを作成しまして、昨年6月の広報まくらぎきに折り込みを行っておりますが、現時点での家財道具等の処分に係る補助金交付申請は1件出されている状況にあります。

ただ、広報紙への折り込み以降ですね、登録に関する相談は二十数件寄せられておりまして、その中には家財撤去に関するものも数件ございますので、今後の利用につながることを期待しているところであります。

また、今、豊後高田市の御紹介がございましたが、本市の空き家バンクへの登録物件については、平成30年度末で売買物件6件の登録で、そのうち3件が契約成立という状況でありましたが、現時点では賃貸物件1件を含めまして15件の登録となりまして、そのうち10件が契約済みとなっております。このうち2件は、市外の方が購入されている状況でございます。

ただ、議員からありますように、移住希望者等へ発信する情報量としては、まだまだ十分なものであるとは思っておりません。今後の取組ということではありますが、本事業につきましては、

引き続き次期戦略にも掲げておりました、令和2年度中において登録件数を5件、成約件数を3件、KPIとして掲げておりますので、先ほども申し上げましたように、15件のうちもう10件契約成立済みということでありまして、登録するとすぐに問合せがございました。

そういったことや契約にもすぐにつながっていくということをもっとですね、不動産事業者の皆さんにもアピールをしていく、そういったことを含めまして登録物件の増が図られるように、これまで以上に周知等に力を入れたいというふうに考えております。

**○11番永野慶一郎議員** 結構、登録をすると意外と契約まで早いというようなお話が今ございました。私は、思ったより枕崎でもニーズがあるんだなって感じたところでございます。

その物件の程度にもよると思うんですけども、本当に手を物すごく入れないといけない物件とかあると思うんですけども、そういったのも十分に見極めていただいてですね、登録件数も大いに増やして、そしてまた契約件数も増やしていただいて、その中でもですね、また移住された方がそういった物件を利用できるような取組をまたしていただきたいと、今後ますますさらにですね、やはりPRっていうのは物すごく大事になってくるんじゃないかなと思います。

豊後高田市でもですね、担当の方が何をおっしゃられたかっていうと、PRがやっぱり一番大事ですよと、これに勝るものはないですと、PR、PRっていうのを強くおっしゃっておいりましたので、本市も負けられないようにですね、そういった制度がございますとしっかりと全国に発信できるようにお願いをしておきます。

続きまして、3つ目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」という目標の中で、枕崎市で子供を産み育てたいと思う市民の割合を高めますとありますが、どのような事業を実施し、どのような成果があったのかをお示してください。

**○堂原耕一企画調整課参事** 政策分野3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるにつきましては、枕崎市で子供を産み育てたいと思う市民の割合を高めるため、第1期の戦略事業といたしましては、不妊治療費助成事業、病児・病後児保育事業補助を行ってまいりました。

それぞれの事業について、それぞれで活用が図られておりますので、その事業効果というのも上がっているものであると考えておりますが、本市におきましては、この戦略事業に掲げました事業以外にも国県の補助事業を活用した事業も含め、多数の子育て支援策を実施しているものであります。

今後は、これらの子育て支援策を着実に実行し、その組合せでありますとか、新たな事業の検討により切れ目のない子育て支援体制を構築し、その周知を十分に図り、若い世代が安心して子育てができるような環境の推進を図っていかねばならないと考えているところでございます。

**○11番永野慶一郎議員** 全国どこの自治体を見てもですね、やはり子育て支援とかそういったものが主な政策となって上がってきているようでございますが、これまた先ほどの豊後高田市の例なんですけども、子育て、何といいますか、本当に手厚い保障といいますか、これ金銭的なものばかりではなくてですね、いろんな取組をされておりました。

その中の一つでですね、大分県内14年連続トップクラスの学力ということで、豊後高田市ってそもそも塾がなかったみたいなんですけども、土曜日の授業がなくなりまして、週5日授業になったときに学力がちょっと低下したということで、これじゃいかんということで市のほうで学習塾をつくったみたいです。

その中で、その先生——講師ですね、塾の先生が元教員の先生だったりだとか、定年された先生たちが子供たちに勉強を教えにきて、今ではこの14年連続トップクラスの学力ということで、本市は塾がありますので、そういった民間の塾の方と競争するようなことになると、またちょっとそれもどうなのかなと思うんですけども、そういった町ぐるみで子供たちを支援しようというような動きもあるようでございます。

そして、先般12月議会で東議員からも主張ございましたようにですね、子育て応援誕生祝い



金というのを創設しております、私、決してそのお金があれば子供が増えるよっていうわけではないと思うんですが、これ移住をしてきた人たちにも、すごい売りになる制度なのかなというような感じがありまして、参考までになんですけども、第1子、第2子のお子様が生まれたときには10万円のお祝い金、そして第3子の場合が50万、そして第4子以降ですので、4人目以降からはですね、100万円の祝い金とその世帯に払われるというような、そういったような取組をしております。

先ほどもございましたようにですね、子育て支援をやっぱり手厚くすることによって、子育て世代の移住にもつながっているというような担当の方のお話もございました。

いろんなですね、まだいっぱいいろいろあるんですけども、子育て支援ですね、主立ったものをちょっと今、御紹介させていただきましたけども、それでそれだけ手厚い支援をしているんですけども、果たしてその財源なんですけども、幾らその子育て支援に確保してるんですかという質問をしましたところ、ふるさと納税を活用しまして、年間約1億円の財源でこういった子育て支援をしているということでございました。

またですね、9月議会だったでしょうか、枕崎市の公園に遊具が少ないんじゃないかなというような質問をさせていただきました。遊具の設置もちょっと検討してくださいってというようなお話を一般質問でですね、この場でさせていただきました。

今回の市長の施政方針にも老朽化した遊具の更新と補修ですねってというような項目も取り込まれておりますが、豊後高田市は市の中心部に遊具が充実した公園を造っております、私、広報誌をいただいたんですが、その広報誌の中にその公園も写ってて、遊具がすごいいっぱいあるな、写ってるなって思ったのを見ておりました。

今あるその遊具を私は増やしてくださいと、新設で増やしてくださいってお願いをしたところだったんですけども、1つに集約してですね、今ある公園の遊具はもうもちろん大事にしてもらわないといけないと思うんですけども、また新たに思い切って大きな遊具のある公園を造るのはどうなのかなと。

これなぜそういったことを言うかといいますと、豊後高田市がやってるからとかじゃなくてですね、今年の9月議会以降、私のところに、昨日は孫を連れて隣のまちまで行ったと、例えば海浜公園に行ったとかですね、枕崎は公園がなかとというような話とか、隣のまちの川辺に行ったという方もいらっしゃってですね、遊具がないのよねって話を質問を聞いたか、聞いてないのか分からないんですけども、そういった意見も聞くようになりまして、改めてこの豊後高田市の取組を見てみると、やはりそういった子供とか、私に言ったのはおじいちゃんとかおばあちゃんが孫を連れて行ったってというような話だったんですけども、そういった家族で遊べる団らんのないよねってというような話もございました。

これを、だから今すぐ造ってというわけじゃないんですけども、そういうのがあってもいいんじゃないかなと、そういった声もありますし、私も実際そういったちょっと今思いがございまして、子育て支援とかですね、やはりこの地方総合戦略の中にうたっておるわけでございますので、そういったところも大事になってくるんじゃないかなと思うんですけども、ここで、すみません、市長。今、私のその公園の遊具、子供とか、またお年寄りまで含めて家族で遊べる場所の提供ということなんですけども、そういった点では、市長はどうお考えになりますか。

**○前田祝成市長** 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという、これ非常に大事なことだというふうに考えております。

先ほど、豊後高田市の事例で成績がよくなったっていう話があったんですけども、あの辺りはですね、枕崎は非常に強みじゃないかなというふうに思ってまして、枕崎で子育てをして子供の成績がどんどん上がってきてるよとか、ほかの地域に負けないぐらいの成績を収めるような子供たちがいっぱいいるんだよっていう、そういう教育の強みというのとはつukらないといけないな

というふうに思っています。

遊具のある施設とか、子供たちを連れて家族でくつろげるというか、遊べる、楽しめる施設というのをどう捉えるかだなというふうに私も実は思っておりまして、例えば海浜公園があり、ちょっと川辺のいろんな公園があったりとかということで、行動エリアをどう捉えるかというところも一つあるかというふうに思います。

海浜公園と同じようなというかですね、遊具の充実した場所を枕崎につくるっていうのがいいのか、海浜公園的な施設は海浜公園にお任せして、枕崎には枕崎ならではの子供たちが遊べるような施設というのが、施設なのか、遊びなのかですね、ちょっと考える必要もあろうかなというふうに思ってます。

というのが、これはまた別の話かもしれませんが、野球によるまちづくりっていう話をしているんですけども、私はサッカーをしているのでサッカーの仲間から、何で枕崎にはサッカーのグラウンドがないんだとかよく言われるんですね。

サッカーのグラウンドを地域で見たらですね、例えば南薩地域で見たらあるわけですよ、加世田のほうに、加世田にあると。そうすると、その同じようなものをここに造ってもどうなんだろうかっていうような発想もあろうかと思えます。

ですから、その辺りを総合的に捉えてエリアを枕崎市だけを見るのか、それとも広げて枕崎市以外の近隣も含めてですね、見て、その中の施設がどう配置されているのか、子供についてもですね。どういう子供たちが遊べる施設があるのかっていうところを総体的に見て、じゃあ枕崎にも新しいものを更新するとしたらですね、こういうものが必要だよっていうところは、慎重に取り組む必要があろうかなというふうに思います。

ただ、施政方針の中で、現在の枕崎の公園であるとか、都市公園であるとか、遊具とかがっていうのはですね、おっしゃられるように、しっかりと安全性を確認して整備していかないといけない。

新しいものの更新というところについてはですね、少しその辺を研究させていただければなというふうに思っているところです。

**○11番永野慶一郎議員** これですね、ちょっとすごい私が人の流れとかがっていうようなことで感じるものがあって、今、公園っていうのをちょっと出ささせていただいたんですけども、実はですね、お魚センターのほうに小さな水族館ができましたよね。

私、3度ぐらい子供を連れて今行ってるんですけども、あそこの水族館で子供を遊ばせて、その後、隣の公園に行くんです。昔、広栄丸が展示してあった公園で、アスレチックの遊具が一つだけあるんですね。それでも子供たちが何人か来て遊んでるわけですよ。

もうちょっとそこに、県の多分土地だと思うんで、これが市で何かそういった遊具を建てたりとかできるのかなって思いながら見てたんですけども、御飯を食べるところもあるよねって、お魚センターで。御飯を食べて、水族館を見て、公園で遊んで帰ろう、これ市内の人だけじゃなくて市外から今度の3連休も結構車でお魚センターが満杯ですね、市長の言うお魚センターを観光拠点にというのがあれば、やはりそういった子供たちを取り込んで、そういった流れをつくるのも私は一つの手なのかなと思っております。流れ的に御飯を食べて水族館をちょっと見てもらって、隣の公園で子供たちをまた遊ばせるって移動距離も少なくても1か所にとめて回れるので、私が、地元に住む者がですね、そうやってなんかもうちょっと遊具があったら、何か充実したような感じがするんだけどなって感じたものですから、そこら辺のこの人の流れですね、全部その一体で囲い込みができるっていうか、食事から家族でゆっくりできてとかがっていうのも感じたものですから、そこら辺も含めて、ただ新しいのを造ってくださっていうわけではなくて、そういったのもちょっと考えての今提案だったんですけども、そこら辺も含めてまたちょっと検討をしていただきたいと思います。

次の4つ目の質問ですが、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という目標の中で、枕崎市に住み続けたいと思う市民の割合を高めますとありますが、これどのような事業を実施し、どのような成果があったのかをお示してください。

**○堂原耕一企画調整課参事** 政策分野の4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するにつきましては、枕崎に魅力的な地域をつくり、枕崎市に住み続けたいと思う市民の割合を高めるために、戦略事業といたしましては、自治公民館再編事業、地域おこし協力隊の活用、産科医療体制の確保支援事業を行ってまいりました。

自治公民館の再編事例は、残念ながら現在のところございませんが、担当課におきましては、今年度、各公民館にアンケートを実施しておりまして、今後はその内容を地域課題の解決などに活用していく予定であります。そのほか、地域おこし協力隊による地域と密着した取組の推進がなされていたり、地域の存続にとって重要である産科医療体制の維持などが成果として上がっているものであります。

**○11番永野慶一郎議員** 枕崎に住み続けたいと思う市民の割合を高めますということがございますが、地域おこし協力隊の導入であったりですね、そういったよそからの知恵とか、そういったものをですね、また活用してまちおこしをしていかなければいけないのではないかと思います。まずはですね、やはりこのまちに住む人っていうのが自分たちの力で何とかですね、このまちをよくしていこうと、私よく言う言葉なんですけども、やっぱりそういった機運が高まらないことには、やはり行政の力だけではですね、まちの発展とかですね、市政の発展っていうのは私はないのではないかと考えます。

同じ行政視察でですね、福岡県の宗像市のほうへ行ってまいりました。何を調査したかといいますと、市民協働の取組をしております。宗像市がやってる市民協働の取組というのがどういったものかといいますと、行政が打ち出した事業を幾つか打ち出すんですけども、それを市民の団体がその事業を請け負ってやるというような形、例えば100万の予算でこういった事業をしませんかというのを公募してですね、私たちはこれに対してどういった事業をやりますっていうのをプレゼンをして、採用されたらその団体が行政の事業を代わりに行うという、そういった市民協働事業をやっておるみたいです。

先ほど市長のほうからもですね、手段と目的という言葉がございましたけども、この宗像市のほうもですね、この市民協働で何かその事業をやるのが目的ではないんだと、あくまでもそれは手段なんだということでおっしゃられておりました。やっぱりですね、そういったまちに対するこの思いを持ってもらうための一つの手段なのかなと、何度かこの場でも言ってますけども、やはり枕崎にも若い頑張ってる方たちがいらっしゃいます。そういった方たちが、まちを思っ盛り上げようといういろんな動きをしております。

例えば、イベントをやったりだとか、先ほどありました商店街に空き店舗を利用してお店を出店したりだとか、そういった若い人たちがいろんな取組をしております。本当に自分のまちを盛り上げていきたいという、そういった思いの方たちも増えてきているのかなと思います。

やっぱり目的は、その自分のまちのためにとかですね、枕崎愛を持って何か取り組んでるんだと思います。それまでのことは、本当に手段でしかないと思うわけですけども、市民協働という言葉よく使われますが、この市民協働ってなかなか根づくまでには、本当に大変な時間がかかるんじゃないかなと思います。

ごめんなさい、市長。市長ばかり質問して申し訳ないですが、市長の考えるその市民協働ですね、本当に市民一人一人がですね、そういった気持ちで自分の住むまちを盛り上げていこうという、どういった取組を市長はしていきたいとお考えでしょうか。

**○前田祝成市長** 市民協働の取組ということですけども、私もまさにそれは非常に重要なことだというふうに思っております。

実は、オフィシャルではないんですけれども、やっぱりそういう地域の若い人たちとの話合いとかですね、ワークショップとか、そういうのも積極的にやりたいということですね、実は先日、少しそういう集まりをさせていただいたことがありました。

実際、若い方々でまちでリーダーとして活躍されている方々とちょっとお会いしてですね、そこでちょっと知り合いのオブザーバーを入れたりしてですね、そこで意見交換会というか、そういうのをさせていただいたこともありました。そういうのをどんだんどんだんいろんなところで活発にやっていくということが必要なというふうに思います。

私は先日、そういうワークショップをやったというのは、一つのきっかけづくりとして、ここに来てくださった方が、また御自分でそういうのをどんだん広げていっていただけないかなということで、ちょっと1回刺激というかですね、そういう形でやらさせていただきました。

その中で、本当にいろんな意見が出ました。今のイベントに対するいいところ、あるいは改善しないといけないところとかですね、そして自分たちの思っているのもですね、積極的にお話をされました。まちづくり、本当にやっていこうというような機運を感じることができました。そういうのをいろんなところで、シーンをつくっていくことが大事だなとはずは思っています。

私自身もいろんなところで発信をさせていただいておりますので、そういうのを使ってですね、ぜひそういう若い方々の声というのをどんだんどんだん引き出したいなというふうに思っておりますので、そこについては積極的に取り組んでいきたいと思っております。

**○11番永野慶一郎議員** 私もちょっといろんなイベント等をやっておったりするんですけども、もう本当に最近ではですね、反省が多くて、これ何かといいますと、若い頑張ってる方たちもいるんですけども、それぞれ個々で、単体でいろんなことをされてるんですね。

何かちょっとコラボして、一緒に何かできないかなって今考えてるところで、今ちょっとこのまちで足りないのが、何かそうやってみんなで何か一つになって、ベクトルを一つに向けて何かやっていこうっていうのが、それぞれ向いてる方向は一緒かもしれないんですけど、それぞれが単体でやっているというのが、ちょっと今気がかりですね、今私もちょっと若い人たちに何か一緒にそういった事業ができないかなってということで、ちょっと話しかけているんですけども、ぜひ市長、そういった若い人たちの意見も聞いていただいているということですので、ぜひ今からこの枕崎を支えていくのは、その若者たちだと思います。どんだん市長のほうもですね、これも一つのトップセールスだと思いますので、そういった若手の人材を育てるっていうのも市長、また引き続きそういった取組をよろしく願いいたします。

それではですね、2つ目の質問で最後になるんですけども、先ほど午前中に第2期枕崎市地方創生総合戦略での特徴ある枕崎独自のですね、そういった戦略というのも御紹介いただきましたので、特に市長のほうからも補足の説明がございましたので、大体内容はもう承知いたしましたので、その中で関係人口の増ということでして、海・山・食といった枕崎独自の観光資源を活用というようなこともございましたが、海なんですけれども、火之神公園が前にも増してですね、キャンプ場、すごい状況でございます。

先々週の3連休でしたかね、ちょっと散歩がてら行きましたところ、テント張るところないんじゃないのっていうぐらいのところですね、所狭しとテントが並んでおりました。以前とちょっと変わってきてるのが、大分本格的なキャンパーらしき方たちも見受けられます。

数年前までは家族連れですね、そういったキャンプの方たちが多かったんですけど、本当に道具とか見てますと本格的な仕様ですね、物すごくそういったアウトドアのブームもあって、すごい火之神公園、今脚光を浴びてるなというふうに思ったんですけども、市長は覚えてらっしゃるか分かりませんが、昨年3月議会ですね、私こういった観光資源を生かして、人を呼び込みませんかということで提案させていただいたんですが、駅からですね、今電動アシスト自転車もございますが、ウォーキング大会とか人に歩いてもらって、駅からお魚センターを通っ

てまた火之神まで行って、そういったふう歩いて枕崎を観光してもらう、そういった方法も取り入れていただけませんかというようお願いをしました。

そしたらですね、国際芸術賞展があるので、そのとき皆さんに見て歩いて枕崎を知ってもらいましょうというような答弁だったと思うんですけども、また今後、そういった往復10キロないぐらいだったと思うんですが、9キロだったかな、片道4.5キロぐらいだったと思うんですけど、駅から火之神まで行って折り返してですね。また、そういった人をよそからですね、取り込んで枕崎の魅力をまた発見してもらおうというような取組を1年たちますけど、今また何かそれからお考えは、新しい案は浮かんでないでしょうかね。

**○前田祝成市長** 駅から火之神公園までのコースというのは、非常に私も枕崎にとっての強み、非常にいいコースだと思っていて、駅前通りをずっと通って元水上派出所のほうに下って行って、そこから港の前を歩いて火之神に行くっていうコースなのかなというふうに思っております。

その一つのアイデアとしてですね、実はこれは東京のほうで、東京の町なかの話なんですけれども、「TOKYO BENCH PROJECT」というプロジェクトをやっています。いろんな東京の歩道にベンチを置いてですね、そこでくつろいでいただいたりとか、通行の人たちが休んでっていう、そういうプロジェクトを発見しましてというか、見ましてですね、そのベンチを同じようにですね、簡単に作れそうなベンチだったもんですから、ちょっと試作品を作れないだろうかということで、今1つ準備させていただいてですね、駅前通りのどこか1か所でもですね、歩道に置けないだろうかということで、今検討しているところがあります。

それで実際、私もウォーキングとかをしたりするんですけど、結構歩いている方が多いなというのを感じています。

そういう歩いている方を動機づけるためにもですね、そういうベンチがあつたりとかいろんな工夫をしてですね、そんなお金のかからない方法で人に街に出てきてもらうというようなことをやろうということで、今ちょっと取り組んでいるようなところがございます。これは、本当にできるところからっていうことのアイデアレベルで、まだ始まったところですけども、その辺りを見てやっていきたい。

それと、先ほどお話がありました火之神公園のキャンパーですね、本当に専門的なキャンプの方々が増えているということがございますので、そこについても積極的な仕掛けをしていきたいなというふうに考えておまして、それも第2期の地方創生総合戦略の中に組み込んでまいりたいというふうに思っております。

**○11番永野慶一郎議員** ぜひですね、そういったお金のかからないベンチとか、すごくいい取組だと思います。皆がくつろげる場にもなりますし、いろんな意味での活用法があるのかなって今お聞きして感じたところではございます。

ぜひですね、火之神公園のそのキャンプ、2年ぐらい前ユーチューブを見てたら、キャンパーの聖地みたいなことを書かれて動画が流れてたのを、ちょっと今思い出したんですけども、そういった聖地化してるようなところもございますのでですね、何とかこれを生かして関係人口の増につながるように、また取り組んでいただきたいと思います。

最後にですね、ちょっと市長にお願いといいますか、提案なんですけども、いろいろ今日総合戦略の振り返りをさせていただいたんですけども、第2期の総合戦略のいろんな枕崎独自の政策も盛り込まれたりとかいろいろしますけども、やはりですね、ちょっといろいろ見ててですね、5年後にまた本当に実践できてたかどうか検証したときに、今までと同じようなことをしても何も変わらないと思うんですよ。

また、私たち議員に何も変わってないんじゃないですか指摘されるのが、ちょっとそんなふうに思えるんですけども、私ちょっと感じてるのが、ベンチが足りないって、何かいいま

すと、豊後高田市ばかり引き合いに出して申し訳ないんですけども、豊後高田市っってもう大々的にですね、全国でもトップクラスの子育て支援を売りにしてるんですよ。

どこの街も子育て支援をやってますし、同じような事業をやってますよね。同じような助成金であったりとか、医療費が中学校まで無料ですよとか、うちはないんですけど給食費が無料ですよとか、そういったいろんな子育て支援をどこの街も同じような、悪いんですけど、ことをやってるわけですよ。

その中で、どうやったら枕崎に魅力を感じて来るかつたら、ほかのところと比べても何かあんまり目立ったところがないというのが私の感じでございます、これだったらせっかくですね、枕崎独自の総合戦略に政策を取り入れても何ら今とあまり変わらないんじゃないかなってというような気がします。

ですので、今すぐ何かをつくってくださいというわけじゃないんですけど、次の第2期のこの5年の間にですね、全国に誇れる枕崎はこのまちですと、例えば先ほど言いました枕崎独自性で海・山・食って、食がございましたけども、日本で一番食育の進んでるまちとかですね、そういった形で大きく打ち出してですね、何か大きなこう、どーんっていうお題が、お題っていかテーマ、そういうのがないと、なかなか皆さんの目にも入ってこないしですね、何か誇れるものを一つ、本当に独自性のあるもの、日本ではもう枕崎だけですと、それは堂々と全国に発信できるようなですね、そういった取組を、いっぱいいろんな政策がございますけども、何か誇れるものを一つどーんって打ち出していただきたいなとずっと思ってたところでございました。

市長、何かこの5年の間にですね、うちのまちはもうこれはもう一番ですよと、本当にキャッチコピーでですね、日本で一番何とかの街とか、そういった政策を打って出れないのかなって、私はちょっとずっと考えてたところなんですけども、市長、すみません、最後にそれに対しての御答弁をいただけますでしょうか。

**○前田祝成市長** 何か一つ日本一のっていうお話でしたけれども、いろんな5年間の中でチャレンジしなければいけないことがあると思っております。

私は、一番可能性を感じているのは、一つは先ほど申し上げました火之神キャンプ場ですね、あそこの活用で関係人口を増やすっていうことは考えています。ただ単に火之神だけではなくてですね、今、旧金山小学校の校庭があるんですけども、あの辺りを活用できないかということも実は考えておましてですね、まだこれは具体的に話じゃないですけども、その辺りも含めてですね、火之神と金山を結ぶような何か、そういうアウトドアをうまく使ったようなことはできないだろうかというのを考えています。

そうすることでですね、もしかするとその間にあります花渡川ですね、花渡川をうまく活用できないだろうか、その辺りについてはですね、まだ試行錯誤でありますので、それで日本一になるんだっていうことはなかなかここで上げられませんが、そういう可能性は探していきたいなというふうにまず思っています。

それともう一つ、第2期の中で野球っていう話をしてるんですけども、これについてもですね、ほかの自治体がやっている同じような野球場だったりとか、野球のキャンプ誘致だったりとかいろいろあるんでしょうけれども、それもですね、独自のものを絶対つukらないといけないなというふうに実は思っています。枕崎ならではのものをつくり上げていかなければいけないなというふうに今思っているところです。

その辺りも含めてですね、この第2期の総合戦略の中でですね、いろんなことにトライしていく、トライアル・アンド・エラーっていうかですね、どんどんそこについては積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

ただ、先ほども少し申し上げましたけれども、繰り返しになりますが、まだまだ今回の戦略もですね、足りない部分がかなりあります。そこをしっかりと磨いていくっていうことが大事で、

実は私、就任して2年間、特にこの1年間はですね、次期総合戦略の策定にこだわってやってきたという部分があります。

それをさきの語る会でもテーマにさせていただいて、実際、市民の皆様とも話を共有させていただいたというふうに思っているんですけども、同時に語る会には職員の参加もありますので、その辺りも含めてですね、私の考えを伝える機会になったのかなというふうに思っております。

今言ってるレジャー的な関係人口を増やすっていう部分がまず一つ、今キャンプと野球ということで考えているんですけども、もう一つ考えているのが、先ほどもありましたけれども、エネルギーの地産地消のところですね、枕崎でエネルギーのモデルとかですね、エネルギーの地産地消のモデルっていうのをつくれないうかという事も目標の一つとして考えております。その辺りをやっていってですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えます。

今回の戦略立案に当たりましては、私自身ですね、ある程度の方向性を示してはいますが、トップダウンという形ではなくてですね、各課からの戦略を上げてもらうことに努めました、今回の戦略については。できるだけ現場から出てきている施策を尊重してつくったというふうに考えています。

ただ、そこの評価というのは厳しくしないとイケなくて、途中での計画の変更も恐れずにやっていく必要があろうかというふうに思っておりますし、そこについてはですね、本当に先ほど申し上げましたトライアル・アンド・エラーっていうことでやっていきたいというふうに思っています。

それと、視点なんですけど、目線なんですけれども、やはり5年後は当然あるんですけども、長期的な視点で取り組んでいかないとイケないなというふうには思っています。

長期的な視点で取り組むということと、一つ一つの物事をゆっくり時間をかけて取り組むということは全く別でありまして、一つ一つの施策についてはですね、とにかくスピードを上げてしっかりPDCAサイクルを回して検証しながらやっていくということをやりたいというふうに思っています。

ですから、これからの来年以降の5年間の中でですね、議会の中でも議論をどんどんどんどんして現在どう動いているのか、そしてそれがどう評価されているのかっていうのを厳しくですね、ここで議論しながら取り組んでいければというふうに思っております。

いずれにしても、この戦略というのは、違いをつくるのが私は戦略だっていうふうに思っています、枕崎しかないっていうものをしっかりつくるというので戦略立案、そして実行していきたいと思っています。

一番、恐らくわくわくする仕事だと思ってまして、そこを本当に全庁で、そして全市民で取り組んでいければというふうに思っております。

○中原重信議長 以上で、永野慶一郎議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時31分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○3番上迫正幸議員 本日最後の質問者となりました。よろしくお願ひいたします。

今年は暖冬のせいで、いろいろなところで影響が出ているようです。特に、野菜農家にとりましては、冬野菜の値段が安く大変な苦勞をなさっていることでしょうか。この分では春先の野菜等の作付にも影響が出るのではないかと非常に心配しているところです。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

初めに、今世界では貧富の差がますます広がり、あしたの食料ばかりか今日の食べ物にも不自由されている方が大勢います。一方では、食料を大量に生産、輸入して、その多くを捨てている現状もあります。

大量の食品ロスが発生することにより、様々な影響や問題が考えられます。ごみ処理に多額のコストがかかったり、また可燃ごみとして燃やすことで二酸化炭素の排出や焼却後の埋立て等による環境負荷が考えられます。

また、経済の観点では食料を輸入に頼る一方で、多くの食料を廃棄している現状は無駄があります。人や社会への観点では、多くの食品ロスを発生させている一方で、7人に1人の子供が貧困で食事に困っている状況です。

資料によりますと、世界の食料廃棄量は年間13億トン、日本の食品ロス量は年間643万トンであります。多くの食品が廃棄されているわけです。

そこで、この食品ロスについて市長はどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 食品ロスとは、本来食べられるのに廃棄される食品のことで、日本国内で先ほどございましたように、約640万トンあると言われており、1人当たりで換算すると、年間約50キロ、毎日御飯茶わん1杯分、約140グラムの量が廃棄されていることとなります。まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しております。

食品ロスの問題につきましては、SDGsにも具体的なターゲットとして「小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」とされており、その削減が国際的にも重要な課題となっております。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年5月31日に公布され、同年10月1日に施行されました。この法律は多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を総合的に推進することが目的とされております。

食品ロスの削減は、気候変動対策とも深く関係し、食品廃棄物の約8割が水分と言われていることから、焼却の量が減れば焼却時のエネルギーロスの削減につながっていくということになります。

本市においては、県内19市の中でもごみの排出量が多く高い数値となっており、ごみの減量化は大変重要な課題となっております。可燃ごみの中でも生ごみの割合が大きく占めていると思われ、特に日常生活で生じる食品ロスは継続的に発生しており、私たち一人一人の問題として考える必要があります。

食べ物を無駄にしない意識の醸成と行動の定着を図りながら、本市としても食品ロスの削減に向け積極的な取組が必要であると考えております。

**○3番上迫正幸議員** 食品ロスを減らすため、本市はどのように取り組んでいるのかをお尋ねします。

**○日渡輝明市民生活課参事** 本市の食品ロス削減対策の取組として、宴会時や友人との食事会などにおいて、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しむ「味わいタイム30分」、その後親睦を深めていただき、お開き前の10分間は自分の席に戻り料理を「食べ切る食べ切りタイム10分」を呼びかける3010運動の推進に取り組んでおります。

ごみの減量化に向けた取組の一つとして、本年度3010運動啓発用のスタンドを100個作成し、市内の飲食店に配付、設置をお願いしながら、市民への周知、啓発に取り組んでまいりました。枕崎市衛生自治団体連合会でも3010運動啓発用のポスターを作成し、周知、啓発に取り組んでおります。



一方、家庭においては、料理の際に食材を使い切ることや買物に出かける前の在庫チェックなど買い過ぎを控えることも重要なことでもあります。これらの取組は、市のホームページや広報紙、お知らせ版等を通して情報発信に努めているところです。

○3番上迫正幸議員 スタンドを100個作ったり、また3010の取組をしたりといろいろなことをやっているようですが、その取組によって目に見える成果はあるのでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 食品ロス削減の取組は、私たちにとって直接・間接的にメリットのある家計に優しい取組であり、身近にできることもたくさんあります。本市としても、具体的な取組例を示しながら、家庭や職場の中でも話合いができる環境が整っていくことが大切であると考えております。

3010運動の実践や食品ロス削減の取組について、どのような成果が見られているか飲食店へ伺ったところ、幹事の方が3010運動を呼びかけている場面が見られることや、食べ切りしやすいように、女性向けのランチメニューとして小盛りで提供している飲食店もあるようです。

ただし、全体的な印象としては、まだまだ十分な成果とは言えない状況であり、どのように市民に伝え意識づけを行っていくのか、方策も含めて引き続き食品ロス削減のため取り組んでいかなければなりません。

食料は大切な資源であり、それを廃棄することはもったいないということ、また日本人が受け継いできた食の大切さ、食への感謝という考えを再認識する必要があります。

食品ロス削減のための取組は、市全体で大きな運動として呼びかけ、市民、事業者、行政が連携して実践するための体制づくりと施策に努めてまいります。

○3番上迫正幸議員 まだまだ取組の途中ということで、これからの成果に期待したいと思います。それから、この3010運動をもっと多くの市民の方に知ってもらい、少しでも食品ロスが減らせるように期待していきたいと思います。

それでは、次に小中学校の給食の食べ残し状況はどうですか。

○豊留信一給食センター所長 平成30年4月から翌年3月までの小学校、中学校全体での給食の残食量の合計は2,024.1キログラムです。給食回数が年間196回ありますので、給食1回当たり約10.3キロの残食量となります。

また、給食センターでは6月と11月に期間を定め、小学校では3年生、4年生、中学校では2年生を対象に5日間の残食調査を実施しています。この調査の目的は、児童生徒の食べ物の嗜好や給食量が現状で適量であるかなどを調べて、その結果から献立をつくるときの参考にしたりするものです。

今年度の残食調査の6月調査の結果では、小学校が給与量1,026.7キロに対し残食量53.9キロで残食率5.3%、中学校は給与量613.5キロに対し残食なしです。11月の調査では、小学校が給与量1,041.9キロに対し残食量41.46キロで残食率4.0%、中学校が給与量553.3キロに対し残食量3.89キロで残食率0.7%となっています。

○3番上迫正幸議員 今、所長のほうから説明がありましたが、ちょっと耳に挟んだところによると、給食の量が足りないんじゃないかという指摘も受けるところですが、量的にはこれで、今の給食の量で足りていると思われませんか。

○豊留信一給食センター所長 給食につきましては、児童生徒のその学年に応じてですね、学校給食摂取基準というのがありますので、それに基づいて給食を提供していくことになっております。給食が足りないとか、足るとかに関しては、その子供の食の状況にもよりますけれども、こちらとしてはその摂取基準に基づいて給食を提供しているということになります。

○3番上迫正幸議員 食品ロスに対する小中学校の取組はどうなってるのでしょうか。

○豊留信一給食センター所長 給食センターでは、児童生徒の成長のために栄養面に偏りがないように献立を工夫しながら給食を提供しておりますが、好き嫌いのある子供や食の細かい子供もお

ります。残食調査による食べ残しを見ますと、野菜類、ニンジン、ピーマン、キノコ、豆などの食べ残しが多いという結果が出ています。

学校給食では、先ほども申し上げましたが、児童生徒の学校給食摂取基準がありますので、給食1回当たりの摂取カロリーが定められております。摂取基準を満たすためにいろいろな食材を使う必要があります。給食センターでは、味つけの工夫や多彩な献立を準備して、好き嫌いが少なくなるように努めております。

学校では食育教育を通して、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や給食時間を利用して児童生徒の学校給食に対しての作文を校内放送するなどして、食への関心を高め、食べ残しが少なくなるように指導しているところです。

**○3番上迫正幸議員** 今年1月21日の南日本新聞に、捨てるのはもったいないと余った給食を持ち帰った堺市の高校教諭が減給処分を受け依願退職したという記事が掲載されました。インターネットでは、悪いことなのかという書き込みや、いや窃盗だなどの論争が巻き起こりました。

国は衛生面から持ち帰り禁止の立場、文部科学省は衛生上の見地から禁止が望ましいとする。堺市もこれを受けて市立校に持ち帰り禁止を通達していたとの記事でした。

そこで、本市では急な病気などのために欠席した生徒の給食などはどのようになるかをお尋ねします。

**○豊留信一給食センター所長** 児童生徒が病気などで長期欠席した場合は、学校から給食センターに欠食届というのが届くようになっております。

給食センターでは、既に食材を調達しておりますので、欠食届が来た日から2日後にその分の給食を止めることとなります。

あと、その堺市の残った給食を持ち帰った関係のことですけれども、センターのほうではパンとか牛乳とか食べずに残した給食は、残食として扱うように指導しております。

**○3番上迫正幸議員** 食品ロスを減らすための小さな行動も、一人一人が取り組むことで大きな削減につながります。食べ物を作る生産者、製造者への感謝の気持ちや食べ物を無駄にしないという意識はあっても行動に移さなければ何にもなりません。そこで、身近なところから食品ロスを減らすために買い物時に買い過ぎない、料理を作る際に作り過ぎない、外食時に注文し過ぎない、そして食べ切ることが重要だと考えます。

次に、学校給食についてお尋ねします。

給食は、義務教育中、子供たちが平等に食べることのできる唯一の食事です。給食の質は、子供たちの身体のみならず、心にも影響があり、食べることでなく、食べ物、食べることを考えることで物の捉え方、考え方が変わり、その後の人生も変わる可能性があると感じています。

国が制定した食育基本法にも、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには食が重要である。食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基本となるべきものと位置づけています。すなわち、食育、食教育こそ、人間の学びの基礎だと思うのです。

それでは、まず給食の食材の調達方法をお聞きます。

**○豊留信一給食センター所長** 給食センターでは、毎年、給食物資納入指定業者を選定しております。広報紙等で公募しまして、物資納入を希望する業者は給食物資納入指定願を給食センターに提出いたします。給食センターでは、指定願を提出した業者を審査しまして、市学校給食センター運営委員会に諮り、適当と認められた者を給食物資納入業者として指定します。

給食物資の購入は、毎月、翌月の献立表によりそれぞれの物資につき業者と契約し購入します。契約業者は契約に定めた品目につき定めた期日に納入し、納入の際は納品書と現品を照合し、量目、鮮度、品質等をチェックして検収します。

野菜については、学校給食の献立を作成する中で、地元生産者団体と毎月野菜供給検討会を開催し、生産者が納品できる野菜の種類と量を募ります。しかしながら、生産者団体からの野菜の

納品は時期的なことや気候等に左右され、安定した量の納品ができない場合がありますので、そのような場合は、量や品目を補うためにほかの物資納入指定業者に依頼しております。

○3番上迫正幸議員 食材の調達方法は入札になるわけですかね。

○豊留信一給食センター所長 今言いました物資納入業者を指定しますので、その指定業者から見積りをとって価格の安いものを購入するという方法です。

○3番上迫正幸議員 野菜以外の食材はどのようにになりますか。

○豊留信一給食センター所長 給食センターで使う食材については、いろんな加工品でありますとか、冷凍食品でありますとか、そういうのも使いますので、24の指定業者があります。市内が13、市外が11あるんですけども、そういった業者、専門的な食品を扱ってるところがそれぞれありますので、そういったところから購入をしております。

○3番上迫正幸議員 給食に対する地産地消ですね、その考え方はどうなってるんでしょうか。

○豊留信一給食センター所長 地産地消とは地場生産・地場消費を略した言葉で、地域の消費者需要に応じた生産と生産された農林水産物を地域で消費する活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組と理解しております。

本市では、平成30年3月に第2次枕崎市食育・地産地消推進計画を策定し、本市の豊かな自然に囲まれた農林水産物を生かした地産地消を基本とし、食を楽しみながら全ての市民が笑顔と健康で豊かな生活を送ることを目標に計画を推進するとなっております。

地産地消の観点から、給食センターでは学校給食に地元食材をできるだけ多く使用するよう取り組んでおります。地元産の野菜、米、お茶、サツマイモ、牛肉、カツオやかつおぶしなどを使った献立を月に複数回提供しております。

今後とも、学校給食での地場産品の使用率の向上を推進していきたいと考えているところです。

○3番上迫正幸議員 地場産の野菜を使うということで、地場産の野菜を作っている方々も大変助かるんじゃないだろうかと思います。

今回、学校給食って何だろう、学校になぜ給食があるのだろうと改めて考えさせられました。人は食べることに無関心ではられません。でも、その関心度が格差化している中、学校給食の意味が増しているように思えてなりません。安心でおいしく、子供たちが心身ともに育まれる学校給食の大切さを知ることができました。

最後に、学校での食育の取組をお願いいたします。

○豊留信一給食センター所長 食育基本法に基づく第2次枕崎市食育・地産地消推進計画による定義では「食育とは、一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承や健康の確保が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習等の取組を指します」とされております。

給食センターにおける食育の取組としましては、児童生徒向けには栄養教諭による食育授業として、食事のマナー指導、衛生面の指導、偏食指導などの給食指導、それから成長期に必要な栄養指導や調理実習などの食育授業、中学校弁当の日の取組、農家の方や漁業関係者から直接話を聞く時間や給食調理員との交流授業・交流給食、学校では農産物の植付けから収穫までの体験学習を行っている学校もあります。

そのほか、給食センターの見学受入れ、献立予定表の配布、給食時間の食べ物教室、関連ポスターの作成・展示、職場体験・インターンシップでの中高生の受入れなども実施しています。

また、保護者向けには給食センター見学受入れ、各学校で開催される保護者を対象とした給食試食会、アレルギー対応面談なども実施しています。

さらに、一般の市民の方々にも給食センターでの給食試食会や見学会を行い、学校給食への理解を図りながら幅広く食育活動に取り組んでいるところです。

○3番上迫正幸議員 今、答弁の中にアレルギーに対する指導ってありましたが、一人一人の子

供に対してアレルギーの指導をするのか、それとももうみんなにするのかというところをちょっとお尋ねします。

○豊留信一給食センター所長 枕崎市給食センターは、アレルギーのある子供に対して一人一人、それぞれ対応食——アレルギー除去食と言いますが、それで対応をしております。

○3番上迫正幸議員 1月24日の新聞に「農家三重苦」という記事が掲載されました。今期は暖冬で、手塩にかけた野菜を出荷しても赤字だという記事でした。特に、白菜、大根、キャベツ等は出荷すればするだけ赤字が増加する。2018年度も暖冬で安値だったため、2年連続の価格低迷です。

また、消費者には安くてもいい物を届けたいが、安価でも消費者が買う量は変わらない。客単価が下がり、売上げが厳しいというものでした。

そこで、本市にも産地指定の作物はあるのかお尋ねします。

○原田博明農政課長 冬場の作物につきましては、ニンジンが国の指定野菜価格安定対策事業に加入し、ソラマメは国の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の価格保証制度に加入しております。実エンドウについては、県単野菜価格差補給事業に加入している状況でございます。

○3番上迫正幸議員 産地指定作物がニンジン、ソラマメなどがあると今答弁いただいたんですが、答弁いただいた作物以外に指定する作物の予定はないのか、お伺いします。

○原田博明農政課長 今、答弁しましたニンジン、ソラマメ、実エンドウにつきましては、それぞれ農協を通じて市場に出荷されたものに対して、保証基準額を下回った価格での販売となったときに補填されております。

ただし、これらの制度は、対象となる農畜産物が指定された団体や市場等を通らないと対象にならないため、例えば実エンドウなどの地元の仲買商人による取引などは対象にならないところでございます。対象となるためには農協共販等をする必要があります。

先ほど質問者が言いましたキャベツ、大根、白菜につきましては、園芸産地活性化プランにある産地指定を受けておりませんので対象にならない。対象になるためにはある程度の面積がないといけない。また、JAに部会がないといけないというような制限がありますので、そういったものを整えないと受けられないということになります。

○3番上迫正幸議員 保証販売価格というのが、この産地指定の野菜にはあるわけですが、これは差額を保証するもんなんですか、あの売値の。

○原田博明農政課長 先ほど申しました保証基準額が定められていますので、その保証基準額を下回った価格に対して保証するということになります。

○3番上迫正幸議員 最後に、昨年流行したカンショの基腐病について二、三お伺いします。

市内の発生地域はどこまでなのか、お尋ねいたします。

○原田博明農政課長 基腐病の発生地域につきましては、市内全域で発生を確認しております。その中で、圃場の場所や状況により、被害の程度につきましては異なっているというような状況でございます。収穫時期が早い圃場や排水対策の行き届いた圃場につきましては、比較的被害が少なかったようでございます。

○3番上迫正幸議員 市内全域で発生してるということで、特にひどかった地区は分かってるんですかね。

○原田博明農政課長 ただいま答弁いたしましたですが、場所で被害の発生が大きいということではなくて、菌の発生が多かった圃場、また排水対策の悪かった圃場、そういった形でですね、圃場によって被害の発生度合いが違ったということで把握しております。

○3番上迫正幸議員 今度の作付について、あくまでも病気対策などは個人の農家でされるわけですが、市として今後の病気対策と見通しはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○原田博明農政課長 発生予防対策といたしましては、先ほど答弁した内容等でございます。

これらをですね、やはり生産する農家の方々が確実に実行していただくということが今後の対策になってくると思いますので、これらを甘しょ対策協議会等を通じてですね、農家の方々に指導していきたいというふうに考えております。

○3番上迫正幸議員 最後に、基腐病の被害縮小、そして1日でも早い根絶を願ひまして一般質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時6分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(令和2年3月3日)

令和2年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月3日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 禰 占 通 男 議員（77ページ～85ページ） 豊 留 榮 子 議員（85ページ～90ページ） 清 水 和 弘 議員（91ページ～101ページ） 東 君 子 議員（101ページ～108ページ） 沖 園 強 議員（108ページ～117ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員  
3 番 上 迫 正 幸 議員  
5 番 禰 占 通 男 議員  
7 番 吉 松 幸 夫 議員  
9 番 立 石 幸 徳 議員  
11番 永 野 慶一郎 議員  
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
4 番 沖 園 強 議員  
6 番 城 森 史 明 議員  
10番 下 竹 芳 郎 議員  
12番 東 君 子 議員  
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

8 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記  
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課主幹兼行政係長



午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 よろしくお願いたします。

企業では古くから改善活動が行われていますが、先進的な自治体でも様々な形での改善活動が実施され、発表会なども開催されているとのこと。

今年度においても、就任以来、職員の意識改革は大きなテーマであると市長も述べられています。人口減少による購買力の減、中小零細企業の高齢化、事業継承を望まない後継者等に対する支援について質問いたします。

初めに、自治体組織を変える業務改善活動として、業務改革、改善活動はどのようになされているのかをお伺いいたします。よろしくお願いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま業務改革、改善についての御質問がございました。業務改革及び職員の意識改革について、私の考えを答弁させていただきたいというふうに思います。

「心が変われば行動が変わる 行動が変われば習慣が変わる 習慣が変われば人格が変わる 人格が変われば運命が変わる」、これは先日、石川県の星稜高校野球部山下名誉監督から講演会の中で直接伺った言葉です。

調べてみますと、この言葉は山下名誉監督の教え子でもある国民栄誉賞を受賞された元ニューヨークヤンキースの松井秀喜さんの座右の銘として大切にされている言葉ということです。私も全くそのとおりであると思っております。心が変われば行動が変わり、行動が変われば習慣が変わるというふうに思っています。

これは個人に限らず、組織にも当てはまるものと考えます。組織の考え方が変われば、組織の行動が変わり、組織の行動が変われば、組織の習慣、風土が変わるというふうに思っております。

よって、組織のリーダーの職員への動機づけは非常に大事になってくると考えます。私と職員の関係もそうですし、課の中では課長と課員の間でも当てはまります。

私は、就任以来、様々な場面で、例えば毎週の定例課長会、年末年始、年度初め、市制施行記念日などに職員に直接訓示等を行いますし、広報まくらぎのコラムや自身のブログなど、職員の動機づけになるような発言を意識しているところであります。

意識改革、改善活動ということでの御質問でしたけれども、改善活動について申し上げますと、当初から5Sについては実行することが業務改善につながると考えておりました、いろんな場面で職員に意識づけをしているところでございます。

○5番禰占通男議員 まず、市長にちょっとお尋ねしますが、昨年、5Sという言葉を使って施政方針に載ってるんですけど、その言葉を使ったときに職員の反応というのはどうだったんですか。そこを最初に聞いておきたいなと思っております。

○前田祝成市長 私、就任当初からですね、この5Sというのは職員に伝えておりました、職員の反応といいますかですね、意識づけにはなっているというふうに思っております。

ただですね、これというのは日常的にやっていく中でですね、どうしてもやっぱり途中途中で緩んでくることがあるかと思っております。実際ですね、昨年、一度庁内を私、休日の日にちょっと見たことがありまして、そのときにある課がですね、ちょっとその辺がうまくいってないなっていうのが実際ありました。

それについてもですね、すぐ次の週明けの月曜日の定例課長会の中でしっかり、こういう状況

があったということで伝えております。

ですから、これは常に日頃から意識するということが大事でありますので、私が意識することによって各課の課長が意識する、課長が意識することによって課の職員が意識するという形でですね、常に動機づけをしないといけないというふうには思っております。

ですので、当初、本当にそういう5Sに対する認識が高かったかというところとそうでないと思いません。それが徐々に上がってきていると思いますし、途中で下がったときには上げるということですね、日頃やっていかないといけないなど、それが改善活動につながっていくのではないかとこのように考えているところです。

**○5番 禰占通男議員** この5S、私の頃は4Sと言っていましたけど、やはり品質管理という中で使われてる言葉でしたので、私ももう何十年もして懐かしく聞いたところです。

それで、行政には自治法にもありますように、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと自治法にうたわれているんですけど、やはり市長も、今、答弁されてるように、年頭挨拶、課長会等でいろいろ訓示それなりを行政改革ということと述べられていると当初おっしゃいましたけど、一番の問題は行政は住民サービスの向上だと思うんですね。

そして、やはりそうするためには行革もやっておりますし、やっておりますけど、またその効率化も必要だと思います。ですが、それをするためには、やはり、今、市長がおっしゃったように、動機づけということになるとは思いますけど、この人材育成が一番の問題だと思うんですけど、退職していく、新しい人が入るということで、その人材育成、そしてまた意識改革、市長もおっしゃいましたけど、そしてその次が組織改革となろうと思っておりますけど、これについてはうちの庁舎というのは、どのような取組で行っているのかをお伺いいたします。

**○本田親行総務課長** 市長の答弁でも、リーダーの行動が大切であると、その関係については課長と職員との関係についてもということとございました。業務改革ということにつきましては、職員の意識改革等を目的にということもございます。

一例でございますけども、本年1月31日に株式会社博報堂のクリエイティブプロデューサーであられる、ひきたよしあきさんを講師にお招きいたしまして、全職員を対象といたしました職員の意識改革研修というのを開催いたしました。

内容につきましては、コミュニケーション能力を高めるといったような内容でございました。

実施に当たっては、それぞれの業務がある中で、できるだけ多くの職員が参加できるように、午後からの開催でございましたけれども、2回に分けて開催することで、104人の職員が受講できました。

講師の先生について申し上げますと、ひきたよしあき氏につきましては、1980年代にNHKのクイズ面白ゼミナールのクイズの作成に携わられたり、現在では朝日小学生新聞にコラムを寄稿されるなど御活躍されていらっしゃいます。

このような研修等も開催することで、職員の意識改革を図っていくこととしております。次年度についても、こういう機会をできるだけ設けて職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

**○5番 禰占通男議員** 今、いろいろな取組もやってるということとありがたいことです。

業務改善活動というのは、効果は最終的にはミスがなくすということなんだけど、それに対してかかるコストも付随して削減されるというのが目標なんですけど、それに対するいろいろな効果があると思うんですけど、今、総務課長もおっしゃったように、いろんな講話等を聞いて職員の方が、この職務について私はやってるっていう、何ちゅうかな、その感情かな、達成感を感じるとか。

そこで、市長が言ったように、常に意識して業務をこなすことだと思うんですね。もう、1つが欠けてもこの業務の改善活動、改善計画というのはならないと思うんですね。

やはり、その職員の方の達成感やらこの充実感ということ、最初市長もおっしゃったように、常に持つ、感じる事が大切だと思うんですけど、そういった状態を持続させるには、やはり、今総務課長が言ったそういったいろんな方を呼んで過去のことを伺ったり、これからの将来のことを勉強しないといけないと思うんですけど、そういった取組は当初予算にも研修とかいうのは各業務ごとに科目ごとに何か所か研修にもありますけど、今後そういったものを取り入れる——今、総務課長は結果で言いましたよ、今後、どのような予定か何かあるんですかね。

今、新電力の会社を設立する段取りも出てきますけど、そういったものにもやはり、これがどういうデータを集めるかということも必要だと思うんですけど、今後の予定というのは何かありますかね。

**○前田祝成市長** 今、職員の意識改革の話がありました。今後の予定というところについてはですね、先ほど総務課長のほうからありましたけれども、今年度やった研修等を来年度もまた引き続き取り組んでいきたいというお話がありました。

意識改革についてはですね、やはり質問者が述べられるように、職員のやる気であったりとか、達成感であったりとかっていうところは非常に大事であるというふうに私も認識しておりまして、職員からいかに吸い上げるかというのがやっぱり必要だと思ってます。

実際ですね、1つ例を挙げますとですね、今年入庁したばかりの職員がですね、ちょっと観光面に対してのアイデアを持っていたということですね、実際、直接私のほうに1枚のペーパーで提案書が来たりとかしてます。

そういうこともですね、やはり日頃から我々が動機づけること、課長が動機づけること、やはり職場外でのいろんな職員同志のコミュニケーションの中で動機づけること、そういうことをすることによってですね、やはり本当に若手の職員からもどんどん声が上がってくるようなですね、そういう体制づくりというのは意識してやっているところでございます。

また、先ほどコストの話がございましたが、当然経費をかけてそれぞれやっていく施策というものもあるんですけども、やはり市役所のほうではですね、ゼロ予算事業ということもやっております。

この辺りも実際、それも現場から出てくるアイデアによってですね、つくられるものであります。

このゼロ予算事業に関しましてはですね、また担当の課のほうからちょっとお話をさせていただければというふうに思います。

**○5番 福占通男議員** 今、市長もおっしゃったように、ゼロ予算は次の2問目でお尋ねしようかなと思ってたところですし、また3問目、4問目にも県が行っている提案というものも私も尋ねていこうと思って一応質問に掲げています。

それで、今、市長もおっしゃったように、進行中の2問目ですけど、進行中の改善活動はあるのかということでお伺いたします。

**○堂原耕一 企画調整課参事** 私のほうからは、トップダウンではなくボトムアップで職員のほうから自主的に、そういった業務改善に対する意見を提出、そしてそれを吸い上げる一つの取組として本市が行っております、今市長からもありましたゼロ予算事業のことについて若干説明をさせていただきたいと思っております。

行財政改革を推進していく上で、時間とコストの削減やミス等の低減を図るため、業務改善を推進していくには、現場で業務に携わる職員自らが自分の業務を見直し、課題を見つけ改善していくことが重要であり、必要であるかと考えます。

本市は、業務改善に向けた取組の一つといたしまして、予算を伴わずに既存の施設や人材、ネットワーク等を活用し、行政課題の解決や市民サービスの向上を図るゼロ予算事業の実施につきまして、毎年度各課で検討し、実施しているところであります。

次年度実施予定のゼロ予算事業については、毎年度企画調整課、私どもの担当部署において集約しており、令和2年度といたしましては、133件のゼロ予算事業が各課より上がってきているところでございます。

その例を幾つか紹介させていただきますと、災害調査の説明のほか外部から講師を招きまして、その災害調査の説明と併せて防災に関わる講演等を行う災害調査員等のスキルアップを目指した研修の実施、また県の事業、県のアドバイザー派遣事業を活用いたしまして、男女共同参画研修会等を実施する。また、成人講座や公民館講座など各種の職員が実施する出前講座、またSNSによる情報発信の充実や公園の恒常的利用者との公園管理の協働実施、また新聞を積極的に活用した教育活動の推進などが挙げられているところでございます。

これらの提案につきましては、職員発案の業務改善策を担当部署において協議し、実施していくものでございますが、これらの好事例については、自分のその担当部署だけでなく自分の業務に取り入れたり、次の気づきに向けたヒントとするため、職員間で共有することが大事であると考えます。

そのために、ゼロ予算事業として上がってきた提案内容につきましては、庁内のポータルサイトに掲示をいたしまして、部署を超えて職員間で共有を図っているところでございます。

**○5番 禰占通男議員** 今、多くの事業を手がけているということで、本当にいいことだと思います。私もいろいろ取り組んでるということは、今の今まで分かりませんでした。そうやって情報の共有もポータルサイトで、全庁で共有してるということで望ましいことだと思います。

それで、今職員提案ということで、人材育成がうまくいってるとも言えますし、今後とも取り組んで、なお改善をお願いいたします。

このゼロ予算事業というのは、全国でいろいろ自治体も行っているとのことで相当古い事業ですけど、そういった全国の事例もまた活用してもらいたいと思います。

次に、3番目の質問ですけど、議会当初に配付されました次の地方創生（案）とか、今後あと4年か5年で振興計画もまた新しくなるとは思いますけど、この地方創生（案）について、職員の意見についても伺いたいたすんですけど、各種の事業計画の作成について意見の反映はどのようになされているのかということで、こういった四、五年の期間を持つ事業について、職員の意見はどのように反映されているのかをお伺いいたします。

**○堂原耕一 企画調整課参事** 第2期枕崎市地方創生総合戦略に関しまして、職員の意見の吸い上げ、反映というのがどのような形でなされているかという御質問かと思いますが、昨日の市長からの答弁にもありまして、今回の第2期の総合戦略の策定に当たりましては、職員発信、職員が考えた事業を掲載するということを基本的に考えて策定をしていっているところでございます。

御説明申し上げますと、まず最初に市長のほうから各課長に対しまして、今回の第2期の戦略事業については若手の職員も含めました全職員で検討し、そして形にしていくようにとの指示がまずあったところでございます。

それを受けまして、各担当課がいろいろな協議を重ねまして、その各課が協議をした内容につきましては、20回以上のヒアリングを実施いたしました。このヒアリングにより各課からの意見ですとか、提案の拾い上げを行いまして、第2期総合戦略に掲載する施策やKPIを決定していったところでございます。

このように、第2期総合戦略は、本市の地方創生の推進に資するものとして、各課、各職員が自分たちで発案し構築した施策を基本に、重ねてになります。それらを基本に策定したものでございます。

**○5番 禰占通男議員** 今、パブリックコメントに、議会前に掲載されて3月の今月集計ができると思いますけど、いろいろ市民からも何というか、意見が出ることを私も望んでいます。前回み

たいにゼロ件ちゅうのはいかなものかなと思っていますところ。

地方創生に限って言えば、今度はSDGsのゴール地点を目指すということで取り組んでいますけど、私からのパブリックコメントとして書類では出しませんが、私はSDGsは17項目のゴールだと思っていますけど、うちの案には16のゴールしか載ってないんですね。だから、そこが腑に落ちないところなので答弁は要りませんが、後で確認等をお願いしたいということです。

今、参事のほうからもありましたように、職員、担当課全員のヒアリング等を基に案を作成しているということで、今回はそれなりの地方創生計画になることを期待しております。

次に、職員提案制度はどのようになっているかということですが、これは今回の質問の業務改善、これも県の条例を探し物をして見るときに、この職員提案制度というのが冒頭出てきたので、これに絡めての質問だったんですけど、県のほうも昭和40年に訓令で規定しています。もう相当古いです。私が高校生だった頃の規定なんですけど、これについて本市は——いろいろ伺ってまいりました。そして、今、参事からもいろいろ地方創生案については、いろんな意見をくみ上げてきてるということですが、この県の制度については、この提案制度の趣旨から最後の検討、実施までいろんな事細かに定められております。

それで、これを一々質問していくのも時間的にも余裕があるかもしれませんが、本市はこういった提案制度を検討、実施はしないのかということで、市長にまずお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 提案制度についてなんですけれども、その県の職員提案制度というのをすみません、私勉強不足でその内容をちょっと把握してないところがあるんですけども、提案制度に関しましてはですね、それを制度化するっていうことも将来的には必要になるかもしれません。

ただ、今、私が実際業務を行っていく中ではですね、できるだけやはり日常的に何というんですかね、私がこうあまり制度でハードルを上げるということではなくてですね、日常的に会話です、当然、私と職員もそうですし、職員間もそうですけれども、日常的にどンドンどンドン会話ができる関係をつくりたいなというふうに思っております。

なので、今のところはですね、そういう形で日常業務の中でですね、いろんな提案を吸い上げるっていうことをやりたいと思います。

ただ、御提案ございましたように、その県の提案制度っていうのがあるということですので、その辺りもししっかり研究させていただいて、実際それを制度化するほうがいいのかどうか、その辺りはちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

**○5番禰占通男議員** 今、市長がおっしゃったように、本当に枕崎に必要なのか、いろいろ1問目からずっと伺ってきて、先ほども地方創生（案）までの流れを伺うところによると、それなりに提案されてそれが実行されている。

県の部分も私が感心したのは、審査の適否の決定とか、その採用されなかった場合の提案者に対しての通知もすると。書類が、書類ちゅうか提案用紙が、提案の種類とかいろんなやつもある程度決まっていて、それが提案者に対してこうだったよという、そういうなしのつぶてじゃないちゅうことですね。

そういうこともありますし、その先ほどもあいつた情報は共有されてるということでしたんですけど、決定した場合は提案の掲載、またその後には先ほど各課でもヒアリングも行われているちゅうことだったんですけど、やはりそういった意見の交換、電子メールによる意見の交換ということも、今なされているという内容で、条例に載ってる分です。

ですから、採用するしないは庁内の判断でいいと思いますけど、よりよいこの業務改善改革に取り組んでもらいたい。私から要望しておきます。

次に、一番の今日の一般質問ということですが、地域振興ということで地域経済の活性化と中小零細企業の振興についてお伺いしたいんですけど、これまでの経緯から環境の変化、経済の

グローバル化や少子高齢化、人口減少社会の到来による社会構造の変化により年々厳しさを増しております。地域経済の活性化と豊かな市民生活を実現するためには、中小零細企業の振興は不可欠と思っております。

今回、市長のほうでも地域電力会社の設立ということの研究、調査ということで予算にも上げられておりますけど、やはりこの地産地消、域内消費ちゅうのは市長も去年から施政方針でも述べられております。これは本当に重要なことだと思います。

それで、取りあえずこの地産地消をどこまで考えているのか、どこまで域内消費を目標とするのかをお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 地産地消についてですが、これについてはですね、やはり我々地域で経済活動をやっていく者にとって、非常に重要なファクターだというふうに思っております。

どこまでっていう部分につきましてはですね、ちょっとまだ私も数値的などころの目標とか、設定がなかなかできていないところがあります。

ただ、第2期の地方創生総合戦略の中では、その辺りの数値化っていうのも課題であろうというふうに思っておりますので、しっかりやっていきたいなというふうに思っております。

地産地消に関しましてはですね、すぐに思い浮かぶのはやはり枕崎で生産される加工品であったりとか、あるいは農林水産物であったりとかっていうふうに考えられます。そこについてはですね、また今以上に徹底してやっていかないといけないと。

そして、先ほど質問者からもありましたけれども、今後ですね、そのエネルギーの可能性というところをしっかりと今年研究して、来年以降ですね、しっかり取り組めるようにですね、やっていきたいというふうに思っておりますので、今までの農林水産物あるいは加工品、それ以外の部分についても可能性を探っていこうというふうに思っております。

数値目標についてはですね、今後しっかりと進めていきたいというふうに思います。

**○5番禰占通男議員** 地産地消といえば本当に難しいんですけど、我々皆さん朝起きたときから電気をつける、ガスを使う、これ全部商社と大企業に摂取されてるわけですよ。

今、こうして本市は、電力会社をつくって自給自足じゃないけど、それなりの利益を還元しましょうということだろうと思います。やっぱりそれで、ある程度の農家、水産業者は自分が取ったもので、ある程度の消費はできるだろうけど、ほとんどがもう枕崎で生産されないものを皆さんがまた毎日消費してるという内容だと思います。

振興計画、地方創生にも地産地消とあって、学校の食材ぐらいしか今までは地産地消という言葉に関わるものはなかったんですけど、今度電力が加わる。それもいろいろ今後予算にもありますので、その辺は皆さんも意見を述べるとは思いますけど、やはり隣の市町村とも協力し合って、よりよい電力会社になることを望みますけど、この地産地消としてですよ、一番の問題は枕崎で大型店って言うていいか分かりませんが、もう昔からある小売店はもうほとんどなくなって、今は総合販売店みたいな結局日本全国のチェーン店が来て、そこから全部吸い上げていくっていう感じですよ。

その中で、取りあえず生産業者、加工業者なりはある程度連携して、その作ったものを何とか市民で買い支えるちゅう地消も必要だと思うんですよ。

それについて、いろいろ鹿児島県でも4市ぐらい、4市町村ですけど、中小零細企業者、大企業者、経済団体、金融機関、市民、行政もですけど、今、新電力会社をつくらうということをしてるわけですから、やはりそういった関係で連携して、この消費をどうにかしましょうという取組も、鹿児島県でも条例をつくって対応しているところもありますけど、本市はこの経済の持続的な発展及び市民生活の向上を目的に、名称は何でもいいですけど、枕崎市の中小零細振興条例ですね、こういったものを制定して業界で連携すべきだと思うんですけど、市長の考えをお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 地産地消のところからの質問の流れだというふうに思いますが、今質問者がおっしゃられたそのやはり全国一律に特に小売業に関しましてはですね、全国チェーンの店舗が出てきて、例えばコンビニエンスストアにしても全国チェーンのコンビニエンスストアが出てきて、そして大手流通のほうもですね、九州あるいは全国のチェーン店が出てきてっていうことですね、どうしてもやっぱり消費の形がもう全国一律になってしまっている。

どこの街に行っても同じような店が並んでというような状況になっているのかなというふうに私も感じております。

その中で、いかに地域のものを地域で消費するかっていう部分についてはですね、例えば地元の会社が地元の製品を使ってマルシェをしたりとかですね、そういうところも一方ではやられていてですね、そういう試行錯誤はなされているのかなというふうに思っております。

そして、もう一つはですね、飲食業については枕崎は非常に強い部分じゃないかなというふうに実は思ってます、先ほど小売業では全国チェーンが入り込んできているという話をしましたが、飲食業に関してはですね、それが枕崎のほうにはなかなかなくてですね、全国チェーンの居酒屋であるとかですね、全国チェーンの外出、ファミリーレストランとかはあるようですけども、そういう意味では非常に地元の飲食業の皆さんが頑張ってるなというふうに実は思ってます。

その辺りはですね、やはり地域でしっかり市民で支えていく必要があるかというふうに思いますし、その地元の飲食業がですね、やはり地元の農林水産物を使ってですね、食品を提供していただいているっていう部分についてもですね、非常にそういう意味では地域としての力というか、経済の力、価値っていうのがあるかというふうに思いますので、その辺りについてはしっかりと今後も市民で守っていききたいなと、盛り上げていききたいなというふうに思っております。

先ほど、条例っていう話がありましたけれども、中小零細企業振興条例というのですね、県内でも幾つか制定しているというところもございますので、その辺りについてはですね、担当のほうから答えさせていただきたいというふうに思います。（「5番」と言う者あり）

**○中原重信議長** 答弁はいいですか。（「あ、答弁」と言う者あり）

**○鮫島寿文水産商工課長** お尋ねの中小零細企業振興条例につきましては、現在本市におきまして具体的な動きはないところです。

本市の事業所は、中小企業が大半を占めており、その成長と発展は地域内の消費拡大と雇用の増加をもたらし、産業の活性化や地域経済に大きく影響があるものと認識しております。

今日の各方面にわたるグローバル化や少子高齢化、人口減少、業種にかかわらず人材確保の困難な状況など、中小企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増していると承知しております。

このような中で、小規模事業者の経営支援や中小企業のための各種振興策について、枕崎商工会議所と連携して取り組んでおりますが、さらなる経営支援、生産性向上の環境整備を進める取組の支援策や人材確保策を検討していくとともに、お尋ねの包括的、総合的な中小企業振興のための条例整備につきましても、その必要性があるのか、今後関係者と調整、研究してまいりたいと考えております。

**○5番禰占通男議員** 今、課長がおっしゃいましたけど、その中小企業の支援ということで、商工会議所とも県の金融の支援ということで数も相当ありますけど、そういった中で本市の何ていうかな、事業の運営に困らなければ借金はしないと思うんですけど、新しいやっぱり設備を整える。その競争力を持つちゅうことは、やはり借金に頼らなければいけない部分もあるんですけど、そういった今現在、こう何かな、改革的な事業経営に取り組んでる、そういうのがあったら御紹介したいんですけど。

**○鮫島寿文水産商工課長** 本市におきまして、市の予算を通した中小企業の振興を目的とした国県の補助事業の活用はないところですが、経済産業省の中小企業生産性革命推進事業のものづく

り補助金や事業承継・世代交代集中支援事業の事業承継の補助金などにつきまして、事業者に情報提供するなど商工会議所と連携して側面的な支援を行っております。

また、本市としましては、中小企業育成補助として融資斡旋事業や中小企業相談所事業などを実施している枕崎商工会議所へ補助を行うことにより、間接的ではございますが、中小企業の経営を支援しております。

直接的な資金面の支援としましては、市内事業者の経営安定を目的として、中小企業振興資金などの制度資金借入に係る利子補給制度がございます。来年度も継続して実施する方向で商工会議所や金融機関と調整し、今議会におきまして令和2年度当初予算をお願いをしてあります。

**○5番 禰占通男議員** 今、課長がおっしゃられたように、本当に厳しい中で少ない分でもやはり中小企業にとってはありがたい原資になると思っております。

それで、この4月からいろいろ政府が進める中小の支援ということで、いろいろ政府も支援策は発表しております。その中で、私が一番関心を持っているところは事業承継ですね。

赤字でもない、経営難でもないんだけど年齢的に事業を、後継者がいないからもう辞めないといけないという、今、日本全国であちこちそういう話も伺ったりしますが、中には後継者はいるんだけど、個人の保証を負いたくないと、もうるんるんで人生を終わりたいと、そういう例が6割ぐらいに達しているということで、本当に時代も変わってきてるんですけど、こういった中で、この信用保証協会が保証する制度も4月から新設されるということなんですけど、こういったことはこれから事業の承継をする企業、事業所にもいろいろ漏れがないように、何ていうかな、行政の力をもって説明、それなりの講師じゃなくて専門を呼んでいろいろ手続等も知ってもらう必要があると思うんですけど、今後うちの行政のほうもそういった予定はないんですか。もう4月といたら、あともう、3月始まってすぐなんですけど、もう一月もないんですけど、どうなんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** お尋ねの事業承継の関係ですが、先ほど私が申し述べましたとおり、去年ですかね、事業承継の関係でこの補助金が3分の2補助ということで借入れではないんですけど、事業承継要件に伴う設備投資に対しまして3分の2の補助が出ております。

そういったことにつきましても、こちらのほうで会議所と連携をしながら、今、議員がおっしゃいました金融支援ということで借入れの関係でもありますね、そういった保証協会の保証人のこと、また利子面での補給の関係、そういったことも含めて会議所のほうと相談があったときには、そういった事業承継の補助金も拡充といいますか、充実されていくということはお伝えして、市内の事業者の経営支援に努めてまいりたいと思っております。

**○5番 禰占通男議員** 相当時間が余りそうですけど、1つ、答弁はいいんですけど、我々も去年、各種団体ということで意見交換を水産業者の方としたんですけど、その中で私が一言HACCPはどうするのかということをお尋ねしたんですけど、あの人なんかも何か危機感があるのかどうか分からないけど、昨日の新聞にですね、食品衛生法改正により、もう6月から始まって来年度の6月から全面施行ということになってるということが新聞記事にも載ってるんですけど、うちの食品加工の関係者ちゅうのは本当に分かってるのかなと思って、結局は罰則なり営業停止食らったら、これもう経営者本人が生活できないんであればいいんですけど、従業員を抱えているところはもうこれ大変なことですよ。

そういった中で、そういう情報を担当課が持っているんであれば、そういったところのもうこれも1年ちょっとで大改造をしてHACCP対応にするのか、そこでもう辞めるのか、そこら辺も必要だと思うんですけど、そういった情報を持ったら、ぜひその関係者に御説明ちゅうんじゃないけども、指導がてら私はしてもらいたいと思うんですけど、どうなんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 御質問のHACCPの関係につきましては、今年の秋ぐらいから水産



加工組合のほうと協議をしております、HACCP、食品衛生法も関係が出てくるんですが、そういったものに対しましてHACCPの考え方を取り入れた法改正等もございましたので、昨年から継続的に協議をしているところです。

内容的には、議員がおっしゃったとおり、2020年6月からということですが、実際には猶予が少しあるようがございますので、加工組合のほうと上部の団体のほうと協議をして、その内容について、できればかつおぶしの業者の皆さんに説明会なりそういった周知を図って、そしてソフトな部分もありますが、やはり設備的なハード面の整備も必要になってくる場合も考えられますので、そういったものについて何らかの支援をしていく、まずは講習会そういったものに対しての支援をしていく必要があるのではないかとということで、ソフト、ハード面で支援を行政のほうも考えているところでございます。

業界のほうで、いろいろ調査をして私どももHACCP関係の資料を取り寄せてですね、市内の小規模な事業者が設備投資とか、そういった食品衛生に関わる営業許可の部分で問題がないように事前の準備を進めてまいりたいと考えております。

○5番禰占通男議員 議長、終わります。

○中原重信議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○14番豊留榮子議員 今、新型コロナウイルスの感染によって、世界中が人の命から経済に至るまで脅かされ、被害は拡大され人々の不安は募るばかりです。

鹿児島県は、今のところ感染者の確認はされていませんが、感染の早期発見と拡大防止のためにも検査体制をしっかりと整える必要があります。そして、検査は保険の適用とし、誰もがお金の心配なく医療機関にかかれるようにすべきです。

しかし、このことは今朝のニュースで国も補助をするということでしたので少し安心しましたが、本市も今日から15日まで小中学校が休校となり、保護者への負担もさることながら、子供たちの不安を取り除く体制も必要になってくることと思います。

さて、昨年10月の消費税10%の直撃により日本の経済は衰退したままです。このようなときに、安倍政権が進める全世代型社会保障改革とは一体どういったものなのでしょう。当初は、消費税増税に対する世論の反発に配慮してか、幼児教育と保育の無償化や高等教育の無償化など増税と引換えに実行することを全面に出し、医療や介護の制度改正は隠していました。それが、消費税増税が実行された今、もう遠慮は要らないとばかりに国民に負担増と給付の削減を次々と打ち出してきました。

また、年金に関しては、マクロ経済スライドにより毎年度の年金改定で物価や賃金指標に基づく本来の年金改定率から、政府が計算するマクロ調整率の分を引くことで年金を目減りさせる仕組みで、その被害を最も深刻に受けるのが、この国民年金のみの受給者や基礎年金に僅かな2階部分に乗っているだけの厚生年金の低い額の受給者だということです。この削減で、国民がどれだけの被害を受けるのか長いこと政府は隠していましたが、マクロ経済スライドによる基礎年金の給付削減額が7兆円であることを認めました。

ところが、金融庁の審議会が、昨年6月に公的年金だけでは老後資金が2,000万円不足するという報告書を出したことによって、足りない年金、減らされる年金が国政の大問題となり、今や年金削減への国民の怒りも抑えることはできなくなっています。

そこで、本市に関わる社会保障制度について質問をしてみたいです。

まず、国民健康保険についてですが、国が2018年度から導入した国保の都道府県単位化により、国は自治体に対して連続値上げの圧力をかけているようですが、本市は国保税の値上げに進むのか、それとも本来の地方自治にのっとり、住民の福祉増進のための国保税の引下げを目指すのか、まずお聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 国保財政につきましては、令和2年度の当初予算で約1億9,600万円の財源不足が生じたため、そのうちの1億円については法定外繰入れで措置し、残りの約9,600万円は最終補正で対応することとしております。

一般会計予算は本来、市政全般に使うためにあり、法定外繰入れが増えるということは、他の行政サービスに影響を及ぼすこととなります。そのようなことから、一般会計からの法定外繰入れは本来実施すべきではなく、国からも計画的な解消が求められており、本市としては令和5年度を目標に解消を図ることとしているところです。

また、国保税の適正賦課に向け平成30年度に税率改定を実施した際、市議会並びに住民説明会におきまして、今回は不足額の半分の引上げを実施したため、残りの半分について財政健全化対策の最終年度である令和5年度までに、少なくとももう一回は税率改定を実施しなくてはならないというお願いを説明したところです。そのような経緯と国保加入者の所得が減少している現状を踏まえ、税率改定時期については慎重に検討することとしているところです。

このように、本市の厳しい国保財政や法定外繰入れの計画的な解消、国保税の適正賦課という考え方から、国保税の引下げについては現状では極めて困難であるというふうに考えております。

**○14番豊留榮子議員** そのようには伺ってはおりますけれども、国はですね、今まで本市も法定外繰入れをしながら頑張ってきたところなんですけれども、この法定外繰入れに対して新たなペナルティーをつけようとしていますよね、今。本市は、今までもこの値上げの額を抑えるために法定外繰入れをしてきたところなんですけれども、今後もこの法定外繰入れを続けていけるんでしょうか、そこをお尋ねいたします。

**○田中義文健康課長** 国の法定外繰入れに対する新たなペナルティーに関する通知につきましては、現在のところ正式な通知はまだ届いていないところでございます。

本市は、平成29年度に策定した国保財政健全化計画に沿って、令和5年度を目標に、計画的に法定外繰入れの解消を図ることとしております。法定外繰入れの解消を図るため、医療費の縮減、国保税の適正賦課及び収納率向上の取組を強化してまいります。財源不足が高額となっております。短期間で法定外繰入れを解消することは容易ではないと考えております。

そのため、財政健全化に向けた取組を行ってもなお不足する財源につきましては、一般会計の財政状況を見ながら法定外繰入れで対応せざるを得ないと考えているところでございます。

なお、法定外繰入れの解消に向けては、先ほど御説明した取組の中で医療費縮減の取組が最も重要であると考えております。そのため、高血圧対策プロジェクトや健診受診率向上対策をはじめとする生活習慣病対策や筋トレサロン、てげてげ広場をはじめとする介護予防事業などの取組の強化に努めてまいります。

**○14番豊留榮子議員** 今、お話がありました医療費の抑制ですね、これを防ぐためにいろいろな体操でありますとかやっていると状況なんですけれども、それに参加する市民の状況とかどんな方たちが参加されているのか教えてください。

**○田中義文健康課長** 筋トレサロン及びてげてげ広場につきましては、介護予防事業として実施しておりますので、65歳以上の高齢者を基本として、筋トレサロンにつきましては、一般の介護予防ですので、特に制限であったり基準みたいなものは設けておりませんので、それぞれのサロンにおいて希望する高齢者がそこで活動しているというところでございます。

てげてげ広場につきましても、高齢者のサロンを目的として実施しておりますので、公民館単位で希望する高齢者につきまして、各公民館のほうで呼びかけを行って現在実施しているところでございます。

**○14番豊留榮子議員** ぜひこの運動は、進めて広げていってほしいと思うところなんですけれども、なかなか男の方の参加が少ないってことを聞くんですけども、その男性への呼びかけとか、そういうのは何か独自にされてらっしゃるんでしょうか。

**○堂園力郎地域包括ケア推進課長** てげてげ広場について説明させていただきます。

現在、決算で11団体、本年度中3公民館が実施をしております。その中で、約300名以上の方が登録されているんですけども、男性の方がおよそ2割弱ではないかと推測されます。ですので、最初に集まった段階で見守りが必要な方とか、ちょっと気になる方についてはお声がけをしていただくように、これは男女問わずしているところですので、ぜひまた男性の方にも積極的に参加していただくように呼びかけていきたいというふうに考えております。

**○14番豊留榮子議員** なかなか男の方は引っ込み思案なのかよく分かりませんが、ぜひ周りにそういう方がいらっしゃったらみんなで声をかけていきたいなと思うところです。

次ですが、また今、全国では自治体による国保税の独自減免が広がっているという話を聞くんですけども、本市も行う考えがあるかどうかをお聞きします。

**○田中義文健康課長** 国民健康保険税は地方税法の規定に基づき、各市町村が事業費納付金等の支払いに充てるため、国保加入世帯に対し賦課徴収する制度であります。そのため、国保税の独自減免を実施いたしますと、その減額分に対する公費負担はないため財源不足が拡大することになります。

令和2年度当初予算におきまして、約1億9,600万円の財源不足が生じている現状におきまして、独自減免を実施することはさらなる財源不足の拡大につながるため、本市として独自減免を実施することについては現在のところ考えておりません。

**○14番豊留榮子議員** そういうこともあるんですね。そういうことであれば、この国保税の高校生以下の均等割を廃止するという軽減措置をとることはできないのかどうかお尋ねします。

**○田中義文健康課長** 子育て支援対策は重要であると認識しておりますが、先ほどの答弁と同様に国民健康保険税は地方税法の規定等に基づき、各市町村が事業費納付金の支払いに充てるため、国保加入世帯に対し賦課徴収する制度であります。国保税の独自軽減措置を実施すると、その減額分に対する公費負担はないため、財源不足が拡大することになります。

令和2年度当初予算におきまして約1億9,600万円の財源不足が生じている現状において、独自減免を実施することは、さらなる財源不足の拡大につながるため、本市として独自減免を実施することは現在のところ考えておりません。

子育て世帯の負担軽減を図るため子供に係る均等割の軽減措置について、全国市長会から国に対して要望しており、本市としても国の制度設計において対応すべき課題であると考えていることから、今後とも市長会等を通じて国に要望を続けていきたいと考えております。

**○14番豊留榮子議員** 無理ということなんですけども、例えば高校生以下の均等割を廃止するとしたら、その人数と本市の負担額がどのようになるのか分かったら教えてください。

**○神園信二税務課長** 18歳以下の被保険者の人数でございますが、令和2年4月見込みで380人程度になるであろうと見込んでおります。

現在、均等割額というところでございますが、医療分で2万5,300円、後期の支援分で8,200円、合計で3万3,500円という均等割額を頂いております。3万3,500円に先ほどの380人を掛けますと、1,273万円程度の影響額ということになるかと考えております。

**○14番豊留榮子議員** いろいろな考え方があるかとは思いますが、3子ですね、3子以降の子供の均等割を廃止した場合は、その人数と補正額分かりますか。

○神園信二税務課長 ただいま議員が御指摘の3子以降の人数というところにつきましては、手元のほうにその数値、調査したものがございませんので、申し訳ございませんが、影響額につきましてはここで申し述べることはできないところです。

○14番豊留榮子議員 また、後ほど聞くということでお願いしておきます。

今でもこの高過ぎる国保税のさらなる値上げは、低所得者層を中心とする加入者の暮らしと健康を壊して、命をも危機にさらすことになるのではないかと心配です。そうした中で、各地の自治体からは高過ぎる国保税の負担軽減のため、国保制度の抜本的改革を求める声が大きく上がっていることを踏まえてですね、先ほども出ましたが、全国知事会は国保制度を真に持続可能にするには、公費の負担を増やして国保税の抜本的改善が必要だとして、1つに定率国庫負担割合の引上げ、そして2つに子供の均等割保険税の軽減、3つに自治体の負担軽減の努力に対する国のペナルティーの全面中止、4つに国による子供の医療費無料化を要望しているということです。

このことは、全国市長会も国民健康保険制度に関する重点提言で全く同趣旨の提言を掲げています。これらの提言は、国が公費を1兆円投入すれば均等割と平等割をなくすことができ、国保税は大幅に下がり、多くの自治体で協会けんぽの保険並みに引き下げることができるという日本共産党の国保政策と基本方向を同じくするものでした。

本市も国保への法定外繰入れを続け、住民の負担を抑制する努力をされてきたところですが、今後は新たな市独自の軽減措置を取り入れることができるかが問われていると思います。

次に、後期高齢者医療制度についてお伺いいたします。

この制度は、75歳以上の窓口負担を原則1割から2割に引き上げる全世代型社会保障検討委員会で検討され、財務省の財政制度等審議会からもその実施を求める答申が出されているようです。

さらに、財務省は後期高齢者医療の現役並み所得の対象の拡大、そして医療機関で患者から窓口負担に上乘せをして定額を徴収する受診時定額負担の導入、さらに市販薬品と同一の有効成分を含む医療用薬品の保険給付外し、さらに薬剤費の一定額までの全額自己負担などの患者負担増の提案がめじろ押しです。

こんなことになったら、病院に行くのも皆さん控えてしまい、重症化を引き起こすおそれが出てくると思いますが、このことをどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○田中義文健康課長 現在、後期高齢者医療の加入者に対する一部負担金の引上げについては、国のほうで議論がされているところでございます。

現時点ですと、まだ明確な結論が出ていないというふうに考えておりますので、その国のほうの動向に注視をしてるといのが今の現状でございます。

○14番豊留榮子議員 まだ検討中ではありますけれども、これはですね、患者の負担を増やすことについては、日本医師会をはじめ医療界からも懸念の声が上がっているといえます。

この注目すべきことは、後期高齢者医療制度の保険者である広域連合の動きです。これ2019年6月各都道府県の広域連合の全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会は、75歳以上の窓口負担の現状維持を求める要望書を厚労相宛てに提出したといえます。その要望書は負担増の中止にとどまらず、被保険者の負担を将来にわたって抑えるため、後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引上げも要望しているということです。

この後期高齢者医療制度は、高齢者差別の医療制度として創設され、市町村の広域連合という住民から離れた組織によって運用されていることも常に問題とされてきました。その広域連合の中心部が改悪中止と制度の抜本的見直しを要求しているといえます。この住民のためにあるべき社会保障制度が、崩壊の危機に直面していることを黙って見ていることはできないということだと思います。後期高齢者医療制度、今後、またよろしくお伺いいたします。

次に、介護保険についてお聞きいたします。

介護サービスの利用料を原則1割負担から2割負担へ引き上げようとしています。また、ケアプラン作成の有料化や、さらには要支援1、2に続いて要介護1、2の生活援助が保険給付から外され、地域支援事業に移行しようとしています。本市はこのことをどのように考えているのか、お聞きします。

**○山口英雄福祉課長** 介護保険制度につきましては、3年に1回制度改正がなされることになっておりまして、国は厚生労働省社会保障審議会介護保険部会におきまして、令和3年度に予定されている次期制度改正に向けた論議を進めているところでございます。

今、質問者が言われる介護サービスの利用料の原則2割への引上げ、ケアプラン作成の有料化、要介護1、2の方に係る訪問介護の生活支援サービスの地域支援事業への移行といったこともその中で検討事項となっているところでございます。

ただ、昨年末に取りまとめられました介護保険部会の意見（素案）の中では、利用料の2割負担、ケアプランの有料化、生活援助サービスの地域支援事業への移行、これらいずれにつきましても、引き続き検討を行うことが適当として結論は先送りというふうになっております。こういった状況でございますので、市としましては今後とも国の動向等に注視してまいりたいというふうに考えております。

**○14番豊留榮子議員** この介護保険ができてから皆さんがどう思ってるかという、これは制度があっても介護なしだと皆さん言われるんですね。

だから、今のこの先送りになったということですが、これが実施されるとなるとますます自分たちには介護保険を払っているけれども、もう利用することはできなくなるよねというふうに皆さん心配されているところなんです。

また、次の質問ですが、現在の介護保険ではサービスの利用が増えたり、また介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料や利用料に跳ね返るという矛盾を抱えています。国庫負担の引上げを求めて安心できる制度にするよう国へ要望すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

**○山口英雄福祉課長** サービスの利用が増えたり、それから介護職の労働条件を改善することになれば給付費が増えるということになりますので、費用が増えるという議員がおっしゃるとおりになります。

ただ、介護保険制度の持続的かつ安定的な運営の観点から、今後とも第1号被保険者の負担、それから市町村の負担の抑制と国庫負担割合の拡充等につきましては、これまで同様、全国市長会等を通じまして引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

**○14番豊留榮子議員** この介護保険に関してもですね、介護サービスの利用料の負担増や保険給付の縮小には日本ホームヘルパー協会や認知症の人と家族の会など、サービスを提供する側と利用する側の双方から見直しを求める要望が国に上がっているということです。本当、介護保険が皆さんに利用しやすい制度であってほしいと願っております。

次に、子育て支援についてお尋ねしていきます。

国は、保育所に支出される公費の基準となる公定価格を引下げ、予算削減を行おうとしています。保育所への影響はどうなっているのかお聞きします。

**○山口英雄福祉課長** 公定価格についてのお尋ねですが、昨年10月からの幼児教育無償化に伴いまして、施設給付費に係る公定価格の基本単価が引き下げられております。

ただし、この基本単価の引下げにつきましては、国は当初、副食費目安額として示した4,500円を超える5,181円の基本単価の減額案を提示していたところでございますが、最終的には基本単価の減額を副食費目安額と同額の4,500円にとどめるとともに、この部分につきましては、施設側が実費徴収として保護者から徴収できるというふうにしたところでございますので、この施設側が実費徴収分をきちんと徴収しておれば、理論上は運営費収入に関しまして、保育所への影

響はないということになります。

また、現在、令和2年度の保育所等公定価格についても検討されているところですが、現時点での検討状況を見ましても、今のところは目立った減額要素はないのではないかとこのように思っているところでございます。

**○14番豊留榮子議員** 不安なことだらけなんですけれども、昨年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化と引換えに給食費が自己負担となったために、保護者は無償化の実感がないと言われるんですね。この給食費を無償化する考えはないのか、お聞きいたします。

**○山口英雄福祉課長** 昨年10月から幼児教育の無償化に伴いまして、今、議員が言われるとおり、保育認定子供、2号認定子供にかかります副食費分が保育料徴収から実費負担というふうになりました。この部分は、従来保育料として過去保護者が負担していたものが、実費として直接施設に払うというふうになっておりますので、負担自体は実際変わりません。ただ、懐から出さないといけないということで、実費負担になったというふうに思われるのだろうというふうに思っております。

給食費の無償化についてのお尋ねでございますけれども、妊娠・出産期から子育て期までにわたりますそれぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を実施することによりまして、若い世代が安心して子供を生み育てられる環境を構築するためには、経済的な支援ばかりではなくて幅広い分野での取組が必要と考えているところでございまして、次期地方創生総合戦略や子ども・子育て支援事業計画の策定作業に際し寄せられました多くの意見・要望等も踏まえながら、引き続き効果的、効率的な施策の事業化を検討してまいりたいと思っております。

**○14番豊留榮子議員** もちろん、そのお金だけが子育て支援とは言いません。精神的な面の援助でありますとか、いろいろなことが考えられることなんですけれども、例えばその財源はですね、私が思うにはその無償化によって浮くことになった保育料の軽減費ですよ。これを充てることはできないのかどうかをまずお聞きいたします。

**○山口英雄福祉課長** ただいまの御質問は、さきの議会でもありました保育料の無償化に伴うそれまでの市の保育料の基準単価の引下げの部分が軽くなった、それを充当したらどうかということだろうと思っておりますけれども、先ほども答弁いたしましたとおり、子供を生み育てやすい環境づくりにつきましては、市長も述べられておられますとおり、教育の面だったり、施設の整備だったり、いろいろ幅広いものがございまして、どういったものに充当することがより多くの方に喜ばれ、子育てしやすい環境整備につながるかということを中心に考えながら、幅広い視点から検討してまいりたいというふうに考えております。

**○14番豊留榮子議員** もちろん、いろいろ考えはあるかと思うんですけれども、例えば秋田県の横手市ですね、ここは昨年8月にこの10月からの無償化に合わせて秋田県が新たにつくった助成制度に、またさらに市が上乘せをして全ての世帯の副食費を無料にしているということです。

こういう先進的な自治体も、今あちこちで出てきているかと思うんですけれども、それぞれの考えがありますが、出すべきところには市も出すということで、ぜひ検討もお願いしたいと思います。

また、この安倍政権はですね、この消費税増税で深刻な打撃を受けている住民の暮らしや営業には目もくれずに社会保障は容赦なく削りながら、何と軍事費は過去最大の5兆3,133億円にも達し、第2次安倍政権発足以来8年連続の増額となっているようです。本当に、これはお金の使い方が間違っていると思うしかありません。このまま黙っていられないと、全国知事会ははじめ市長会、それから各種団体からの要望が国にどんどんどんどん上がっているんだと思っておりますね。

本市においても、市民の福祉向上に向けたさらなる取組に努力されることをお願いいたしまして、私の質問をこれで終わりいたします。

**○中原重信議長** 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午後1時9分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 新型コロナウイルスの確認後、世界経済はリーマンショック以来の影響が出ると言われ、日本経済にも大きな影響が出ている模様です。今後1か月ぐらいは予断を許さない状況だと思います。

さて、通告に従い質問してまいります。

一審判決言渡しが平成24年11月8日にあり、塔切地区所有権移転登記手続に対する裁判において、地方裁判所知覧支部の五十嵐裁判官の結論によれば、原告の主位的請求はいずれも理由がなく棄却、原告の予備的請求は主文第2項の限度であるから容認しその余は理由がないからいずれも棄却、平成25年4月17日判決の言渡しが出されております。

口頭弁論終結日の平成25年2月6日の判決では、福岡高裁宮崎支部の結論によりますと、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件各公訴はいずれも理由がないから、これらを棄却すると宮崎高裁裁判官横山氏は判決を下しております。

この一審、二審棄却された裁判であります。これまでこの裁判に要した本市職員の労働時間、また負担額及び裁判に要した費用などの合計について、そして裁判の費用などはどの会計から捻出したのかをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 塔切地区の所有権移転登記手続請求事件の裁判については、これまでの議会等で何回も答弁申し上げてまいりました。

この裁判においては、第一審判決が出された後、原告である市及び相手方とも控訴しましたが、第二審において市及び相手方の控訴をいずれも棄却するという控訴審判決が出されました。この控訴審判決に対し、市も相手方も上告をしなかったことにより第一審判決が確定したもので、裁判は終結しています。

裁判に要した本市職員の労働時間等及び裁判に要した費用等については、担当課長が答弁いたします。

○原田博明農政課長 当裁判は、平成23年10月25日に訴状を提出してから、平成25年4月17日に判決が言い渡されるまで約1年半の期間となりますが、市職員の労働時間等については様々な業務の中で取り扱っていることなので、その中で算出するという事は不可能なことであり、答弁することは困難と考えています。

裁判に要した費用については、一審、二審の弁護士費用、訴状印紙代、諸郵券代、その他経費を合わせて、一般会計から合計46万9,623円を支出しております。

○13番清水和弘議員 今、総費用が46万9,000、労働時間は分からないという答弁でしたけど、この労働時間とかそのもの以上にですよ、この問題がなかったら、私はほかの仕事に従事できたと思うんですよ。ここが問題なんですね、本市の場合。

なぜこんな棄却されたものを淡々と第二審まで行って、しかも調停判決まで持っていこうとしているのかですね。ここは、私は本当に情けない。

次の質問に移ります。

今回のこの民事調停は4回実施されましたが、不成立になったと聞いております。なぜ一審、二審判決が下された裁判結果を真摯に本市は受け止めず民事調停に持ち込んだのか、行政が市民を裁判に訴え棄却されたのはあまり例がないと私は聞いております。

私としては、民事調停に持ち込んでも一審、二審で結審しているのは事実であり、この棄却ということは取り消すことはできない判断であると思います。

本市は、相手方が不当な要求をしていると判断しているのか、本市が民事調停に持ち込んだ本当の理由についてお伺いいたします。

**○原田博明農政課長** 民事調停につきましては、調停主任裁判官1名と民事調停委員2名の計3名の調停委員で計4回にわたって実施いたしました。

この調停を申し立てた理由は、過去の裁判結果に対するものではなく、6月議会において民事調停申立ての議案の提案時、また今定例会初日の全員協議会で説明しましたとおり、相手方土地内にある市の構造物撤去工事の実施に関する適切な調停を求めるというものでございます。

民事調停につきましては、第1回目の調停の手続が令和元年9月26日に実施され、調停委員会において、本年1月21日まで4回にわたり相手方と話し合いを行ってまいりました。

話し合いを行ってきたわけですが、第4回目の調停期日において、調停委員会が本件については「当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、調定が成立しなかったものとして事件を終了させる」としたことによって、調停は不成立となったところでございます。

**○13番清水和弘議員** 今、私は相手方が不当要求していることを判断しているのかという質問をいたしましたけど、これについてはどうなんですか。

**○原田博明農政課長** 相手方の求める意見、要望等がございます。その内容について、お互いに話し合っているということでございます。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、この塔切地区問題については、当事者と県当局はほぼ妥協済みと聞いております。当事者と枕崎市が解決できない理由は、赤線・青線部分の地籍図による道路幅で当事者は納得してないようです。

その理由について、本市はどのように理解して、また話し合っているのかですね、そして、この問題を今後どのように進展させようと考えているのかお伺いいたします。

**○原田博明農政課長** 当地区の地籍調査事業は、昭和60年に実施しています。

地籍調査の成果における赤線・里道、青線・水路については、長狭物として地籍図に表記されています。昭和60年に地籍調査を実施したときの状況といたしましては、地籍調査の成果による座標で復元した位置というふうに考えております。

相手方につきましては、その旨説明していきたいと考えています。

**○13番清水和弘議員** 裁判の要旨を見ればですよ、本市はこの裁判において、裁判に持ち込んだ測量図というのは、平成12年に測量したものであると言われております。なぜこの昭和60年に計量した地籍図を基にこの裁判を争わなかったのか、その辺はどうなんですか。

**○原田博明農政課長** 平成12年作成の地積測量図につきましても、昭和60年の地籍調査の成果に基づいた地積測量図でございます。

**○13番清水和弘議員** 私は、なぜこの相手方は昭和60年測量した地籍図を求めているのか、ここには深い意味があると思うんですよ。

次に移ります。

この地積測量図499-1、498、499-2の面積は475平米、実測では456平米であり、地籍図、地積測量図の3筆が一致してない理由についてお伺いいたします。

また、その測量時に当局は立ち会っているのかですね、そして赤線・青線の測量による道路幅は、地籍図どおりになっているのか、そして、また国土地理院が示す赤線・青線の道路幅はどのようになっているのかをお示しいただきたいと思います。

**○原田博明農政課長** 質問者が言われる登記面積475平米が、実測で456平米になっている土地についてでございますが、桜山東町499番2の土地のことと理解して、また地籍図、地積測量図の3筆が一致しないと言われる土地につきましては、桜山東町499番1、499番2のことという



ことで答弁をいたしてよろしいでしょうか。

まず、499番2の登記面積475平米が、実測456平米であることについては、現在登記されている499番2の地積が475平米でございます。これは、地籍調査時の成果で登記されていた面積から、当時の所有者の同意のもと水路部分を分筆した面積を差し引いた面積でございます。

実測の面積につきましては、現在の状況を測量したもので、河川敷の新たな構造物や現在の水路の位置を測量し、面積を出したものでございます。

地籍調査時に測量した点と違うこと、測量する基準となる基点が違うこと、地籍調査時と現在とは測量手法や精度が違うことなどの理由で面積が違ったものになったと認識しております。

地籍図と地積測量図が一致しないと言われる桜山東町499番1、499番2については、平成24年7月24日に測量し地積測量図を作成したものであるため、地籍図と一致いたしません。

また、この測量時には、相手方、市職員、国道事務所職員、隣接者が確認していたと理解しているところです。

**○13番清水和弘議員** 本当、聞けば聞くほど謎が深まっていくんですけどね、私も時間がないですから、もう先に移っていきます。

国土交通省からこれまで警告を受けており、そのときの指摘はどのようなことだったのか、現在私が聞いてるところによりますとですね、県側は国土交通省の言うとおりに従うと言っているようです。本市は、この状況をどのように理解しているのか、またどのように実施するのかをお伺いいたします。

**○原田博明農政課長** 国土交通省からは、平成30年1月に口頭で、平成30年10月24日と平成31年3月22日の2回、文書で警告をされています。

内容については占用許可基準に適合するように改善した上で、占用許可申請手続きを取るか、速やかに撤去してくださいというものでございます。このため、市といたしましては、構造物撤去工事を平成31年度予算に計上し、本工事で撤去を行っているところでございます。

**○13番清水和弘議員** 今の答弁はですよ、文書で2回、その前に口頭で1回あったはずですよ。これを忘れないようにですね。

次の質問に移ります。枕崎市の地方総合戦略について質問していきます。

市長は、新年の挨拶で、枕崎市地方総合戦略は今年3月で1期が計画を終了し、4月から第2期枕崎市総合戦略に取り組みますと述べております。

これまでの戦略を検証し、今年作成される新たな戦略では、生産額、所得額に焦点を当てた数値目標を定め、地域活性化による地方創生へ向けた施策を行い、エネルギー消費の地域内循環への取組など、地域内で経済を回す仕組みを強固なものにし、地域内雇用の促進、女性活躍社会の実現など、枕崎で暮らす市民の所得向上、既存産業の競争力強化のため価値の向上、観光面では新しい価値を生む事業を創出し、関係人口を増やすことなどに取り組むとあります。

3月終了の1期目終了について、現時点でこの1期目を反省すべき部分はどのようなものがあるのか、また終了時点ですよ、この1期目終了分に対する点数をつけるとすればどのぐらいの点数を与えるのか、これは市長にお願いします。

**○前田祝成市長** 平成27年度に策定した第1期の戦略が、実質4年間進められてきたわけですが、その結果は厳しいと言わざるを得ないというふうに考えております。

点数をつけるというのは非常に難しいですが、厳しい見方をすると、そもそもこれは戦略と言えるのか、もっと枕崎独自の違いのあるものでなければならないのに、国が示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」になぞらえた施策にとどまってしまっている印象があります。

これは、全国の多くの自治体もそうだと思いますが、中央集権的な国レベルの視点だけで地方の人口減少対策を取り組んでもなかなかうまくいかないことが、この5年間で分かったのではないかと思います。

言葉を正確に選んで発言しなければなりません、人口減少を抑えて自治体を存続させるという発想ではなくて、市民一人一人の生活の質、暮らしを向上させて、幸福の実現を手助けするという視点で施策に取り組まなければ、地方創生は実現しないのではないかと感じております。

人口減少対策のための補助金、国の支援などがあまり前面に出てしまいますと、どうしても手段の目的化が起りやすくなると感じています。ですので、第2期の総合戦略は、一人一人市民目線で施策をつくることが重要になってくると考えております。

**○13番清水和弘議員** この1期目の、よく反省してくれたと。私は市長にはびっくりして感謝したらいいのかどうか、これを次に生かしてほしい。

そしてですね、1期目で、今市長も申しましたけど、やり残しの事業があると思うんですね。これは大体何%ぐらい、半分なのか、それ以下なのか、その辺についてお伺いします。

**○堂原耕一企画調整課参事** 第1期総合戦略におきましては、様々な施策に取り組みまして、地場産業の振興ですとか、新たな人の流れの創出など、分野ごとには一定の成果が上がっているものと考えておりますが、現段階で本市の人口減少に歯止めがかかっておらず、想定以上に進んでおります。その点では、十分な効果が現れていない面もあると考えているところでございます。

このため、第2期総合戦略では、第1期の施策を深化させるとともに、経済の循環、新たなまちの魅力創出、切れ目ない子育て支援など、本市に住む人々の幸福の実現に向けた新たな視点による施策を構築し、それらの施策ごとに設定したKPIによる評価を基本としたPDCAサイクルを確立することで施策に実効性を持たせ、地方創生の一層の推進を図らなければならないと考えております。

その上で、お尋ねの平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第1期総合戦略については、4つの政策分野に対し、15の事業と63の実施メニューを掲げ、この5年間の計画期間の間に、そのうち35のメニューについて実施してまいりました。これを割合で示しますと、実施率は55.6%、言い換えますと未実施率は44.4%ということになります。

この事業に、第1期に掲げた各事業・メニューについてですが、第1期において実施していないにかかわらず、全ての事業・メニューにつきまして、地方創生総合戦略審議会で御審議をいただきまして振り返りを行い、第2期総合戦略に引き継ぐべきもの、引き続き検討を続けるべきもの、様々な理由により引き継がないものなどに分類いたしまして、その内容を第2期総合戦略には反映させているところでございます。

**○13番清水和弘議員** 私は、何を質問したのかなと分からんぐらい説明されたんですけどね、この第1期の地方創生総合戦略にですね、地方創生関連予算、交付金とかありますけど、こういうのを使った事業になっとるんでしょうか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 第2期総合戦略におきましては、国の地方創生推進交付金、地方創生を深化させるための地方創生推進交付金につきましては、対象となる事業がございませんでしたので、当初予算計上はされて、その事業については、交付金事業については計上されていないところでございます。

ただ、この地方創生第2期の総合戦略につきましては、これで終わりというか、その完成ということではなく、毎年度、每期その見直しをしていって、事業の見直しなども積極的に行っていきたいと思っておりますので、その見直しの過程の中では、そういった推進交付金の活用も積極的に検討はしていきたいと考えているところでございます。

**○13番清水和弘議員** 本市が出したこの第2期総合戦略ですね、反省点みたいな言葉もありますけど、この一定の成果が現れていると考えられると、しかし、この短期的な成果で現れにくいんだということを述べております。

本市の場合ですよ、このふるさと納税制度に返礼品などは短期間で、私はふるさと納税制度というのは短期間で現れるわけですね、この成果が。その短期間で現れにくいという表現はどこを

指しているのでしょうか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 地方創生の取組につきましても、国も第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略で触れているところでもあるんですが、人口減少と申しますのは、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれる面というのは、どうしてもあるかと考えます。

このため、本市の総合戦略の取組を進めるに当たりましても、各施策についてはスピード感を持って実施していくことをもちろん重視しながらも、その取組が一過性のものにならないよう段階を踏みつつ他の事業とも連携し、中長期的な視点も持って進まなければならないと考えているところでございます。

第2期総合戦略において、先ほど議員からも御指摘のありました短期的な成果が現れにくく、中長期的に継続した取組が必要と表現をさせていただいたのは、このような点を踏まえてのことでございます。

**○13番清水和弘議員** 私はですね、こういう今回2期が始まるんですけどね、ただ時間をかければいいというようなもんじゃないんですよ。短期的にできるものは、短期で素早い効果が出るんですよ。

なぜ出ないのか、その辺はですよ、これは私の考えですよ。当局の考えじゃないでしょうからこれはですね、働く労働者の意識の問題なんですよ。いろいろスキルとか何とか言われていますけど、意識がなければスキルも上がりませんよ。その辺については、今回この第2期総合戦略はどのように取り組もうとするとするんですか。

**○前田祝成市長** 働く労働者の意識の問題だというふうな御指摘がございました。

私としては、先ほど中長期的な考え方という話を担当参事からございましたが、その辺りもちょっと含めて答弁させていただきます。

持続可能なまちづくりという視点で地方創生を捉えた場合にですね、どうしても中長期的、ビジョナリーなといいますかですね、そういう視点が絶対必要になってくるというふうには認識しております。

確かに、議員がおっしゃられるように、ふるさと納税等は1年ごとに数字が結果として出ますので、短期的な成果が分かりやすい施策、一つの施策の結果を見て全てを評価するというものなかなか難しいという部分があるかというふうに思います。

短期的に成果が出るものに対して、どう取り組むかという部分について、議員のほうから働く人の意識だというお話がございました。では、その働く人の意識を高揚させるために、我々としてどう取り組まなければいけないかということを考えますとですね、働く人の意識を高揚させるにはですね、やはりこれはリーダーがしっかりとですね、その何ていいますか、動機づけをしないといけないなというふうに思っています。

午前中の答弁でも少しお話ししましたが、おっしゃられるように、やっぱり思いを持って行動に移すということが大事であろうというふうに考えております。

特に、私その動機づけというか、意識を高揚させるために重要視しているのは、働く人が喜んで仕事をするというような関係をつくりたいというふうに思いを持っています。これは、決して楽しくではなくてですね、喜んでです。なぜかという、人間というものはですね、苦勞に耐えるのも犠牲を払うのも必要となればやります。ただ、それを喜んでやりたいというのが人間だと思っています。

だから、苦しくても大変でも喜んで取り組めるような、そういう戦略目標を掲げなければならないなというふうに思っております。それが、短期なのか長期なのかというのなかなか難しい部分もありますが、その意識を高揚させるという意味ではですね、そういうところが大切であろうと思いますので、そういう取組を今しているところです。

繰り返しになります、先ほども少し申し上げました自治体を存続させるために人口減少を食い止めるということではなく、一人一人の市民の生活の質を上げる、市民が幸福になる手助けをする、そういう高い目標でなければいけないと思いますので、そこに対して喜びをもって仕事に取り組むと、そういう職員を動機づけをしたいなというふうに思っておりますので、ぜひその辺りには期待していただきたいなというふうに思います。

**○13番清水和弘議員** 確かにですね、この喜び、でもこの喜びっていうのは私はですよ、まず結果が生まれて出てくるんじゃないでしょうか。最初から喜びがあるんでしょうか。

私は、仕事の結果、いろんな成果が出てそこに喜びというのは、私は単純ですからね、そう思うんですよ。市長の場合はそうじゃないと思いますよ、今の表現からですね。それでですね、私としては、この第1期枕崎市総合戦略で達成されない事業は多数あると考えておるんですよ。

現在、この枕崎市の状況を踏まえると、本当、今回このいろいろ計画を立ててますよ。これ急ぐ気持ちは分かるんです、今の枕崎の財政状況からしてですね。しかし、今、やっとこのふるさと納税で26億円相当ですか、入ってくる。こういう事業をするために市の職員がもっと自分たちの職務、自分たちの責任、認識してですよ、取り組めば、まだまだ私はもっと早くこういう結果は出たと思ってるんです。

そういうことを反省してですね、私はやっぱり反省してほしいんですよ、今までのことをですね。なぜ今26億円なのか、私は、これは非常に今現在いいことなんですよ。しかし、なぜ今までかかったのかなんですよ。そこを私はね、反省していただきたい。

そしてまた、今回ですよ、PDCAまたはKPIというように今までやってきました。しかし、これが本当に、これに基づいてやってこれたのかですね、その辺は何か、KPI、PDCA、何か研修でも途中でやりましたか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 第2期総合戦略は、それぞれの施策にKPIを設定し、それを基にPDCAサイクルを回すという形で考えておりますので、その施策を実行する職員一人一人がPDCA、KPI、また今回取り入れてるSDGsに関する知識と申しますか、深くそこを理解していけないといけないことではあるかと考えております。

そのために、市が取り組んでいる今、研修などの状況についてですが、PDCAサイクルやKPIに関するその学びにつきましては、本市単独で研修は残念ながら今まで行ってきたことはございませんが、各職員が鹿児島県の市町村振興協会が実施している職員研修などに必ず参加するわけですが、その職員研修の中では事業の進捗管理の講義などもございます。その中では、PDCA、KPIなどに関するその知識を習得し、日々の業務に生かしているものと考えております。

また、新たに今回第2期総合戦略で取り入れましたSDGsにつきましては、今年度におきましては「2030SDGsワークショップ」と題しまして、係長級の職員を対象にいたしまして、カードゲーム型の研修会を開催したほか、今年度は枕崎高校と枕崎青年会議所が共催いたしましたSDGsファンクション、それと枕崎青年会議所が開催いたしましたSDGs講演会など、SDGsに関する知識を深める機会、その講演会などが幾つか開催されました。そちらのほうに職員が参加するなど、SDGsに関する知識を深めているところでございます。

重ねて申し上げることになります、冒頭申し上げましたとおり、議員のおっしゃるとおり、それらに関する知識、学びの機会を得るということは大変重要なことであるかと考えますので、これらを業務効率や職員の意識向上につなげるためにも今後も職員が積極的に研修等に参加し、これらのPDCA、KPI、SDGsなどに関する知識を習得できる機会を増やしていきたいと考えているところでございます。

**○13番清水和弘議員** 今、私も聞いていたんですね、私もやっぱり自分たちでこのKPIとかPDCA、これは多分自分たちの中ではやっていないんだろうと、県のほうに研修に行ってるんだろうと私は思って、次質問しようかって思ってたんですけども、今述べられたからですね、

やっぱり県の研修でするんじゃないかですね、自分たちでどうしようか、自分たちの自治体は自分たちでつくろうよと、それぐらいの意気込みを持ってほしいんですよ、私は。

次の質問に移ります。

次はですね、枕崎のこの新規雇用件数、中間実績で増加となっておりますけど、この理由についてお伺いいたします。

**○堂原耕一企画調整課参事** 第1期枕崎市地方創生総合戦略で、政策分野1、枕崎市で安定した雇用を創出するのKPIとして設置いたしました新規雇用件数の中間実績につきましては、平成29年は217件、平成30年は313件とパーセンテージにして44.2%増加しているところでございます。

この数値につきましては、市内の事業者に対して毎年度実施いたします雇用状況に関するアンケートの結果を集約したものでございます。このアンケートでは、その増減理由までは申し訳ございませんが把握してないところなんですけど、平成30年度と29年度を比較した際に、産業分野におきましては、農林水産業と医療福祉関係の増加が最も多く、それぞれ32人ずつ増加しているところでございます。

**○13番清水和弘議員** 担当課の話ではですよ、私は就労者は外国人も含めているんじゃないかと、そうでないと合わないんですね、若い人たちの人口からして。これは外国人を含めた就労者なんですか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 先ほど申し上げました雇用状況に関するアンケートというのが、その年度にその企業が、事業所が雇用いたしました方の数ということで、そこに外国人、日本人の別というのは設けてございませんので、外国人も含まれる人数だと認識しております。

**○13番清水和弘議員** 市内の人たちですよ、この新規の雇用が出たのは、これは分かりませんか。

**○堂原耕一企画調整課参事** そのアンケートの中身のほうが、外国人と日本人に分けた回答を今のところいただけていないところですので、その内訳は不明でございます。

**○13番清水和弘議員** できるだけ、今、枕崎市は人口減少社会ですよ。これを考えたらですよ、枕崎市出身の就業人口を増やさなければならぬでしょう。他人頼みにしとったら駄目なんですよ、これ。自分たちのところは自分たちでつくと、真剣に考えてほしい、私は。

それからですね、この新卒者の地元就職率を高めるということで、平成28年度比5%、中間実績で平成30年58件、平成29年50件、16%増となっておりますけど、これらの業種はどのような種類なんですか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 今、お尋ねの新卒雇用件数については、先ほど御説明いたしました新規雇用件数と同様に事業所に対する雇用状況に関するアンケートから拾い出した結果を集約した数字でございます。おっしゃったとおり、29年の50件に対し、平成30年は58件と16.0%増加しているところでございます。

このアンケート自体では、就業先の職種までは把握してないところではございますが、若者定住育成協議会でも毎年、高校生の卒業生の就職状況というのを調べておまして、この若者定住育成協議会の事業、企業訪問事業などに御協力をいただいている枕崎高校、鹿児島水産高校、薩南工業高校、颯娃高校、これらの4校の卒業生の枕崎市内への就職者は計17名いらっしゃいます。

その就業先を業種別に申し上げますと、製造業が7名、漁業が5名、医療が2名、金融業が1名、サービス業が1名、その他1名という内訳になっております。

**○13番清水和弘議員** これだけですよ、この17人も本市に従事してくれたということですからね、要はこれから枕崎にずっと住みついていただくようにですよ、我々も協力していかなければならないと思っております。

次にですね、この起業者や既存事業者の事業拡大、新規進出の機会を増やす項目についてですね、第1期目のこの目標は企業件数中間実績で4件となっております。

それぞれ起業の事業内容、規模、従業員数と新規就業者数についてお願いいたします。

**○鮫島寿文水産商工課長** 第2期地方総合戦略（案）における第1期の地方創生総合戦略の取組状況としまして、政策分野1、枕崎で安定した雇用を創出するの基本目標「起業者や既存事業者の事業拡大、新分野進出の機会を増やします」におきまして、平成30年度のK P Iの起業件数年間2件、事業拡大・新分野進出件数年間3件としておりました。

議員がおっしゃいましたとおり、中間実績といたしまして、平成30年度は起業件数が4件、事業拡大・新分野進出件数はなかったところです。

起業しました4件につきましては、枕崎市商店等新規出店支援事業補助金を活用した事業であり、業種的には鍼灸整骨院1件、リラクゼーション業1件、情報通信業1件、飲食店1件となっており、開店時における就業者数、従業員数につきましては10人となっております。

ちなみに、平成28年度から令和元年度まで、今年度までの新規出店は、新分野進出1件を含めて18件ございました。従業員数につきましては、申請時、開店時で42人となっているところです。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、この政策分野2について質問していきますけど、枕崎市への新しい人の流れをつくるについて、移住・交流推進支援事業をはじめとする移住・定住支援に向けた取組や地域資源を生かした観光事業の推進に向けた取組など、具体的施策として19メニューのうち11メニューを実施、本市への新しい人の流れの創出に取り組んだとあります。なぜこの19メニューのうち11メニューについて実施したのか、その理由についてお伺いいたします。

**○東中川徹企画調整課長** 政策分野2、枕崎市への新しい流れをつくるにおきましては、今ありましたとおり、移住定住支援事業で9件、枕崎お試し居住事業で3件、枕崎の特徴を生かした観光交流推進事業で7件の計19事業を掲げておりました。

11事業で実施した理由ということですが、この中で実施されなかった事業について私どもの所管する部分で例として申し上げたいと思います。

三世代同居・近居の促進、それから定住支援用住宅の整備の検討といった住宅支援に関する部分がございます。この部分につきましては、移住者向け住宅リフォームへの助成というものを検討する中で、財源の課題や他の自治体の取組等を勘案しながら、まずは移住者住宅確保支援事業として移住者の住宅確保に係る支援制度を立ち上げたものでありまして、ただいま申し上げました2事業については、次期戦略の期間内においてもどのような視点から取り組んでいくべきかというのを検討していくこととしております。

そのほかの事業におきまして、同様に財源の確保の問題、他の自治体の取組等を勘案しながら検討を進める中で、事業実施までには至らなかったものの、全ての事業について次期戦略の期間内において、先ほど参事が申し上げましたとおり、その検討を引き継いでいくこととしております。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、前回も質問したとき、市長が博多大丸とアンバサダー契約を取り交わして頑張っていると申しております。

現実に、このアンバサダー契約によってですよ、どのような効果が現時点で出ているのか。また、将来的にどのような状態になっていくのか、その辺についてお伺いいたします。

**○鮫島寿文水産商工課長** 本市では、地域の「魅力的なモノ・コト・文化」などの情報を積極的に発信するという福岡県の百貨店の取組に賛同し、平成30年10月9日に同百貨店とアンバサダー協定の締結を行ったところです。

本年度は、10月26日から2日間、同百貨店におきまして、アンバサダー協定を結んだ九州内の12市による物産展が開催され、本市からは2業者が出店し、水産加工品や枕崎茶などを販売

することで地場産品をPRしました。

また、市長がトップセールスを実施するとともに、鹿児島水産高校の「枕崎PR隊さつま乙女」によるカツオの解体ショーをはじめ、枕崎市かつお鮮魚販路対策協会による枕崎ぶえん鰹や炭火焼鰹たたきの振る舞いも大変好評で、多くの来場者に本市地場産品の魅力を発信することができました。

さらに、同百貨店で11月13日から11月30日の会期で開催されました食品関連フェアにおきまして、本市から3事業者が出店しております。

今後も同百貨店との関係性を深め、催事への市内事業者の出店等を後押しすることで、本市地場産品の知名度向上、販路拡大に努めていきたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 私はですよ、このアンバサダー契約で何種類ぐらいのですよ、本市の地場産品の何種類ぐらいの品物に限ってこの契約を結んだのか、その辺は分かっとったら教えてください。

**○鮫島寿文水産商工課長** 同百貨店につきましては、現在、常備に置いていただくような商品の取引はないところですが、今年度2回ほどこういった催事に参加させていただきまして、令和2年度もですね、このような取組を継続していくことで、常設的な枕崎市のコーナーが設置できましよう今後も連携を深めてまいりたいと思っております。

**○13番清水和弘議員** 次に、この移住支援事業など、本市はずっと継続して取り組んでいるんですけどね。地域資源に磨きをかけ、付加価値をもった新たなこの魅力を創出し、枕崎への人の流れをつくる必要があると記載されとるんですけど、これは具体的にどのようなことなんでしょうか。

**○堂原耕一企画調整課参事** 第2期総合戦略で定めた政策分野2、豊かな地域資源を使って地域外のつながりと新しい人の流れをつくるにつきましては、目標達成のために3つの方向性を示しております。

1つ目が、体験型・滞在型観光の充実を図るというもので、具体的には、お魚センターを拠点とする国内外観光客誘客事業でありますとか、本市の自然環境を活用した海と山のコンシェルジュ事業の検討などを実施していきたいと考えております。

2つ目は、枕崎の魅力発信による交流人口・関係人口の増加を図るというものでございます。こちらにつきましては、具体的には、食のまち魅力発信事業、南浜館のアートミュージアム拠点推進事業、野球を核としたコミュニティづくりを進めるスポーツ交流拠点整備事業などを実施し、交流人口・関係人口の創出を図りたいと思います。

3つ目は、移住・定住希望者に対するサポートの充実を図るというものです。これについては、移住・交流支援推進支援事業、空き家バンクの利用促進事業など、移住・定住を希望する方のサポートの充実を行うものでございます。

これらの施策を展開することによって、本市の魅力ある地域資源に磨きをかけ、付加価値を持った魅力を創出し、枕崎に関心を持ち応援してくれる方々や枕崎に住みたいと考える人々の増加による新たな人の流れをつくり出すことを目指していきたいと考えております。

**○13番清水和弘議員** 本市は、この第2期総合戦略、これは5年をめどとありますが、先ほども質問したと思うんですけど、PDCA、KPI、SDGsの計画を理解している——研修も先ほどあまりしていない、県のほうに研修に行っとるということでしたけど、この枕崎市の全職員を対象にこの研修をしてるのかどうか、その辺はどうなんですか。

**○本田親行総務課長** 職員研修等につきまして、様々なメニューで研修しているわけなんですけど、対象としては全職員を対象とした研修も実施しておりますけども、業務等ありますので全員が参加できているということではございません。午前中も意識改革の研修を実施したということを申し上げましたけれども、2回に分けて開催するなど、多くの職員ができるだけ参加できるように

工夫をしたところでございます。

また、単年度だけではなくて複数年度実施することで、職員が可能な限り参加できるようにという考えでございます。また、研修の参加状況につきましても、どの職員がどういう研修に参加したかということについても記録はしているところでございます。

**○13番清水和弘議員** 研修は実施していると。しかしですよ、その研修時期あるいはその研修件数、私はこの職員に対してその時間的、労働時間的なものもあるでしょう。しかしですよ、この第2期総合戦略、これ大きな課題ですよ、枕崎の。これから枕崎が生きるか死ぬかですよ、この問題は。だったらですよ、この研修については、私は随時、この問題発生ごとに随時すべきだと思うんですけど、市長、これは市長答弁お願いします。

**○前田祝成市長** 今、総務課長からございましたように、研修っていうのは意識しながらですね、全員参加の研修も含めてですね、取り組んでおります。

地方創生総合戦略を実行していく上でですね、必要なものをこれ用でですね、特別に研修プログラムを組むというところは今のところはしておりません。

そこについては、午前中もちょっとお話ししましたが、いろんな意見集約とか、私と職員との話であったりとか、私と課長との話であったりとか、課長と職員との話であったりとかっていうその中のコミュニケーションを密にやるっていうこと。

そして、私自身がどういうふうな形でこの第2期地方創生総合戦略を進めていきたいのか、昨日の御質問でも5年後のあるべき姿というお話もありましたが、その辺りを日常的に常に言い続ける、そして動機づけをするということをやっていききたいと思えます。

そのための研修というのを特別にっていうところについてはですね、ちょっとまだ具体的にもなっておりませんし、それが必要であるかどうかというところもまだ精査しておりませんので、その研修を特別にやるということについてはですね、現段階ではちょっとお答えできないかというふうに思っています。

**○13番清水和弘議員** 市長の答弁を聞いていて、私はあきれましたよ。必要であるかどうかは——なぜそしたらこの第2次総合戦略をつくったんですか。これを実現するためにやっとするわけでしょう。私はですね、本当、ちょっとおかしな答弁だなと思いましたよ。

なぜかですね、今、枕崎市の住民が、枕崎は労働環境、衛生環境、本当に悪いんだと。だから、自分たちはほかの自治体で働くんだという声があるんですよ。だから、そういう声を随時聞きながらですね、環境改善をしていく必要があると、そこが私は本当話し合われていないのかなと、市の職員は理解してないんでしょうか、そういうのは。

**○前田祝成市長** 今、私が答弁で申し上げたのは、当然研修は大事であります。ですから、先ほど総務課長が申し上げましたように、職員の資質向上のための研修というのが必要であるというふうに思っております。

私が必要かどうかを検討すると言ったのは、地方創生総合戦略を進める上で、それに対する研修プログラムをつくるということの必要性を検討するという話であって、研修を全否定している話ではございません。ですから、研修というのは常に職員の資質向上のためには必要です。

ただ、今回の地方創生総合戦略を進める上で、具体的にそれにミートしたような研修プログラムをつくる必要があるかどうかについては、これから検討していきたいというふうに思います。

**○13番清水和弘議員** 次にですね、政策分野1に、人と産業（仕事）をつなぐ地場産業の振興と地域循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進するとあります。

また、3番目にはですね、新たな産業の創出、地産地消の推進などによる地域経済の循環を図るとあります。



私は、12月議会で第6次総合振興計画第3章に、人と物が交流し、活力みなぎるまちづくりについて質問しました。また、再度質問します。

本市には、鹿児島水産高校の種苗育成、放流など活動している状況です。これらを生かしてですね、本市の財政、経済に寄与することは予想されるんですけど、これらに取り組むことによってですね、若者の雇用は創出されると思うんですけど、これに取り組む考えはないのでしょうか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 地元産品の新しい商品開発や販路拡大につきましては、今年度から行政と枕崎市漁協、生協のコープかごしまと協議を始めたところですが、地元の鹿児島水産高校とも連携をいただくということで、御理解をいただいているところです。事業化や新しい商品開発には至っておりませんが、継続して現在も協議を進めているところでございます。

新しい漁業といたしまして、いろんな養殖事業も含めた可能性を検討しているところですが、今後も引き続き事業化に向けた調査費用等の支援を行うなど、支援協力をしていきたいと思っております。

**○13番清水和弘議員** 本市もこの新規事業に取り組むと書かれていましたけど、具体的にどのような事業が本市で発生すると思うのでしょうか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 現在、漁協の皆さん、また水産高校の皆さんとは、ナマコの養殖事業ということで可能性を検討しているところです。具体化はしておりませんが、引き続き調査研究を進めていくということで話を進めております。

**○13番清水和弘議員** 私、12月議会でも質問しましたけど、この旧金山小学校跡地、これを利用した活動は考えていないのでしょうか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 旧金山小学校の跡地の利用につきましても、そのような話を事業者の皆さんからお伺いしているところです。そこにつきましても、まだ取りかかった段階でありますので、具体的にお話しするところではないと考えております。

**○13番清水和弘議員** 本市で、この新規事業を起こすとなれば、まず水産業でしょうか、農産業でしょうか。どういうところを考えておるんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 本市の基幹産業は、農業、水産加工業、水産業でございますが、焼酎製造であったり、また鉱山であったり、非常に産業の裾野は広いと考えております。

また、新電力の関係も出てきておまして、そういったことも含めまして、枕崎市が持っているポテンシャルというものは非常に高いものがあって、それらが総合的につながり合って新しい事業が生まれてくるようであれば、それに対しまして、本市としましても支援をしていく、新規事業の後押しをしていくと考えているところです。

**○中原重信議長** 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時18分 再開

**○中原重信議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

**○12番東君子議員** 今回も正々堂々真っ白な心で一般質問を行ってまいります。

まず初めに、調査する人間と調査される人間が全くの同一人物、これっておかしくないですか。こういう問合せ、御意見、たくさんいただいております。

ほかの自治体では一体どうなっているのか、なぜ許されているのか、その裏に一体何が隠されているのか、よく調べていただきたい。これって一体何のことなんですか。枕崎発展を邪魔しているもの、その理由が公の場では決して見ることでできない闇の中に潜んでいるのではないのか。

待ったなしの少子高齢化が叫ばれる中、全国の多くの自治体が生き残りをかけ、地方創生総合戦略というのろしを掲げ必死に闘い続けています。その努力むなしく、若者の都会への流出を止めることができない状況です。

令和2年、時代も変わり、新しく変わっていく枕崎を見てみたい。それには古きよき枕崎を残し、古きあしき習慣を若い世代にだけは引き継がせないでいただきたい。なぜ若者が出ていかなければならないのか、よく考えてほしい。

枕崎は、一部の人間の私腹を肥やすために存在するのではない。私的な恩の貸し借りで市民の大切な税金が偏った形で使われることのないようよろしくお願いいたします。

[傍聴席で拍手する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

○12番東君子議員 心の叫びとも取れる若い世代からの御意見であります。

今はまだ小さい未来ある子供たちが、大人になってこの場所に立ったとき、誰の顔色を伺うこともなく発言できるように、令和2年、捨て身の覚悟で改革のスピード、さらにさらに加速させます。

さて、1月3日、市民会館で行われました成人式に私も来賓として参加をさせていただき、はるか遠い自分の成人式と重ね合わせて見ていました。すぐに帰るつもりが、温かみのある非常に楽しい雰囲気についつい最後まで見入ってしまいました。

それでは、成人式について質問をさせていただきます。

現在の成人式の取組状況、成人式で何か特別に取り組んでいることはありますか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 現在、本市の成人式への参加については、当該年度中に20歳を迎える市内居住者や本市中学校卒業者を対象に招待状を送付しています。また、外国人技能実習生も市内居住者に含まれておりますので招待状を送付しております。さらに、在学途中に転出し、本市の中学校を卒業していない人に対しても本人の申出があれば招待状を送付しております。

これらの対象者の中から、市内4中学校ごとに2名以上の方に実行委員をお願いし、成人式の内容等について検討し、当日に臨んでおります。

本市成人式の特徴的なものとして、式典を来賓の祝辞や代表挨拶など厳粛に執り行う第1部と、幼稚園、保育園から社会人に至るまでの思い出写真や小中学校時代の担任からのビデオレターの上映を行う第2部に分けて実施しています。

また、中高校生にボランティアを募り、配付物の事前準備、それから当日の受付や司会進行などにも携わってもらっております。そのほか、市内の企業等に商品を御提供していただき、それらを抽せんで成人のお祝いとして贈っているところでございます。

○12番東君子議員 ただ参加するだけではなくて、企画の段階からみんなで意見を出し合い、動き、つくり上げてきた満足感が非常に見る側にも大変伝わってきました。正直、こんなすばらしい成人式は見たことがありません。枕崎の誇りです。この成人式を心の宝として自分の人生を歩んでいっていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられます。

今後の成人式の開催方法はどのように考えていますか。2022年以降における成人式の対象年齢をどのように設定するのでしょうか。

○末永俊英生涯学習課長 本市では、これまでどおり20歳を成人式対象者にする方向で検討したいと考えています。

昨年の11月に開催された県下19市の担当課長会でも、当該年度内に20歳になる市民を対象に検討しているという市が多かったところです。

対象者の年齢を20歳とする理由につきましては、成人年齢が18歳となった場合、そのほとん

どは高校3年生ということになり、1月の時期は大学や専門学校等の受験で多忙であること、家庭においては、進学や就職に伴う転居等を控えて出費がかさむ時期であることなどが挙げられます。加えて、晴れ着等の準備まで重なると、家計を一層圧迫することが考えられます。

さらに、対象者を18歳とした場合、初年度は20歳と19歳の人も対象となることから、成人式の開催に様々な混乱が生じることが予想されます。

これらのことから、繰り返しになりますが、従来どおり20歳を成人式の招待の対象者ということにしたいと考えております。

**○12番東君子議員** なかなか18歳という一番慌ただしくて、引っ越しの準備、県外にも何度も足を運んだりして、気持ちの面でも非常に落ちつかない時期でありますね。子供たちの負担にならないような形で行うのが一番の理想だと思います。

そして、離れ離れになっている同級生が久しぶりに顔を合わせます。大変懐かしいです。本市からも何か商品券なり、例えば各学校ごとにまとまった商品券を渡してあげるなど、喜びの声を形にして伝えることが大切だと思います。少し何か上向きになってきたような話も聞きますね、どうでしょうか、いかがですか。

**○末永俊英生涯学習課長** 成人式の成人に対するお祝いとしては、今のところ企業からの頂き物を配っているところですけども、今、議員がおっしゃるとおり、そのような市内の商品券であればですね、市内の商工業の少しでも浮揚にもなるんじゃないかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

**○12番東君子議員** 市長、声を形にするのがとうとうやってまいりました。多分、市長も私もバブル世代じゃないかなと思います。私は辰年なんですけれども、多分20歳ぐらいのときはひょっとしたら都心のほうにいたかなと思うんですね、私は下北沢っていうところに住んでたんですけど、その頃は本当に景気がよくて、周りのお友達ももう株で勝った、店出す、幾ら利がついた、そういう時代を我々はもう生きてきました。ですから、もうぎんぎらぎんぎら頭の中はもう夢だらけです。

だけど、今の子供たちはもう本当に奨学金をからって、そして一生懸命働いても家賃から光熱費から、ガソリン入れたり、幾ら手元に残るのか、そういう状況ですよ。そして、こういうふうにもコロナウイルスでも病気になったら、次の月は金を借りないといけない。奨学金をかった上にどうするのか。結婚、子供、そういう課題がもう肩にずしんとのかかっています。

それで、これただの商品券とかいうのではなくて、久しぶりに会った子供たちがこの市のお祝いの商品券を使って、市長も子供たちに夢を持っていてということをおっしゃってました。どうかですね、夢を語っていただきたいなと思います。生きる力ですね、そして振り袖も着てますし、まちの人たちも、ああ、今日成人式だったんだなっていうふうに、もし食事をしている様子とか見たら、もうそれも感じてまち全体も華やぐんじゃないかなと思います。いいことづくめです。ぜひ声を形にお願いいたします。市長どうでしょうか。

**○前田祝成市長** 今、御提案があったことについては、担当課長のほうから答弁があったとおりでございますが、それぞれの時代というのがあって、それぞれの時代の中でどうやって生きていくかっていうことをですね、やはり成人になったときというのは考える日なんだろうなというふうに思います。

その辺りについてはですね、私も既に成人式、2回ですかね、出席させていただいたと思うんですが、そういうメッセージをしっかりと伝えているつもりです。彼らが、今後どう成長していくのかっていうことの後押しになるようなメッセージをしっかりと伝えているつもりです。

当然、何かプレゼントが、現金であったりとか、商品券だったり、プレゼントがあれば喜ぶんでしょうが、それよりも彼らにどういう動機づけを与えることができるか、そういうことをやっぱり我々大人は考えないといけないのかなというふうには思っております。

まさに我々の世代の頃は本当にですね、バブルの時代に成人を迎えて、なかなかそういう何とか大変なことを思わなかったっていう部分は、逆に言うとはですね、そういう経験をしてしまったが上にですね、年を取ってからいろいろ苦労したっていう部分がございますので、彼らがですね、今20歳でこういう時代を生きていくときにですね、どういうメッセージを出せるか、そして枕崎市としてどういう後押しができるかということについてはですね、また今以上にしっかりと考えて取り組んでいければというふうに思います。

**○12番東君子議員** 自分も小さいときにですね、近所の苦手なおじさんが、ある日、思ってもいないお年玉をくれたと、そしたらその瞬間からとってもいいおじちゃんに心の中が変わりました。期待をしております。よろしく願いいたします。

児童虐待について質問をさせていただきます。

ニュースでも虐待という言葉を目にしない日はないというぐらい痛ましい事件が続いています。今、いろんな角度から、なぜ虐待に至ってしまうのか、昔と今と家族の形態はどう違っているのか、様々な視点から問題解決の糸口を模索する取組が動き始めています。

そこで、鹿児島、本市の虐待状況、これ現在どうなっていますか。

**○山口英雄福祉課長** 虐待の状況についての御質問ですけれども、厚生労働省の資料によりますと、平成29年度は全国210か所の児童相談所におけます児童虐待相談の対応件数が13万3,778件となっており、このうち鹿児島県内の3つの児童相談所で対応した件数が818件というふうになっております。

また、平成30年度におきましては、これは速報値ですけれども、全国の児童相談所におけます相談件数が15万9,850件で、前年度に比べて2万6,000件程度増、うち鹿児島県の児童相談所における件数が1,131件で、前年度に比べて313件増というふうになっているところでございます。

なお、本市の福祉事務所におきましては、平成29年度に9件の虐待相談を取り扱っております。内訳といたしましては、身体的虐待が2件、心理的虐待が5件、ネグレクトが2件というふうになっておりますが、その対応といたしましては、児童虐待防止に向けて継続して指導を実施したものが1件、母子生活支援施設その他の機関にあっせんをしたものが3件、市をはじめとして関係機関、関係者で見守りを継続したものが5件となっております。

また、平成30年度は取扱い件数が4件でございまして、いずれも心理的虐待でございます。これらの4件の対応につきましては、住民基本台帳等の支援措置をしたものが2件、訪問指導をしたものが1件、関係機関による見守りを継続したものが1件というふうになっているところでございます。

**○12番東君子議員** 事件が明るみになって虐待する親と離れて、第三者からすると、これでこの子は虐待をされずに済むなというふうに、危害を加えられないことがないと一瞬思われがちなんですけれども、この虐待を受けた子供への対応、そしてその後、子供は一体どうなるのでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 親からの虐待等によりまして、家庭から引き離す必要があると認められる児童に対しましては、児童養護施設への入所、それから里親制度による養育といった虐待をする親から切り離すといったような措置を取ることが通例であろうかと思っております。

このうち、児童養護施設につきましては、児童福祉法第41条に基づき設置されます児童福祉施設でございまして、児童相談所長の判断に基づきまして、都道府県知事が入所措置を決定することとなります。入所対象児童は、原則といたしまして1歳から18歳未満の児童とされておりまして、現在、鹿児島県内には18の施設があるところでございます。

それから一方、里親制度につきましては、施設ではなく家庭的な環境の下で子供の愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度といたしまして、児童福祉法第27条第1項第3号に基づ

き、児童相談所が要保護児童の養育を里親に委託するものです。

平成31年4月1日現在、鹿児島県内には里親として登録されている方が延べ403名、そのうち現に児童を養育している方が132名、世帯数に直しますと86世帯というふうになります。その里親に養育されている児童が111名、世帯数としては同じく86世帯となっているところでございます。

**○12番東君子議員** 今、里親ってという言葉が出てまいりました。普通の家庭環境の中で子供を育てるのが望ましいということで、国は里親委託率を引き上げることを目標に掲げ取り組んでいます。しかし、結果を急ぐあまり様々な問題が発生しているようです。

中でも非常に衝撃的だったのが、手のかかる子供は途中で育児を放棄できるクーリングオフ制度です。我々は普通クーリングオフって聞くと、洗濯機や掃除機、何か物を買って不具合、気に入らないと気持ちが変わって返すというふうに普通は使いますね、クーリングオフ制度。これ子供にも使われてます。

里親をたらい回しにされる子供の回数、多い子で50回を超える場合もあるということです。我々大人でも、引っ越しなどで環境が変わるといことはかなりの心の負担になります。

そこで、クーリングオフ制度について、実際に里親に話を伺うことができました。そうすると、子供は試し行動をします。自分をどれだけ思ってくれるのか、クーリングオフされる回数が増えれば増えるほど心の傷は大きくなってきます。お互いの相性など、ミスマッチが問題の一つかもしれないと貴重な御意見を頂きました。

枕崎に住んでいて、虐待を受けた子供の将来が非常に心配です。未来ある子供たちのためにできること、何でしょうか。

**○山口英雄福祉課長** まず、今、質問者が言われましたクーリングオフということですが、これは先ほど申しました児童相談所が里親にこの養育の必要な虐待を受けた子供を委託する、それを途中で解除するという意味だと思えますけれども、里親制度を実施する場合にはですね、やはり虐待を受けた子供も、それからその子を受け入れようとする里親のほうも人間ですので、いろんな性格とかいろんなことがありますから、マッチするかどうかというのを繰り返し繰り返し慎重にマッチングを行います。

例えば、試しに二、三日の宿泊とかですね、そういう短期間の宿泊なんかも何度も積み重ねて、これは相性がよいというふうになった、そう判断されたときに里親としての委託が開始することになります。ただ、養育していくうちに、やはりそれぞれすれ違いがあったりして、最終的に里親の委託の解除というふうにつながるものではないのかなというふうに思っているところです。

その虐待を受けた子供たちが、未来ある子供たちのためにできることは何かということがございますけれども、いかなる事情があろうとも児童虐待はあってはならないものだというのは当然のことでございます。児童虐待の未然防止あるいは児童虐待の早期発見、早期対応のためには、何といたっても日頃から児童のどんなささいな変化もいち早く気づき、必要な情報を共有しながら関係機関、団体等が連携して対応していくことが重要だというふうに思っております。

今後とも、庁内の関係課はもちろんのこと、庁外の関係者や関係団体、関係機関等との連携をさらに密にしながら、児童虐待の未然防止、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

**○12番東君子議員** 鹿大で行われました虐待問題を考える会、これに参加してきたんですが、鹿児島が一番の問題点、今すぐ助けてほしい、緊急避難場所、子供シェルター、これがないんですね。そして、すぐにでも取り組まなくてはいけないこと、意思決定の場所に各専門家だけではなく、現場でいつも子供たちを見守っている方々に参加していただき、ありとあらゆる角度から考えを出し合い、児童対策地域協議会、こういったものをつくって、急ぎ動かしていくことが非常に大事だということでした。

我々もですね、ただ行政機関に全てを委ねるのではなく、一人一人の大人たちが一体子供たち

に何ができるのだろうか、真剣に考えて行動していくことが大切だと思います。

せっかくですね、子供たちが大変楽しみにしてたんですが、実はコロナウイルスの影響で、枕崎小学校で行われるはずだった子ども芸術祭典、これも中止になりました。それで、こういう方々っていうのはどういう気持ちで、こんなふうに変なことを行っているのかなって興味を持ちまして、運営を支える方々に活動を通して今の子供たちについて話を伺ってきました。すると、今の子供たちは、地域のつながりの薄さ、SNSの普及、スマホやゲーム依存の問題、子供の貧困など、大きく環境が変わってきています。

身近な公民館や学校で地域の方々が集まり、生の舞台をみんなと一緒に見ることは、子供の心に栄養を与え生きる力にもつながります。子供は芸術や文化的活動に参加することができる、これ子どもの権利条約第31条にちゃんと書いてあります。条約というのは世界の人たちとの約束です。だから、法律よりも偉いんです。これは憲法第98条に書いてあります。

目に見えにくい、すぐに結果が出ない子育てという作業、こういうところに市も力を入れてほしいと思います。

市長、子供の心に栄養を与える生きる力、これどういうふうを考えますか。

**○前田祝成市長** ただいま質問がありましたところについてお答えしたいと思います。

やはり先ほど福祉課長からありましたけれども、子供の虐待というのは絶対にあってはならないことだというふうに認識しておりますし、それをいかに我々地域の間が、あるいは周りの人間が早期に発見することによって、子供の虐待をなくすかということに取り組んでいかないとけない重要な課題だというふうに認識しております。

警察の人とか、いろんな関係者の方々とお話をしてもですね、その家族内のクライシスとか、危機というところに踏み込むタイミングといいますか、プライバシーの部分があってですね、そのプライベート空間の中にどうやって入っていくかというところ、非常に難しいところであると思います。

ただ、そうは言ってもやはり日常的にですね、その辺りを気づく社会というのをつくっていかないといけないというふうに思っています。何かこうルールをつくってシステムチックに動くことではなくてですね、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、日常的にいかに気づくかというところが非常に大事だと思いますので、市民一人一人がそういうことを常に敏感になるようなですね、そういう心持ちを持つといていただきたいなというのはあります。

そういうためにもですね、我々がやはり日頃から市民の皆さんにそういう啓発活動をしていくというのは非常に大事であろうというふうに思います。

そういうことでですね、子供たちの生きる力とかですね、子供たちを何というんですかね、動機づけるとか子供たちに言葉をかけてあげる、子供たちに手を携えるとか、自分たちが携わっていくということによってですね、子供たちの生きる力というのでも出てくると思いますので、確におっしゃられるように本当に社会環境がですね、先ほど質問者からもありましたように、地域のつながりの薄さだとか、SNSだとか、子供の環境が昔とすると変わってきているという部分はあります。

これも先ほどの成人式の話じゃないですけど、そういう社会だからこそ過去のようですね、我々の過去を羨むとかそういう話ではなくてですね、現状で何ができていうことを現実的に考えていく必要があるかというふうに思います。そこについてはですね、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

**○12番東君子議員** 私は、全国うろうろ回っているんですけども、子育て、長男が小さいときは沖縄にいて、そのときに、もう今では本当に珍しいんですけど、紙芝居のおじちゃんですね、バイクに乗ってきて、それでみんな飴をもらって、50円取られたか、飴をもらって、そしてみんな芝生のところに座って、そんなにおじちゃんは上手じゃないんです紙芝居が、だけ

ど子供たちは目をきらきらきらきら輝かせて見てるんですね。やはり、そのときの状況を子供も覚えてます。

だから、本当にいろんな格差がありますけれども、子供たちの教育に格差があってはいけないと思うんですよ。それにはやっぱり心の栄養、こういうふうにさっき言いましたけど、体育館で行われるはずだったんですね、それ子供たちはみんな楽しみにしてて、やっぱりそういう日頃から生の舞台や芸術に触れる機会、こういうのをこれからたくさん子供たちにもつくってあげたいなと思います。希望を出しますのでよろしく願いいたします。

次、子供の教育について質問をさせていただきます。

「まくらざき家庭教育手帳」で発信していることをお聞かせください。

**○末永俊英生涯学習課長** ただいま質問者からありましたまくらざき家庭教育手帳というのは、このようなものでございます。平成30年度から各市内の小中学校の長子世帯に全世帯配っております。

令和元年度に配布しましたまくらざき家庭教育手帳については、利用者である保護者と学校関係者へのアンケートで要望の多かった内容に加え、社会情勢等を勘案して、重要度の高いものを選んで作成しております。

掲載している内容につきましては、具体的には、「家庭での親子関係に関すること」「家庭学習の推進に関すること」「体験活動に関すること」「読書活動に関すること」「思いやりの心の育成に関すること」「メディア利用のルールに関すること」など6項目を掲載しています。

特に、子供たちが安心して過ごせる家庭環境をつくるための家庭での親子関係に関することと家庭学習の推進に関すること、情報化社会に対応していくためのメディアの利用ルールに関することについては、多くのページを割いているところです。

保護者に対して実施しましたアンケート結果では、学級PTAで活用した、家庭教育学級で読み合わせした、大事なページをコピーしてPTAの資料にしたなどといった意見が多く、PTA活動や家庭教育学級をはじめ、学校保健委員会など有効に利用されているようでございます。

**○12番東君子議員** まくらざき家庭教育手帳、こういうすばらしいものができてますので、ぜひ引き出しに入れてしまうんですね、なかなかこう見ようとしませんので、いつでもテーブルの上に保護者の方も置いていただいて、いつでものぞけるように手の届くところに置いていただきたいなと思います。

そして、最後の質問になります。

子供たちの心の悩みをサポートする取組、これは何かされていますか。

**○末永俊英生涯学習課長** 子供や保護者の心の悩みをサポートするために市民会館の生涯学習課公民館係内に「心の悩み110番」を設置し、相談には2人の社会教育指導員が当たっています。

心の悩み110番については、広く市民に知っていただくために、広報まくらざきに毎月掲載して紹介しているところです。

また、保護者には先ほど申し上げましたこのまくらざき家庭教育手帳の中に県の相談機関等も含め掲載しています。

さらに、子供たちにも本市の心の悩み110番をはじめ、県内の公的相談機関等の電話番号を記載したカードを作成し、市内全ての小中学生に配付しております。このような小さいカードでございます。

**○12番東君子議員** そういうカードができたということで、子供たちは何かあったときに、ここに電話をすればいいなというふうにお守りになると思います。

本当にですね、この間の一般質問でも言ったんですけど、教育現場、先生たちはどれだけ大変かもう私もよく分かってます。何十周年記念という場面にいつも自分もPTA役員で当たったんですけど、本当にあの成人式もそうなんですけど、1つの行事を完成させるっていうのはもう本

当に忙しいですよ、それはよく分かります。

忙しいですねって言いながら、最後にはよろしく願いしますっていつも言ってるんですけども、大変仕事を増やしてしまうみたいですが、やっぱり最後はもう教育しかありません。本当に子供たちのことをよろしく願いいたします。

最後に、枕崎で生まれ育った子供たちがどんな環境にあっても負けることなく自分の夢に向かって成長ができますように願いを込めまして、私の一般質問とさせていただきます。

○中原重信議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時8分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○4番沖園強議員 本日の最後の質問者となりました。げすの勘ぐりと思われぬような質問にしたいと思っております。お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

2月24日の南日本新聞に「崩れる『法の支配』」との見出しのコラムが掲載されました。その記事を要約すると、自由、民主主義、人権と法の支配は日本の基本的価値であると安倍晋三首相が演説で強調するが、少なくとも、今、法の支配は崩れている。それを痛感したのは、2月13日の衆院本会議での検察人事について「国家公務員法の規定が適用されると解釈することとしたところ」と法解釈を揶揄した安倍首相の答弁を紹介してございました。

また、法の支配については、専断的な国家権力の支配（人の支配）を排斥し、権力を法で拘束することによって国民の権利・自由をやゆする原理であると憲法の教科書とされる芦部信善氏の著書「憲法」を紹介して、法律に違反していないかと考えるとき、法律の解釈が不安定では私たちの生活は成り立たないと結んでございました。

私たち地方自治においても、法律に基づく条例の解釈が不安定では市民の生活は成り立たないと示唆を与えるコラム記事でございました。

職員が、市民の福祉の増進・公共の利益の増進を目指して安心して働くためには、法や条例による毅然とした行政執行が求められております。

そこで、市長に不当要求行為とはどのような行為を指すのか、まずもってお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市では、事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的要求行為に対し、組織的取組を行うことにより、不当要求行為等に適切に対処し、職員の安全と公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に、不当要求行為等の対策に関する要綱を定めており、この要綱の中で不当要求行為等を定義づけております。

具体的に申し上げますと、「暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為」「正当な理由もなく、職員に面会を強要する行為」、「乱暴な言動により職員に身の安全の不安を抱かせる行為」「正当な権利行使を装い、若しくは社会的相当性を逸脱した手段による寄付金・賛助金の要求、機関誌・図書等の購入の要求、工事計画の変更・工事の中止・下請参入等に係る要求、許認可等の処分若しくは行政指導の実施に係る要求又は補助金若しくは交付金等の要求に関する行為」「庁舎等の公共施設の保全、秩序の維持及び事務事業の執行に支障を生じさせる行為」、「その他これらの行為に類する行為」として定義してございます。

○4番沖園強議員 今、市長が御答弁なされました枕崎市不当要求行為等の対策に関する要綱、今、市長が読まれたんですけど、そうすると不当要求行為はその要綱に定義されているんですけど、9月議会で要綱第8条による対策委員会は今まで開催していないとこう御答弁されたわけ



ですよ。ということは、今、市長が述べられた要綱に定義されている不当要求行為と思われるような事例はなかったのか、あったのか、あったけど開かなかったのか、どっちなんですかね、お示してください。

**○本田親行総務課長** これまで各課等の窓口等において、乱暴な言動や大声を発するなどの手段により要求の実現を図る行為等があったため、庁舎からの退去命令を発するまで至ったトラブル等については、何件かあったところでございます。

また、不当要求行為等対策委員会による会議の開催についてのお尋ねですが、この要綱に基づく不当要求行為等対策委員会による会議を開催し、不当要求行為等に係る個別の案件について審議し、必要な措置を講じた例はないところであります。

**○4番沖園強議員** 9月議会からすると一歩踏み込んだ御答弁なんですけど、先ほど質問者の答弁に、塔切地区の問題等の御答弁があったんですけど、それによりますと調停申立てが不成立に至った要因、昭和60年地籍調査による法定外公共物の筆界、境界と相手方の主張する境界にそごがあると、そごがあるから民事調停委員会は相手の合意が得られないと、双方の合意が得られないということで判断して、不成立になったとこういった答弁だったかと思うんですけど、そしてその結果まだ工事が完成していないと、そういったことで理解してよろしいでしょうか。

**○前田祝成市長** 先ほど農政課長から答弁があったとおり、調停については不成立したと。

そして、現在はその工事については、まだ最終の完成までは至っていないという状況でございます。

**○4番沖園強議員** そうすると、先ほど市長が読み上げた不当要求行為等の定義として、4号に正当な権利行使を装いですよ、装っているのかどうか知りませんよ、途中省きます。割愛して、工事計画の変更、工事の中止、これを余儀なくされているということにはつながらないんですか。

**○本田親行総務課長** この要綱につきましては、目的を市長が申されましたけれども、暴力的行為、暴力団等の対策等に対する庁内の取組について、要綱で定めているところでございますけれども、この工事の中止、議員が言われたような件につきましては、そういう請負業者を指していることと捉えております。

**○4番沖園強議員** それじゃないでしょう。それじゃないと思いますよ。暴力団とか請負工事業者ばかりじゃないと思いますよ。一般の市民、また時によっては議員もそれに対象になると思いますよ。今までもいっぱいこう、そういったことを見たり聞いたりしてきたんですけど、先ほど総務課長から答弁があったように、あったけど委員会は開いてないということですよ。

明らかに、第2条の1号から6号までに該当する者は、先ほども言いましたが、何度も目にしたり聞いたりしてきました。

なぜ委員会を招集、開催しないのか、どうも腑に落ちない。不当要求行為等の対策に関する要綱はある。しかし、委員会は開かない。そうすると職員は、委員長は副市長、副委員長は総務課長ですよ、委員長、副委員長に報告したことはあるんですよ。先ほどの答弁からするとあると見てるんですけどどうなんですか。

**○小泉智資副市長** 具体的な書面をもって委員会開催というような要望にはなっておりません。

**○4番沖園強議員** そんなら委員長は、副市長は市長には報告してるんですか。

**○小泉智資副市長** 私のところに、具体的な書面等を通じて委員会開催の要請ということでは来ておりませんので、そのことを市長のほうに報告ということにはなっておりません。

**○4番沖園強議員** いや、副市長。委員長に来ていないんじゃないじゃなくて報告はあるんでしょう、委員長には。文書ではないけど書面をもっては——書面でないと開催できないんですか、委員長は。

**○小泉智資副市長** 書面をもって手続を取ってということになっております。

**○4番沖園強議員** その書面をもってちゅうのは、要綱のどこにあるんですか。

**○小泉智資副市長** 第8条「書面により所属長を通じて委員長に報告」という部分に該当する

と思われます。

○4番沖園強議員 確かに、8条に書面をもってあるんですよね。そうすると、そこでどうも腑に落ちないのが、ほんなら職員はそこを報告するのに、なぜ書面をもって報告しないのかということが気になるんですよ。そうすると、職員が書面をもってしないから委員会が開催されない。職員の怠慢なのか、あるいはそういった委員会を開催しないのもそういった指導が足りないのか。そうですよね。そういったところはどなっているんですか。

○小泉智資副市長 指導云々ではなくて、こちらのほうに要綱として定められているということでもあります。

○4番沖園強議員 職員は、書面をもって報告すべきでしょう。それも職員の怠慢かもしれない。しかし、そこをまた指導をするのも市長、副市長の責務じゃないんですか。こういった形ではね、職員の身の安全は誰が守るのかと。安心して市民の福祉向上、そういう共益のために働く保障を誰がするのかということになるかと思ひます。

実際、職員の皆さんが、この要綱によって物事が解決できないということであれば、職員がいろいろいされているような状況になっっているんじゃないかなと私はそう思ひます。

先ほど安倍首相のコラムを申しましたが、いわゆる法の支配が崩れているということにつながるんじゃないでしょうかね。

そこで、要綱は、法令に基づく制度に関して運用面などは行政内部の一般的な準則にすぎないと、市が定める条例・規則と異なっって市民に対して直接法的な拘束力がない、効果がないとこう言われております。ということは、裏を返せば市民に対して直接法的なそういった拘束力、効果がないから委員会を開かないのかなということも言えますよね。この件について、要綱についての市長の見解をお聞きします。

○前田祝成市長 法的な拘束力がないから委員会を開かないということではなくてですね、そこに委員会を開かないというのは、先ほど副市長からもありましたけれども、実際そういう流れになっっていないということはあるひます。

委員会を開かないという判断についてはですね、委員会を開く、開かないというような書面による要請がないということもそうなんですけれども、今回の議員がおっしゃられている案件につきましてですね、私のほうは直接そこの中に入って相手方と交渉しているという部分もありまして、その辺りの判断の中でですね、今こういう状況になっっております。

それをいかに解決していくかということについてはですね、先般、調停のほうでその解決策を模索しましたがそれができなかつたと、そしてできなかつたという状況の中で、今、相手方と話をしてですね、その工事の終結といひますか、工事の終了に向けて取り組んでいるところでござひます。

ですので、今の事例に関して言ひますと、そういう状況であつて、実際我々が相手方と交渉している中でですね、この委員会を開いていない、要綱に沿うようなものというふうになっまだ判断していないというのが事実でござひます。

○4番沖園強議員 市長ですね、過去には、ある職員が不当要求的なことを受けて、また別な職員がそれを守ろうとして警察が来てくれたことがあつたと、そういった事例もたくさん見てきました、聞いてきました。

そういったことで、今、全国各地の自治体ではですね、その不当要求行為等に対する条例化をしているところは千葉県もそうだし、岐阜県羽島市もそうだし、奈良県五条市もそうだし、いっぱいあるんですよね。そして、そこは不当要求行為等に対応するマニュアルをつくつてあると。当然、要綱があるちゅうことは本市もマニュアル的なものはあるでしょう。

しかし、先ほど申しましたように、法的な拘束力がないから条例を制定してですね、職員も執行部も共有し合つてですね、対処していかないと行政執行が滞つてしまひますよ。いっぱいそう

いう光景を見てきてますから、それは否定できないと思います。見てきているということは否定できないと思います。これ以上は私、突っ込みません。

格言の中に「卵を割らないとオムレツは作れない」と。そして、ウォルト・ディズニーが「現状維持では後退するばかりである」と、こういった名言もあるんですけど、どうかひとつ市長です、毅然とした行政執行を担保するためにですね、ぜひ条例の制定を急いでいただきたいと、いかがでしょうか。

**○前田祝成市長** 今、条例の制定という議員からの御提案がありました。今のところですね、条例の制定というのは私自身のところではまだ考えておりません。

先ほど、答弁にもありましたし、議員のほうからもありました。条例を制定することによってですね、市民の責務であったりとか、職員の責務ですね、職員がその要求に屈しないとかですね、市民が要求をしないというふうですね、そういう条例の制定というのはですね、一定の不当要求に対する抑止効果というのはあるかというふうに認識はしています。認識はしていますが、しかしながらですね、今の段階で言いますと、市民と行政との関係構築の中でですね、強い要求であったとしても市民からの要求であるならば、何とか話し合いで解決するというのが望ましいと私は思っております。ですので、そこは今の私自身の考え方としては、まだ条例制定は考えていないというのが結論です。

ただし、ただしですね、職員を守るという観点も非常に重要なことだというふうには認識しております。ですので、様々なケースを考慮した中でですね、どうしても条例制定による抑止力というものが必要だと判断した場合にはですね、しっかりと制定に向けての努力を続けていきたいというふうに思います。

今、御指摘の案件につきましてはですね、まだ最終の交渉をしている段階でございます。そこについてはですね、私は先頭になって相手方と交渉してですね、工事終了に向けて努力したいというふうに考えております。

**○4番沖園強議員** これでやめるつもりだったんですけど、また市長がそんな答弁をされれば申し述べないかんですけど、千葉県等のマニュアルによると、トップには対応させないというのが鉄則なんです、不当要求行為等については。ほかのところも、ほとんどそういったマニュアルになっていると思いますよ。

そりゃ市長の思いも分かりますよ。だけど、そこに対応、対処しているのは職員ですよ。もうこれ以上は申しません。

なぜほかの団体が条例を制定するか。職員が安心して公益のために働くための補償を担保しなければいけないとそういうことだと思います。ましてや自治体によってはポスターを作ってですね、そのマニュアルに沿ったポスターを作って庁内に貼り出しているというところもありますよ。きれいごとばかりじゃいかんと思いますよ。これは要望に代えておきます。

次に、環境行政についてお尋ねしてまいりたいと思います。

通告に、ヤンバルトサカヤスデについて通告してございますが、今年は非常に暖冬で、正月から発生が見られ市内に蔓延しているんですが、今回、施政方針で市民が購入する薬剤補助の拡充を図るとこうしてございます。

当初予算でも121万5,000円、昨年の当初ベースは20万だったかな、大幅に増額計上してるんですが、今回のこの拡充策は薬剤補助、個人の購入に対する薬剤補助の2分の1とされていると思うんですけど、その積算根拠、そして公的施設や公道等の対策についての増額、当初予算ベースの計上に何か特別な配慮があるのかお聞きしておきます。

**○日渡輝明市民生活課参事** ヤンバルトサカヤスデについては、本市では平成15年に発生が確認され、県内においては現在25市町村で発生が確認されており、蔓延防止と駆除対策等が各市町村で図られているところです。

民有地につきましては、原則として個人で薬剤散布をお願いしていることから、発生地域にお住まいの方々の経済的な負担について、これまでも負担軽減について要望が寄せられているところでございます。

こういったことから、今回、衛生害虫薬剤補助として、これまで4分の1程度で補助を行っていた薬剤費について、2分の1以内で補助を行うよう拡充を図りまして、新年度の当初予算のほうで計上をしているところでございます。

今回、2分の1補助ということで拡充を図ったわけなんですけど、これにつきまして近隣市の状況を見ますと、南九州市では薬剤購入費の70%、同様に南さつま市でも薬剤購入費の70%が市から補助をされている状況でございます。

これにつきましては、本市のほうでは公道部分については、生活環境保全事業のほうで委託として業務を実施しておりますので、こういった観点から2分の1補助ということで拡充を図ったところです。

○4番沖園強議員 ということは、公道等は従来どおりということで理解してよろしいですか。

○日渡輝明市民生活課参事 公道等につきましては、これまでと同様に生活環境保全事業の中で対応をしていきたいと考えております。

○4番沖園強議員 今、参事のほうから説明があったように、確かに南九州、南さつま、70%で対応しているようです。

そこで、ちょっと分かりやすいようにと思って簡単な図面を作ってきたんですけど、今、そこから見れば左側になるのかな、こっちから見ると、山手側は樹木をちょっと書いてある。ここに3戸ほどしてあるんですが、そして下のって言えばいいですかね、集落が形成されていると、農村部の事例ですよ。

そして、今はこの赤線の部分を道路とみなして、ここの公道に薬剤散布をしていると。そして、この今、山際の人とせばいいんですかね、山際の方々は一生懸命自分のことですから駆除する。蔓延防止に公道には行政が対応してくれていると。そうすると、この集落の方々が形成している集落内は、山際の人たちが対応しているもんだからヤスデはいないと。同じ地区の住民として非常に申し訳ないんですよ、この山際の人たちに。

今回、2分の1に拡充されたから、ある程度は負担は軽くなったでしょう。だけど、この山際の人たちは、やはり2分の1の負担をしていかないといけないと。行政としては、公道というそういう位置づけでされているんですけど、この山際の人たち、山際に限らずあるいは海岸端の人たち、この御苦勞というのはなった人でないと分からない、理解できないと思います。

そこで、南さつま市の事例と南九州市とあったんですけど、南さつま市の場合、公民館、校区公民館あるいは公道、それは無償で当然枕崎市と同じで自治会に配付している。そして、自治会がそういった箇所に散布したときは、来年度時給919円、会計年度任用職員の単価に合わせているみたいですけど、助成をしている。そして、蔓延防止にそういった山際の人たちの対応を図っているということらしいんですよ、市長。

今回、2分の1で山際の方々は、大分こう負担が軽くなったかもしれないんですけど、そういった方々の苦勞を考えたときに旧態依然とした、ただ2分の1にするのではなくて、そういった南さつま市みたいな取組はできないのかなと。

南さつま市のパンフレットなんですけど、こういうのを詳しく書いたパンフレット等を作って配布しているようです。そして、南さつま市の場合、個人が購入するときは市に証明書をもって、それから各自が各JAで購入すると7割の補助になるということらしいんですよ。

そういった具体的な事例を、担当課は恐らく調査していると思うんですけど、本市もですね、もう一步、もう一步こう踏み込んでですね、本当に被害に遭っている方々の救済措置を考えていただきたいと思うんですけど、市長いかがでしょうか。

○前田祝成市長 ただいま議員からありました南さつま市の事例につきましては、ちょっと私勉強不足でそこまで把握しておりませんでした。今いただいた御意見を勉強させていただいて、そして担当部署のほうと調整はさせていただきたいと思えます。

ただ、現状についてはですね、このような形で50%補助ということで御理解いただきたいというふうに思えます。

現状把握、そして実際にそういう御苦勞をされている方々の声あるいはその現状をですね、やっぱり個別具体的にしっかり見ていかないといけないと思えますので、その辺りは努力していきたいというふうに思えます。

○4番沖園強議員 今回、2分の1に拡充していただいて本当ありがたいんですが、ほかの市町村の事例もごございますので、ぜひ前向きにですね、検討していただきたいと思えます。

次に、ごみ焼却関係をお願いしたいと思えますが、今回の施政方針でごみの収集運搬体制や中継施設の在り方について、具体的な構想を持って検討を進めるところ述べられております。どのような検討をお考えになられているのでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 （仮称）南薩地区新クリーンセンターについては、令和6年4月供用開始に向け、現在準備が進められております。

令和元年12月26日に南薩地区衛生管理組合工事等総合評価委員会が発足し、廃棄物処理施設の建設工事等に係る落札者決定基準と事業者選定に係る所要の事項について審議が始まっており、昨日3月2日には入札公告も公表され、現在、手続のほうが進められております。8月下旬には、落札候補者を選定し総合評価委員会の選定結果を踏まえ、9月中旬には落札者を決定し組合議会の議決を経て契約を締結するスケジュールとなっております。

（仮称）南薩地区新クリーンセンターについては、南さつま市金峰町高橋に整備されることから、一般家庭から排出されるごみの収集体制・運搬方法の見直しや直接搬入が必要な粗大ごみ、ボランティアごみなどの受入れ拠点施設として、本市に中継施設の整備が必要になります。

現在、庁内の会議において協議を進めておりますが、市民の利便性が低下しないための中継施設の在り方について検討を進めているところでございます。

○4番沖園強議員 今あったように、市民の利便性が低下しないようにということで中継施設を検討していくと、内鍋清掃センター跡地になる公算が強いんでしょうけど。来年度のクリーンセンターの整備事業負担金が9,800万程度ですね、あるんですが、いよいよごみ収集運搬体制や中継施設の在り方について、本市でも具体的な検討をしていかないといけないという時期に差しかかってまいりました。

そうすると、現在の南薩地区衛生管理組合におけるごみ処理施設の運営費の負担割合、案分率ですよね、これ均等割30%、実績割——搬入割ですよね、早く言えば、70%、3対7。この3対7の案分率について、市長はどのような見解を持ってるんですか。

○前田祝成市長 今回の新クリーンセンターの建設につきましては、当然負担割合の部分についてはですね、協議の中で我々も強くいろいろ意見を言わせていただいております。

イニシャルコストに関しましては、均等割30%、そして人口割70%という形で、相手方というか協議の中で話をしました。これについてはですね、イニシャルコストという部分については、ある程度の費用案分っていうのは必要かなというふうに思っております。

ただ、実際、供用が開始された後のランニングコストですね、こちらのほうについてはですね、私の考え方としては、広域で事業を行うということ考えた場合、広域の人口が何万人かになるわけですね。ですから、30%今まで共通案分してた部分を広域の人口割にしてくれと。そして、7割の部分を搬入割にしてくれっていうことをですね、もう当初から強く要求させていただきました。

ただ、実際、今回の決定ではですね、今までどおり均等割3割、搬入割7割ということで最終

的には決まったわけなんですけれども、そこについてはですね、私自身も組合議会のほうにもそのプロセスをしっかり話をしてくれと、私がこういう主張をしたと、枕崎市はこういう主張だったということですね、プロセスを話をしてくれてという要望も出してありますし、実際供用が始まるまでもまだ時間がありますので、その中でもまた強く言っていきたいと思っておりますし、実際供用が始まってからも主張していきなというふうには思っております。

ただ、実際のところですね、やはりそういう中でですね、それは主張する部分は主張します。ただ、市としての努力も当然していかないといけないわけで、そのごみ減量化であるとかですね、その辺りのサービス向上を維持しながらもですね、市民の皆様にもいろんな御負担というか協力をしていただくということですね、強く進めていかなければいけないというふうに思っております。費用の負担については、そういう主張を枕崎市として強くやっているところでございます。

**○4番沖園強議員** 本市の市長として、非常に心強い御答弁をいただいたんですけど、もう一枚のパネルをちょっと用意してみました。30対70が3、25対75が1、20対80が2、10対90が2、0対100が1、100対1が1と、これ分かりますよね、この数字。そっちから見れば左になるんですかね。30対70、これ今の南薩地区衛生管理組合の負担割合ですよ。均等割30、そして実績割70、均等割対実績割の表なんですけど、今、県内に10か所の衛生管理組合がございまして。その数字なんですよ。

先ほど市長は、70対30、人口割を70にしてくれと30にしてくれということだったんですけど、この数字を見て私、いつも前から不可解に思ってたんですよ。

これをもうちょっと詳しく申し上げますと、南薩地区衛生管理組合が均等割30、実績割70ですね。指宿広域市町村圏組合が均等割30、実績割70ですね。そして、種子島地区広域事務組合が均等割30、人口割30、実績割40、これ応能応益の関係からいきますと、人口割と実績割はもう足していいんじゃないかなと思うんです。人口に対して大体実績割はついてきますので、そういった見方をしております。

伊佐北始良環境組合が均等割25%、実績割75%、曾於南部厚生事務組合が均等割20%、実績割80%、徳之島愛ランド広域連合は均等割20%、人口割80%、大隅肝属広域事務組合が均等割10%、人口割40%、実績割50%、北薩広域行政事務組合が均等割10%、人口割40%、実績割50%、大島地区衛生組合ごみ処理施設は人口割だけで100%なんです、大島地区は。沖永良部は、これ泊町が人口52%、知名町が48%であるものだから、大体似たような町であるということで、均等割だけで100%という構図になっているようです。当然、市当局もこの辺は調査してると思うんですよ。

こういった先ほど市長が実績割70%にというような、均等割を30%にと逆転しなさいというようなことなんですけど、もうそれに近いような形なんです、ほとんど。だから、もうちょっと強く申し上げてもよろしいんじゃないかなと、10%、この沖永良部の場合の均等割100%、これはもうお互い似たような街で一緒になってますので、100%で全然支障はないでしょう。

先ほど市長が答弁されたように、枕崎市民の利益を考えた場合には、市長はもう本当に力強い御答弁だったんですけど、それが実現するようにですね、ランニングコストを令和6年か、供用開始が始まってから協議しても始まらないと、その前に解決しないといけない課題かなとそういうふうに思いますので、ぜひですね、幹事会等とか組合議会等で頑張ってくださいと、副市長もですよ、頑張ってくださいとお願い申し上げますが、この負担割合についていかがお考えでしょうか。

**○前田祝成市長** 私の手元にも今資料が来てきまして、これ実際交渉の中でも使わせていただいているんですけども、私が主張したのは人口割を30%、そして実績割70%っていう主張をさせていただいております。

これはなぜかという、人口割30%の部分を均等割にしてしまうと、もう人口が多いところ

も少ないところも同じ均等割になってしまうと。広域でやっている価値というのは、その広域エリア内の人口を全て100にして、それを人口割でしてくれってということで、30%部分については人口割を主張しました。7割については、実際のもが入っていくということでやっております。

実際ですね、私のほうの手元の資料では、実際指宿のほうがそういう形でやっているというふうに認識しています。指宿は、人口割30%、処理量割、搬入割ですね、搬入割70%っていうことでやってるっていうことですね、実際、この指宿の場合は南九州市が入っていらっしゃる部分もあったりとかするものですから、そこも含めてですね、南九州市にも御理解いただきながらですね、その幹事会の中でも主張しているところでございます。

あとは、日置市と南さつま市の主張が当然でございますので、その辺りでですね、今のところはまだこれまでどおりの均等割30の実績割70ということになっております。

ただ、そこについては、おっしゃられるように、本当に枕崎市としての主張を続けていくということは努力していきたいと思っております。

**○4番沖園強議員** 大変失礼いたしました。今、市長が言われるように、指宿の場合は人口割30%、処理量割70%になってるようです。ぜひですね、もうこれ100%ですよ、早く言えば。均等割がないという状況ですよ。

ぜひ南薩地区衛生管理組合のほうでもですね、枕崎市の立場を今の市長の固い意志の中で主張していただきたいと要望に代えておきます。

次に、償却資産の件についてですが、昨日、税務課長の御答弁の中に、償却資産の申告態勢を1,194件行ったと、申告された方は503件でありましたと。そのうち申告の必要のない償却資産なしの方が150件程度であるという答弁だったかと思うんですけど、通告と若干順序が変わるかもしれませんが、申告態勢をしたにもかかわらず、申告されていない残りが691件ですかね、あるわけですよ。

その691件については、今後どのような対応を取られていくのか。そして、まとめてお伺いします、時間の都合で。申告態勢に対する不服申立ては来ていないのか、それとこれ9月議会の質問と若干かぶるんですけど、近隣団体の申告態勢の取組の状況はどうなっているのか、それと9月議会で納税者へ再配分するという力強い市長のメッセージがあったんですが、新年度予算には地方創生総合戦略に施策としてどういった形で反映されているのか、お聞きします。

**○神園信二税務課長** まだ申告をいただけてない皆さんには、今後も引き続き広報も含めましてですね、申告をいただきますように声を根気強く続けていきたいと思っております。

それと、態勢に対する不服申し立てということで、窓口でいただきました御意見の中には、なぜ申告は必要なのかという問合せ、それとどうして今になって申告をさせるのかという苦情、なぜ5年間の遡及課税を行うのかという苦情が寄せられております。

私どもの広報の努力が足りなかったことにつきましてはお詫びを申し上げながら、地方税法の規定を説明しましたところ、ほとんどの方には御理解いただきました。

一方、従来から法に基づきまして申告も納税のほうも行ってくださっている方からの苦情、御意見等は私どもには届いておりません。

なお、今回の申告態勢の結果、申告を出していただきまして課税が発生した方からの不服申立てというところにつきましては、現在のところ申出はございません。

それと、近隣自治体の取組というところでございますが、近隣自治体の税務課長が集まります会議につきましては年5回あるんですけども、この会議のたびに近隣自治体の税務課長に対して足並みをそろえた早期の取組をお願いしておりますが、各団体とも御事情がありますのか、その団体の動向につきましては、各自自治体の御判断によるものというふうに考えております。

**○前田祝成市長** 今、税務課長から報告があったとおりでございます。

近隣自治体に関しましては、私のほうもですね、直接、近隣の首長に対しましてはですね、枕崎市はこういう取組をやっているということですね、ぜひ足並みをそろえてくださいという要望はですね、常に話をさせていただいているところでございます。

それと、これをどう再配分するかということに対しまして、今回の当初予算の中で示せる部分、そして今後、取り組んでいかないといけない部分というところがあるかと思えます。

まず、直接的に再配分策として取り組んでいるわけではないんですが、新年度の新規事業として、農政課の農業振興策としての高性能茶機械施設等導入支援補助事業がございまして。

そのほか農業後継者支援でありますとか、枕崎ブランド発信事業、またお茶に関しましては、新規のPR事業等も当初予算に組み込んでおります。

対象となる納税者に対して、ピンポイントで納税額の一部を還元するといったような事業として目に見えるものは難しいとは思いますが、課税状況等をしっかりと精査した上で、今回の新規申告者に限らずですね、償却資産の課税対象を多く抱える農林水産業の事業者の皆様方に対してのですね、農林水産業振興につながる補助事業の創設、これについては継続的に取り組んでいく必要があるかというふうに考えているところでございます。

**○4番沖園強議員** ありがとうございます。いろんな御意見等が聞かれると思うんですが、ピンポイントでそういう施策というのは非常に難しいと思うんですね。今、市長が言われたような対応というのが、また市民に理解を得られやすいのかなとそう思います。

償却資産の申告漏れについては、納税者及び当局の認識、双方の認識不足であったということが指摘されているんですけど、確定申告で納税者が償却資産を申告した以上、もうそれは納税する義務があると。また、公平負担の観点とか法に基づいた申告態勢は行政としての責務だろうと、しなきゃいけないだろうと。

ただ、先ほどから税務課長の答弁でもあったように、市長の答弁でもあったように、近隣市町が足並みをそろえないと、本市が何か徴税体制が厳しいんだという、こうがった誤解を招くようなことになりますので、歩調を合わせた取組というものを今後もぜひ近隣市と協議をしていただければというふうに御要望申し上げます。

もう時間が大分押してまいりましたので、公有財産についてまとめてお尋ねしておきます。

塩漬け地になっている公有財産、特に行政財産なんですけど、その見解ということなんでお聞きしたかというのと、昨日の永野議員の質問に対して、市長が非常に前向きな建設的な御答弁をされてたんですけど、枕崎駅から火之神公園へストリート性のある取組をとということで、東京ベンチプロジェクトだったですかね、そういった取組とか、海浜公園と同じものではなく野球のまちづくりなど枕崎独自の独自性のある施策をと。そして、長期的な視点のまちづくり等をこう力説されたわけですね。非常に共感いたしました。

ただ、私、初日本会議で一つの例えでお尋ねしたんですけど、質疑で。市道の改良工事等で、電柱間隔が50メートルであるから電線の地中化は難しいんだと。そういったことじゃなくて、できないかと言えばできる。そういう計画を立てればできるんじゃないかなと思いつつ質疑をいたしました。

ただ、本会議での質疑でございましたので、意見、要望は差し控えさせていただいたんですけど、そういった改良工事は可能だろうと。

そういった観点で、今回、公有財産について塩漬け地等をお尋ねしているんですけど、そういった塩漬け地になっている公有財産をどういった捉え方をしているのかと。もう時間がございませんで、一方的に私申しますが、例えば南薩鉄道跡地、南さつま市は桜の街道とか有効利用している。

と畜場は、何か用途変更をして見直して分類替えをして今、埋め立てをやっているようですが、そういった塩漬けはどうするのかと。昨日は海洋センターの公園のことが出ました。そして、金



山養魚場跡地、これは花渡川の改修工事の土砂置場と工業企業誘致の、もう本市には一つしかないということで担保してるんだと。あるいは、招魂塚幼稚園が市有財産になっているかと思うんですが、あそこの場合、桜山地区の避難場所は城山センター、中学校しかない。そうすると、花渡川を挟んだ西鹿籠地区の方々には、避難所がちょっと川を渡ってまで避難所はちょっと危ういと、招魂塚は活用できんのかなと。

あるいは、先ほど市長が申しました火之神道路の火之神公園にわたるその整備とといいますか、そういったもので火之神住宅をどうするかと。政策空き家、今回予算でも解体の予算が上がってるんですが、半ばこうスラム街みたいになっている県営住宅を含めてですね、そういった市有財産をどういった形で今後活用していくのかということでお聞きしておきたいと思います。

**○佐藤祐司財政課長** 公有財産の中でも、行政財産、普通財産とありますが、私のほうからは普通財産についてちょっとお話しをしたいと思います。

30年度末で普通財産全体のうち、面積割合にして約75%は防潮林ですとか、貸付地などとして活用されております。残りの約25%、約12万7,000平米は活用されておきませんが、市のホームページ等で公売できる土地については公表しているところです。しかしながら、現状としてなかなか売却までには至らないところでございます。

活用されていない普通財産の例としましては、今、質問者から出ました南薩鉄道跡地や美原町の美初倉庫跡地、企業の進出予定用地として確保をしております臨空工業団地の2号用地、そして話の出ました金山保有地などがございます。

南薩鉄道跡地につきましては、国道270号の道路改良に伴い、今後、一部道路用地として活用される計画がございまして。

また、美初倉庫跡地につきましては、以前も公売を実施し不調に終わりましたが、再度3月の広報紙で公売をお知らせして4月に公売する予定としております。

今後とも、活用できるものは活用し、売却についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○松崎信二建設課長** 火之神団地は、市営住宅と県営住宅の敷地があり、県営住宅敷地につきましては、現在建物はなく空き地となっております。

市営住宅敷地につきましては、現在のところ空き地はございませんが、入居者がいない老朽化した空き家住宅につきましては、住環境保全の観点から令和2年度より解体し、その後、点在する入居者を集約しながら古い住宅を計画的に解体する方向で考えております。

解体後の空き地活用につきましては、県営住宅空き地と一体となりますので、県と協議し検討してまいりたいと思っております。

**○中原重信議長** 以上で、沖園強議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時9分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(令和2年3月18日)

令和2年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月18日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	14	枕崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	19	枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
3	15	枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
4	16	枕崎市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	17	枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び枕崎市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	18	枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	20	公の施設の指定管理者の指定について	〃
8	21	市道の廃止について	〃
11	24		
12	陳1	公共下水道終末処理場周辺の悪臭解消についての陳情	〃
13	陳2	公共下水道終末処理場周辺の悪臭解消についての陳情	〃
14	25	専決処分の承認を求めることについて	予特
15	1	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	〃
16	2	令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
17	3	令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
18	4	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃

19	5	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	予 特
20	6	令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	”

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

上園信一 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
新屋敷増 水産商工課参事	日渡輝明 市民生活課参事
平塚孝三 選管事務局長	日高広子 会計管理者兼会計課長
丸山屋敏 教育長	山口美津哉 教委総務課長
益満裕美 学校教育課長	末永俊英 生涯学習課長
中嶋章浩 文化課長	豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長
松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長	中原浩二 消防長
松田正知 消防総務課長兼消防団係長	俵積田一豊 警防課長兼消防署長
山口太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号及び第2号を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号及び第2号の2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正により、令和2年度から常勤職員が行うべき業務とはその職務の内容や責任の程度が異なる設定とする一般職の会計年度任用の職が新たに設置されるが、今回の改正は、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるように、会計年度任用職員に関する例外規定を新たに設ける改正であり、国から示された条例案の改正内容に準じ、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができる旨を定めようとするものです。

委員から、別段の定めについて、素案はできているのかとの質疑があり、本市においては会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者の面前ではなく、課等の長の面前で宣誓を行い、同一の職員につき再度の任用がなされた場合に、最初の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったこととみなすなどの方法を取ることを考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律により、地方自治法において、既存の第243条の2が、条項ずれにより第243条の2の2に移動することに伴い、本市条例において、当該条項を引用している枕崎市監査委員条例、枕崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例、枕崎市立病院事業の設置等に関する条例について条文の整理を行うものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号及び第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号から第13号までの11件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第3号から第13号までの11件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

本委員会は審査に先立ち、市道の廃止議案及び陳情に係る現地確認を行いました。

まず、日程第3号枕崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育者の資格要件に係る規定について、条文の整理をしようとするものです。

本市におきまして、家庭的保育事業を実施している方はいないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、平成30年度からの国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険基金の設置目的、積立及び処分に係る規定について、所要の改正をしようとするものです。

設置目的につきまして、改正前は国民健康保険の保険給付の財源に不足を生じたときの財源を積み立てるためとしていましたが、制度改革に伴い保険給付の財源については、県から保険給付費等交付金として全額交付されるため、基本的に財源不足は生じないこととなり、また平成30年度においては、県の広域化等支援基金貸付金の平成31年度以降の償還財源として、基金の積立を行ったとのことです。

そのようなことから、基金の設置目的については、特定せずに国民健康保険事業の円滑な運営を図るためとし、そのほか条文の整備をしようとするものです。

委員から、基金の目的について、財政調整的な役割が高いという説明内容からすると、変える必要はないのではないかと質疑があり、今、県の借入金の返済や事業費納付金の支払い等の目的が考えられるため、改正をすとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び枕崎市特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、民法の一部改正に伴い、令和2年4月から市営住宅へ入居する場合、契約時に連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額を定めることとなり、連帯保証人が入居者に代わり負担した額が極度額に達した場合、連帯保証人を変更する必要がある、連帯保証人については、新たに法人による保証もできるよう入居の受付及び連帯保証人の規定を改めるもので、また敷金については、民法の今回の改正に伴い規定の整備をすとのことです。

委員から、連帯保証人の極度額について質疑があり、極度額は、国が行った調査による平均負担額を参考値として12か月分にすとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除等に係る規定について、所要の改正をしようとするものです。

委員から、これまでの災害援護資金の利用状況と限度額について質疑があり、本市においては、平成2年の竜巻災害のときに災害援護資金の貸付けを行っており、限度額については最大で350万円で償還期間は据置期間3年で10年償還とのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、片平山児童センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするもので、社会福祉法人 富士福祉会を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間指定管理者に指定しようとするものです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号から第11号までの4件の市道の廃止について申し上げます。

本件は、過去に農政事業の県営特殊農地保全整備事業山口地区で整備された耕地整理地区内の市道認定している道路の中で、再び農政事業の県営農地整備事業で舗装等を行う4路線、総延長1,763メートルについて、市道の廃止をしようとするものであります。

これら4件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号及び第13号公共下水道終末処理場周辺の悪臭解消についての陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市汐見町公民館長及び桜木町在住の方から提出されたもので、この2件は関連があり一括して審査いたしました。

本件は、終末処理場周辺において悪臭の影響により、多くの店や事業所、周辺住民に大変な迷惑がかかっており、一刻も早い悪臭解消がなされることを陳情するもので、臭気の測定回数を増やし、測定結果を周辺住民や事業所に公表し、悪臭が発生したとき、その原因について報告、説明を求めるものです。

終末処理場周辺の臭気問題については、施設の老朽化、汚泥量の増加及び汚泥の運搬作業による処理場周辺への臭気の拡散はあるものと認識しており、今後の臭気対策として、汚泥量、臭気濃度の軽減に向けた適正な処理過程の調査を令和2年度に委託するとのことです。

また、臭気が一番強く感じられる汚泥処理棟の中で、臭気拡散の原因となっている加圧浮上濃縮機と加圧脱水機を部屋脱臭から機器脱臭の可能な設備へ更新するための詳細設計と汚泥処理棟の活性炭入替えを令和2年度に予定しているとのことです。

委員から、これは公共下水道だけの問題ではなく市全体の問題だと思う。改革案も出しているので、住民に対する説明をしないと理解をしてもらえないのではないかと質疑があり、市として重要な問題だと受け止めており、臭気の軽減に向けて予算化を図っているので、取組内容については、広報紙や市長と語る会等でお知らせしていくことになるかと思うとのことです。

本2件は、採決の結果、いずれも賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号から第11号までの9件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から第18号までの4件は、原案可決、議案第20号から第24号までの5件は、可決されました。

次に、日程第12号及び第13号は、一括して起立により採決いたします。

日程第12号及び第13号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、陳情第1号及び第2号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第14号から第20号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[清水和弘予算特別委員長 登壇]

○清水和弘予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第14号から第20号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。



本委員会は、去る3月6日に開催し、委員長に清水和弘、副委員長に東君子委員を選出し審査いたしました。

委員会における質疑、答弁など詳細な審査経緯につきましては、配付のとおりでございます。まず、日程第14号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本件は、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、令和元年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、議会の承認を求めるものです。

本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億9,810万円を追加し、予算総額を155億1,940万円にしようとするもので、当初予算額より31.6%の伸びとなります。

繰越明許費は、ASF侵入防止対策事業補助ほか4事業につきまして、令和2年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、学校教育施設等整備事業の追加と過疎対策事業ほか7事業の変更によるものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号令和元年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,819万4,000円を追加し、予算総額を36億5,154万1,000円にしようとするもので、当初予算額より1.9%の伸びとなります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号令和元年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、予算総額を3億3,155万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第18号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ18万円を減額し、予算総額を28億2,780万8,000円にしようとするもので、当初予算額より約5.1%の伸びとなります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第19号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ531万円を減額し、総額9億3,932万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し1.3%の増となります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第20号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、医業収益を1,181万7,000円、医業外収益を5,993万6,000円、附帯事業収益を21万3,000円追加し、収益的支出において、医業費用を1,555万1,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入において747万円追加し、資本的支出において、358万9,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する3,551万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第14号から第20号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、承認、議案第1号から第6号までの6件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前9時54分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(令和2年3月25日)

令和2年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

令和2年3月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	7	令和2年度枕崎市一般会計予算	予 特
2	8	令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	9	令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	10	令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	11	令和2年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
6	12	令和2年度枕崎市水道事業会計予算	〃
7	13	令和2年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
8	26	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	
9	報2	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員  
 3 番 上 迫 正 幸 議員  
 5 番 禰 占 通 男 議員  
 7 番 吉 松 幸 夫 議員  
 9 番 立 石 幸 徳 議員  
 11番 永 野 慶一郎 議員  
 13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員  
 4 番 沖 園 強 議員  
 6 番 城 森 史 明 議員  
 8 番 吉 嶺 周 作 議員  
 10番 下 竹 芳 郎 議員  
 12番 東 君 子 議員  
 14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
 田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記  
 溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[清水和弘予算特別委員長 登壇]

○清水和弘予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、去る3月9日から11日及び13日の4日間にわたり審査いたしました。

委員会における質疑、答弁など詳細な審査経緯につきましては、配付のとおりであります。

まず、日程第1号令和2年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は144億7,670万円で、前年度と比較して26億8,470万円、22.8%の増となり、当初予算としては過去最高の規模となります。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は36億7,628万8,000円で、前年度と比較して9,330万3,000円、2.6%の増となります。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は3億6,149万5,000円で、前年度と比較して3,230万8,000円、9.8%の増となります。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号令和2年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は28億1,576万2,000円で、前年度と比較して1億2,571万4,000円、約4.7%の増となります。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号令和2年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

業務の予定量については、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,885人、外来で1万4,790人、1日平均患者数を入院で49人、外来で58人と定めたとのことです。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号令和2年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

業務の予定量については、給水戸数1万0,300戸、年間総給水量を268万立方メートル、1日平均給水量を7,342立方メートルと予定しており、前年度と比較して、給水戸数で100戸の減、年間総給水量で6万立方メートルの減、1日平均給水量で165立方メートルの減とのことです。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号令和2年度枕崎市下水道事業会計予算について申し上げます。

業務の予定量については、排水戸数5,950戸、年間総処理水量を160万立方メートル、1日平均処理水量を4,380立方メートルと予定しており、前年度と比較して、排水戸数で55戸の増、年間総処理水量で1万立方メートルの減、1日平均処理水量で30立方メートルの減とのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○14番豊留榮子議員 ただいま報告のありました議案第7号令和2年度一般会計予算から第12号の枕崎市水道事業会計予算まで、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、令和2年度の一般会計予算につきましては、今年度も全国から寄せられるふるさと応援寄附金により、これまでも数多くの事業が実施されてきたところですが、今年度も新たな事業が

計画されています。ふるさと応援基金29億円の予算のうち、主な事業として、農業後継者育成対策事業補助費は、親から独立をして3年以上経過した新規就農者に月10万円を2年間補助するというもの。そして、枕崎ブランド発信事業費は、農水産加工品や焼酎など本市の誇る地場産品を枕崎ブランドとして、国内外に発信して販路の開拓を進めるという事業に1,100万円。そして、桜山団地、火之神団地の解体費は、老朽化した団地の解体に1,260万円。そして、学校教育施設等の整備費に小学校、中学校ともに校内通信ネットワーク整備の委託、小学校に2,982万円、中学校に7,067万円。こうしてふるさと納税に御協力をいただく多くの方に感謝をいたします。

このように、評価すべき事業は多々あるところですが、今年度もマイナンバーカードの予算が計上されています。マイナンバーカードの交付は、2016年から始まって4年になりますが、全国の交付枚数は今年度1月で1,910万人、本市は3,403人ということです。政府は、カードの安心安全、利便性の向上をしきりに宣伝していますが、多くの人は本人の顔写真つきのマイナンバーカードの必要性を感じていません。これまでもカードをめぐる様々な問題が起きているのが現実ではないでしょうか。

専門家の方は、政府によって個人の健康や財産なども瞬時に手に入れることができ、安心安全どころか危険な国民監視社会につながると言われます。住民が必要としていないマイナンバー制度は廃止すべきです。

そして、今世界中を恐怖に巻き込んでいる収束の見えない新型コロナウイルスに対する対応です。本市として市民の健康と暮らしを守るためにも、新型コロナウイルスの感染対策が必要です。元年度の補正予算は出てきましたけれども、この国の対応を待つのではなく独自の判断でコロナ対策の予算を組むべきです。

次に、議案第8号国民健康保険特別会計につきましては、2018年度から都道府県化が実施され、鹿児島県が示す標準保険料率によって市町村の保険料率が誘導されるようになってきています。国保の加入者は、農業や非正規雇用の労働者や退職後の高齢者の多くを占めているところです。本市は、これまでも一般会計からの繰入れを行いながら国保会計を維持してきましたが、これから先も政府は一般会計の繰入れをする市町村にはペナルティーをつけるなど市町村独自の努力を打ち消すようなことをしようとしています。それに対して、全国知事会・市長会は共に公費を1兆円投入することで、国保税を大幅に削減することができると政府に要望しています。

今後は、払いたくとも払えない国保税を何とか払える国保税にするためにも、本市独自の減免制度の取組が重要視されているのではないのでしょうか。

次に、議案第9号後期高齢者医療特別会計予算につきましては、これまでも保険料は2年ごとに改定されてきました。2月の後期高齢者医療広域連合議会において、私は保険料値上げの条例の改正と令和2年度の特別会計予算に対して反対討論しましたが、反対は私1人、賛成多数で可決されました。

しかし、高齢者の多くは年金を頼りに暮らしていますが、その頼りの年金が年々減らされ、病気になるっても病院へ行くのをためらい病気が悪化して、かえって医療費を増やすことになるのではないのでしょうか。

国や県の負担金を大幅に減らすことを要望し、保険料を抑えて高齢者がいつでも安心して病院へ行かれるようにすべきではないのでしょうか。

次に、議案第10号介護保険特別会計予算につきましては、家族介護から社会で支える介護へという名目で介護保険制度がつけられましたが、要介護度に応じてサービスの内容が制限され、保険あって介護なしと言われてきました。さらに、政府は全世代型社会保障改革を掲げて、社会保障のあらゆる分野において給付は減らして負担を増やすことを全世代に向けて打ち出そうとしています。

そうした中で、本市はてげてげ広場を地域の集いの場として、現在14か所を20か所に広げていく取組をしたり、保険料軽減のための努力をされているところですが、政府の締めつけはまだこれから、本市独自の支援活動をするとともに政府に対して声を上げ、保険あって介護なしという言葉を払拭するような介護保険制度につくり変えていくべきです。

次に、議案第11号枕崎市立病院事業会計予算につきましては、病児保育一時預かりは市内に広く知れ渡り、病気の子供や感染の疑いのある場合など、親御さんが仕事を持って休むことがで

きないときなど、大変助かる事業だと思えます。また、1回の利用料は所得状況によって異なり、2,000円から無償の場合もあるといい、これは評価できる点であります。

しかしながら、毎回申し上げていることですが、市立病院の存続は地域に根差した信頼できる病院として発展させること、そして看護師たちが働きやすい職場を自ら構築できるようにしていくことが必要ではないでしょうか。

最後に、議案第12号水道事業会計予算につきましては、本年度は給水戸数を1万0,300戸、年間総給水量が268万立方メートル、前年度当初予算予定量と比較して給水戸数が100戸の減、年間総給水量は6万立方メートルの減ということですが、このように年々減少していく給水戸数を見ながら、職員の皆さんの御苦勞は計り知れないことと思えますが、水は命です。安心安全な水を守るためにも一般会計からの繰入れをすべきです。

日本共産党は、以上のことから当初予算に反対をして討論といたします。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

日程第1号から第6号までの6件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第26号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、今月10日に決定された国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第



2弾を受け必要な経費を補正するもので、歳入歳出それぞれ667万1,000円を追加し、予算総額を155億2,607万1,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、保育環境改善等事業補助につきまして、令和2年度に繰り越して使用するものです。

補正予算の内容は、保育所等における感染拡大防止に必要な経費を補助する保育環境改善等事業補助、小学校の臨時休業による放課後児童クラブ等における開所時間の延長に伴う経費を追加する児童クラブ設置育成事業委託をお願いしてあります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

**○中原重信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○中原重信議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

**○9番立石幸徳議員** 私は、一般会計補正予算（第7号）についてですね、質疑をし、審査をさせていただきたいと思っております。

補正第7号の予算内容としましては、ただいま市長の説明もありましたように、新型コロナウイルス感染症の国の第2弾の対策を受けた本市保育所並びに児童クラブへの補助がその内容なんですけれども、国は既に第2弾の緊急対策を出しているわけですね。鹿児島県のほうも本日資料要求いたしましたけれども、県独自の緊急対策が出されております。

新型コロナウイルス感染症、この状況もまだ収束の判断がつかない。今後どうなるか。こういったこともありますので、これからの本市の対応も検討されなければならないと思っておりますので、最初に基本的なことを整理をさせていただきたいと思っております。

具体的な点については、また後もって逐一お尋ねをいたしますが、これまでの3月定例会の中で、本市もこの新型コロナウイルスに対する対策本部が設置をされているということは明らかになっておりますけれども、まずこの本市対策本部の位置づけといたしまして、今月半ばに国のほうも従前からの新型インフルエンザ等対策特別措置法ですね、これを改正してきていますが、この本市対策本部の位置づけはどのようになっているのか、この点を最初にお尋ねをさせていただきます。

**○前田祝成市長** 対策本部の位置づけについて回答いたしたいと思っております。

対策本部はですね、既にもう5回開催をしているところなんですけれども、特に主な目的といたしましては、市民の感染防止に関わる保健衛生的なものを中心としてやっております。

それと、学校関係の臨時休業に伴いました市民生活のところについてですね、問題はないのかってところを逐一確認しながら、対策を行っているというのが中心になっております。

そのほか、経済的な影響というものに関しましてはですね、また別途、水産商工課を中心として商工会議所等との経済界とですね、金融関係あるいはその辺りとの会話を通じながらですね、対策を取っているというのが中心になっているところでございます。

**○9番立石幸徳議員** 今、市長のほうから本市対策本部の取組を大まかに説明されたと思うんですが、私がお尋ねしたいのは新型インフルエンザ等対策特別措置法との関連でですね、今回、国のほうの改正の中でも一番焦点になったのが、いわゆる緊急事態宣言をどうするかっていうことが国会でいろいろ論議になったようです。国会の附帯決議も出されているわけですけどもね。

つまり、先ほどの新型インフルエンザ等の特別措置法からいくと、国が緊急事態宣言をすると市町村は対策本部を設置するという義務づけがなされてくるわけですね。しかしながら、今国はまだ緊急事態宣言はしておりません。

そういう中で、本市が対策本部をつくっているわけですけども、この対策本部の性格といたしまして、そういったものをまず整理をさせていただきたいんです。

○田中義文健康課長 新型コロナウイルス感染症対策本部の本市の位置づけにつきましては、平成26年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されまして、それに基づきまして、枕崎市におきましては枕崎市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。

その中で、今、議員がおっしゃるように、政府のほうで非常事態宣言が発令された場合には、対策本部の設置が義務づけられているところでございます。

当初、この新型インフルエンザ等対策特別措置法に関しまして、この新型コロナウイルスは対象外となっておりましたので、この本市の対策本部につきましては、この新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、任意で本市独自で設置をいたしました。その後3月14日には特別措置法の改正が行われておりますので、また位置づけが変わっておりますが、議員がおっしゃるとおり現時点ではまだ非常事態宣言が発令されておられませんので、引き続き本市の独自の判断で設置しているものでございます。

○9番立石幸徳議員 そこですね、この対策本部を設置する中で、先ほど市長も言われたいろいろな目的、取組がされていくわけなんですけども、今健康課長のほうが言われた平成26年のこの新型インフルエンザ等特別措置法に基づいて、本市の場合、平成27年3月に新型インフルエンザ等対策行動計画を策定してるわけですね。

この行動計画に基づいて、いろいろ6つの段階がありまして、海外で発生した場合に、それが日本国に感染が及んだ場合、あるいは日本国の国内でもその感染が鹿児島県に及んだ場合とか、いろいろ感染の動きに応じて行動計画をするようになっております。

そこで、一番私が聞きたいのはですね、その行動計画の中で、本市のこの対策本部の本部組織図ですね、取り組む体制が総務対策部、健康対策部、福祉対策部、教育対策部というところまでは組織的に位置づけられているんですけれども、この感染症という一番専門的なことに精通している医者、本市は病院を持っているにかかわらずですね、専門家である医師の活用というのがどういうふうにこの対策本部ではなっているんですか。

その点をお尋ねをし、最後に要望もしておきますけれども、この病院の存在というのは感染症対策ではどういうふうに捉えているのか、この点をお尋ねをいたします。

○田中義文健康課長 ただいま質問のありました医療機関、本市でいいますと、枕崎市の医師会になるかと思えます。

この対策本部の組織図におきましては、現在のところですね、議員がおっしゃるとおり、総務対策部、健康対策部、福祉対策部、教育対策部という各専門対策部があります。それと並行して県の健康増進課であったり、加世田保健所と連携をするということになっております。

おっしゃるとおり、この感染症対策につきましては、やはり専門家であります医師等の御意見も伺いながら進めていくことが重要であるということは考えております。そのようなことから、先日、医師会の理事会でも逐一現状の報告をしたり、医師会の理事の方々からも御意見を伺ったりしております。

また、先日は副会長のほうともいろいろお話をいたしまして、今後とも感染症対策の必要に応じてお互いに意見をお聞きする場を設けたりする必要がある場合は、その都度検討していきたいという話はしているところでございます。

○9番立石幸徳議員 当然、そのいろんな専門家からアドバイザーといいたいまいしょうか、そういう立場で御意見とか承るのは、それはもうあって当然なんですけれども、本市の場合は幸いその病院を持っていて、専門家である医師もですね、私はこの対策本部の中に入るべきじゃないかと思うんですよ。というのが、行動計画の中でも今度新型コロナウイルスはまだワクチンができていませんけど、行動計画ではワクチン等があるインフルエンザ等の場合は、当然、その予防接種という形の行動も起きますよね。

医者が、やっぱり積極的にこの対策本部の中で、そのアドバイスとか何かというより、いろいろな行動計画、対策を出していくべきじゃないかと思っておりますので、ここでいろいろあるべきことを論議というよりも、この点は今後検討をしていただきたいということで要望に変えておきます。

それから、資料要求の中で、国と県の現時点での対策もお聞きしまして、今度の予算は保育所と児童クラブの関係で出されているんですけれども、資料にあります今度本市小中学校が休校に

なって以降の3月3日から昨日3月24日までの児童クラブの利用人数ですね。

ずっと7つのクラブについて利用人数が出されておりますけど、この資料の見方といいましようか、どういうふうに考えればいいのか、福祉課長にお尋ねをいたします。

**○山口英雄福祉課長** 本日、お手元に配付してあります学校の臨時休業中の児童クラブの受入状況の資料でございますけれども、この資料には希望の欄と受入れの欄と両方ございますけれども、まず学校の休業期間中に児童クラブの利用を希望するかどうかということを調査いたしました。

実際にそれぞれの日におきまして、各表の左の欄は希望者がそれだけいたと。右側の受入欄につきましては、実際に受け入れた数ということでございまして、この対象期間中、全ての日で希望欄の数と、それから受入れの欄の数と一致しておりますので、児童クラブの利用を希望した方は、全て受け入れたということで理解していただければというふうに思います。

**○9番立石幸徳議員** そこで、今度の予算の保育所、これについては国のほうで既に元年度の国家予算、予備費適用で早急に対応するというので、1保育所当たり50万の上限でもってですね、本市の場合は7つ保育園ありますので、350万が出されているんですけど、その購入が、例えばマスク、そのほかにも消毒液とかというような感染症対策の支援になっているんですが、本市のマスク購入あるいは消毒液の購入、この状況はどういうふうになっていると当局は考えているんですかね。

**○山口英雄福祉課長** 今回、補正をお願いしてあります保育環境改善等事業補助につきましては、今、議員が言われたとおり、感染予防のためのマスクとか消毒液、それから空気清浄機等の備品購入とか、そういった新型コロナウイルスの感染予防対策に資するものの購入に関する補助でございます。

感染予防対策に資するような消耗品あるいは備品の購入につきましては、御承知のとおり、マスク等につきましても、なかなか手に入らない状況ということがございまして、国のほうでは事業者のほうに増産ということで要請して対策を取っておりますけれども、なかなか実際には入らないというような状況もございます。そういったことを考慮いたしまして、今回の補正予算におきましては、繰越明許費として補正をしているところでございます。

**○9番立石幸徳議員** それから、一番気がかりな介護施設等に関わるマスク提供、これは国の支援策で出てるんですね。そして、本市の介護施設にはこのマスクは国から届けられているんですか、確認をいたします。

**○山口英雄福祉課長** 介護施設等へのマスクの配布につきましては、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得ながら介護施設等に少なくとも1人1枚は行き渡るようにというふうなことで通知を出しております。

また、県のほうでも、県がこれまでストックしておりました10万枚でしたか、マスクをストックしていた分を吐き出して介護施設等、そういったところに配布するというようなことを打ち出しております。

現在確認いたしましたところ、この国からのマスク配布につきましては、自治体を通さずに施設のほうにいきますので、そここのところについては、こちらのほうでまだ確認ができておりません。

ただ、県が在庫分10万枚を介護施設等に支給するといったその分につきましては、各施設に支給がされているというふうに確認しております。

**○9番立石幸徳議員** 市のほうで確認していない部分もあるみたいですけどね、私はせっかく国が介護施設等に提供するというそういったこと、あるいは保育所関係もそうですが、マスク等そういうものがちゃんと届いているのかどうか、しっかりと確認をしていただきたいと思います。

それから、県のほうもいろんな緊急対策も出ているんですけども、その県の対策についてですね、本市がどういう対応になっているのか、これも逐一お尋ねをさせていただきますが、まず地域経済の関係で、市長も言われました今度の新型コロナウイルス感染症による地域経済の相当な疲弊といいましようか、沈滞した経済を活性化するのに、県のほうが緊急経営対策資金とか、あるいはその融資をする場合に保証料をゼロにするとかですね、いろんな経営対策資金が出てきているんですが、この点については、担当のほうではどういうふうな状況を把握しているのかですね、それとそれに上乗せ、本市独自の対策というのは検討されているのか、この点をお尋ねをいたし

ます。

**○鮫島寿文水産商工課長** 市内の経済情勢の状況ですけれども、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、市内事業者へ電話等での聞き取り調査を行っております。2月の中旬、それと3月2日から13日までにかけて調査をいたしたところです。4割超の事業者の皆さんが、前年同月比で20%以上の減と3月見込みで回答をしているところです。

これらを受けまして、特に観光関連におきましては、特に影響が大きいようございまして、宿泊のホテル、旅館、それと飲食店、こういったところが前年同月比で20%から50%ぐらいまで落ち込んでるといふ事業所もあります。

また、製造業におきましても、飲食業界が落ち込んでいることに起因しまして、取引先からの受注減でありますとか、そういったもので、売上減の在庫を多く抱えるという状況も発生しております。また今後も、どうしても自粛という動きがありますので、じわじわと4月、5月に向けて影響が大きくなっていくということで、私どもも把握しております。

先ほど市長が申し上げましたとおり、商工会議所のほうとあと金融機関を含めまして、行政と意見交換をして現状の把握と、それと今後の対策について少し確認をしたところです。

国県の融資制度の拡充であったり、また議員からありました保証料の免除とかありますが、今、私どもが具体的に考えておりますのは、市の中小企業振興資金の融資制度がございまして、それにつきまして現在でも信用保証料が3分の1補助となっております。ここを全額信用保証料の補助をするか、または貸付期間が5年以内となっておりますが、これにつきまして据置期間を含めて7年以内もしくは6年以内、内容的には据置期間を12か月または24か月設けて融資期間を延長できないか。

それと、2点目はですね、令和2年度から始まります総合戦略でもお示しをしました利子補給、これにつきまして、現在、上限額を30万円としておりますが、ここの上限額を引き上げて、50万なり60万なり、こういった具体的な数字を検討しているところです。

そういったことで、今、具体的に検討を始めております。また、県のほうの、今日も新聞等でありました制度等の拡充、うちのほうは先ほど申し上げました制度資金が600万円ということで、事業者の中ではですね、やはりこれが終息がまだ見えないので、多額の資金を借りたいというところも相談が来ております。

そういった中では、県の融資枠も一つの制度資金が2,000万というのがございましたが、それが今回4,000万ということで県も拡充をしているということですので、そういったものも含めて総合的に金融機関と商工会議所、それと行政と相談窓口になって、事業者の皆さんの相談をお受けして、事業者の皆さんの意向に沿った資金の融資の相談に乗りまして、金融機関のほうで融資の手続を行っているというところでございます。

**○9番立石幸徳議員** いろんな検討はされているみたいですけど、私は緊急対策ということでですね、取りあえず県のほうも今、課長が言われたように昨日緊急補正予算も成立しているわけですからね、本市も後もってまとめてお尋ねしますが、やっぱりいち早くいろいろ取り組むということも大事だと思うんですよ。あと足りないものはまたやっていく過程でですね、追加をする

と。それで、まだ少しですね、福祉関係でも県のほうが母子父子寡婦福祉資金の貸付け、この償還困難者への支払い猶予をするということですね、これ対象者が本市にはいるのかどうか。

もう一点、国によるフリーランスへの支援に、国の支援額に県のほうが1,000円上乗せをするという案も出ていますが、本市においてはフリーランスへの支援、こういったものはどういう実態にあるのか、2点お聞かせいただきたいと思っております。

**○山口英雄福祉課長** 独り親家庭等に対します生活資金の緊急融資の関係でございましてけれども、今回、県が現在の貸付限度額を倍に、10万円を20万円にということで、拡充するというようなことが出ておりますが、この生活資金につきましては、利用希望者がおられましたらお住まいの市町村のほうを通じて申請するわけですけれども、この生活資金の借入れについては、こここのところ借り入れた対象者はいらっしゃいません。

**○9番立石幸徳議員** 最後にですね、県のほうは県営住宅の家賃減免という項目で、新型コロナウイルス感染症影響により収入が著しく低下した入居者を対象に家賃の減免等を実施すると、も

う既に鹿児島県は広報しております。

それから、納税に当たってもですね、納税の支払い猶予も自治体あるいはその保険者、国保税の場合は保険者、そういうところで、保険者が判断しると国のほうがそういう通知も出しておりますが、この辺の対策、対応は本市の場合はどうなってるのか、お聞かせいただきたいと思ます。

**○松崎信二建設課長** 本市の市営住宅における新型コロナウイルス感染者の影響による対応につきましては、市営住宅条例第17条で家賃の減免について定めておりますので、減免の実施が可能であるか検討しており、実施する場合は市のホームページ等で周知したいと考えております。

**○神園信二税務課長** 新型コロナウイルス感染症に伴う納税関係の徴収の猶予の部分でございます。

総務省自治税務局長のほうから通知が参っておりますけれども、徴収の猶予につきましては、地方税法第15条の規定に、納税者に災害、疾病、事業の休廃止と事業における著しい損失等、納税を困難とさせる法定の事由が発生した場合に徴収の猶予という手続を取るという部分がございます。

今般通知におきましては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴って以下の事例が発生した場合は、それに該当するというふうな例示がございます。この例示を見ますと、感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品が壊れて使用ができなくなった。または、棚卸資産、例としては食材等ということで取り上げられておりますけれども、棚卸資産を廃棄した場合、それと納税者またはその生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、もう一つは感染症の影響により予約キャンセルが相次いだため事業を休廃止した場合、それと感染症の影響で予約キャンセルが相次いだ給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じた場合等が例示されてございます。

地方税法第15条の規定に基づく徴収の猶予等につきましては、御本人からの申請という手続が必要でございますが、このような事例に当たった場合につきましては、法に基づいて徴収の猶予という手続が取られるというふうに御理解いただきたいと思ます。

**○9番石幸徳議員** 今までのいろんな質問の中で、いろいろ検討、取組を、対策を模索っていらっしゃるか、あるいは考えている部分もありますけれども、最後に市長に本市の今度の新型コロナウイルス感染症の全般的な対策といたしまししょうか、それこそ緊急対策、これはいつ頃の時期をめどに取りまとめをして市民に、先ほどはホームページと言いましたけど、やっぱり市民が一番分かりやすい形でお知らせをすべきだと思うんですけど、特にそのタイミングについてはいつを考えているのかですね、報道等では他市のいろんな例も出されております。ただ私はあんまりよそのことを言うのは非常に自分自身、気にそぐわない面もありますので、本市の対策はいつ頃をめどにどういう形を出すのか、最後にお尋ねをしておきます。

**○前田祝成市長** 本市の対策をいつ頃というお話でございますが、対策本部を立ち上げたときからですね、既に様々な感染症予防に対する対策は取っております、それについてはですね、ホームページ等あるいはいろんな媒体を通じて発信しているところでございます。

当然、学校等に関しましてはですね、学校を通じて発信しております。そして、やはり市民の皆様が一番関心を持たれている部分というのは、このいろんなイベントであるとか行事であるとか、市民活動に非常に大きな影響を及ぼすようなものが自粛という形でですね、自粛要請も当然、私のほうからしておりますし、自粛というのがいつ解除されるのかというところかというふうに思ます。

そこにつきましてはですね、本日、また午後からの対策本部、第6回目の対策本部を予定しております、今、自粛の要請ということ、そしていろんな行事等の注意喚起をですね、今月25日までということでお知らせしております。

そして、26日以降にどのような形でその行事あるいはイベント等の開催をやっていくのか、あるいは4月以降の学校の再開というものも含めてですね、本日の午後に次の対策本部をしまして発表するというようなこととなります。リリースはですね、恐らく本日もしくは明日の朝にはですね、発信できるかというふうに思っております。

ただ、今、状況を見ますとですね、鹿児島県内は感染者がいないと、そして当然枕崎も感染者

が確認されておりませんので、その辺りを鑑み、そして先ほど水産商工課長からもございました経済的な影響この辺りも考えてですね、最善の判断をしたいというふうには思っているところです。その辺りについては本日午後、そして明日の発表になろうかというふうに思います。

**○13番清水和弘議員** 私はですね、今回このコロナウイルスが発生してからいろんな住民と対話をしてきたんですね。そういう中でですね、この住民の声というのは、まず子育て世代の人たち、これがですね、先ほど立石議員も言われましたけど、独り親家庭を対象にした母子父子寡婦福祉資金に対する償還困難への対応はどうかとるんだらうかと。

それとですね、それからこの期間中にですね、児童生徒への心のケアは教育委員会のほうではどのようなことをされておるんだらうかと。

それと、立石議員と重複する部分がありますので削除しますが、それとあと新学期が始まる前にですね、子供たちへのこのマスク、これは十分なのかどうか、どのような対応を考えておるのかですね、これは医師会のほうからも声がありました。

それと、今さっき水産商工課長が言いましたけど、この資金繰りに困ってる業者がいっぱいいます。これに対する対応をどのようにするのか、これを質疑いたします。

**○山口英雄福祉課長** まず、母子父子寡婦福祉資金の借入れに関する償還猶予とか免除とかの関係のお尋ねがございました。

今回の新型コロナウイルスの関係ではですね、御承知かと思えますけど、いろんな電力料金だったりとか、そういった公共料金も納付を猶予するとかってというような措置をいろいろ取っていることとございますし、この母子父子寡婦福祉資金の生活資金の関係につきましては、実施主体はうちではございませんので、定かなことは言えませんが、そういった各自治体にも生活困窮者対応の部署といろんな連携をしまして、一時的に家計が苦しくなったとか、そういった方につきましては、柔軟な対応をするようにというふうな通知も来ておりますので、その母子父子寡婦福祉資金の貸付金の償還の関係につきましても、そういった対応が取られるものというふうに思っているところでございます。

**○鮫島寿文水産商工課長** 事業者の資金繰りの対応についてですが、先ほどの答弁と重なる部分もありますが、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、セーフティーネット4号と言われる資金がですね、新聞等でも出ておりますが、これにつきましても2月28日に国のほうから発動がありました。

また、セーフティーネットの同法の5号というものがですね、業種指定の追加が3月3日にありまして、それらを即、会議所と金融機関とはお話をし、先ほどの答弁と重なりますが、私のほうで金融機関のほうを全て4行、支店長、副支店長と話をし、こういった対応をお願いしたところとです。

また、これにつきましても金融機関によっては相談窓口を別個設けてですね、対応いただいております。そして、金融機関においても条件変更における手数料の免除ですとか、減額等を行っているところと。

また、会議所とも随時情報共有をして、現在、セーフティーネットのこの関係の事業者認定ですね、認定は行政のほうで行うんですが、実際の認定は市で行いまして、流れ的には融資の審査は金融機関で審査いただきます。昨日24日現在でですね、現在3件認定をしております。それを今、金融機関のほうで審査をして、融資の実行となる予定です。

これまでも、ホームページ上でも現在コロナの関係で資金繰りの影響が出たところは、市内の取引のある金融機関に御相談くださいですとか、もちろん商工会議所、行政の水産商工課のほうも案内をしております。また、インターネット上、また4月号の広報まくらざきでも何らかの対応ができれば、そういったものもしていきたいと思っております。

また、利子補給につきましては、制度設計が前年度の1月から当該年度の12月までとなっておりますので、3月融資実行分も利子補給が可能ですので、要綱の見直しを4月1日付で考えておりますが、3月中の融資実行においても利子補給はできますので、先ほど申し上げました現在30万でお願いしておりましたが、50万なり60万なりですね、緊急的な措置ということで時限的に考えているところです。

**○益満裕美学校教育課長** 議員お尋ねの児童生徒の心のケアということですが、3月3日

からの臨時休業に当たりまして、各学校長のほうには児童生徒の所在の確認とか、その辺のところの話もしたところでございますけれども、家庭とか、そして地域との関係も切れないように、そして家庭訪問とか、あるいは電話等を通じてつながりが切れないような、そういうふうな指導をしているところでございます。

**○丸山屋敏教育長** それに補足しますと、今小学生はですね、小学校4年生までが学童に行けなかった子供、あるいは誰も見る人がいないという子供についてはですね、学校に出てくるようにしてあるんですね。大体38名ぐらいなんですけど、その子供たちについては学校に出てきますが、時々ですね、保護者が今日は見れますよという人もおりまして、全部が38名ぐらいではないんですけど、おおよそ38名をめどにやっています。

小学校のその他の子供たちについては、担任が夜電話をしたりとかですね、あるいは家庭訪問をできる場所はしたりというふうなことをやっております。

中学生はですね、もう全員が自宅です。学校に来ることはありませんので、中学生については出校日を時間差を設けております。それで、例えば枕崎中学校だったら、1年生は何時から何時に来なさい、2年生は何時から来なさいということで、そうしたことで休業中も子供たちと先生と教室の接点はあるように努めております。

**○13番清水和弘議員** 寡婦福祉資金について柔軟な対応をすると答弁があったんですけど、具体的にどのような対応になるのかですね。

それと、水産商工課長に、貸付けは対応するということなんですけど、この利息の利率、これはどのようになるのか。

それから、教育委員会のほうには、子供たちへのマスクの充当数、これは十分なのか。足りない場合はどのような対応をするのかですね。私としては、マスクの作り方とか、いろんな教え方もあると思うんですよ、父兄に対して。その辺はどう考えておるのかですね。

**○山口英雄福祉課長** 独り親等の生活資金の関係につきましては、市町村が受付をして、県のほうで貸付けをする資金ですけれども、これにつきましては、先ほども申しましたとおり、新型コロナウイルスの対策ということで、各自治体には柔軟な対応を取るよというふうにされておりますので、県のほうでも柔軟な対応を取られるものというふうに思っております。

**○鮫島寿文水産商工課長** 融資の利率ですけれども、先ほど申し上げました国のほうの制度資金ということで、セーフティーネットの4号、5号におきましては、融資の期間によって幅がございます。1.6%から2.2%ということとなっております。

これにつきましても、制度の枠内でなんですけれども、今、県のほうの新しい融資、セーフティーネットの6項というやつの危機関連保証というのは利率の調整中ということで具体的にはまだ出てないところです。融資限度額が4,000万ということで先ほど私申し上げましたセーフティーネットの4号、5号が2,000万ですので、倍の融資ができるということで、こちらを利用したいという事業所の意向が、今、急に増えてきている状況でございます。

**○豊留信一保健体育課長** 学校へのマスクの支給の御質問ですけれども、児童生徒に対して支給をしている状況はございません。

ただ、学校のほうでは手洗いの徹底、それから消毒液での消毒ですね、手、指の消毒、それから窓を開ける換気の徹底、そういったところを十分に行うようお願いをしているところでございます。

**○丸山屋敏教育長** 昨日まで休日でしたので、子供たちが学校に来るということはほとんどありませんでしたので、マスク等についてはですね、卒業式については健康課のほうから頂いて、それで卒業式にマスクが準備できなかった児童生徒あるいは保護者、それから教職員については配っているところです。

ところが、在庫ももう少ないということですので、今ですね、市中にももうマスクは出回っておりませんので、今、議員が言われたように、そのような方法は可能なのかどうかということもですね、併せて学校が再開したら検討していきたいというふうに思っています。

それで、もし不可能な場合にはですね、できるだけ換気をよくする、手洗いをする、それから座席をそれぞれ離してやるとかですね、そのような方向で感染防止に努めていきたいというふうに考えております。

○13番清水和弘議員 教育長から答弁がありましたけどね、このマスクの作り方についてはですね、父兄の方に、簡単ですよ、私も今女房に作らしとるんですけどね。だから、その辺をこの父兄の方に説明するなり、作り方を教えるなりしたら私はやっていけるんじゃないかと、対応できるんじゃないかと思っています。その辺については、今後指導する考えはないですか。

○丸山屋敏教育長 そのことも含めてですね、今後検討していきたいというふうに思っております。

○11番永野慶一郎議員 本日、頂きました資料の一番最後のページの一番下の段にございます県庁有志による県内産花卉の購入、庁舎玄関への展示ということでございますが、本日の新聞にもですね、県議会のほうで議会終了後に今年度をもちまして勇退される方に議員がポケットマネーでお金を出し合って、花を贈ったというような記事も載っております。

本市においても菊という産業がございます。先日、菊農家の方とお話をしましたら、私、農家はあまり影響ないのかなと思ってましたけども、やはり今回のこのコロナウィルスの件でですね、かなり農家も厳しい状況だというような話も聞いております。

お彼岸前だったんですけども、彼岸までは何とかお花の動きもあるんじゃないかと、彼岸後はかなり落ち込むんじゃないかということが予想されているというようなお話も伺っております。

今回、こういった県庁では取組をしているということで、本市においてはまたそういった産業でございますので、金銭的な補助もですけども、こういったお手伝いもできるかなっていうのがありますが、本市ではそういった支援っていうのは考えておりませんか。庁内に花を置くとかですね、計画はしてないのか教えてください。

○原田博明農政課長 農家の方々にもですね、今の現状を確認していろいろと聞いております。

花農家の方々、今のところは直接影響はないけれども、今、議員が言われましたとおり、今後影響が出てくるんじゃないかというような心配をしております。現在、花のそういった県が取り組んでいるというような取組については、まだ直接行動には起こしてませんが、そういったところも検討していきたいと思っております。

また、果樹のほうでですね、今、出荷しているタンカン、それからデコポンの大将季ですね、こういった果樹類については、庁内にもお買い求めいただけるような案内もしてですね、援助をしているところでございます。

○11番永野慶一郎議員 いろんな支援の方法があると思うんですけども、私、予算委員会のほうでもですね、飲食業が特に、通常であれば3月送別会とかですね、4月になれば歓迎会とか、そういったいろんな宴会等があって、一番の稼ぎどきだということなんですけども、今回この一番の稼ぎどきのこの時期にですね、皆さん自粛ということで宴会等も取りやめになっていると。対前年度の売上げとすると半分以下の落ち込みだということもかなりあるとお聞きしております。

そういった中で、私などの議員もなんですけども、そういったところに一堂に会して宴会を催すというのは、ちょっとこの御時世控えるべきかなと思うんですけども、できることといえばテイクアウトで何かそっからですね、お店からオードブルやら取って、皆さんで少なからずとも飲食店にお金を落とすことができると思うんですけども、ごめんなさい、市役所の職員ばかりに押しつけるわけではないんですけど、これ皆さんだと思うんですけども、まずはそういった対応をしていかないといけないと思うんですけども、市長の号令でですね、そういった今のこの局面をみんなで乗り越えようというような音頭を取っていただきたい。もう取ってるかもしれないんですけども、そういったお考えはないのかだけお聞かせください。

○前田祝成市長 ただいま議員からございましたように、本当に、特に現金商売の飲食とかですね、宿泊関係は非常にやっぱりそういう影響が出るのが早いというような状況がございまして、先般も商工会議所、金融機関と水産商工課、そして私も含めて協議をしたんですけども、その辺りに対する、まずは経済対策を早目に動き出そうということをしております。

今、議員からありましたように、実際ですね、そういった阿久根市でしたかね、お昼のテイクアウトを、弁当ですかね、市内の業者にというような動きもございましたし、先ほどありましたように県議会のほうで花束をとということでございました。

その辺りについてはですね、ぜひ職員のほうからもどんどんどんどんそういう意見が出てきて



ですね、盛り上げるということは非常に重要かと思しますので、その辺りについては私もしっかりと動機づけをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

その辺りをやることによってですね、またその枕崎の一体感というのが出てこようかと思しますので、ぜひ私のほうからも発信をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**○6番城森史明議員** 先ほど、市長が明日までに市民のイベントやら行動に関して、指針なり要請なり出すということでしたが、具体的にはどのように考えているんですかね。

**○前田祝成市長** 行動に関してはですね、本当にこれまでも学校関係あるいはイベントあるいは行事についてはですね、自粛要請という形で、御協力ということで出しております。

具体的にですね、次のアクションをどうするかというのは、本当にこの午後からちょっと各関連部門と話をしてですね、決めたいと思っております。

学校についてはですね、4月からは基本的には平常に戻したいというふうな考えであります。ただ、その中でもですね、いろんな注意事項があるかと思っておりますので、その辺りについてはしっかりと共有して、それを発信していくということになろうかと思っております。

あと、そのイベントあるいは事業に関しましてはですね、やはりその一つ一つの事業の中身を細かく精査してですね、一つ一つ方向性を決めていかないといけないということで、今各課のほうにですね、ゴールデンウイークまでのイベントは何があるのかと、事業は何があるのかというのは項目を出させております。その判断をこれから午後やっていきますので、その辺りで大きなイベント、あるいは市民の皆さんに直接影響のあるイベント、その辺りのことは示したいと思っております。

てげてげ広場とかですね、その辺りについてはですね、今中止しております、ただ高齢者の閉じ籠もりっていうかですね、っていうふうな逆のマイナス面も出てきているというような報告も受けておりますので、その辺りも細かく協議をした上でですね、やっていこうというふうに思っております。

大きなイベントで申し上げますと、もう既に決まっているのが、こどもの日かつおまつりが中止という決定をさせていただいております。

それ以外でもですね、やはり市民の皆さんに直接影響のあるようなものについては、先ほど申し上げましたとおり、繰り返しになりますが、一つ一つ午後の対策会議の中で決めてお示しいというふうに思っております。

**○6番城森史明議員** 市の開催するイベントについては大体理解できたんですが、例えば市民の身近なところである公民館活動におけるイベント、春ですから結構私たちの宝寿庵区でも花見敬老会やらグラウンドゴルフ大会等を開催するところが多いんです。

そういう意味で、そのときに一番迷うケースがあるんですが、例えばグラウンドゴルフは屋外でするからいいんじゃないとか、花見の懇親会は部屋の中でするのでやめようとかですね。

ですから、その辺のところに対して市の考え方、要請、一つの方向性を出してもらったら非常に助かるんですが、その辺については何かその午後からの会議ではどう考えてるんですか。

**○前田祝成市長** まさに今ございました屋外でのいろんなグラウンドゴルフとかですね、いろんなスポーツとかっていうものもあります。そして、今おっしゃられた屋内での、まさに国が示している3つの条件が同時に発生したときにはっていうようなあの辺りがですね、やっぱり指針の一つになろうかというふうに思います。その辺りも午後の話の中でですね、全て一つ一つ当たっていくことになろうかと思っております。

今、おっしゃられたグラウンドゴルフであるとかですね、屋外であるもの、あるいは4月は公民館の運動会とかもかなり予定されていると思っておりますので、その辺りについてもある程度の方向性をお示ししないといけないのかなというふうに思っているところです。

そこもまた検討させていただき、示させていただきたいというふうに思います。

**○6番城森史明議員** 現状を考えると、やっぱり東京なんかでも感染経路の不明な感染者が発生したということですね、幸いなことに鹿児島県はまだ発生しておりませんが、やはりそういう感染経路の不明なところがあるという、やっぱり非常に不安があって、そのためにやはり一番そういう感染を出さないということが最大の目的だと思うんで、そういう公民館の活動とか、その辺も含めて市からですね、ちょっと要請とか方針とか出していただければ助かります。要望し

ておきます。

○12番東君子議員 行政がいろいろやってくさってもですね、最後は自身の免疫力だと思っ  
るんですね、病気に打ち勝つ力。子供たちもですね、家に閉じ籠もることが、今、高齢者の方も家  
に閉じ籠もることが多くなってしまっうんですけれども、そのときにですね、やはり晴れた日は  
30分は外に出て日光をよく浴びてくださいとか、あとはもう子供たちに関しては、やっぱりス  
マホとかゲーム、そちらのほうに集中していかないように、そうなるとリズムが変わってしまっ  
て、夜、目がぎらぎらしてしまって寝れなくなったりとか、そういうのでまたサイクルが変わっ  
てくると思っうんですね。

共働きの夫婦が増えてますが、やっぱり御飯を作るのに、今までだったら学校に行ってくれた  
ら給食、しっかりした御飯が昼1回だけは食べれたのが、それがちょっとおろそかになったり、  
そういうことが繰り返される中で、外に出たら菌にかかるっていうことが家にいる時間が長くな  
って、体力が弱って、それでまた簡単に菌にかかってしまっうということもあるので、市としても  
ですね、家にいても簡単にできる運動、そういうのもやっってくださいとか、日に浴びてくださ  
い、御飯をしっかり食べてよく寝れるようにしてございっうふうに住生活のリズム、そういうの  
も発信していただいたらいいいんじゃないかなと思っいます。

何日か前に、鹿児島市のほうの女性議員とお話をしたんですけど、その方は海外に行ったとき  
に、皆さんがデング熱にかかる中、自分がかかんなかったみたいな感じですね……。

○中原重信議長 東議員、質疑をしてございさい。

○12番東君子議員 すみません、申し訳ないです。

それで、枕崎市もですね、ぜひ市民の方に対して運動をよくして健康管理をするように発信を  
してございさい。よろしくお願いいたします。失礼をいたしました。

○中原重信議長 ほかにありませんか。

○5番禰占通男議員 資料も出ていますこの放課後児童クラブ、これに100名程度、毎日参加し  
ているんですけれども、参加できない方の昼食の状況、家族構成でいろいろ変わってくると思っ  
うんですけど昼食の状況というの把握できているんですかね。

○豊留信一給食センター所長 休業期間中はですね、給食の提供はしてないところござい  
ます。

○5番禰占通男議員 学童保育は朝から受け入れるちことで、今、これが補正になってるわけ  
でしょう。これに参加できない、家族が共働き、独り親家庭もあるだろうけど、そういう方々の昼  
食の状況、実態は把握できていたんですかちゅうことです。

○丸山屋敏教育長 先ほど、学校に来る生徒38名と言いましたけども、この子たちはですね、  
3時過ぎまで学校におりまして、それで弁当を持って来て食べて、帰るという生活をして  
います。

○5番禰占通男議員 前から言われてるんだけど、朝食は食べて来ない、今ほとんどの小学校も  
中学校もだと思っうんだけど、そういう児童も多いっていうことも議会でも言われてるんだ  
けど、そういう中で弁当を持って来ればいいけど間に合わない。そして児童クラブに行け  
ない。

今、参加してる方が100名程度でしょう、資料によると、毎日。その分の残りの方の家族構成  
によるかもしれないけど、昼食はどうなっったのち、そこを聞きたかったの。

○豊留信一保健体育課長 休業中については、家庭で子供を見るというのが基本だと思  
います。そして、児童クラブに行かれる子供、それから学校でお預かりする子供、あると思  
いますが、それぞれ子供の御家庭で、お昼については御提供をしていただくと  
いうことになるかと思っいます。

状況については、学校のほうは今、教育長がおっしゃっったように弁当を持ってき  
たりしているの把握できておりますけれども、家庭内とか児童クラブについてはこちら  
ではちょっと把握はしてないです。

○5番禰占通男議員 防災でもいろんなものを備蓄しているんですけど、私は今回の  
件は防災の備蓄品でも全部行き渡るか分からないけど、そういうのも利用可能かな  
と1人で考えてたんだけど、簡単に言えばこういう事態があると、どうせ消費期限  
があるわけだから、そういうのも考えて早めに排出するなり、そういうことも  
私はこの本部が設置されたということであっったときに一番最初に思っ  
たんですけど、そういう緊急事態に対しての備蓄品の排出、使用ちゅうのは  
どう考えているんですか。

○本田親行総務課長 災害時におけます食料の備蓄については、乾パン  
でありますとかそういう

ことを年次的にそろえていってるわけですがけれども、避難者想定も200名程度ということで、それに見合った備蓄をしております。

消費期限が当然来るものもございますけれども、各児童生徒、中学校は全員が家庭に、小学校も高学年については家庭におりますので、当然そこまでに行き渡る分はございませんし、またこういうときであっても災害もいつ発生するか分からないわけですので、備蓄品で対応するという事は不可能だと考えております。

**○5番 禰占通男議員** 3月議会の当初、2月20日頃のお知らせ版でも知らせたということで、そのときでのお知らせ版にも対策本部の設置ということは載ってないんですけど、議会があつてホームページを開いたら対策本部を設置しました。それと、夕べ私のところにはお知らせ版が回ってきたんですけど、健康センターが対策本部になってると、電話番号も書いてあるんですけどね。これについての問合せなんかはないんですか、今回のこのコロナウイルスに対しての問合せとか。

当初は、各自、加世田保健所のほうに問い合わせしてくれという行政からの答弁もありましたけど、どうなんですか。

**○田中義文健康課長** おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症に関する本市の窓口といたしましては、健康課ということで広報紙に掲載したところでございます。その関係で、健康センターのほうに問合せというのは数件は来ているようですが、内容につきましてもいろいろな項目にわたるものですから、今はそういう記録はするようにはしているところでございます。そのような状況でございます。

**○5番 禰占通男議員** 今回は初めてのことというか、こういう大ごとになったんだけど、対策本部を設置しました。もうこれは、その時々自然災害で設置場所が変わってくると思うんですけど、やはりそういったところを一番最初、市民に連絡先というのを明示することが必要ではないかなと、今回のお知らせ版を見てつくづく思うところでした。今後の課題として要望しておきます。

それとですね、今、市長もおっしゃいましたけど、今日、明日中の本部の対応で小学校の開催、今日の新聞によると、枕崎市とあと一つぐらいどこかまだ決まってない。

あと、4月6日から開校するという事を報じられていますが、それに条件として体温測定というのがありますよね、朝出校するときに体温測定をしてきなさいと。これで十分なのかという疑問も残りますが、このサーモグラフィーちゅうのは枕崎は持っているとか、備品とかあるんですかね、体温計を使わないで測定できるもの。

**○田中義文健康課長** サーマグラフィーというのは、本市にはないかと思えます。医療機関等に行きますと、ぴっと出る、瞬間に体温が表示されるものがございますが、それは健康センターのほうにはございます。

**○5番 禰占通男議員** 急々に用立てるちゅうことは無理かもしれませんが、今後はそういう対策も必要ではないんですか、設置の。

**○田中義文健康課長** ただいま議員から御要望のありましたサーモグラフィーの設置ということにつきましては、今まだ検討していないところでございますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

**○中原重信議長** 次に、豊留議員。

**○14番 豊留榮子議員** 児童クラブの件なんですけれども、今100人程度の利用者がいるんですかね、今回この300万の補助がついて、これを各7園あると50万ずつですよ、これは何に使うようにあれするんですか。

今、行っている児童クラブを利用してる子供たちがいらっしゃいますよね、この子供たちの利用料っていうのは今どのくらいなのでしょう。それと、職員も増やさないとはいけませんから、そういうことに使うんだらうと思うんですけども、この利用料分かりますか。

**○山口英雄福祉課長** 今回の児童クラブ設置育成事業委託の関係でございまして、予算書の説明資料にもありますとおり、この児童クラブに関する部分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、通常は児童クラブは学校が終わった後、開所をしているわけですがけれども、今回の場合には学校が臨時休業になりましたので、臨時休業の日に午前中から児童受入れのために児童クラブを開けている場合の追加的な経費、追加として必要な経費を事業所に対し

て支援するというものでございます。この経費につきましては、その開所に必要な経費分、それからその臨時的に開所する場合の人材確保に関する経費、そういったものがこの助成対象というふうになっております。

この小学校の臨時休業に伴います児童クラブの開始時間、利用に関しましては、その必要経費は全額国が見るというふうになっておりますので、その部分についての保護者の負担というのはありません。

**○14番豊留榮子議員** 利用料負担はないということなんですね、国が全部見る。でも、以前聞いたのは、子供たちを児童クラブにやりたいんだけど、ちょっと高くて行かせられないという声を聞いてたもんですから。そしたら、何でみんな児童クラブに行かないのかな、学校のほうに、家に閉じ籠もっていて、学校に行ける子は学校に行ってるんだと思いますけど、まだ行っていない子供たちも家にいると思うんですね。

そういう子供たちの対処方法というのは、国が補助してくれるんだったら、もうちょっと受入れというか、そういう体制を取ってもいいんじゃないかなと思うんですけど、お昼も出るんですね、これも無料でしょうか。

そうなってくると、以前から児童クラブを利用している子供たちも補助されるんですか。それはどうなんですか。

**○山口英雄福祉課長** 今回の国が全額経費を見るというのは、その小学校が臨時休業した場合に追加的に開けている時間の部分の経費については、国が全額見るということでございまして、これまでの通常の放課後児童クラブの利用につきましては、今までと全然取扱いは変わりませんので、当然、利用者負担はございます。

**○14番豊留榮子議員** ちょっとこれ不公平になってくるかなと思うんですが、給食はどうなりますか。給食も全部国が見てくれるということでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 昼食につきましては、弁当を持参して来ていただいております。

**○14番豊留榮子議員** 教育長、どうでしょうか。この学校にいる子供たちですね、何人か来ていらっしゃるということですけども、そういう子供たちも弁当持参で先生たちと会えていいことだと思うんですけども、この児童クラブにお願いしたほうが何かよさそうな気がするんですけど、その点はどうなんですか。

**○丸山屋敏教育長** 当初ですね、学校のほうで、誰か保護者のほうで面倒を見れますか、あるいは学童ですかということいろいろアンケートを取ったんですね。そしたらですね、保護者が見れる、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが見れる、親族が見れるという方をずっと除いていたんですね。それとあと残ったところが児童クラブとあるいは誰も見れないところだったんです。

ところがですね、児童クラブは当初から予約といいますか、そういう人でないと新たに受入れは困難ですと、つまりそれはスペースの問題もあり、人員の問題もあったんだろうと思うんですね。

そこで、小学校4年生までは受けてもらえませんかということで、私たちはお願いしたわけです。そして、5年生、6年生で当初児童クラブに通っている児童も自宅で過ごす方法でお願いしますと、それでもなおかつ誰も見れない子供がおりましたら、学校を施設として開放しますよということで38名来たわけです。その38名については、先ほども申し上げましたけれども、弁当を持参してくださいねということでお願いをして、今、現状に至っているところです。

**○中原重信議長** ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○中原重信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第2号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第1回定例会を閉会いたします。

午前11時8分 閉会

# 一般質問の要旨

令和2年 第1回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①立石 幸徳	災害対策について	1 気候変動により、近年の台風や豪雨災害は激甚化しているが、本市においては被害想定の見直しはなされているのか（ハザードマップ、防波堤の設計など）	市 長 課 長
	財政運営について	1 地方交付税の新たな歳出枠「地域社会再生事業費（仮称）」の活用について  2 会計年度任用職員の地方財政措置について  3 国保会計の「歳入欠陥補填収入」の対応について	市 長 課 長
	地方創生について	1 第1期枕崎市地方創生事業の総事業費と交付金は幾らか  2 第2期枕崎市地方創生事業で、本市が目指している5年後のあるべき姿について  3 地域電力推進事業について	市 長 課 長
	水産振興について	1 カツオの好漁場であるミクロネシア海域を将来にわたって確保するため、周辺島嶼国との親善交流がなされるよう国県に働きかけるべきである。本市の見解は  2 白沢津港のしゅんせつ事業について	市 長 課 長
②眞茅 弘美	生活困窮者の現状と支援について	1 本市の生活困窮者の基準があるのか。相談窓口と相談件数は  2 相談者の家庭状況や相談内容は	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③城森 史明	本市の基幹作物であるカンショの基腐病について	<p>3 健康面、生活面、経済面など複合的な課題を抱えている生活困窮者への支援は</p> <p>4 潜在的困窮者の早期把握に努めているのか。庁内連携はどのように行われているのか</p> <p>5 税金等の滞納や水道料金等の対応は</p> <p>1 本市の栽培面積と被害の状況は</p> <p>2 被害の多い他市と比べた本市の現状は</p> <p>3 発生原因とその対策は</p> <p>4 かんしょ生産性向上緊急支援事業の申込み状況は</p>	市 長 課 長
	中学校教育について	<p>1 昨年の市民と市議会との意見交換会で、本市の中学校の在り方について様々な意見が出た。小中連携教育の長所はあるだろうが、部活の数が少ないなど短所もある。中学校の在り方や適正規模について、市民の声を聞くアンケート等を行う考えはないのか</p> <p>2 小規模校では子供たちの好きな部活が選べないとの声を聞く。部活動の在り方についてどのように考えているのか</p> <p>3 南薩地区の公立高校の出願者数は、ほとんど募集定員を下回っており、学力向上等教育的に大きな問題である</p> <p>(1) 過去5年間における中学校卒業者の公立高校と私立高校への入学者数の推移はどうなっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	J R 指宿枕崎線について	<p>(2) このような現状では生徒の学力向上への意欲の低下が予想されるが、中学校においてはどのように対応しているのか</p> <p>1 J R 指宿枕崎線の利用客の増加を目的として、今年度本市は小学生等への運賃助成制度を創設したが、どのような状況か</p> <p>2 枕崎駅は「本土最南端の始発・終着駅」であり、枕崎の魅力の一つになっている。J R九州へ様々な陳情をしていると聞いているが、指宿枕崎線存続のためには指宿市や南九州市と連携し、地域住民と一体となって利用客を増やす努力が必要と思うが、どのように考えているのか</p>	市 長 課 長
	償却資産について	<p>1 税額の算出方法は</p> <p>2 5年遡及課税を実施すれば産業の衰退につながらないか</p> <p>3 農業や製造業等の地場産業、商業等の小規模事業者の事業意欲を増進させるわがまち特例で対応する考えはないのか</p>	市 長 課 長
④永野慶一郎	第1期枕崎市地方創生総合戦略の結果検証について	<p>1 新年度から第2期枕崎市地方創生総合戦略がスタートするが、市長は第1期の結果をどのように受け止めているのか</p> <p>(1) 枕崎で安定した雇用を創出する 基本目標に「地場産業の活性化を促すことにより、地域に密着した雇用創出数を増やします」とあるが、どのような事業を実施し、どのような成果があったのか</p> <p>(2) 枕崎への新しい人の流れをつくる 基本目標に「都市部等からの転入者数を増やします」とあるが、どのような事業を実施し、どの</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤上迫 正幸		<p>ような成果があったのか</p> <p>(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本目標に「枕崎市で子どもを産み育てたいと思う市民の割合を高めます」とあるが、どのような事業を実施し、どのような成果があったのか</p> <p>(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 基本目標に「枕崎市に住み続けたいと思う市民の割合を高めます」とあるが、どのような事業を実施し、どのような成果があったのか</p> <p>2 第2期では、第1期の結果をもとにどのような特徴ある戦略を策定するのか</p>	市 長 教育長 課 長
	<p>食品ロスについて</p> <p>学校給食について</p>	<p>1 食品ロスについての市長の考えは</p> <p>2 本市の取組は</p> <p>3 その取組による成果は</p> <p>4 学校給食での食べ残しの状況は</p> <p>5 食べ残しを減らす取組は</p> <p>1 食材の調達方法は</p> <p>2 地産地消の考え方は</p> <p>3 本市の食育への取組は</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	生産者への補助について	1 今期は暖冬で野菜を出荷しても二束三文の値段だが、何らかの補助はないのか	市 長 課 長
	カンショの基腐病について	1 市内の発生地域はどこまでか  2 今後の病気対策は	市 長 課 長
⑥禰占 通男	業務改善について	1 業務改革、改善計画はどのようになされているのか  2 進行中の改善活動は何があるのか  3 各種事業計画の作成について、意見の反映はどのようになされているのか  4 職員提案制度はどのようになっているのか	市 長 課 長
	地域振興について	1 地域経済の活性化と中小企業の振興対策についての考えは	市 長 課 長
⑦豊留 榮子	国民健康保険について	1 国が、2018年度から導入した国保の都道府県単位化により、国は自治体に対して連続値上げの圧力をかけているが、本市は引上げに進むのか、それとも本来の地方自治にのっとり住民の福祉増進のため国保税の引下げを目指すのか  2 国は、自治体の法定外繰入れに対して新たなペナルティーをつけるとしているが、本市は法定外繰入れを続行していくのか  3 全国では自治体による国保税の独自減免が広がっているが、本市も行う考えはないのか	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="360 439 549 510">後期高齢者医療について</p> <p data-bbox="360 712 549 784">介護保険について</p> <p data-bbox="360 1346 549 1417">子育て支援について</p>	<p data-bbox="564 237 1291 309">4 国保税の高校生以下の均等割を廃止するか、軽減措置をすべきではないのか</p> <p data-bbox="564 439 1291 584">1 後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定されている。既に鹿児島県後期高齢者医療広域連合では条例改正がされたが、本市独自の軽減措置をする考えはないのか</p> <p data-bbox="564 712 1291 943">1 介護サービスの利用料を原則1割負担から2割負担へ引き上げようとしている。また、ケアプラン作成の有料化や、さらに要支援1・2に続いて、要介護1・2の生活援助が保険給付から外され地域支援事業に移行しようとしているが、本市はどのように考えるのか</p> <p data-bbox="564 1032 1291 1223">2 現在の介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料や利用料に跳ね返るという矛盾を抱えている。国庫負担の引上げを求めて、安心できる制度にするよう国へ要望すべきではないか</p> <p data-bbox="564 1346 1291 1458">1 国は、保育所に支出される公費の基準となる公定価格を引下げ、予算削減を行おうとしているが保育所への影響は</p> <p data-bbox="564 1547 1291 1693">2 昨年10月から始まった幼児教育・保育の無償化と引換えに給食費が自己負担となり、保護者は無償化の実感がないと言うが、給食費を無償化する考えはないのか</p>	<p data-bbox="1307 439 1410 551">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1307 712 1410 824">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1307 1346 1410 1458">市 長 副市長 課 長</p>
⑧清水 和弘	塔切地区裁判問題について	<p data-bbox="564 1821 1291 1892">1 裁判、調停に要した担当職員の労働時間と総費用額について</p> <p data-bbox="564 1982 1291 2007">2 調停に持ち込んだ理由と不成立になった理由は</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	枕崎市地方創生総合戦略について	<p>3 相手方が赤線、青線の地籍図による面積に納得しない理由と今後の対応について</p> <p>4 国土交通省の今までの警告内容について</p> <p>1 第1期枕崎市地方創生総合戦略に対する反省点、やり残し継続すべき計画は全体の何パーセントか</p> <p>2 地方創生の取組は、短期的な成果が表れにくくある理由について、市職員の意識の低さが原因と考える。職員の意識改革が必要と思うがどうか</p> <p>3 市職員に対するPDCA・KPI・SDGs研修後の状況について</p> <p>4 新規雇用件数の増加と新卒者の地元就職率の増加の内容、就業先の職種等について</p> <p>5 起業者や既存事業者の事業拡大や新分野進出は3件となっている。事実内容、規模、就業者数について</p> <p>6 「移住・交流推進支援事業を始めとする移住・定住支援」の具体的な取組について</p> <p>7 福岡県の百貨店とのアンバサダー契約による効果について</p> <p>8 移住支援事業など継続して取り組むほか、地域資源を磨き、付加価値を持った新たな魅力を創出し、枕崎への人の流れをつくるための具体的対策は</p> <p>9 本市経済発展のためにも産官学連携して地方創生総合戦略に取り組むべきと考える。結果として、新規産業が生まれ新規雇用、活性化につながると思う</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑨東 君子	成人式について	<p>がどうか</p> <p>1 現在の成人式の取組状況は</p> <p>2 成人年齢が2022年4月から18歳に引き下げられるが、今後の成人式の開催方法はどのように考えているのか</p>	市 長 教育長 課 長
	児童虐待について	<p>1 鹿児島県内、本市の虐待の状況は現在どうなっているのか</p> <p>2 虐待を受けた子供のその後はどうなるのか</p> <p>3 未来ある子供たちのために市でできることとは何か</p>	市 長 課 長
	子供の教育について	<p>1 まくらざき家庭教育手帳で発信していることとは</p> <p>2 子供たちの心の悩みをサポートする取組について</p>	市 長 教育長 課 長
⑩沖園 強	不当要求行為について	<p>1 不当要求行為とは、どのような行為を指すのか</p> <p>2 不当要求行為と思われる事例はないのか</p> <p>3 枕崎市不当要求行為等の対策に関する要綱では市民に対して、直接、法的な効果（拘束力）がないと考えるが、当局の見解は</p> <p>4 不当要求行為等防止条例を制定する考えはないのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	環境行政について	1 ヤンバルトサカヤスデについて具体的対策はないのか  2 ごみの収集・運搬体制と中継施設の具体的検討とは何か  3 (仮称)南薩地区新クリーンセンターの負担金問題についてどのようなスタンス(主張)で協議に臨んでいるのか	市 長 課 長
	償却資産について	1 申告滞滞に対する不服申立ての実態は  2 近隣自治体の申告滞滞の取組に対する協議の進展は  3 9月議会での納税者への再配分策を検討するとの答弁は新年度予算に反映されているのか	市 長 課 長
	公有財産について	1 塩漬け地になっている公有財産についての見解は	市 長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長          中 原 重 信

枕崎市議会議員          禰 占 通 男

枕崎市議会議員          下 竹 芳 郎